

平成21年 3月 2日  
午前10時00分開会  
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（18名）

1番	堀岡敏喜	2番	炭竈ふく代
3番	山口敏子	4番	小坂井実
5番	佐藤高 清	6番	佐藤博
7番	武田正樹	8番	立松新治
9番	山本芳照	10番	杉浦敏
11番	安井光子	12番	三宮十五郎
13番	渡邊昶	14番	伊藤正信
15番	三浦義美	16番	中山金一
17番	黒宮喜四美	18番	大原功

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

13番	渡邊昶	14番	伊藤正信
-----	-----	-----	------

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（32名）

市 長	服部彰文	副 市 長	加藤恒夫
教 育 長	大木博雄	総 務 部 長	下里博昭
民生部長兼 福祉事務所長	平野雄二	開 発 部 長	早川誠
十四山支所長	横井昌明	会 計 管 理 者 長 兼 会 計 課 長	村上勝美
総 務 部 次 長 兼 税 務 課 長	若山孝司	民 生 部 次 長 兼 環 境 課 長	久野一美
開 発 部 次 長 兼 都 市 計 画 課 長	伊藤敏之	教 育 部 次 長	高橋忠
監 査 委 員 事 務 局 長	加藤重幸	総 務 課 長	佐藤勝義
人事秘書課長	村瀬美樹	企 画 政 策 課 長	伊藤邦夫
防災安全課長	服部正治	市 民 課 長	山田進
保険年金課長	佐野隆	健 康 推 進 課 長	渡辺安彦
福 祉 課 長	前野幸代	介 護 高 齡 課 長	佐野隆
児 童 課 長	山田英夫	総 合 福 祉 セ ン タ ー 所 長	伊藤薫
十四山総合福祉 センター所長	鯖戸善弘	農 政 課 長	石川敏彦

商工労政課長	服部保巳	土木課長	三輪眞士
下水道課長	橋村正則	教育課長	服部忠昭
社会教育課長	水野進	図書館長	伊藤秀泰

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	佐藤忠	書記	柴田寿文
書記	岩田繁樹		

6. 議事日程

- |       |  |
|-------|--|
| 日程第1  | 会議録署名議員の指名                               |
| 日程第2  | 会期の決定                                    |
| 日程第3  | 諸般の報告                                    |
| 日程第4  | 議案第1号 平成21年度弥富市一般会計予算                    |
| 日程第5  | 議案第2号 平成21年度弥富市国民健康保険特別会計予算              |
| 日程第6  | 議案第3号 平成21年度弥富市老人保健特別会計予算                |
| 日程第7  | 議案第4号 平成21年度弥富市土地取得特別会計予算                |
| 日程第8  | 議案第5号 平成21年度弥富市農業集落排水事業特別会計予算            |
| 日程第9  | 議案第6号 平成21年度弥富市介護保険特別会計予算                |
| 日程第10 | 議案第7号 平成21年度弥富市公共下水道事業特別会計予算             |
| 日程第11 | 議案第8号 平成21年度弥富市後期高齢者医療特別会計予算             |
| 日程第12 | 議案第9号 弥富市個人情報保護条例の一部改正について               |
| 日程第13 | 議案第10号 弥富市行政財産目的外使用料条例の制定について            |
| 日程第14 | 議案第11号 弥富市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の制定について  |
| 日程第15 | 議案第12号 弥富市公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正について   |
| 日程第16 | 議案第13号 弥富市職員の給与に関する条例等の一部改正について          |
| 日程第17 | 議案第14号 愛知県市町村職員退職手当組合理約の変更について           |
| 日程第18 | 議案第15号 弥富市男女共同参画推進条例の制定について              |
| 日程第19 | 議案第16号 弥富市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について |
| 日程第20 | 議案第17号 弥富市福祉事務所設置条例の一部改正について             |
| 日程第21 | 議案第18号 弥富市児童厚生施設条例の一部改正について              |
| 日程第22 | 議案第19号 弥富市児童クラブ設置条例の一部改正について             |
| 日程第23 | 議案第20号 弥富市子育て支援センター条例の一部改正について           |

- 日程第24 議案第21号 弥富市遺児手当支給条例の一部改正について
- 日程第25 議案第22号 弥富市国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第26 議案第23号 弥富市介護保険条例の一部改正について
- 日程第27 議案第24号 弥富市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について
- 日程第28 議案第25号 弥富市運動広場条例の一部改正について
- 日程第29 議案第26号 弥富市企業立地の促進に関する条例の一部改正について
- 日程第30 議案第27号 弥富市汚水処理施設条例の一部改正について
- 日程第31 議案第28号 弥富市下水道条例の制定について
- 日程第32 議案第29号 海部南部水道企業団規約の変更について
- 日程第33 議案第30号 市道の廃止について
- 日程第34 議案第31号 市道の認定について
- 日程第35 議案第32号 平成20年度弥富市一般会計補正予算（第7号）
- 日程第36 議案第33号 平成20年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第37 議案第34号 平成20年度弥富市老人保健特別会計補正予算（第2号）
- 日程第38 議案第35号 平成20年度弥富市土地取得特別会計補正予算（第2号）
- 日程第39 議案第36号 平成20年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第40 議案第37号 平成20年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第41 議案第38号 平成20年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第42 議案第39号 平成20年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第43 議案第40号 平成20年度弥富市一般会計補正予算（第8号）

~~~~~

午前10時06分 開会

議長（黒宮喜四美君） ただいまより平成21年第1回弥富市議会定例会を開会します。  
これより会議に入ります。

~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（黒宮喜四美君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。  
会議規則第81条の規定により、渡邊昶議員と伊藤正信議員を指名します。

~~~~~

日程第2 会期の決定

議長（黒宮喜四美君） 日程第2、会期の決定を議題とします。  
お諮りします。  
第1回弥富市議会定例会の会期を、本日から23日までの22日間としたいと思いますが、御  
意義ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（黒宮喜四美君） 御異議なしと認めます。  
よって、会期は、本日から23日までの22日間と決定しました。

~~~~~

日程第3 諸般の報告

議長（黒宮喜四美君） 日程第3、諸般の報告をします。  
地方自治法の規定により、監査委員から例月出納検査及び定期監査の結果報告書が、海部  
津島土地開発公社から平成21年度事業計画にかかる書類が提出され、その写しを各位のお手  
元に配布してありますので、よろしく願います。  
以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~

- 日程第4 議案第1号 平成21年度弥富市一般会計予算
- 日程第5 議案第2号 平成21年度弥富市国民健康保険特別会計予算
- 日程第6 議案第3号 平成21年度弥富市老人保健特別会計予算
- 日程第7 議案第4号 平成21年度弥富市土地取得特別会計予算
- 日程第8 議案第5号 平成21年度弥富市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第9 議案第6号 平成21年度弥富市介護保険特別会計予算
- 日程第10 議案第7号 平成21年度弥富市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第11 議案第8号 平成21年度弥富市後期高齢者医療特別会計予算

議長（黒宮喜四美君） この際、日程第4、議案第1号から日程第11、議案第8号まで、以上8件を一括議題といたします。

服部市長に、平成21年度予算編成に伴い、施政方針の説明を求めます。

服部市長。

市長（服部彰文君） 議員の皆さん、おはようございます。

平成21年第1回弥富市議会定例会に当たり、御審議いただきます諸議案の説明に先立ち、平成21年度の市政運営に対する基本方針と、予算の大綱について御説明を申し上げ、市議会議員の皆様並びに市民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

昨年の後半以降から続いた原油・諸物価の高騰は、一部に落ちつきも見られますが、戦後最大といわれる経済不況の影響は製造業全体に及び、深刻な雇用問題をも引き起こしています。加えて、アメリカの大手証券会社の経営破綻に伴う金融不安や、株式・為替市場の変動などから、今後景気がさらに下振れし、愛知県財政にも大きな影響を及ぼすことが想定されており、財源不足による公共事業や補助金のカットにより、本市にもさまざまな影響があるものと懸念しております。

本市は、幸いにして、昨年、世界最大の家具小売店「イケアグループ」の弥富配送センターが運用を開始いたしました。本年8月には、川崎重工業株式会社の新型飛行機製造工場の竣工が予定されるとともに、鍋田ふ頭コンテナバース新規着工が決定されるなど、港を核とした独自の産業基盤が確立しつつあります。

そうした状況の中、私も市長に就任して3年目を迎え、新年度の予算編成や、第1次総合計画、都市計画マスタープランの推進のためには、持続可能な自治体運営を行える財政基盤をつくるのが、弥富市の発展にとって急務であるとの思いを改めて強くしており、企業の進出効果を港湾整備計画や、まちづくりに生かすことをあわせ、地場産業の振興にも力を注ぎ、活性化を目指してまいります。

さて、本年度からスタートする第1次総合計画、都市計画マスタープランに基づき、弥富市のまちづくりがいよいよ始まります。

私は、施政の取り組みは三つの柱を基本方針として推進してまいります。

まず一つ目は、行政改革の推進であります。

参画と共同による新しい時代への対応と、財政健全化を図ることを目指し、66項目からなる集中改革プラン改訂版を昨年12月に策定いたしました。新たな行政サービスの創造、行政サービスの再構築を目指して、総合的な施策を展開してまいります。

二つ目は安全・安心なまちづくりであります。

災害に強いまちづくりの取り組みにつきましては、防災活動の拠点となる広場の整備や、小・中学校の耐震化事業を進めてまいります。

また、すべての人がより便利に安心して生活できるまちを目指し、地域ぐるみの安全確保に向けた取り組みを一層進めるとともに、バリアフリー化の推進や、情報通信網の基盤整備に努めてまいります。

三つ目は環境基盤整備であります。

私たちのふるさとに育つ子供たちがすくすくと育ち、夢と希望を描くことができることを最重要課題の一つとしてとらえ、勉学に励むことができる環境整備に力を注ぐとともに、少子化対策・子育て支援に取り組んでまいります。

また、都市基盤の整備につきましては、快適で衛生的な生活を支える下水道の整備や、市民生活、社会経済活動を支える道路ネットワークの整備に努めてまいります。

それでは平成21年度予算の大綱について述べさせていただきます。

議案第1号平成21年度弥富市一般会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を136億5,000万円、前年度対比7.4%の増と、前年を9億4,000万円上回る予算規模となり、第1次総合計画、弥富新時代への針路「みんなでつくる きらめく弥富 自然と都市が調和する元気交流空間」の将来像に基づき、着実な進展を図るため各分野において積極的に予算を配分いたしました。

歳入の主なものにつきまして御説明を申し上げます。

市税は、市民税、固定資産税、ともに堅調に推移しておりましたが、昨年からの景気後退の影響を受け、法人市民税は大きく落ち込み、前年度対比47.9%減の3億2,350万円、市税全体では、前年度対比0.4%減の71億8,496万3,000円、歳入全体の52.6%を占めております。ほかに、地方消費税交付金4億6,600万円、地方交付税4億6,800万円、国県支出金17億3,689万2,000円であります。

また、歳出の諸事業の財源不足に充当するため、財政調整基金7億2,218万6,000円を繰り入れるとともに、市債として、臨時財政対策債6億7,000万円を初めとして、総額11億7,710万円を措置いたしました。

歳出の主なものにつきまして御説明を申し上げます。

2款総務費につきましては、男女共同参画プランの策定を進めるとともに、フレンドシップ継承事業の実施や、巡回福祉バスの見直しを図るための公共交通活性化方策調査業務委託料など、総額14億9,362万9,000円を計上いたしました。

3款民生費と、4款衛生費につきましては、弥生保育所建てかえに伴う用地買収費及び造成工事費や妊婦健康診査の拡充、子供医療費の助成など、少子化対策にきめ細やかな対応を図るとともに、じんかい処理や資源再生の推進、地球環境の保全を図るため、前年度対比4.8%増の総額57億8,712万円、一般会計予算総額の42.4%を占めるものであります。

6款農林水産業費と、8款土木費につきましては、農業基盤整備事業費や道路ネットワー

ク整備事業費、近鉄弥富駅エレベーター設置事業費、公園整備事業費など都市基盤整備事業に重点配分し、前年度対比15.2%増の総額25億5,185万6,000円を計上いたしました。

9款消防費につきましては、防災広場整備事業や防災施設整備への助成など、災害に強いまちづくりを進めるため、総額8億1,529万5,000円を計上いたしました。

10款教育費につきましては、校舎の耐震補強工事費や、耐震補強設計料など、安全・安心な学校教育の環境づくりを進めるため、前年度対比14.4%増の総額14億7,397万6,000円を計上いたしました。

次に、特別会計を御説明申し上げます。

七つの特別会計の合計につきましては、老人保健特別会計や農業集落排水事業特別会計の大幅な減額などにより、前年度対比10.7%減の78億4,667万円となるものでございます。

議案第2号平成21年度弥富市国民健康保険特別会計予算につきましては、医療制度改正に伴い、前年度対比3.8%減の総額39億1,900万円を計上いたしました。

次に、議案第3号平成21年度弥富市老人保健特別会計につきましては、平成20年度から後期高齢者医療制度に移行されたため、前年度対比86.5%減の総額5,600万円を計上いたしました。

次に、議案第4号平成21年度弥富市土地取得特別会計につきましては、各事業計画に基づいて公共用地を先行取得するものでありまして、総額9,290万円を計上いたしました。

次に、議案第5号平成21年度弥富市農業集落排水事業特別会計につきましては、施設維持管理費、十四山東部地区の管路工事費及び設計業務委託費など前年度対比42.1%減の総額4億8,900万円を計上いたしました。

次に、議案第6号平成21年度弥富市介護保険特別会計につきましては、保険事業勘定18億7,050万円、サービス事業勘定3,387万円を合わせ、前年度対比5.2%増の総額19億437万円を計上いたしました。

次に、議案第7号平成21年度弥富市公共下水道事業特別会計につきましては、施工区域を拡大し、面整備を図るための管渠布設工事費など、前年度対比4.1%増の総額10億6,700万円を計上いたしました。

次に、議案第8号は、平成21年度弥富市後期高齢者医療特別会計につきましては、医療制度改正に伴い、平成20年度から特別会計を創設したものであり、前年度対比2.6%減の総額3億1,840万円を計上いたしました。

では次に、弥富市政運営の主な施策の概要について御説明申し上げます。

第1．定住と交流、活力を生むまちづくり。

(1)土地の有効活用。

土地利用計画については、都市活動の機能性・都市生活の安全性・利便性・快適性の増進

を目的とし、自然環境などとの調和に配慮しつつ、住宅地・商業地・工業地などの配置を適正に定めるものであります。

本年度から、おおむね10年を計画期間として策定いたします。弥富市都市計画マスタープランとして、本市の実情や、国の改正まちづくり3法の施行などを踏まえ、港湾地域の背後地を工業地として位置づけるなど、市街化区域、市街化調整区域それぞれの特性を生かした土地利用の誘導を図ってまいります。

#### (2)道路ネットワークの充実。

道路は、便利で快適な日常生活や、活力ある産業活動を支えるとともに、人々の交流を促進する重要な都市基盤であります。本市は、国・県と連携を図り、道路網の整備を計画的に進めてまいりましたが、市街地や臨海部への交通量の増加や、高齢化が進む中で、より一層安全で便利な道路網や道路環境の整備が求められております。さらに、広域交流基盤の強化のため、伊勢湾岸自動車道へのアクセスの向上、南北方向の道路網の充実、市街地の拠点機能の強化が課題となっております。そのため、国道155号線の延伸である名古屋第3環状線、主要地方道名古屋十四山線、日光大橋西線、及び関連する市道の県道昇格による整備促進を関係機関へ引き続き要望してまいります。

また、中央幹線を初めとした市道の積極的な整備を推進するとともに、交通安全施設整備など安全で安心して通行できる道路の維持管理に努めてまいります。

#### (3)情報通信網の整備。

市内には、テレビ放送の電波を良好に受信できない地域や、高速インターネットサービスを利用できない地域があります。この地域格差の解消、さらには、2011年7月の地上デジタル放送への完全移行に向けた情報通信基盤の整備が急務になっている中、整備を進めてまいりました北部地域については、昨年3月に基盤整備が完了いたしました。広大な面積を有する南部地域、旧十四山地区、旧鍋田地区のケーブルテレビへの情報通信網整備につきましては、国の要望活動を続ける中、平成20年度の地域情報通信基盤整備推進交付金事業に採択されましたので、平成22年3月までに臨海部を除く市内全域のサービスの提供を目指し、積極的に取り組んでまいりますので、完成の暁には皆様にぜひ御利用いただきたいと思っております。

#### (4)企業誘致の推進、港湾の整備。

企業誘致につきましては、雇用の拡大や市の活性化に加え、安定した市税の収入確保のために極めて重要であります。アメリカのサブプライム問題に端を発した未曾有の金融危機は、一気に飛び火をし、不況が世界各地に暗い影を落としています。特に、自動車産業、家庭電化製品産業の非正規職員の解雇、及び生産工場の閉鎖など、厳しい経済情勢に突入しておりますが、幸い本市は、鍋田ふ頭ターミナルが物流拠点として高い評価を受け、第3バースの新規事業が国の本年度予算に盛り込まれました。事業期間は、本年度から平成27年度、水深

12メートル延長250メートルの岸壁を初め、泊地、航路泊地、道路の整備などを含めると、全体事業費は約264億円の大プロジェクトでありまして、今後の本市の発展に大きく寄与するものと期待をしております。

また、イケアグループの配送センターを初め、弥富ふ頭、鍋田ふ頭へ誘致いたしました多数の企業が既に操業を初めております。今後も港湾地域の発展は、市の発展に欠くことのできないものでありますので、引き続き企業情報の受発信と、その背後地の土地利用計画を念頭に入れ、関係機関との調整及び企業誘致に積極的に取り組んでまいります。

## 第2．快適で安全・安心なまちづくり。

### (1)環境への取り組み。

家庭や事業所からの一般ごみの排出量は、平成19年度に減少傾向にありますが、さらなるごみの減量、再資源化の促進のため、団体への資源ごみ回収補助や、雑紙の回収を引き続き行ってまいります。

次に、地球環境問題が一層深刻化しており、特に地球温暖化対策はグローバルに進めなければならないときに来ております。自然エネルギーの活用を促進するため、住宅用太陽熱発電施設の設置補助金を継続するとともに、子供たち一人一人が地球環境の大切さを理解し、率先して環境を守る心をはぐくむため、まず1小学校にハイブリッド照明灯を設置し、今後計画的に整備を進めてまいります。

### (2)下水道の整備。

快適で衛生的な生活環境を実現するための都市基盤整備と、伊勢湾や河川などの公共用水域の水質保全の一翼を担う下水道の整備を積極的に推進してまいります。公共下水道事業につきましては、平成15年度より整備を進めてまいりましたが、第1期の供用開始まで、あと1年を残すのみとなり、平島・鎌島・操出地区を中心に、管渠布設工事に積極的に取り組むとともに、今定例会に下水道利用等の所要の事項を定めた弥富市下水道条例を制定する議案を提出してありまして、御審議の上、御賛同を賜りますようお願いを申し上げます。

供用開始後に少しでも早く接続し、皆様に御利用いただけるようPR活動に努めてまいります。

次に、農業集落排水事業につきましては、十四山西部地区の整備が完了し、本年6月の供用開始に向けて準備を進めております。十四山西部地区の皆様には、供用開始後の接続に御協力いただきますよう、積極的にPR活動をするとともに、施設管理につきましては安全で効率的な運営に努めてまいります。

また、十四山東部地区には本年度より本格的に工事着手し、平成26年度の供用開始に向けて整備を推進してまいります。

### (3)公園の整備。

公園の緑地は、市民の憩いと安らぎの場、レクリエーションの場、子供の遊び場としての機能だけではなく、災害地の避難場所となる重要な施設でありまして、市内には、都市公園及びその他の公園・緑地が大小合わせて27ヵ所あります。

本年度より整備に着手する、平島中土地区画整理事業区域内の、ひので公園につきましては、国の事業採択を受け面積1.4ヘクタール、災害時には、災害拠点機能を備えた公園として、平成23年度末の完成に向けて取り組んでまいります。

次に、愛知県から移譲を受けます水環境整備事業により整備されました、三ツ又池公園につきましては、自然環境を重視した公園でありますので、田園・水郷景観など豊かな自然環境を通して、教育の場、あるいは市民の憩いの場、親しまれる公園として管理運営に努めてまいります。

#### (4)近鉄弥富駅エレベーターの設置。

1日平均1万2,000人に利用されている近鉄弥富駅につきましては、橋上駅舎化に伴い、エスカレーターが4基設置してありますが、障害を持った方や、お年寄りを初め、すべての人がより便利に安心して利用していただくため、エレベーターを南口・北口・上りホーム・下りホーム計4基の設置に着手し、平成22年3月の完成に向け取り組んでまいります。

#### (5)災害に強いまちづくり。

東海、東南海、南海地震の発生を踏まえた総合的な防災体制の確立が、急務であります。

災害時など、住民に対して直接情報伝達を行うことができる手段として、有効な同報無線の施設整備が本年1月に完了いたしました。平常時における同報無線の有効な利用方法を検討し、適切な運用に努めてまいります。

また、大規模な地震などの災害発生の際に、防災活動の拠点となる広場の整備を計画的に進めておりますが、本年度は、白鳥地区内で用地買収を進めてまいります。

次に災害に対して、地域住民が一致協力し、取り組むことで有効な対策をとることのできる自主防災組織の育成につきましては、地域の防災訓練や、職員による、まちづくり出前講座などの取り組みを通じて、市民の防災意識の啓発に努めるとともに、組織化に向けた結成支援など、地域防災活動を育成強化してまいります。

#### (6)防犯・交通安全の充実。

犯罪や事故のない、安全・安心なまちづくりに向け、市民・警察・団体の連携のもと、防犯及び交通安全体制の強化に取り組んでまいりました。昨年の交通事故死は、全国的には大幅な減少となりましたが、本市においては、残念ながら3名の方が犠牲となる事故が発生いたしました。

引き続き交通事故防止に向け高齢者交通安全教室の開催や、まちづくり出前講座などの啓発活動などにより市民の意識高揚を図ってまいります。

次に、防犯対策については、現在6団体で自主防犯パトロール隊が結成され、地域の安全活動が展開されております。引き続き他の地区や団体においても、防犯パトロール隊が結成されるよう育成支援に努めてまいります。

また、「子ども110番の家」協力家庭の拡充を図るとともに、市民の学校安全ボランティアへの参加など協力をいただきながら、地域ぐるみの安全確保に向けた取り組みを一層進めてまいります。

### 第3．健やかでやさしいまちづくり。

#### (1)少子化対策、子育て支援への取り組み。

次世代を担う子供たちが、健やかに生まれ育成される地域環境の整備を図るため、平成22年度から5年間の次世代育成支援行動計画を策定してまいります。

また、子育て支援の一層の充実を図るため、平成19年度より実施してまいりました中学3年生までの医療費完全無料化を継続するとともに、妊婦検診の公費負担回数を5回から14回とする検診の機会の拡充など、安心して子供を産み育てられる環境を整備してまいります。

次に、放課後児童クラブにつきましては、すべての地域に設置しておりますが、入所希望者が特に多い桜学区では、本年4月に2ヵ所目の児童クラブとなります（仮称）さくら西児童クラブを開所するとともに、十四山地区で整備を進めております（仮称）東部児童館、（仮称）東部子育て支援センターにつきましては、本年6月の開所に向けて準備を進めております。

保育サービスにつきましては、多様化する保育ニーズに対応するため、弥生保育所の建てかえ準備に着手し、児童館、児童クラブ、子育て支援センターを併設した施設として、平成23年4月の開所に向け取り組んでまいります。

#### (2)高齢者支援の充実。

高齢者が、健康で生きがいを持ち、充実した生活を送っていただくよう、平成20年度に策定いたしました、第4期介護保険事業計画、高齢者福祉計画に基づき、総合的・計画的な施策に取り組んでまいります。

また、元気な高齢者が触れ合い集う場所として、福祉センターを市の高齢者福祉の核と位置づけ、福寿会やシルバー人材センターへの支援を通して、元気に社会参加できる環境づくりに努めてまいります。

また、高齢化社会の到来、核家族化の進行によって、ごみを収集所まで運ぶことが困難な方々を対象に、御自宅まで直接ごみを取りに伺う「ふれあい収集」を本年4月から実施してまいります。

#### (3)生涯健康のまちづくりへの取り組み。

市民すべてが元気で生き生き暮らせるまちづくりを理念とし、平成19年度に策定いたしま

した健康増進計画・特定検診等実施計画に基づき、計画の推進に努めており、早期発見のためのがん検診など各種検診を引き続き実施するとともに、特定健康診査を実施し、内臓脂肪症候群、通称メタボの該当者や、その予備軍の方々に対し特定保健指導を行い、生活習慣病の早期発見に努めてまいります。

次に、地域医療対策につきましては、市民が最も重要と思う施策の一つでありまして、安全で、安心して暮らせるよう医師会や関係医療機関との一層の連携を深め、広域救急医療体制の整備を進めるとともに、海部地区休日診療所において、平日・夜間の急病患者に対して、安心して御利用いただけるよう準備を進めております。

#### (4) 障害者福祉への取り組み。

障害のある方が、住みなれた地域で自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう、平成20年度に策定いたしました障害者計画・第2期障害福祉計画に基づき、介護給付・訓練等給付の障害福祉サービスや、日中一時支援事業等の地域生活支援事業を充実してまいります。

また、移動入浴事業の利用日数を拡大するとともに、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方に、福祉タクシー料金助成を御利用いただけるよう、対象者を拡大してまいります。

### 第4．人が輝き文化が薫るまちづくり。

#### (1) 学校教育への取り組み。

子供たちの生きる力、知・徳・体のバランスのとれた力を学校でより一層はぐくむことを目指すため、特別非常勤講師を継続して配置するとともに、新たに特別支援教育支援員の配置により、授業における児童生徒へのよりきめ細やかな対応をしてまいります。

また、登校したくてもできない状態にある不登校児童・生徒を対象に、学校生活への復帰に向けた支援を行う学校生活適応指導支援室（仮称）「アクティブ」につきましては、鍋田支所2階を利用し、本年9月の開所に向けて準備を進めてまいります。

次に、学校施設整備につきましては、桜小学校区は、公共交通機関が近いことや、平島中土地区画整理事業等の進捗により、児童数が1,000人を超す過大規模校となっており、今後も増加が見込まれます。子供たちの学校施設の環境を適正にし、豊かな心と健やかな体をはぐくみ学習意欲の向上を図るため、（仮称）第2桜小学校の基本設計に着手してまいります。

また、学校の施設整備につきましては、大藤小学校体育館、栄南小学校体育館、白鳥小学校北校舎、弥富北中学校校舎の耐震補強工事に着手するとともに、残る小・中学校すべての耐震補強設計を行い、平成22年度に補強工事を完了させることにより、安心して学べる教育環境の整備を進めてまいります。

#### (2) 図書館サービスの充実。

社会情勢の急激な変化とともに、図書館の果たすべき機能や、サービス提供のあり方が大

きく変化してきています。だれでも気軽に自由に利用でき、自主的な学習、文化、余暇活動を支援するため、本年4月中旬のオープンに向けて十四山支所内に図書コーナーの準備を進めるとともに、図書館につきましては、利用者の利便性を高めるため、4月から休館日を月曜日、第3火曜日及び祝日の翌日とし、会館日数を大幅にふやしてまいります。

また図書館では、市民サービスの充実を図るため、土曜日・日曜日に加えて、祝日の図書館開館日に、住民票の写し、印鑑登録証明書の発行業務を行いますので、平日都合の悪い方は御利用いただきたいと思っております。

#### 第5．豊かで活力に満ちたまちづくり。

##### (1)農水産業の振興。

近年の農業情勢の変化を踏まえ、食の安全と消費者の信頼の確保、地産地消、食育の展開、担い手の明確化など、集中的な施策が求められている中、都市近郊型農業の振興と農業の持つ多面的な機能の保全活用に向け、国、県、団体との連携のもと、担い手の育成を初めとする多様な取り組みを一体的に推進するとともに、金魚養殖など、内水面養殖漁業の振興に努めてまいります。

##### (2)商工業の振興。

商工業振興の中核的役割を果たす商工会の育成・強化に努め、各種活動の一層の活発化を促進するための助成、さらには商工業振興資金の借入者に対し、引き続き支援をしております。

#### 第6．共につくる自立したまちづくり。

##### (1)男女共同参画の促進。

男女共同参画社会の実現は、人口減少化時代を迎えた我が国の重要課題に掲げられ、男女共同参画社会基本法に基づき、その実現に向けての取り組みが進められております。本市では、働き方の見直しに向けた啓発活動や、さらなる女性委員の登用など、男女共同参画を推進するための施策に努めておりますが、今定例会に男女共同参画社会のまちづくりを進める基本となります男女共同参画推進条例を制定する議案を提出するとともに、平成22年3月までに、具体的な施策の指針となる男女共同参画プランを策定してまいります。

##### (2)市民参加の促進。

限られた経営資源を有効に活用し、個性的で自立した自治体を創造経営していくためには、市民と住民と行政との協働のまちづくりが必要不可欠であり、そのためには住民と行政が意識を共有し、多様な分野において新たな関係を構築していく必要があります。

本年4月から、市職員が講師となって、専門知識を生かした「まちづくり出前講座」を実施し、だれでも、まちづくりに関する学習機会の提供を図り、市民の皆様の意識と知識の向上に努めてまいります。

また、引き続き地域づくりの担い手である地区コミュニティー、NPOなどが行う自主的な公共性、公益性のある地域活動を支援し、地域の活性化、市民と市の協働によるまちづくりを促進するため、地域づくり補助金制度により支援をしております。

以上、市政に臨む私の所信の一端として、予算大綱並びに主な施策の概要を申し上げさせていただきます。

本市も、財政的には厳しい状況を迎え、さまざまな問題にも直面しております。

このような状況の中、今後ともさらなる職員の意識改革を図り、前例、慣習にとらわれることなく、創意と工夫による真に住みよさが実感できる弥富市の創造に向け、職員が一丸となり、また私自身が市政のリーダーとして先頭に立って全力を注ぎ、まちづくりに邁進してまいります。

議員並びに市民の皆様方の一層の御理解と御協力をお願い申し上げますとともに、本日、上程いたしました予算案並びに各議案につきましては、慎重審議をいただき、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。ありがとうございました。

議長（黒宮喜四美君） お諮りいたします。

本案8件は、継続議会で審議したいと思います。御意義ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（黒宮喜四美君） 御異議なしと認めます。

よって、本案8件は継続議会で審議することに決定しました。

ここで11時まで休憩といたします。

~~~~~

午前10時44分 休憩

午前11時00分 再開

~~~~~

議長（黒宮喜四美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第12 議案第9号 弥富市個人情報保護条例の一部改正について

日程第13 議案第10号 弥富市行政財産目的外使用料条例の制定について

日程第14 議案第11号 弥富市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の制定について

日程第15 議案第12号 弥富市公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正について

日程第16 議案第13号 弥富市職員の給与に関する条例等の一部改正について

- 日程第17 議案第14号 愛知県市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 日程第18 議案第15号 弥富市男女共同参画推進条例の制定について
- 日程第19 議案第16号 弥富市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正  
について
- 日程第20 議案第17号 弥富市福祉事務所設置条例の一部改正について
- 日程第21 議案第18号 弥富市児童厚生施設条例の一部改正について
- 日程第22 議案第19号 弥富市児童クラブ設置条例の一部改正について
- 日程第23 議案第20号 弥富市子育て支援センター条例の一部改正について
- 日程第24 議案第21号 弥富市遺児手当支給条例の一部改正について
- 日程第25 議案第22号 弥富市国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第26 議案第23号 弥富市介護保険条例の一部改正について
- 日程第27 議案第24号 弥富市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について
- 日程第28 議案第25号 弥富市運動広場条例の一部改正について
- 日程第29 議案第26号 弥富市企業立地の促進に関する条例の一部改正について
- 日程第30 議案第27号 弥富市汚水処理施設条例の一部改正について
- 日程第31 議案第28号 弥富市下水道条例の制定について
- 日程第32 議案第29号 海部南部水道企業団規約の変更について
- 日程第33 議案第30号 市道の廃止について
- 日程第34 議案第31号 市道の認定について
- 日程第35 議案第32号 平成20年度弥富市一般会計補正予算（第7号）
- 日程第36 議案第33号 平成20年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第37 議案第34号 平成20年度弥富市老人保健特別会計補正予算（第2号）
- 日程第38 議案第35号 平成20年度弥富市土地取得特別会計補正予算（第2号）
- 日程第39 議案第36号 平成20年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第40 議案第37号 平成20年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第41 議案第38号 平成20年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第42 議案第39号 平成20年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

議長（黒宮喜四美君） この際、日程第12、議案第9号から日程第42、議案第39号まで、以上31件を一括議題とします。

服部市長に、提案理由の説明を求めます。

服部市長。

市長（服部彰文君） 次に御審議いただきます議案は、法定議決議案4件、条例関係議案19件、予算関係議案8件でございます。その概要につきまして御説明申し上げます。

議案第9号弥富市個人情報保護条例の一部改正につきましては、統計法の全部改正に伴い、条文整備のため条例の一部を改正するものであります。

議案第10号弥富市行政財産目的外使用料条例の制定につきましては、行政財産の目的外使用にかかわる使用料を徴収するため、条例を制定するものであります。

議案第11号弥富市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の制定につきましては、公職選挙法の一部改正に伴い、市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営制度を設けるため、条例を制定するものであります。

議案第12号弥富市公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正につきましては、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴い、条文整備のため条例の一部を改正するものであります。

議案第13号弥富市職員の給与に関する条例等の一部改正につきましては、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律等の一部改正に伴い、職員の1週間の勤務時間を40時間から38時間45分に改めるなど、条例の一部改正を3本まとめて行うものであります。

議案第14号愛知県市町村職員退職手当組合理約の変更につきましては、地方自治法の一部改正に伴い、同組合理約中の関係規定の変更につきまして協議を求められましたので、地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第15号弥富市男女共同参画推進事業の制定につきましては、男女共同参画を推進するため、条例を制定するものであります。

議案第16号弥富市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正につきましては、地方自治法の一部改正に伴い、条文整備のため条例の一部を改正するためのものであります。

議案第17号弥富市福祉事務所設置条例の一部改正につきましては、社会福祉法第16条の規定により、所員の定数を定めるため、条例の一部を改正するものであります。

議案第18号弥富市児童厚生施設条例の一部改正につきましては、東部児童館を設置するため、条例の一部を改正するものであります。

議案第19号弥富市児童クラブ施設条例の一部改正につきましては、さくら西児童クラブを設置するため、条例の一部を改正するものであります。

議案第20号弥富市子育て支援センター条例の一部改正につきましては、東部子育て支援センターを設置するため、条例の一部を改正するものであります。

議案第21号弥富市遺児手当支援支給条例の一部改正につきましては、児童福祉法の一部改正に伴い、条文整備のため条例の一部を改正するものであります。

議案第22号弥富市国民健康保険条例の一部改正につきましては、児童福祉法の一部改正に伴い、被保険者としなない者を定めるため、条例の一部を改正するものであります。

議案第23号弥富市介護保険条例の一部改正につきましては、介護保険法施行令等の一部改正に伴い、平成21年度から平成23年度までの保険料の特例を定めるため、条例の一部を改正するものであります。

議案第24号弥富市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定につきましては、介護従事者処遇改善臨時特例基金を設置するため、条例を制定するものであります。

議案第25号弥富市運動広場条例の一部改正につきましては、上野グラウンド及び境港多目的グラウンドを設置するため、条例の一部を改正するものであります。

議案第26号弥富市企業立地の促進に関する条例の一部改正につきましては、この条例の有効期間を延長する等のため条例の一部を改正するものであります。

議案第27号弥富市污水处理施設条例の一部改正につきましては、十四山西部処理場を設置するため、条例の一部を改正するものであります。

議案第28号弥富市下水道条例の制定につきましては、公共下水道を設置するため条例を制定するものであります。

議案第29号海部南部水道企業団規約の変更につきましては、公共下水道等の使用料の徴収事務を企業団の共同処理する事務に加え、同企業団規約中の関係規定の変更につきまして協議を求められましたので、地方自治法第290条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

議案第30号市道の廃止につきましては、開発事業等に伴い関係路線を廃止するものでございます。

議案第31号市道の認定につきましては、開発事業等に伴う路線再編成により、路線を市道として認定するものでございます。

議案第32号平成20年度弥富市一般会計補正予算（第7号）につきましては、歳入予算といたしまして、地域活性化生活対策臨時交付金5,523万3,000円、減収補てん債1億4,040万円を増額計上し、情報通信基盤整備事業、並びに市道綱浦152号線の土地購入費、及びそれに伴う物件移転補償金の繰越明許費の補正を計上し、地方債の補正を計上し、その他につきまして、歳入歳出予算を最終調整いたしました結果の補正予算であります。

議案第33号平成20年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）並びに、議案第34号平成20年度弥富市老人保健特別会計補正予算（第2号）の各補正予算につきましては、各歳入歳出予算を最終調整いたしました結果の補正予算であります。

議案第35号平成20年度弥富市土地取得特別会計補正予算（第2号）につきましては、市道穂波通線の土地購入費及びそれに伴う物権移転補償金の繰越明許費の補正を計上するものであります。

議案第36号平成20年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）及び議案第37

号平成20年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第4号）の各補正予算につきましては、各歳入歳出予算を最終調整いたしました結果の補正予算であります。

議案第38号平成20年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出予算を最終調整し、地方債の補正を計上するものであります。

議案第39号平成20年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出予算を最終調査いたしました結果の補正予算であります。

以上、提案いたします議案の概要でございますが、議案の詳細につきましては、関係課長から説明をいたしますので、よろしく御審議いただき、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

議長（黒宮喜四美君） 各議案は関係課長に説明させ、補正予算は説明を省略させます。

まず、総務課長。

総務課長（佐藤勝義君） 議案第9号弥富市個人情報保護条例の一部改正について説明申し上げます。

第1に、統計法の全部改正、統計報告調整法の廃止、及び愛知県統計調査条例の全部改正に伴い、この条例の適用除外について定める第42条の条文の整備を行うものでございます。附則といたしまして、この条例は平成21年4月1日から施行することとしたものでございます。

議案第10号弥富市行政財産目的外使用料条例の制定についてでございますが、条例案を2枚はねていただきまして、条例のあらましをごらんください。これに基づき説明申し上げます。

第1に、行政財産の目的外使用の許可を受けた者から使用料を徴収するため、行政財産目的外使用料条例を制定することとしたものでございまして、土地につきましては、基本的に当該土地の適正な評価額に100分の5を乗じて得た額とする。建物につきましては、当該建物の適正な評価額に100分の10を乗じて得た額に、当該建物敷地に対する適正な評価額に100分の5を乗じて得た額を加算する額とするものでございます。

第2に、その他使用料に関し、必要な事項を定めることとしたものでございます。

第3に、この条例は、平成21年4月1日から施行することとしたものでございます。

第4に、都市公園において公園施設を設ける場合等の使用料の計算方法を、この条例で定める計算方法であわせるため、都市公園条例の一部を改正することとしたものでございます。

議案第11号弥富市長の選挙におけるピラの作成の公営に関する条例の制定についてでございますが、条例案を1枚はねていただきまして、条例のあらましをごらんください。これに基づき説明申し上げます。

第1に、弥富市長の選挙における候補者は、7円30銭に1万6,000枚を限度とする枚数の

ピラの作成枚数を乗じて得た金額の範囲内において、無料でピラを作成することができる公営施設を設けることとしたものでございます。

第2に、この条例は、公布の日から施行することとしたものでございます。

第3に、この条例は、この条例の施行の日以後、その期日を告示される選挙から適用するものとしたものでございます。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 次に、人事秘書課長。

人事秘書課長（村瀬美樹君） 議案第12号弥富市公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

2枚めくっていただきますと、新旧対照表がございますのでごらんをいただきたいと思えます。このたびの条例改正の内容につきましては、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の一部改正に伴い、条例の整備を行うものであります。

第2条、職員を派遣できる組織を定める規定につきましては、第1号社団法人弥富市シルバー人材センター及び第3号財団法人愛知県市町村振興協会の名称の次に、括弧書きの設立経緯を加えるものでございます。

附則、施行期日につきましては、公布の日から施行するものであります。

次に、議案第13号弥富市職員の給与に関する条例等の一部改正について御説明申し上げます。

2ページめくっていただきまして、新旧対照表をごらんいただきたいと思えます。

このたびの条例改正の内容につきましては、人事院勧告に準じ、職員の勤務時間を改正するものであります。改正の主な内容は、職員の1日当たりの勤務時間を8時間から7時間45分に、1週間当たりの勤務時間を40時間から38時間45分に改められることなどに伴い、関係条例の整備を行うものでございます。弥富市職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、第16条再任用短時間勤務職員の時間外勤務手当の支給基準を定める規定であります。勤務時間を一般職の職員と同様にする改正であります。

1ページめくっていただきまして、次に弥富市職員の育児休業等に関する条例の一部改正につきましては、第11条育児短時間勤務の形態を定める規定では、勤務時間が1日8時間の場合15分、勤務時間が1日4時間または5時間の場合5分を短縮することから、1週間当たりの勤務時間を「20時間、24時間または25時間」を、「19時間25分、19時間35分、23時間15分または24時間35分」に改正するものであります。

1ページめくっていただきまして、新旧対照表をごらんいただきたいと思えます。

次に、弥富市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正につきましては、勤務時間が1日8時間の場合、15分短縮されることに伴い、第2条第1項職員の1週間の勤務時間を定める規定では、「40時間」を「38時間45分」に、第3項再任用短時間勤務職員の1週間当

たりの勤務時間を定める規定では、「16時間から32時間」を「15時間30分から31時間」に、第4項任期付短時間勤務職員の1週間当たりの勤務時間を定める規定では、「32時間」を「31時間」に改めるものであります。

次ページをお願いします。第3条第2項勤務時間の割り振りを定める規定では、1日の勤務時間「8時間」から「7時間45分」に改めるものであります。

附則、施行期日につきましては、平成21年4月1日から施行するものであります。

次に、議案第14号愛知県市町村職員退職手当組合理約の変更について御説明申し上げます。2ページをめくっていただき、新旧対照表をごらんください。

このたびの規約の改正につきましては、地方自治法の一部改正に伴い、同法第286条第1項の規定により規約の一部変更について関係地方公共団体との協議をするため必要があるからであります。改正の内容は、「議員の報酬」の名称につきまして、「議員報酬」にそれぞれ変更するものであります。

附則、施行期日につきましては、この規約は愛知県知事の認可のあった日から施行するものであります。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 次に、企画政策課長。

企画政策課長（伊藤邦夫君） 議案第15号弥富市男女共同参画推進条例の制定について御説明申し上げます。

1ページをごらんください。

第1条、目的ですが、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画の社会を実現することを目的とする規定でございます。

次に第2条、定義でございますが、条例中の用語の意義を定める規定でございます。

次に第3条、基本理念ですが、男女共同参画の推進に関する基本理念について定める規定でございます。2ページをごらんください。

次に第4条、市の責務ですが、市は基本理念に基づき、男女共同参画の推進に関する政策を総合的に策定し、及び実施する責務を有することなどを定める規定でございます。

次に第5条、市民の責務ですが、市民は、社会のあらゆる分野において積極的に男女共同参画の推進に寄与するよう努めなければならないことなどを定める規定でございます。

次に第6条、事業者の責務でございますが、事業者は、その事業活動において男女共同参画の推進に努めなければならないことなどを定める規定でございます。

次に第7条、性別による権利侵害行為の禁止でございますが、何人も性別により差別した取り扱い等権利侵害行為をしてはならないということを定める規定でございます。

次に第8条、基本計画の策定でございますが、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画の策定について定める規定でございます。

3ページをごらんください。

次に第9条、市民及び事業者の理解を深めるための措置でございますが、男女共同参画の推進につきまして、市民及び事業者の理解を深めるための措置を定める規定でございます。

次に第10条、調査研究及び情報提供でございますが、市が行う男女共同参画の推進に関する調査研究及び情報提供について定める規定でございます。

次に第11条、弥富市男女共同参画審議会の設置でございますが、市長の諮問に応じ、基本計画の策定などを調査審議するため、弥富市男女共同参画審議会を設置することを定める規定でございます。

次に第12条、委任でございますが、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める旨の規定でございます。

次に附則第1項、施行期日でございますが、この条例は平成21年4月1日から施行するものでございます。

4ページをごらんください。

次に附則第2項ですが、弥富市特別職の職員で、非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正し、弥富市男女共同参画審議会議員の報酬の額、日額5,000円を定める規定でございます。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 次に、市民課長。

市民課長（山田 進君） 弥富市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正をする条例、これにつきましては、地方自治法の一部改正に伴い条文等の整備をするものでございます。

1枚はねていただきまして、条例新旧対照表で説明させていただきます。

趣旨につきましては、これは第1条、用語の改正をするものでございます。

次に、登録資格としまして、第1号、これにつきましても用語の改正でございます。2号、3号、4号については、条文の整備でございます。

次に、2枚目でございます。第3条の関係でございますが、これも用語の整備でございます。

登録につきまして、こちらの第4条につきましても、用語の整備でございます。

登録事項第6条につきましても、一部用語の整備でございます。

次に、3ページでございます。認可地縁団体印鑑登録証明書につきまして、こちらの方も用語の改正を一部しております。

登録の廃止の申請につきまして、第9条でございますが、こちらの方も用語の改正でございます。

登録事項の修正でございます。第10条でございますけれども、こちらの方につきましても、

一部用語の改正でございます。

次に、登録の抹消でございます。第11条、こちらの方につきましても、第2号、条文の整備でございます。第3号につきましては、用語の改正でございます。

第12条代理人による申請の欄につきましては、こちらの方も用語の改正、第1項用語の改正、第2項用語の改正でございます。

以上、この条例は公布の日から施行するものでございます。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 次に、福祉課長。

福祉課長（前野幸代君） 議案第17号弥富市福祉事務所設置条例の一部改正について御説明申し上げます。

福祉事務所において、つかさどる事務を明確化することと、社会福祉法第16条の規定によりまして、福祉事務所の所員の定数を定める必要があるため改正をするものでございます。

この条例は、公布の日から施行することとしたものでございます。

議長（黒宮喜四美君） 次に、児童課長。

児童課長（山田英夫君） 続きまして議案第18号弥富市児童厚生施設条例の一部改正について御説明申し上げます。

2枚はねていただきまして、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

表の左側の現行の第1条設置の条項の弥富市大藤児童館の次に、弥富市東部児童館、弥富市神戸三丁目20番地1を追加するものでございます。場所につきましては、旧十四山保健センターを改築いたしまして、その2階に児童館を設置するものでございます。

附則、この条例は、平成21年6月20日から施行する。

次に、議案第19号弥富市児童クラブ施設条例の一部改正について御説明申し上げます。

また、これも2枚はねていただきまして、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

表の左側の現行の第1条の設置の条項の弥富市さくら児童クラブの次に、弥富市さくら西児童クラブ、弥富市前ヶ須町南本田425番地を追加するものでございます。場所につきましては、桜小学校の仮設校舎の一室を借りて設置するものでございます。

附則、この条例は、平成21年4月1日から施行する。

次に、議案第20号弥富市子育て支援センター条例の一部改正について御説明申し上げます。

これも2枚はねていただきまして、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

表の左側の現行の第1条の設置の条項の弥富市子育て支援センターの次に、弥富市東部子育て支援センター、弥富市神戸三丁目20番地1を追加するものでございます。場所につきましては、旧十四山保健センターを改築しまして、その1階に子育て支援センターを設置するものでございます。

附則、この条例は、平成21年6月20日から施行する。

次に、議案第21号弥富市遺児手当支給条例の一部改正について御説明申し上げます。

これも2枚はねていただきまして、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

児童福祉法の一部改正によりまして、養育里親を制度化し、見直しがされましたので、児童福祉法第6条の3、これは里親の定義のことでございますが、それが第6条の3第1項これも里親の定義と、第6条の3第2項、養育里親に定義されたために改正するものでございます。したがって、内容等の変更は一切ございません。

附則、この条例は、平成21年4月1日から施行する。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 次に、保険年金課長。

保険年金課長（佐野 隆君） 議案第22号弥富市国民健康保険条例の一部を改正する条例でございますが、議案書を1枚はねていただきまして、この内容は、児童福祉法の改正によりまして、第4条に国民健康保険の被保険者の除外規定を設けるものでございます。除外される方については、県が措置として医療費を負担するものでございます。

第4条の朗読をさせていただきます。

被保険者とししない者。第4条、児童福祉法の規定により、児童福祉施設に入所している児童または小規模住居型児童養育事業を行う者もしくは里親に委託されている児童のうち、民法の規定による扶養義務者のいない者は、被保険者とししない。

附則といたしまして、この条例は、平成21年4月1日から施行するものでございます。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 次に、介護高齢課長。

介護高齢課長（佐野 隆君） 続きまして、議案第23号弥富市介護保険条例の一部改正について御説明申し上げます。

1枚はねていただきたいと思います。

第2条、これは保険料の期間を平成21年度から平成23年度に改めるものでございます。

附則、第1項は、施行期日について定める規定ですが、この条例は平成21年4月1日から施行するものでございます。

第2項は、平成21年度から平成23年度までの各年度における保険料の特例を定める規定ですが、第1、第2、段階の方が2万700円、第3段階の方が3万1,000円、第4段階の方が4万1,400円、第5段階の方が5万1,700円、第6段階の方が6万2,100円でございます。

次に議案第24号弥富市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について御説明申し上げます。1枚はねていただきたいと思います。

この条例は、平成21年度介護報酬の改定に伴う介護保険料の急激な上昇を抑制するため、基金を設置し、その管理に必要な事項を定めるものでございます。

附則、第1項は、施行期日について定める規定ですが、この条例は公布の日から施行する

のでございます。

第2項は、この条例の失効について定める規定ですが、この条例は、平成24年3月31日に限り、この効力を失う。この場合において、基金に残額があるときは国庫に納付するものでございます。

議長（黒宮喜四美君） 次に、社会教育課長。

社会教育課長（水野 進君） 議案第25号弥富市運動広場条例の一部改正について御説明申し上げます。

2枚はねていただきまして、新旧対照表をごらんください。

今回の改正は、愛知県企業庁より譲渡されました。上野グラウンド及び愛知県より占有を許可されました。境港のグラウンドを一般開放するため、改正するものであります。名称を、「上野グラウンド」「境港多目的グラウンド」として第1条の表中に加える。

附則、この条例は、平成21年4月1日から施行するものであります。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 次に、商工労政課長。

商工労政課長（服部保巳君） 議案第26号弥富市企業立地の促進に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

2枚はねていただきまして、新旧対照表をごらんください。

第2条第2号中、「港湾都市ゾーン」を「市街地区域」に改める。これにつきましては、総合計画基本構想の策定に伴い、字句の修正をするものでございます。

続きまして、附則第2項中、「平成21年9月30日」を「平成26年9月30日」に改める。これにつきましては、この条例の有効期限を延長するものでございます。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 次に、下水道課長。

下水道課長（橋村正則君） 議案第27号弥富市污水处理施設条例の一部改正について説明申し上げます。

2枚はねていただきまして、弥富市污水处理施設条例の一部を改正する条例新旧対照表をごらんください。右側の表の1番下でございますが、十四山西部処理場を供用開始するに当たり、第1条第2項の表中、施設の名称及び位置並びに污水处理区域を加えるものでございます。

附則として、平成21年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案第28号弥富市下水道条例の制定について説明申し上げます。1枚はねていただきたいと思います。目次として、第1章から第7章まででございます。詳しく、あらましの方で説明を申し上げますが、番号が各章に対応しておりますので、お願いをいたします。

それでは、6枚はねていただきたいと思います。

「弥富市下水道条例のあらまし」をごらんいただきたいと思います。

1 は、第1条から第2条の総則で、市民の生活環境の向上を図るとともに、公共用水域の保全に資するため、下水道法の規定に基づき、公共下水道の設置を規定したものでございます。

2 は、第3条から第7条の排水設備の設置等の規定でございまして、公共下水道の使用に当たり、使用者が設置する排水設備に関し、その計画の確認や工事方法など必要な事項を定めることとしたものであります。

3 は、第8条から第15条でございまして、公共下水道の使用に関する規定でございます。公共下水道の適正な使用に関し、除害施設の設置義務や、特定事業場からの排水の排除制限等について技術上の水質基準を定めるとともに、維持管理上必要となる事務手続について必要な事項を定めたものでございます。

4 は、第16条から第25条の使用料の規定で、公共下水道の使用について、使用者から使用料を徴収することに関し、必要な事項を定めたものでございます。

1枚戻っていただきまして、別表の下の方の、別表第2でございまして。ここに料金体系を示してございます。これは、上水道及び井戸水等の使用料を基礎として算定する方式でございまして。最も一般的でございます10立方メートルまでを基本料金とし、それを超える部分は従量制を基本としております。一般家庭での平均的使用料を勘案して、一月当たり50立方メートルまでは1立方メートル当たり消費税を含んで157.5円と同一単価にしており、工場や事業場など大量に使用される場合、単価は段階的に高くなるよう設定をしております。

それでは、あらましの方へ戻っていただきまして、第5は、第26条から第30条の行為の許可等の規定でございます。使用者が、公共下水道に対して行う許可行為や、占用等に関し必要な事項を定めたものでございます。

6 は、第31条の雑則で、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることとしたものでございます。

7 は、第32条から34条の罰則の規定で、この条例に違反したものに対し、過料に処する規定を求めたものでございます。

8 はこの附則として、この条例は、平成22年3月31日から施行することとしたものでございます。

続きまして、議案第29号海部南部水道企業団規約の変更について、説明申し上げます。

2枚はねていただきまして、海部南部水道企業団規約の一部を改正する規約案新旧対照表をごらんください。下水道の使用料の徴収事務を海部南部水道企業団の共同処理事務に加えるため、企業団規約3条に公共下水道等の使用料計算及び徴収に関する事務を加えるものとし、その区域は、上段の一番左でございまして、別表第2において、公共下水道区域、農業集落排水区域、コミュニティプラント整備事業区域とするものでございます。以上でござい

ます。

議長（黒宮喜四美君） 次に、土木課長。

土木課長（三輪眞士君） 議案第30号市道の廃止について御説明申し上げます。

1枚はねていただき、廃止路線調書をごらんください。内容といたしましては、土地区画整理事業に伴い、路線の起終点を変更するために2路線を廃止させていただくものでございます。

続きまして、議案第31号市道の認定について御説明申し上げます。1枚はねていただき、認定路線調書をごらんください。内容といたしましては、道路整備に伴い、9路線につきまして認定をさせていただくものでございます。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） お諮りいたします。

本案31件は、継続議会で審議したいと思いますが、御意義ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（黒宮喜四美君） 御異議なしと認めます。

よって本案は、継続議会で審議することに決定しました。

~~~~~

日程第43 議案第40号 平成20年度弥富市一般会計補正予算（第8号）

議長（黒宮喜四美君） 日程第43、議案第40号を議題とします。

服部市長に、提案理由の説明を求めます。

服部市長。

市長（服部彰文君） 次に御審議いただきます議案は、予算関係議案1件でございます、その概要につきまして御説明申し上げます。

議案第40号平成20年度弥富市一般会計補正予算（第8号）につきましては、歳出の総務費におきまして定額給付金給付事業にかかわる事業費、事務費2,380万円、民生費におきまして、子育て応援特別手当にかかわる事務費145万円を増額計上し、これらに対し、まず歳入といたしまして、国からの定額給付金給付事務費補助金2,380万円、子育て応援特別手当事務取扱交付金145万円を増額計上いたすものでございます。よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 議案は、説明を省略し、これより質疑に入ります。

質疑の方はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

議長（黒宮喜四美君） 質疑なしと認めます。

続いて、討論に入ります。

討論の方はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

議長（黒宮喜四美君） 討論なしと認め、採決に入ります。

本案は、原案どおり可決するに御意義ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（黒宮喜四美君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決決定しました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全部終了しましたので、本日の会議は、これにて散会します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

服部市長。

市長（服部彰文君） すいません、この場をかりまして訂正とおわびを申し上げます。先ほどの私の施政方針最後のところで、「議員」とすべきところを「職員」と報告したようでございます。おわびし、訂正を申し上げます。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 以上をもちまして、本日の議事日程は全部終了しましたので、本日の会議はこれにて散会します。大変御苦労さまでございました。

~~~~~

午前11時41分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 黒 宮 喜四美

同 議員 渡 邊 昶

同 議員 伊 藤 正 信



平成21年 3月 9日  
午前10時00分開議  
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（18名）

1番	堀岡敏喜	2番	炭竈ふく代
3番	山口敏子	4番	小坂井実
5番	佐藤高 清	6番	佐藤博
7番	武田正樹	8番	立松新治
9番	山本芳照	10番	杉浦敏
11番	安井光子	12番	三宮十五郎
13番	渡邊昶	14番	伊藤正信
15番	三浦義美	16番	中山金一
17番	黒宮喜四美	18番	大原功

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

15番	三浦義美	16番	中山金一
-----	------	-----	------

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（32名）

市 長	服部彰文	副市長	加藤恒夫
教 育 長	大木博雄	総務部長	下里博昭
民生部長兼 福祉事務所長	平野雄二	開発部長	早川誠
十四山支所長	横井昌明	会計管理者兼 会計課長	村上勝美
総務部次長兼 税務課長	若山孝司	民生部次長兼 環境課長	久野一美
開発部次長兼 都市計画課長	伊藤敏之	教育部次長	高橋忠
監査委員 事務局長	加藤重幸	総務課長	佐藤勝義
人事秘書課長	村瀬美樹	企画政策課長	伊藤邦夫
防災安全課長	服部正治	市民課長	山田進
保険年金課長	佐野隆	健康推進課長	渡辺安彦
福祉課長	前野幸代	介護高齢課長	佐野隆
児童課長	山田英夫	総合福祉センター 所長	伊藤薫
十四山総合福祉 センター所長	鯖戸善弘	農政課長	石川敏彦

商工労政課長 服部保巳

下水道課長 橋村正則

社会教育課長 水野進

土木課長 三輪眞士

教育課長 服部忠昭

図書館長 伊藤秀泰

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 佐藤忠

書記 岩田繁樹

書記 柴田寿文

6. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

~~~~~  
午前10時00分 開議

議長（黒宮喜四美君） 皆さん、おはようございます。早朝から御苦労さまでございます。  
ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~  
日程第1 会議録署名議員の指名

議長（黒宮喜四美君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。  
会議規則第81条の規定により、三浦義美議員と中山金一議員を指名します。

~~~~~  
日程第2 一般質問

議長（黒宮喜四美君） 日程第2、一般質問を行います。  
順次、発言を許します。

まず安井光子議員、お願いします。

11番（安井光子君） 皆さん、おはようございます。

安井でございます。私は、きょうの一般質問は、まず一つ目、介護の問題、二つ目、十四山地区東部の公共交通の問題、この2点について質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず1点目、だれもが安心して利用でき、働ける介護保険制度の見直しを、この問題でございます。

本題に入る前に、まず市長にお尋ねをいたします。

2点ございます。一つ目は、第4期介護保険制度では新介護認定方式への変更とか介護報酬の3%引き上げなど、幾つかの改定が行われようとしております。しかし、改定の詳細については、2月19日、都道府県の課長等を集めて膨大な資料で説明会が開かれたと私は聞いております。この段階では県や市町村も新年度予算の編成が終わって、もう予算書の印刷がされていた時期ではないでしょうか。国が制度の変更を言うのであれば、もっと早い時期に決めて市町村に示して、予算の検討ができるようにすべきではないかと考えます。4月から新制度が始まるのに、国民の暮らしに密着した大切な介護保険の問題、国は一体どう考えているのでしょうか。一番困るのは市町村、行政側です。市長会を通じて国に強く改善を求めたいと思います。これが1点目です。

次に2点目です。弥富市の第4期介護保険の見直しに当たり第3期の検証が行われ、策定委員会で審議、検討がなされ、計画の策定が行われたと聞いております。市民のための市政を進めるのであれば、計画案の段階で市民や議会に公開し、意見を求めるのが本来の姿ではないでしょうか。都市計画とか総合計画では、弥富市でも市民に公開し、パブリックコメン

トも得ております。ほかの市町村では、パブリックコメントを実施したところもあると聞いております。

この2点について市長の見解をいただきたいと思います。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 皆さん、おはようございます。

安井議員の御質問にお答えをしていきたいと思いますが、まずその前に、前提となる介護保険とは何だということと一緒に御確認をいただきたいというふうに思っているわけでございます。

介護保険といいますのは介護を国民皆で支え合う制度でございます、いわゆる保険料を支払った人に必要な給付を行うというのが大前提でございます。助け合いの精神というのが私は原則であろうというふうに思っております。そして、その中で決められている原則というものがございます。これは保険料の全額を免除することはできませんよ、いわゆる国民がそれぞれ40歳以上になりましたら皆で助け合っていく制度ということを十分に理解し合っていきましょう。

あるいは、二つ目といたしましては、収入のみに着目した一律減免もできませんよ、いわゆる所得に応じてさまざまな段階で保険料を支払っていただくわけでございますけれども、それだけではなくて、その負担能力ということについても個別に判断をしていかなきゃいかん、そんなようなことがあるわけでございます。

また、私どもといたしましては、三つ目の原則が非常に大きなものになるわけですが、三つ目の原則といたしましては、一般財源から保険料に組む込むための、いわゆる減免分の補てんという形でございますけれども、それが公費としては12.5%しかできないという状況でございます。公費50%、保険料50%で介護保険の運用がされるわけでございますけれども、公費の中での市町村負担は12.5%でございます。そういった形の中で、それ以上を一般財源から繰り入れることに対しては大変なことであるということの認識もいただきたいというふうに思っております。

そういう状況の中で、私ども、この第4期の介護保険事業計画というのを、素案ではございますが策定をさせていただきました。また、議員の皆様には、4月になりましたら、各お手元に御配付していきたいというふうに思っております。

弥富市の現在の介護認定を受けておられる方は、平成20年度で約1,200名になります。要支援から要介護5段階という形の中での人員でございます。そのような形の中で策定委員会で検討してまいりましたけれども、今後、さまざまな形で介護を受けられる方が年間で、私どもこの二、三年前から七、八十人という形で介護認定を受けられるわけでございます。そういった形の中で、私どもといたしましても大変厳しい財政状況であるということも御認識

いただきたい。

そしてまた、この未曾有の経済不況ということがその上に追い打ちをかけてきているのではないかなあというふうに思っております。そういった形の中で、この第4期の介護保険事業計画を策定するにおいては、ますます国の責任というのが私は重要になってくるというふうに思っておりますので、これからいろんな形を通じて、こういったことに対して申し上げていきたいというふうに思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

二つ目の御質問でございます。策定委員会の方でパブリックコメントを求めているかどうかというお話でございますが、今まで数回、この策定委員会を実施してまいりました。それぞれがその立場に立ってしっかりとお仕事をさせていただいておる方、そういう人たちのお話を伺いながら、そして最終的にはまとめ上げていただいたものでございます。私どもといたしましては、パブリックコメントを求めるときも、それぞれの立場の方の意見を尊重し合って、この素案をつくったものでございますので、また一読していただきたいと思っております。

今後、さまざまな策定委員会というか、いろんなものがあるかと思っておりますけれども、パブリックコメントを求めるときには、その都度判断をして求めるものでございます。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

11番（安井光子君） 市長のお話の中に、介護保険については国が3原則、禁止している問題があるというお話がございましたが、これは以前、坂口厚労大臣だったと思いますが、国会の答弁で、これは強く規制するものではない。各自治体や、その自治体の裁量で自治義務においてこれは決めていくものだ、このように答弁もされております。だから、この弥富市民が安心して介護を受けられる、そのためにどうすべきか、こういう観点で御判断をいただきたいと思っております。

それから2番目の問題で、策定委員会はいろんな分野の方が入っていただいているから、そこで決めていただいているいいんじゃないかというお話がございましたが、策定委員会には弥富市の場合、公募の方も入っておられません。広く住民の皆さん、市民の皆さんの御意見を聞いて、利用者の立場からも、そして市の立場からも議論を十分交わして、第3期の介護保険は一体利用者がふえたのか減ったのか、財政的にはどうだったのか。3期も大幅な介護の内容の改定が行われております。私の調べたところでは、予防給付という制度ができました。この財政的な問題では、半分ないし3割ぐらいしか、18年度、19年度を見ても使われておりません。こういう実態があるわけでございます。だから、ぜひ広く市民の方に呼びかけて御意見をお聞きしたり、議会に素案でいいですので公表していただいでみんなで検討していく、これが本来の弥富市の市民のための市政ではないかと思っております。

では、次の問題に移ります。介護保険制度が始まってことしの4月でちょうど10年目を迎

えます。当初、「家族介護から社会で支える介護」という看板でスタートしました。しかし、小泉内閣のもとで社会保障費が毎年2,200億円も削減され、介護保険制度は次々と改悪が行われました。施設サービスにホテルコスト、食費とか居住費は本人が負担すべきだという制度が導入され、利用料が引き上げられ、所得の低い人は施設から出なければならないような状態も起こりました。介護予防を重視するとして要介護から要支援にするなど、認定を低くしてサービスを取り上げたり、ベッドや車いすの貸しはがしなども行われました。介護労働者の報酬は、計画見直しのたびに引き下げられ、2003年には2.3%、2006年には2.4%引き下げられ、ほかの業種と比べても賃金が低いために介護職員が定職せず、介護サービスの低下を引き起こしています。市の12月議会でも介護保険制度の抜本的な改善と介護労働者の処遇改善を求める意見書が全会一致で採択され、国の方に提出されております。

このように、今日の介護保険制度の深刻な現状は、皆さんも既に御存じのことだと思えます。具体的な問題で質問をいたします。

まず1番目、第4期介護保険料は、高齢者の負担引き下げのためにどのように検討がされたのでしょうか。

まず一つ目、議案第23号条例では、第4期の保険料は6段階、基準額で4万1,400円、月額にしますと3,450円、3期に比べると50円の引き下げになって提案がされております。この検討内容について御説明をください。お願いいたします。

議長（黒宮喜四美君） 民生部長。

民生部長兼福祉事務所長（平野雄二君） 御答弁申し上げます。

第4期の保険料の設定につきましては、経済状況等を考慮し、保険料据え置きを基本として調整してまいりました。その結果、1ヵ月の基準額で約300円の支払準備基金から繰り入れをし、総額1億100万円の基金の取り崩しを行いました。第3期と同様、3,500円の保険料を設定いたしました。これに国の特例交付金を保険料引き下げに充当し、3期より50円安い3,450円と決定させていただきました。これにより高齢者の御負担の軽減につなげることができました。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

11番（安井光子君） 今、経済情勢が厳しいときに、50円というのはわずかではございますが、引き下げになったということは大変喜ばしいことではないかと考えます。

それで、次の問題です。保険料は6段階で設定されておりますが、これを7段階、8段階と所得階層をふやしたり、保険料率を見直して、年金の少ないお年寄りの負担を少しでも軽くできないかの検討は行われたのでしょうか。

次の問題も質問いたします。第3期の介護保険計画では2,000万円の基金を取り崩すことを前提で保険料が設定されたということです。しかし、実際は新たに6,000万円以上残して

いました。第4期は相次ぐ制度の改定で、このまま行けば予定が狂ってくる可能性も考えられます。県下の幾つかの自治体では、途中での見直し、2010年、11年の見直しもあると言われております。弥富市でも予定と大きく違った場合、途中での保険料の見直しをすべきだと考えますが、この点についてお答えをいただきたいと思います。

議長（黒宮喜四美君） 民生部長。

民生部長兼福祉事務所長（平野雄二君） お答えいたします。

所得階層、保険料率につきましては、近隣市町村の介護保険料等を十分調査いたしまして総合的に判断した結果、第3期より50円安く設定することができましたので、第3期と同様にさせていただきます。

今後の保険料等の改定につきましては、その時々のごとであります。基本的には今回の計画で3年間行きたいと思っております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

11番（安井光子君） 予定が狂ってたくさんの基金が残ってきた場合、やはり今の経済状況なんかを考えて保険料の見直しも検討していただきたい、このことを要望しておきます。

では、次の問題に移ります。介護保険料の普通徴収についてでございます。

収納率や滞納者数はどのようになっていますでしょうか。現在、滞納が2年以上になり、介護サービスを制限されている人はおられますでしょうか、質問いたします。

議長（黒宮喜四美君） 介護高齢課長。

介護高齢課長（佐野 隆君） それでは、御質問にお答えさせていただきます。

介護保険料の普通徴収の収納率、滞納者数でございますが、平成17年度の収納率が92.9%、滞納者は125人でございます。平成18年度の収納率は93.6%、滞納者は159人でございます。平成19年度の収納率でございますが、91.7%、滞納者は151人となっております。

介護保険料の滞納によりまして介護サービスが制限されている方は、現在のところございません。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

11番（安井光子君） そうしますと、後でも納めてみえるというふうに判断してよろしいのでしょうか。

それで、全段階ではなくとも、もし対象者が出た場合、市としてはどのように対応されますでしょうか。

普通徴収の方というのは、月額年金が1万5,000円以下の非常に生活が厳しい方でございます。この点についてお答えをいただきたいと思います。

議長（黒宮喜四美君） 介護高齢課長。

介護高齢課長（佐野 隆君） 御質問にお答えさせていただきます。

保険料を2年以上滞納した場合でございますが、これは利用者負担が1割から3割に引き上げられます。

また、1年以上滞納した場合は、1割だけでなく全額を一たん支払っていただきまして、後で9割をお返ししていく方式となります。

1年以上の場合は、保険給付が一時差しとめられまして、なお滞納が続く場合は、差しとめられた保険給付額から滞納分に充てることがございますので、滞納がないよう御支援をいただきたいと、このように考えております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

11番（安井光子君） 滞納を2年以上とか1年以上した場合、大変厳しい措置が講じられようとしております。だから、この問題について、現段階では対象者がないということでございますが、この厳しい国の基準に対して、市としてもう少し支援をするということも検討していただきたいと思いますが、その点はいかがでしょうか。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 介護保険料のみならず、さまざまな国民健康保険料であるとか、一般市民税という形においても収納、滞納という関係があるわけでございますけれども、介護保険の問題につきましては、先ほどもお話をさせていただきました、保険料で50%を運用していかなきゃいかん。そして、その内訳は、いわゆる第1号被保険者、65歳以上の方につきましては、50%のうち19%を御負担いただきますよう、あるいは40歳から65歳までの方に31%の御負担をいただきますということをやっているわけでございます。そういったことの比率が大きく崩れた場合においては、先ほどから申し上げておりますように、介護保険そのものの運用が大変厳しくなるという状況でございます。私どもといたしましては、さらに収納という形、税の公平という形の中でお願いをしていくわけでございます。よろしく御願ひ申し上げます。

議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

11番（安井光子君） 介護保険料の問題につきましては、介護保険が始まる前は、半分は国が負担していたわけでございます。これを介護保険導入に合わせて25%、現在は22.数%と、何か少なくなっていると聞いておりますが、このように国の負担、サービスをすればどんどん保険料が上がっていくような仕組み、これを変えていくべきではないかと考えます。議会の意見書でも国の負担を50%に順番に戻していくように、このことをぜひ求めていただきたいと思っております。

では、次の問題に移ります。介護保険料の減免についてでございます。

12月議会で住民税、国保税と歩調を合わせて収入基準を考えた形で考えるという回答をいただきました。これはどのように改善されたのでしょうか。

議長（黒宮喜四美君） 介護高齢課長。

介護高齢課長（佐野 隆君） 御質問にお答えさせていただきます。

介護保険料の減免につきましては、新たに収入基準による減免規定を追加させていただきます。従来の所得減少基準と新規の生活保護法による保護の基準に規定する生活保護費の基準を併用し、減免額の大きい方を採用する方式とするものでございます。対象者は、前年の収入が520万円以下で、減少額が2分の1減少する方が対象となります。

この規則の一部改正を文教厚生委員会にて報告させていただきますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

11番（安井光子君） 今回の改正の規則では、国保なんかを委員会で見せていただいたんですが、所得激変の場合の減免については基準が引き上げられ、改善がされたと思いますが、以前から検討を求めています恒常的に収入の低い人、生活保護基準、または税負担をすれば生活保護基準以下になる人の減免について、ちょっと今の御説明ではわからなかったんですが、理由の中にあります、その他特別の理由により市長が認めた場合、どのような条件の人が対象になるのか御説明をいただきたいと思います。

具体的な物差しがないと、市民が申請するにしても、自分が対象になるのか判断ができません。行政の方でも、例えば課長がかわったりして判断が違ってきては市民の信頼もなくなってしまいます。市民に対し、わかりやすく、公平を期す上でも、きちんと規則または要領で規定すべきではないでしょうか。御見解を求めます。

議長（黒宮喜四美君） 介護高齢課長。

介護高齢課長（佐野 隆君） それでは、御質問にお答えさせていただきます。

介護保険規則、別表2でございます。その中に事由として、その他特別の理由により市長が認めた場合と明記してございます。現在、生活保護法による基準生活以下の世帯に属する者として、保険料の第2段階、第3段階の方に対して減免を実施しております。今回、見直しを行いまして、基準生活費の1.1倍未満の世帯に属する者と基準を引き上げまして、対象者を保険料の第4段階、第5段階の方に拡大させていただきます。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

11番（安井光子君） 特別な理由の場合、要綱か要領か何かで規定されているのでございますか。

議長（黒宮喜四美君） 介護高齢課長。

介護高齢課長（佐野 隆君） 一応内規の方で明記をさせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

11番（安井光子君） 次に、介護認定についてお尋ねをいたします。

一つ、第3期の介護保険制度から新たに要支援2という認定基準が設けられて、それまで要介護1だった人の何割かが要支援2に変更されました。新基準によって要介護1から要支援に移行させられた人は、およそ何人ぐらいでしょうか。要介護1から要支援になると、施設への入所ができなくなったり、訪問介護や通所サービス、福祉用具のサービスも利用できなくなり、制限がされてしまいます。

私の周りの方も要介護1から要支援になり、ベッドが取り上げられて、腰が悪くてベッドがどうしても欲しいんだけど、ベッドを返さなくてはいけなくなった、本当に困っておみえになりました。具体的にどう変わったのか、説明を求めます。

議長（黒宮喜四美君） 介護高齢課長。

介護高齢課長（佐野 隆君） それでは、御質問にお答えさせていただきます。

平成18年4月以降、要介護1の人が更新時に要支援2に移行された方は、101名でございます。制度改正により要支援1と2及び要介護1の方に対する福祉用具の貸与につきましては、自立支援に十分な効果を上げる観点から、特殊寝台、車いす、床ずれ防止用具等の品目については、原則として利用が認められなくなりました。日常的に歩行、起き上がり、寝返り等が困難であると判断できる場合は、保険給付の対象となっております。

また、平成19年4月の改正により、これまでの給付のほかにも、疾病、その他の原因により状態が変動しやすく、身体への重大な危険性を回避等、医学的判断から福祉用具が必要な状態と判断される場合、医師の医学的な所見に基づき、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具対応が特に必要であると判断される場合は、給付の対象となっております。

また、訪問介護や通所サービスにおきましては、要支援1、2の方は、サービス料は月単位となり、要介護1の方は1回単位となっております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

11番（安井光子君） では、次の問題に移ります。2009年4月からの新介護認定システムについて質問をいたします。

第3期の改定以上に高齢者の生活実態とかけ離れた判定がふえるのではないかと、お年寄りには必要なサービスがますます受けられなくなるという医師や介護福祉の専門家などから危惧する声が上がっております。新しいシステムについて、どのように認識されていますでしょうか。

議長（黒宮喜四美君） 介護高齢課長。

介護高齢課長（佐野 隆君） 御質問にお答えさせていただきます。

介護認定制度見直しの主なものは、認定調査項目等の変更、要支援2及び要介護1の判定

を1次判定で実施することなどですが、このことによって介護認定にどれだけ影響するのか、軽くなるのか、重くなるのか、現時点では判断がつきませんので、当面は認定審査会の認定状況を見守ってまいりたいと、このように考えております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

11番（安井光子君） 今度の改定について、認定項目が少なくなっただけではなくて大変重要な介護認定にかかわる問題が含まれていると、私は新聞の報道や介護の学習会で学んでまいりました。それを5項目について、ちょっと御披露したいと思います。

まず一つ目、先ほどもお話がありましたように、介護調査員が調査する項目が現在の82から74項目に減らされます。減らされるのは、暴言、暴行、不潔な行為、異食行動、これは食べられないものを口に入れるなど、14項目が減らされて、一方では簡単な調理など6項目が追加されます。削除された項目は、高齢者の実情を把握する上で必要不可欠な内容で、特に認知症についての判断が不利ではないかと言われております。

二つ目は、厚労省が新介護認定方式で行ったモデル事業の結果によりますと、新方式では要支援2の31%、要介護1の19%、要介護2の28%など、各要介護度で二、三割の人が現行方式より軽度に判定されております。非該当、要支援1を除くすべての要介護度で現行よりも軽く判定された人が重く判定された人の人数を上回っております。

3点目、介護認定をするに当たって調査員が利用者から聞き取り調査をする際の判断基準が大きく変えられます。例えば、移動とか異常の調査項目では、移動や異常のない重度の寝たきりの状態の人でも、今までなら全介助と判断されておりました。しかし、今回の認定調査員のテキストでは、介助自体が寝たきりだから必要がない、こういうことで自立へと変更されております。もっとほかにもいろいろありますが、時間の関係で御紹介できないのが残念です。

四つ目は、介護施設は、新認定方式で利用者の認定が軽度になると事業所の収入が減って、介護報酬による増収分が吹っ飛ぶおそれがあると言われております。

五つ目は、今回の介護報酬の改定、介護従事者の専門性などに着目した評価がなされ、介護福祉士などが30%とか40%以上配置されていると加算がされる。例えば、輪中の郷などのように公的な支援を受けているところは、要資格者が一定、また有資格者が一定以上いるところなどは加算が行われますが、小さな事業所では介護報酬の引き上げにはつながっていかない。試算によりますと、報酬が減るといふ事例もあると新聞では報道されております。

以上のような中身でございますが、これは部分的な問題で、新介護認定システムはこのようにたくさん問題がございます。再検討を国にぜひ求めるべきだと考えますが、市長の御答弁をお願いいたします。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 議員御指摘のように、要介護認定者がますます増加してみえるわけでございます。まさに高齢化時代に突入ということでございます。

少し数字的な話をさせていただきますけれども、私どもの市としての給付金でございますが、平成19年度の要介護、あるいは要支援でございますが、要介護では全体的には13億8,700万円、そして要支援で9,200万円、いわゆる公的な形の中で給付をさせていただいております。そのうち、12.5%が私ども市の負担でございますので、1億8,500万というのが平成19年度の段階ではあるわけでございます。しかし、これが私どもの策定委員会の推計値でございますけれども、平成23年度推計におきましては、要介護で17億3,000万円、そして要支援では1億2,000万円かかるというふうに推定しております。その18億5,000万のトータル金額に対する12.5%が市の負担分でございますので、2億3,000万円という形でかかってくるわけでございます。

そういった中で、具体的な数字だけでも125%ぐらいの平成23年度推計値に対して伸びていこうというのを思っておるわけでございます。財政は大変厳しい状況ではございますけれども、しっかりとそういった要介護認定された方に対して、我々としては努力してまいりたいというふうに思っております。

後ほどお話があるかもしれませんが、基本は、今国の方では在宅介護をしっかりとやっていただきたいということでございます。そういった形に対して私ども市といたしましても、在宅介護していただくというようなことに対して奨励金を支払わせていただいております。10万円ですけれども、在宅介護に力を入れていただきたい。そして、同時に一番大事なのは、介護予防をしっかりとしていこうというのがこの策定委員会の大きな目標でございます。訪問介護をしたり、あるいはデイサービスをしたり、あるいはショートステイというような状況の中で、要支援、あるいは1、2の段階、あるいは要介護1の段階の人に対して、もっとしっかりと介護予防をしていこうというふうに思っております。そんなことを皆さんと一緒に考えていかなきゃいかなあというふうに思っております。

また、介護認定におきましては、今、弥富市においては毎年400人ぐらいの方がその認定を求めておみえになるわけでございますけれども、そのうち介護認定をさせていただくのが七、八十名ということでございます。このことにつきましては、私はこの4月からの認定基準ということについては熟知しておりませんが、その認定者の介護を受けられる側の立場に立って物事をしっかりと考えていく必要があるということは十分認識しておりますので、御理解も賜りたいと思います。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

11番（安井光子君） 私が申し上げました新介護認定システム、まだ市長さんもあまり御

存じないというお話でございました。それなのに弥富市の予算は組まれている、それを置いておいて組まれている、そのことが一番問題ではないでしょうか。介護認定が悪くなる、介護報酬は、その条件に応じて加算をする、多いところもあれば少ないところもある、今までより減ってしまうところもある、こういう国のやり方自体が本当に問題ではないでしょうか。その介護システムを改定する、その時期が大変遅い。市町村が予算を組んでしまってから説明会を開いたりしている。こんな市民、国民をないがしろにしている介護保険の新しい認定システム、国のやり方、この改善を私は求めていただきたい。市長会を通じて、ぜひこれをやっていただきたいと思うんですが、もう一度市長の答弁をお願いいたします。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 先ほども後段のところでお話をさせていただきましたように、介護を受けられる側の立場に立って、いろんな形の側面で考えていきたいというふうに思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

11番（安井光子君） 次の問題に移ります。介護労働者の労働条件の改善と人材確保についてでございます。

これも議会から国に上げた意見書の中に盛り込まれている問題でございます。2度にわたる介護報酬の引き下げで平均賃金は、全産業一般労働者の6割から7割の水準です。そのため、介護労働者の離職率は21.6%と、全産業平均の16.2%に比べて大変高くなっております。そして、介護労働者確保が困難な状態にあると言われております。

私は、この現状を学ぶために介護施設や事業所を訪ねてまいりました。ある施設では、介護に携わる労働者の2割、人員が不足しています。職を探す人でごった返しているハローワークに求人を出してもさっぱりです。職員はぎりぎりのところで働いています。ほかの施設では外国の人を4人雇っています。今回、国が介護報酬を3%、初めて引き上げると言いましたが、以前は2回も引き下げられていますし、焼け石に水です。職員の賃金の引き上げに回したいと思っても、回せるのはほんのわずかです。弥富市議会でも大いに国に働きかけをしてください、お願いします、このように言われました。介護報酬の大幅な底上げ、当面5%の引き上げを国に求めていただきたいと思います。

時間の関係で、次の問題も同時に御答弁をお願いします。

介護施設入所についてでございます。全国で今38万人を超える人が特養ホームへの入所を待っていると言われております。弥富市での待機者の現状をどう把握されていますでしょうか。待機者解消のため、特養ホームなどの整備に対する国庫補助金などの復活や、介護療養病床の縮小や廃止の中止など、国に要求していただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

この2点についてお答えをいただきたいと思います。

議長（黒宮喜四美君） 介護高齢課長。

介護高齢課長（佐野 隆君） 御質問にお答えさせていただきます。

1 番目でございますが、介護従事者の給与や対応など、働く上での条件が悪化していることが大きく、夜間業務がある施設の介護業務は、精神的にも肉体的にも重労働になっていると認識しております。

改善策といたしましては、国が今回のように、介護従事者の人材確保のための介護従事者等の処遇改善に関する法律に基づき、介護従事者等の賃金を初めとする処遇改善に資するための施策を講じていただき、職場環境を整えていただければよいと考えております。

次に、施設入所の関係でございますが、特別養護老人ホームの入所待機者ですが、輪中の郷が140名、長寿の里が220名、やすらぎの里が110名となっております。各施設とも入所待機者が多くなっていますが、同じ方が各施設へ申し込みをされていると思われるので実際はもっと少なくなると思われます。

次に国庫補助の関係でございますが、先ほど市長さんが言われたように、国は在宅サービスに重点を置く方針でございますので、施設整備への補助金は難しいと考えています。

また、介護療養病床への介護保険の適用は、平成23年度末までとなっており、医療の必要性の高いものは医療療養病床で対応し、医療の必要性が低いものは老人保健施設等への転換が進められると思いますので、今後は問題意識を持って国の動向に注意してまいりたいと、このように考えております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

1 1 番（安井光子君） 皆さんも御存じのように、毎年、介護をしている人がされている人を殺してしまう、こういう本当に悲惨な状況が起こっております。1 年間に30名を殺してしまう、こういうことが新聞でも報道されております。今、介護の状況は、大変な状態でございます。行政側、議会、市民の皆さんとともに、どんどん悪くされていく介護保険、これを皆さんが力を合わせて、受けやすい、使いやすい介護保険制度に変えていこうではございませんか。

次の問題に移ります。2 番目は飛島公共交通バスについてでございます。

十四山東部地区の公共交通について、弥富市鍋田地区、飛島村、十四山地区東部から蟹江町に至る三重交通バスは、地域住民の通勤・通学・通院・買い物などに欠かすことができない公共交通としての長い歴史と役割を担って運行されてまいりました。そして、バス路線地域と蟹江町、名古屋市を結ぶ生活・経済圏が長年にわたって培われてまいりました。

平成17年、三重交通近鉄弥富線の廃止及び十四山地区東部バス停（亀ヶ地、善太橋）によって、この地域から蟹江駅へ出る公共交通の利便性が極端に悪くなりました。

平成19年10月1日、国で地域公共交通活性化及び再生に関する法律が施行され、地域公共

交通活性化・再生総合事業が新設されました。飛島村では、より実効性の高い地域の公共交通ネットワーク整備を進めるため、「飛島村公共交通活性化再生協議会」を設置して、地域公共交通総合連携計画が策定されました。飛島バス（飛島から名古屋港間）及び三重交通バス（蟹江から新政成間）を見直し、4月から新たに飛島公共交通バスとして名港線、蟹江線が運行されることになりました。

質問はまとめてさせていただきます。

この地域住民の生活実態・経済圏について、どのように認識されているのか、お尋ねします。

二つ目、飛島公共交通バス事業について承知されていると思いますが、いかがでしょうか。

三つ目、この事業には、蟹江町及び弥富市の偕行会リハビリ病院も運行経費の助成をするという聞いております。金額も聞いていますので申し上げますが、蟹江町は今まで三重交通のときは200万円出していた補助金を半分の100万円助成する、偕行会リハビリ病院は、年間80万円を助成するというところでございます。これについても御存じでしょうか。

四つ目、飛島公共交通バスに弥富市も参画していただき、三重交通バス停があった、神戸、亀ヶ地、善太橋にバス停が復活されることを地域住民は心から望んでおります。

バスが十四山東部を走っていないのであれば、皆さんもあきらめがつくんですが、家の前を毎日毎日左から右へ走っていくわけです。みんな指をくわえて、本当に情けないなあ、情けないなあ、こういう思いでごらんになっておられます。蟹江町が100万の助成をするのであれば、弥富市も100万。バス停は、蟹江が7個ぐらいあります。十四山東部はリハビリ病院を入れて3個です。だから、リハビリ病院と合わせて100万の助成をリハビリ病院とお話し合いをしていただく、こういう案もあるのではないかと住民の人と話し合いをしております。これについて御答弁をお願いいたします。

議長（黒宮喜四美君） 防災安全課長。

防災安全課長（服部正治君） それでは、安井議員の御質問にお答えします。

まず1点目の、生活実態、経済圏については承知しております。統計上も住民のほとんどは、元気なうちは自転車、自動車を運転する実態がありまして、1週間に1回以上のバス利用についてはわずかであると思われまます。

まず、通勤・通学につきましては、この東部地区につきましては、近鉄蟹江駅、一部は佐古木駅の利用が多いと思います。また、通院につきましては、市内の1次病院、あと2次病院の海南病院、こちらの方が多いかと思われまます。また、買い物につきましては、ピアゴ十四山店、それから佐古木のYストア等の御利用が多いと思います。あと残りの方につきましては、近隣市町村であると認識しております。

次に、2点目の飛島公共バスの事業については、私もこの会議に参加しておりますので承

知しております。これは、現在運行している三重交通の路線バス、飛島蟹江線（近鉄蟹江駅から飛島村の新政成公園）が本年の3月31日をもって運行が廃止されます。これに伴い、4月からは飛島村が自主運行（実証実験6ヵ月を含む）する飛島公共交通バスにて同区間の運行が継続されるものであります。

次に3点目の事業負担の件でございますけれども、これについても承知しております。平成21年度は、蟹江町が100万円、偕行会リハビリ病院が80万円の運行経費の負担をすると聞いております。

次に4点目の飛島公共交通バスへの参画の件ですが、現在のところは考えておりません。しかしながら、議員の御指摘のとおり、全国では生活圈や財政上の利害関係が解消され、複数の市町村で地域公共交通会議を立ち上げたところもあります。したがって、本市においては、将来的にそういう機運になってきた段階で検討する問題だと考えます。

次に、三重交通のバス停があった神戸、亀ヶ地、善太橋のバスの復活の件でございますけれども、これは以前の議会でも答弁しておりますとおり、この問題につきましては、苦渋の選択の中で補助金の投入はしないということで、合併前の十四山と弥富、両町村で解決済みの問題でございます。

当該地区は巡回福祉バスの停留所もございますし、ある特定の地域だけの問題としてとらえるのではなく、弥富市全体で考える問題であると思っておりますので、御理解がちょうだいしたいと思っております。

議長（黒宮喜四美君） 安井議員、時間ですが、どうぞ、端的に。

11番（安井光子君） 言いたいことはありますけど、時間が来ましたので終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（黒宮喜四美君） 開会してから1時間たちました。11時10分まで休憩をいたします。

~~~~~

午前11時00分 休憩

午前11時10分 再開

~~~~~

議長（黒宮喜四美君） 休憩前に引き続き一般質問を続けます。

次に大原功議員、お願いします。

18番（大原 功君） 市長にお伺いいたします。

職員が雨の中、三ツ又池公園の大掃除のとき、平成20年12月14日（日曜日）、市長はどこにおられましたか、お聞きいたします。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 大変断片的な御質問で苦慮するところもありますけれども、12月14日

には多度カントリーにありました。

議長（黒宮喜四美君） 大原議員。

18番（大原 功君） 市長、私は思うんだけど、市長というと市民のお父さんのようなもんで、子供さんが大掃除をやっておるのにお父さんがゴルフをやっておるということに対しては、全く常識がちょっと外れておるような気がするんだけど、やったからしようがないんだけど、これからはこういうこともあるのかないのか。前の市長だと、大掃除のときだと、大体公用車に乗ってずうっと回って、皆さん御苦労さん、御苦労さんと言って、大体手を振って、声はそう届かないんだけどね、やっていくんだけど、ここ2年間見ておっても、12月の大掃除には、市長がそういう車に乗って大掃除に参加というか、そういうところを見てくれないという市民の方も多いわけだね。だから、こういうのも含めて市長は環境問題とかいろんなことをやっておって、片方芝でゴルフをやってみえて、多度カントリーで、片方じゃ職員が雨の中、これ日曜日にやるということはどうかと思うんだけど、やってから、後からいかんと言ってもしょうがないから、次のときにこういうことを、12月はまた来ますから、そのときはそうやってやられるのか。例えば、5月にもそういうことがありますから、5月にはやられるのか、それだけお伺いします。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 大原議員の御質問にお答え申し上げます。

清掃の件と私の私的なことでございますけれども、旧来、私ども弥富市の職員は、自主的な参加のもと、いわゆるボランティア精神のもとに、毎年、年末に恒例の掃除活動を行っているものでございます。

しかし、昨年は、これは年2回という形でとり行ったわけでございます。1回目は、昨年は議員御承知のように、10月2日に愛知県市長会が社会教育センターの方でとり行われたわけでございます。そうした形の中で、その社教センターの周辺の整備及び旧弥富中学校の雑草が伸びておりましたものですから、これを清掃していこうと。9月23日に第1班という形の中で、自主的な参加のもとに清掃をさせていただきました。そのときには、私、そして副市長、そして教育長、三役という形の中と、それから職員の中で9月23日に第1班という形で清掃をさせていただきました。

そして第2班という形の中で12月14日に、旧弥富中学校の周辺、そして三ツ又池公園の駐車場の周辺を第2班という形の中で清掃活動をさせていただいたものでございます。

第1班のときには大変残暑厳しいときでございました。また、2班のときには雨が降っていたという状況もあるわけでございます。そういった形の中で、職員が自主的な参加とはいえ、清掃活動、奉仕活動をしてくれたことに対しては大変感謝をするわけでございます。

私の私的なゴルフの件でございますが、このゴルフの件につきましては、金魚組合の組合

長からお誘いをいただき、また組合員の方からもお誘いをいただき、皆様と親睦を図るといような意味合いもありまして、そのゴルフコンペに参加したものでございます。

私は第1班で、9月23日に担当という形の中で奉仕活動をしたということが少し甘さとしてあったかもしれませんが、ボランティア活動に参加した職員に対して労をねぎらうという立場にあるということも含めて少し配慮に欠けていたということにつきましては、自省自戒するものでございます。

今後、こういうことのないように十分気をつけていきたいと思っております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 大原議員。

18番（大原 功君） 市長、そういうふうでやっていただくということで、それはそれとということで、2番目です。

旧ユースストアが避難所になっておらんということで、白鳥や十四山、それから弥生学区の方からも、なぜこれが避難所にならないのかと。だから、市側の方で何かそういう粗相があってお願いに行けんのかという話があるけれども、この点についてどうですか、市長。

議長（黒宮喜四美君） 防災安全課長。

防災安全課長（服部正治君） お尋ねの旧ユースストアとの物資の供給や避難場所の提供につきましては、平成18年9月から、当時、私と担当課長輔佐が3回ほどお願いに上がりました。しかしながら、旧ユースストアの事業本部の経営方針によりまして、これはお客様重視といたしますが、優先、また新しいものを提供していくということで、なるべく在庫を置かないとか、いろいろ理由がございまして、他町村も同様でございますけれども、実施しておらず、契約締結には至っておりません。

合併後のユニー株式会社においても経営方針は変わっていないと確認しておりますので、御理解願います。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 大原議員の御質問に対して私の方からも御回答申し上げます。

今、防災課長からお話があったとおりでございます。私もユニーグループの中に席を置いていた者として答弁をさせていただくわけですが、いわゆるユニーグループ、なかんずくユースストアの基本的な小売業としての経営理念、こういうことに対して、個人の消費というものを通じて生活、あるいは社会に対して貢献していきたいというのがその企業理念でございまして、一団体であるとか、あるいは一自治体であるという形の中で、さまざまな形の中における覚書、あるいは協定、あるいは契約書というものにつきましては、一切しておるわけございません。

また、避難場所の件でございますけれども、私ども、今さまざまな形で御協力いただい

おります災害協定におきましては、いわゆる屋上に駐車場があるということを前提にしていきたい。あるいはまた、だれが見ても高いところにあるという形の中で、そういったところについて避難場所としてお願いをしていきたいということで、今までパディーさんであるとかユーストアさん、あるいはイオンタウンさんをお願いをしてきているわけでございます。

今、大原議員はユーストアというのを十四山店という形でお考えいただいているかもしれませんが、あそここのところにつきましては平面駐車のみでございまして、屋上に駐車場等があるわけでございせん。また、私どもの町の全体の高低からいっても、そんなに高いところにあるということは存じ上げておりませんので、そういったことで、今現状まで来ているということでございます。

それから、行政と何かあったのかというお話でございしますが、私も大変皆様の方から御心配していただくようなことは一切ございせんので、もしそのような形でお聞きになってみえる方につきましては、御答弁もお願いしていきたいと思っております。どうぞよろしく。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 大原議員。

18番（大原 功君） そうすると、市長、ユーストアというのは全国にたくさんいろんなところにあるんだけど、上に駐車場がないところもあるわけね。それかといって、アピタがユーストアになったところもあったでね。そういうふうであって、その前のときはそういう避難所にしておる話も聞いたんだけど、アピタから続いてユーストアになったのでそうなったのかわかりませんが、平家のところも結構ユーストアがあると思うんだね。

それと、事業者だからなかなかそういうことがわからんと思うんですけど、道の駅なんかをつくると、国の方から補助が出るようになってますね、これね。だから、そういうのも含めて、やっぱり民間の消費者がそこにお買い物に行くんだから、行けばそういうところも、我々の安全というのもフォローしてあげるといことが、一企業だからの話でね。ユニーなんかは株主に株を発行して、いろんな方がやってみえるからよくわかると思いますけれども、そういうのも含めてこれから教えてあげる。また、企業だから知らんというところもあるし、また行政だからそういうのも知らんというところもあるので、こういうのを含めて、今後、一遍検討してください。

3番目です。名港管理組合と名古屋商工会議所の海外旅行について、市長が市民税を191万9,000円使って行かれたわけね。そして、これは12月に聞いたときに市長の答弁は、「市側の規定によって前例等に基づき実行しました」と書いてある。そして、私どもが全協で聞いたときには、議長が名港管理組合からお誘いもあるので出席をしなきゃいかんというふうに言われておるんだけど、これは事実、名港管理組合からお誘いがあった出席されたものが、お伺いします。

議長（黒宮喜四美君） 企画政策課長。

企画政策課長（伊藤邦夫君） 大原議員の御質問にお答えします。

名古屋港管理組合に確認しましたところ、このポートセールスにつきましては、毎年、当地域と訪問地の経済交流の拡大及び名古屋港のPRと利用促進を目的として、名古屋港管理組合を初め、名古屋商工会議所、名古屋港振興協会、名古屋港利用促進協議会の4団体の共催による使節団「名古屋港ポートセールス・ミッション」として実施されているものであります。

平成20年度は、弥富市長が10月11日から24日までの14日間、「地中海・北アフリカ経済交流並びに名古屋港利用促進使節団」の一員として参加し、地中海のハブ港機能を有するキプロス港湾及びフランスのマルセイユ港を訪問し、マルセイユにおきましては名古屋港利用促進レセプションを開催し、関係強化に努めるとともに、有力船社を訪問し、基幹航路開設による名古屋港への寄港を働きかけました。

また、この使節団としては、未訪問国でありました北アフリカ地域のチュニジア、モロッコを訪問し、港湾視察のほか、現地の経済状況、物流事情など幅広く把握するとともに、名古屋港の一層の利用促進を働きかけたものでございます。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 大原議員。

18番（大原 功君） 多分そう言うだろうと思って、県の港湾課があります。ここへ行って、私、港湾課の担当者2名と約30分ぐらい話したところ、県の方はこういうことはやっておりませんから、弥富市議会と市側の方でやってくださいという話。そうしたら、そんなことないでしょうと、名港管理組合もあんなのところもやっておるんでしょうと言ったら、私の方から名港管理組合の方に電話をいたしまして、その後、また行きました。1月26日月曜日に県の方へ行きました。そして月曜日の午後3時5分に名港管理組合の担当者から電話がありまして、名港管理組合としては一切今のお誘いはしておりませんから県の方には絶対言わないでくださいということをお願いしておるんですけど、この辺についてどうですか。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 大原議員にお答え申し上げます。

県の方に言わないでくださいとか、あるいは県と名港との関係のことの御質問でございますが、私どもも先月の2月27日に名古屋港管理組合、いわゆるその当時のポートセールスの主催者の一団体でございますけれども、その事務局に確認をさせていただいたわけでございます。そして、大原議員が今述べられたように、大原議員は12月1日に愛知県の港湾課にいると御質問に上げられたということも伺っております。そしてそのときの県の港湾課の答弁は、県の事業ではないので、名古屋港管理組合から大原議員に説明をいただきたい旨の電話を名古屋港管理組合の事務局にされたわけでございます。

そうした中で名港管理組合が、先ほどおっしゃった1月26日に大原議員に対して県の事業という形の担当ではない旨の電話をされたということでございました。私も参加した者として、この話の内容につきましては、よく理解できるものでございます。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 大原議員。

18番（大原 功君） 名港管理組合は、私から電話したわけではないんです。名港管理組合の担当者から3時5分に電話がかかったわけです。そして言われるのには、普通から言うと、その名港管理組合とかへ出すと、その中にこうやって公印が押してあるわけね。これは公印も全然ないわけだ。これは全く、市長、持ってみえるかどうかわからんけど、公印もないわけ。市長がいろんなところへ出されたり、それから議会の方でもこうやって、今の交通安全とか請願とか、いろいろなものがありますね。大体こういうのは押してありますけど、全くないやつを出しておいて、ありますということになると、これは私もこうやって一般質問をして言うておる以上、やっぱりきちっとしていかないかん。

そして、これだけの191万9,000円という大きな金で、そして他の婦人が3人行っております、これね。だから、普通から言うと、これは民間が行かれる旅行であって、公人が行かれるような旅行じゃないと思います。普通なら公人で行く場合は、ある一定の人が行かれる。ここの中は港湾の中で仕事をやっている人がほとんどであって、自分で商売をやってみえる人も行っているわけね。中には建設屋が、大成建設とありますけれども、これはゼネコンですね、これがあります。それと婦人が3人、夫婦で行って見えますね。この金額が、これ37人ですから、大体合計すると7,100万かかっていますね。これだけの金額をかけてやるのであれば、当然公印を押したものがされたり、そして議会の方ではこうやって承認を、今のお誘いをしてくるということなんです。名港管理組合の担当者は、絶対名前を言うといけませんけれども、名前を2度聞きました、私は耳がちょっと遠いから。2度聞いたら、私はこういう名前ですからというふうで、県の方には一切、この問題については県は関係ありませんから、言っていただいたら困りますという話です。困るということになると、名港管理組合がやったわけでもなし、名古屋商工会議所がね、会議所といえば名古屋はたくさんありますから、運送屋だけじゃなくて、もっといろんなところもあります。また、輸入するところも、それから輸出するところもありますけど、大体この辺を見ておると、今のコンテナが鍋田港に着いて、その中で今のコンテナを運ぶ運送屋ばかりです、大体がね、よく見ておると、ほとんどのところが。こういうふうでありますので、やっぱりこれは民間のものに参加をされたんじゃないかなと思います。

それから、さっき渡した紙には参加をお願いしますというふうに書いてあるんですね。参加をお願いしますと、公文書の中で参加をお願いしますという募集みたいなようなことが書いてあること自体がおかしいんじゃないかなあと思うけど、答えてちょうだい。

議長（黒宮喜四美君） 企画政策課長。

企画政策課長（伊藤邦夫君） 先ほど御答弁をさせていただいたんですが、この視察旅行につきましては、繰り返し申させていただきますが、名古屋港管理組合を初めとしまして、名古屋市商工会議所、名古屋港促進協議会、名古屋港利用促進協議会の4団体の共催によりまして毎年開催されておるところでございます。

それで、今御指摘の会員の方でございますが、私どもの方は名古屋港利用促進協議会というところに市長は参与ということで参加をさせていただいておるんですが、この中で見ますと、参加されてみえる方につきましては、この名古屋港利用促進協議会の会長さんを初め副会長さん、あと常任理事さん、参与で私どもの市長が一員として参加をさせていただいたということになっておりますので、御理解いただきたいと思っております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 大原議員。

18番（大原 功君） 理解はいいんだわ。それよりも、なぜそうしたら今の名港管理組合の担当者が私に電話をかけてきて、県の方には一切言ってくれるなという話が出ておるかということなんやね。

それと、これは皆さんも御存じかもわかりませんが、これは愛知県の中でもかなりみんなが、市長が会食したりということで、これ公開で出ておるわけね。これは今の3月の議会が終わると一斉に訴訟を起こすようなことが書いてあるけど、市長、これを見たか見てないかわからんけど、見ておいてちょうだい。

やっぱりお金というものは、市長も言うように、初めに私は何遍も言っておる。一銭も無駄に使わない。だから、市民等と相談をしたり、行政の中で行くという話だったから、こういう問題は出てくるわけです。だから、あなたが言う、普通だとかこういうふうに、何でもだけど、公文書というのは判が押して、こうやってみんなやってあるわけね。議長あてでもそうですよね。皆さんもわかるけど、議長あてでこうやってやってある。ほとんどのところがこうやって押してあるわけなんだけど、今回の場合は後からつくられたのか、私がもらったのが後でもらったのかもわからんけれども、全然民間のことであって、言われる人によっては、公人の行くところへ家族旅行のようなふうではやっておりませんからという話なんです。だから、お誘いがあったというなら、お誘いがあった人の名前を言ってください。私はその人に聞きますから。

だから、私の方は名前がありますから、ここで公開してはいけませんので、もしあなたが名前を言ってくれば、この人が言われましたということ、私、名前が書いてありますから、何時何分のいつだということを書いてありますから、名前を言ってください。

議長（黒宮喜四美君） 企画政策課長。

企画政策課長（伊藤邦夫君） 先ほど大原議員から、4団体からお誘いを受けたということ

で、文書でございますが、こちらにつきましては企画政策課におきまして公文書として受け付けをさせていただいております。ただ、押印されていないというのは、押印省略というような形で4団体の押印はされていないということでございます。

それから、私どもも名古屋港管理組合の方に電話で確認をさせていただいたわけですが、お名前までここで申し上げるといのはちょっといかなものかということもありますので、そこまではちょっと答弁は控えさせていただきますが、私どもが確認させていただきましたのは2月27日でございます、このときに大原議員より愛知県の港湾課の方に御質問があったということで、その県の港湾課の方から名古屋港管理組合の担当の方に電話がありまして、そのときにはこの事業につきましては県の事業ではないということで、名古屋港管理組合の方から大原議員に説明したいということで電話が県の方から入ったということを受けまして、1月26日だと思います、その日に名港管理組合の担当者より大原議員の方に、県はこの事業の担当ではないということをお伝えしたということで聞いております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 大原議員。

18番（大原 功君） 私は何遍も言うようだけど、県から電話があったわけね。私は県の方へ一週行ったんです、1月26日ね。行って、そのときに今の、ちょっと待ってあってよ、書いてあるやつがちゃんとありますから、1月26日の2時50分に港湾課の担当者というふうに言いましたら、見えなかったから電話でということを言われました。なぜ私が行ったときに、これ何日もたっておるんだから、なぜ私に報告するといつて名港管理組合から言うといつて、あんた言ってみえたでしょうと。なぜ連絡がないかといつたら、先ほど言った3時5分に名港管理組合の担当者からということで私に電話があったときに、そうでしょう。そうしたら、今のおたくの言われる担当者でないということになると、これはばらばらのことになっちゃって、私もここには名前が書いてあるんだけど、あんたに見せるといかなでね、持っていますけれども、これ名前もちゃんと入れて、電話番号も言っていました。

そういうふうであるので、やっぱりあなたの言う公文書というふうで来られたら、公文書はどこにあります、今。

議長（黒宮喜四美君） 企画政策課長。

企画政策課長（伊藤邦夫君） 大原議員の御質問にお答えします。

今、その文書につきましては、私ども企画政策課の方で保管、とじてございます。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 大原議員。

18番（大原 功君） 大体一般質問というのは通告制なんだね。通告制ということは、こういうものを聞かれるからということで、今の用意をしていないわけね。今、ここでないと

言われると、全く今の通告制というのは何だったというふうになる。やっぱり通告制というのは、ある一定のものをクリアしながらすることが通告ね。昔は通告制でなかったわけですね。私は7期やっていますが、一番初めのときにはなかったわけ、通告制はね。一遍ここでやればいいというふうでやったわけですが、それだと当時の町側は、聞かれてもその内容がなかなかクリアできんから通告制にしてもらいたいと。市側がきちとした答えをさせていただくという話で、これ通告制になったわけだ。そういうことであるので、この通告制でやってあって、文書がないといって後から文書をつくられちゃったら、こっちはおまえさん、おう何を言っておったというふうになっちゃうわけだ。疑うわけじゃないんだよ。だけど、人間だから、お互いに通告制というのがあれば、こういうふうこういうものがあると。私もこれだけその質問をするには、県の方には2回行った。それから、今のあそこには1回、電話でというふうであったから電話でかかったわけですが、あったわけね。私もいろんなところの、今の行政の担当者やら手法についても聞いて、こういう質問をしたらどうだという話も一応相談はしてきました。今の公文書が全然、あると言って出して出さんと、なかなかこれ議会の方でも本当に安心して、今のおたくさんたちが言われる191万9,000円という大きな、普通、年金の方だと一年じゅうそのもので生活するお金だと、365日、このぐらいのことですから、一遍その辺のところをよくやってください。

議長（黒宮喜四美君） 企画政策課長、もしあったら出してください。

企画政策課長（伊藤邦夫君） 大原議員の御質問にお答えします。

舌足らずで申しわけございませんでしたが、公文書、正式なものについては、先ほど申しましたように企画政策課の方で保管し、つづつでございますが、そのもののコピーについてはここに持っております。それを見ますと、20年6月付で……。

〔18番 大原功君「判が押してあるのか押していないのか」の声あり〕

企画政策課長（伊藤邦夫君） こちらがコピーでございますが、こちらに私ども企画政策課で7月1日に受け付けをしたということになっております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 大原議員。

18番（大原 功君） そうすると、私がもらったやつは押していないということはどういうことなんだ、これ。恐らくそれをコピーして出されたもんだと私は思っておるんだけど、そこには押してあって、私の方には押していない。これはこういう通告制があったり、さきもって判を押してあったのかどうかわかりませんが、疑いは出るわけだ。やっぱり私の方も、さきにそういうのをもらってきながらやってきましたからね。ある方には見せたこともありますけれども、やっぱりそういうことはあってはいかんことだし、市長についても、この間の施政方針の中には財政健全化という話が載っていました。今度施政方針の中

では聞きますけれども、そういう財政健全化ということは、ある一定自分が、議員でも市長でもそうですけど、選挙の身ですね。選挙して当選すると、市長なんかだと年間1,500万近くもらえるわけかな、なるわけね。私らだと約680万ぐらい、ボーナスともで全部でなると思いますが、やっぱりそれだけの金をいただくんだから、普通サラリーマンだと、入ったすぐだと大体40万か30万そこそこの給料でやって、その中で家族と旅行に行ったりすることが普通なんだけれども、市長の場合でも、議員でもそうですけど、やっぱり自分の金を使ってね。例えば市長をやめても、その勉強は次にも使えるわけだからね。市長ちゅうだけ使うわけでないんだから、こういうのも含めてこれから検討されるとか、こういう旅行が引き続きあるから、その旅行にはどんどん参加するのか、この辺のところを一遍聞きます、市長。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 大原議員にお答え申し上げます。

市費を使って公務の視察とかでございますが、さまざまな形で、私は海外をとわず国内外を視察させていただくわけでございますが、そのような状況の中で、私が市費を払って、一緒になって、市民の皆様、そして団体の皆様と視察旅行に出かけることも多々あるわけでございます。

この名古屋港のポートセールスの件につきまして、少し補足をさせていただきます。

議員の方から非常に貴重な御意見をいただいております。また、私も今回の視察におきまして公費を使って旅行に出かけたわけでございますが、今後はこの公費が必ずや生かせるように努力してまいりたいというふうに思っております。

そして、今までの弥富町、弥富市の段階におきましても、このポートセールスにおきましては、私だけではなくて、2代前の首長から御参加をいただいております。そして、そのときから私ども弥富には二つの港を有しているわけでございます。鍋田ふ頭と弥富ふ頭でございます。こういった形の中で、積極的に利用促進協議会の方にもPRをさせていただき、今日のふ頭の整備計画の礎を築いていただいているというふうに思っております。

そういった形で、積極的な企業誘致も今は働きかけているところでございます。こういった中で、さらに元気な弥富という形の中で、臨海工業地帯という形で今日的にあるのではないかなあというふうに思っているわけでございます。

また、ことしから始まります鍋田ふ頭第3バースの工事の着手は、国の一大的なプロジェクトとして立ち上がったわけでございます。総額264億をこの弥富市に投資していただき、今後7年間の中でふ頭及び港湾全体の整備計画をしていくということでございます。これも関係者の皆様並びに今まで先人の皆様の御努力の結果だというふうに思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 大原議員。

18番（大原 功君） いや、私は市長、今言ったように前のことやないんだ。市長が当選するときの選挙公約と、選挙が終わった後に職員を前に置いて、その中でそういう訓辞をされておるから聞いた。それは新聞にも大きく載っていました。そういうのだから私は聞くわけ。

そして、今回の今のあれについては、ちょうど体育祭、健康まつりというときに留守にして、そして今の民間旅行というふうに私はとるんだけど、そういうときに行かれておるといふことに対して、やっぱり市民としては市長におっていただきたかったという願いは物すごくあったわけだ。

それからもう一つ、市長もいろんなところへ行かれると思いますけれども、愛知県の中では県庁の部局が19、それから出先機関が291あるわけです。できたら、こういうものについても県の方は経費の削減ということで、できるだけ努力をするという話を聞いたんですけども、こういうところについても税金だからいいんだというふうでなくて、みんなが互いに助け合いっこする。やっぱりそうやってやっていかないと、さっきも安井議員が言われたように、介護だって200万近く免除してあげれば、大分皆さんが喜ばれるわけだ、何人かに当たるわけね。そういうのも含めて行政というのは、私らは調査をするわけじゃなくて審査をするわけね、あくまで、いいかね。そういうことを肝に銘じてやっていただきたいなあというふうに思っておるけれども、前の人がやったからおれもやるんだというふうでなくて、市長がみずから先頭を切って、先ほど言ったように施政方針の中には行政改革を推進していくと書いてあるから、今度は聞きますけれども、行政改革というのは新たなものをつくっていくのが行政改革なのか、前にあるやつを直すのが行政改革なのか、両方が行政改革なのか、それを最後にお聞きします。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 大原議員にお答え申し上げます。

私も大原議員がおっしゃるように、皆さんの御支援をいただいて当選させていただいて今日に至っておるわけでございますが、いまだかつて一人一人の票の重さ、一票一票の票の重さ、一人一人の御支持に対する気持ちは忘れておりません。今後もこういったことを肝に銘じながら、しっかりと行政に携わっていきたいというふうに思っておりますので、御理解を賜りたいというふうに思っております。

行財政改革につきましては、大原議員御指摘の中におきましては、私は今まであるものを改正していくこと、そして新たな形の中で作り上げていくことも行財政改革の一環であるというふうに思っておりますので、基本的な認識は同じだと思っております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 大原議員。

18番（大原 功君） 市長、いいこと言われたけれども、やっぱり市長も私もですけども、その一票というのは4年間お借りするわけだね。お借りしたものを、4年間の自分の成績によって、その後、もう一遍貸してやろうかという人が出るわけだ。そういうのも含めて、やっぱり行政改革とか、それから今のについては、新しいものにどんどん作り変える。そして、皆さんが本当に困っているもの、例えば愛知県なんかだと35の市の中で二つ、日進市と弥富市だけが市営住宅、県営住宅がないわけだ。こういうのだってつくってあげれば、ああ、市長は大きな改革をしていただいたというふうで市民は大手を振って、またあと2年余りのあれですけど、もう一遍選挙で入れようかというふうになるとは思いますけど、そういうのも含めて今後やっていただくよう、よろしく願いを申し上げて、一般質問を終わります。

議長（黒宮喜四美君） 次に炭竈ふく代議員、お願いします。

2番（炭竈ふく代君） 通告に従いまして、第1点目に、市税等の収納対策として住民サービス向上のためのコンビニ納付の導入についてお尋ねをいたします。

国は、平成15年4月から税納付率の低下を防止する対策の強化に力を入れ、全国の自治体で実施できる方針を決め、地方自治法施行令を改正し、金融機関以外でも収納業務を委託することが認められました。

この改正に基づき、翌平成16年4月から全国に先駆けて東京都がコンビニでの納税をスタートさせました。県下においては名古屋市がその翌年、平成17年5月からコンビニ納付を開始しています。

あれから5年、今では全国でもコンビニでの納税を導入している自治体は増加しております。総務省の調査によりますと、平成19年7月1日現在でコンビニ納税を導入している自治体は、全国32都道府県で167区市町村であると報告をされています。現在、本市においては金融機関の窓口、また口座の引き落とし、そして市役所の窓口業務で納税手続が行われています。しかし、金融機関の店舗の減少や窓口での混雑など、その他諸事情で、特に共働きの家庭などでは納付したくても金融機関や市役所の窓口が利用できる時間帯になかなか都合がつかないといった声が多く聞かれます。

そこで、地域住民に密着した市税等のあり方を考え、住民に身近な納税場所を提供し、納税の利便性を向上させるため、また市税等の安定的確保の推進を図る意味においても本市もコンビニでの納付を導入してはどうかと思いますが、いかがでしょうか。市のお考えをお聞かせください。

議長（黒宮喜四美君） 税務課長。

総務部次長兼税務課長（若山孝司君） 議員の御質問にお答えします。

納税の利便性を考えますと、議員がお話しいただいたように、一般的な金融機関の窓口営

業時間が午前9時から午後3時というようなことで、コンビニの営業時間はそれ以上に長いということで、単身の方や共働き世帯においても納税のしやすい環境になるということで、振替納税、預金からの引き落としの推進とあわせて、先進地の例を参考に、コンビニ納税の導入の検討を前向きに進めさせていただきます。以上です。

議長（黒宮喜四美君） 炭竈議員。

2番（炭竈ふく代君） ありがとうございます。前向きに進めていただけるとの御答弁をいただきまして、大変うれしく思います。

それでは、具体的にいつごろの予定で導入をお考えなのか、お聞かせください。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 炭竈議員にお答え申し上げます。

議員の御質問の中でも、収納率を高めるといふようなこともおっしゃっていただいております。御承知のように、市民税から始まりまして各種保険料という形の中での収納が落ちてきているわけでございます。私どもといたしましても、今後、こういったような時代の背景等もございまして、できるだけ早く、先進市町の事例等を勉強させていただきましたら、できればここ一、二年のところで着手していきたいというふうに思っておりますので、御理解賜りたいと思います。

議長（黒宮喜四美君） 炭竈議員。

2番（炭竈ふく代君） ありがとうございます。弥富市も最近ではコンビニ数も大変多くなってきました。全国的にも店舗数も多く、一部を除いて土・日・祝日を含めて24時間営業しているわけでございます。いつでも納付が可能でございます。社会全般にわたってライフスタイルがどんどん変わっていることを考えますと、少しでも多くの方に納めやすい環境づくりが大事であると思います。この一、二年の間という御答弁をいただきました。なるべく早い時期に導入されることをお願いいたしまして、次の質問に移ります。

第2点目に子育て支援の拡充についてでございますが、21年度の市長の施政方針の中にも少子化対策、子育て支援の取り組みとして、次世代を担う子供たちが健やかに生まれ、成長される地域環境の整備を図るため、平成22年から5年間の次世代育成支援行動計画をお示しくございました。児童館や子育て支援センターの増設など、さまざまな角度から大変な御尽力をいただいているところでございます。子育て支援の施策を大きな柱として、さらなる取り組みに御期待を申し上げ、質問をさせていただきます。

初めに、保育ママ事業の推進についてでございますが、これは保育所の待機児童対策として自宅などで原則3歳未満の乳幼児を預ける保育ママ制度でございますが、これまで保育ママ制度は自治体の事業としてきましたが、平成12年度から国も家庭的保育事業として保育ママ制度に助成を行っております。

このたび国は、児童福祉法の改正で保育ママ制度を「保育に欠ける乳幼児を家庭的保育者の居宅などで保育をする」と明確に位置づけをし、区市町村が国庫補助を受けやすくするものとして、3歳未満の乳幼児から小学校就学前の子供へと受け皿も拡大をされ、資格要件も保育士か看護師に限定されていたものを緩和することで、一定の研修を受講した人を保育ママとして認める方針で制度化するものです。

施行期日は平成22年4月1日とありますが、保護者の方が働いていたり、病気などにより家庭での養育が困難な場合など、保育ママが保護者にかわって家庭的な環境の中で保育をする事業として、既に全国各区市町村で独自の保育ママ事業の取り組みがなされています。保育所に比べ、より家庭的な保育ができると評価も高まっているということでございます。

現在、本市には保育所の待機児童はないということでお聞きをいたしておりますが、諸事情で預けたくても預けられない、また働きたくても働けないといった乳幼児、また幼児を抱える保護者の方々もいらっしゃいます。そうした保護者にかわって保育をする、この保育ママ事業を弥富市も独自の取り組みとして実施を考えていただきたいと思いますが、市としての必要性と取り組みについてのお考えをお聞かせ願います。

議長（黒宮喜四美君） 児童課長。

児童課長（山田英夫君） それでは、お答えいたします。

制度の内容等につきましては、議員がおっしゃるとおりでございますが、同じようなことになるかもわかりませんが、保育ママ制度、いわゆる家庭的保育事業でございますが、市町村が保育に欠けると認める3歳未満児、いわゆる乳幼児を家庭的保育者の居宅等において家庭的保育者による保育を行う事業のことでございます。

この児童福祉法の一部改正に伴いまして、この家庭的保育事業の実施等について、議員のおっしゃいますとおり、平成22年4月1日から制度化されまして、国庫補助がいただけるようになったということございまして、本事業の主たる目的につきましても、保育所における待機児童の解消が主な目的とされるところでございます。

本市においては、先ほど議員もおっしゃいましたように、待機児童は、とりあえず今はございませんので、近々には事業の実施は考えておりません。

保育のニーズも多種多様化しておりますので、必要性の高い事業を進めなければならないというふうに思っております。平成21年度に次世代育成支援後期行動計画を策定することになっておりますので、当然その事業の必要性、財政状況等を勘案しまして、保育サービスのニーズにこたえてまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 12時になりましたので、午後1時まで休憩といたします。午後1時に再開をいたします。

~~~~~

午後 0 時 00 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

~~~~~

議長（黒宮喜四美君） 休憩前に引き続き一般質問を続けます。

炭竈ふく代議員。

2 番（炭竈ふく代君） 子育て支援の保育ママ事業に対する御答弁をいただきました。現在は待機児童もないということで、近々この事業に対する考えはないという御答弁でございました。この事業は待機児童対策であることは十分承知いたしております。国の対策だからというのではなくて、やはり需要があってからでは遅いと思います。市民のニーズに沿って提供できるようにしていただきたいと思ひますし、また児童福祉法の改定で、一定の研修を受講することで保育ママとして事業に携わっていただけるということで雇用対策にもつながるかと思ひますが、いかがでしょうか。再度御答弁をお願いいたします。

議長（黒宮喜四美君） 民生部長。

民生部長兼福祉事務所長（平野雄二君） 再度答弁をということでございますが、今後の研究課題として、しっかり調査・研究を重ねてまいりたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。以上です。

議長（黒宮喜四美君） ちょっと指名するのを間違えましたので申しわけありません。児童課長。

児童課長（山田英夫君） お答えします。

どういった保育のニーズがあるかということは、今、次世代育成行動計画のアンケート等を実施しておりますので、そういった中の状況を見まして、当然、時代時代によってニーズは変わってくるというのは御承知のとおりかと思ひますので、かといって財政状況も勘案しなければならぬというふうに思っておりますので、きちっと状況を把握して、見きわめて取り組んでまいりたいというふうに思っております。

議長（黒宮喜四美君） 炭竈議員。

2 番（炭竈ふく代君） ありがとうございます。今後、また先進地の研究も含め、保育ニーズにおこたえしていただけるように御検討、対応していただきたいと思ひます。

それから、ただいまの午前中の御答弁の中で、保育ニーズに合わせて必要性の高い事業を進めていくという御答弁だったかと思ひますが、この必要性の高い事業というのは具体的にはどのような事業をお示しでしょうか、教えてください。

議長（黒宮喜四美君） 児童課長。

児童課長（山田英夫君） お答えします。

総合計画の基本計画にも記載しておりますが、延長保育とか一時保育というのも今後検討

して進めていくという計画になっておりますので、その辺のところが必要な施策だというふうに考えております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 炭竈議員。

2番（炭竈ふく代君） ありがとうございます。ただいま延長保育や一時保育の推進という御答弁でございました。これも大変重要な課題であるかと思えます。そこで、今、一時保育の推進という御答弁もございましたので、関連して次の質問に入らせていただきます。

働く女性など仕事と育児の両立を支援する、ファミリーサポートセンター事業についてお尋ねをいたします。

仕事を持つお母さんたちの子育て中における残業であったり、通院や介護であったり、また冠婚葬祭など、一時的な保育や送迎が必要なときなど、既存の体制では応じ切れない変動的、また変則的な保育ニーズに対応して、手助けが欲しい人、それに対してお手伝いができる人がそれぞれ会員となり、地域の中で子育ての環境づくりを進めるシステムであります、このファミリーサポート事業を本市においてもぜひと実施していただきたいと考えております。

私はこの事業について、平成13年、そして14年の議会でも質問をさせていただき、要望をしまいましたが、実施には至りませんでした。こうした事業が実現したら、ぜひお手伝いをさせていただきたいという声を上げてくださった方々が、当時、県の財団法人21世紀職業財団の養成講座を受け、保育サポーターとして登録をし、お仲間とグループで独自にサポートセンターを立ち上げ、現在、地域において保育に取り組んでいらっしゃいます。利用者の方々にも大変喜ばれているとのことでございます。

ところが、先月、県の職業財団よりサポーターの方へ突然通知がありました。その中身は、昨今、各都道府県においてファミリーサポートセンターが拡充するなど一時保育ニーズへの対応も充実してきているので、当財団での保育サポーターの登録及び保育サポーター保障保険についても取り扱いを終了することにしました、そういう内容のものでございました。そして平成21年以降は、登録の更新はなくなり、各地でのファミリーサポートセンターや自治体の保育ボランティア等として活動されるようお願いしたいという通知でございます。おのおの地元での運動や事業に託すということであると思いますが、現在、本市にはその受け皿がありません。市の方にもこの通知は届いているかと思いますが、このように急な知らせを受けてサポーターの方々の戸惑いはもちろん、現在、保育を利用されている方、またこれから利用をと考え予定されている保護者の方々にとっては非常に困惑をする問題に直面をしています。

そこで、弥富市総合計画にも位置づけをされているファミリーサポートセンター事業は、早期に実現すべきであると思いますが、本市におかれましての具体的な計画、また実施への

お考えをお聞かせください。

議長（黒宮喜四美君） 民生部長。

民生部長兼福祉事務所長（平野雄二君） 御答弁申し上げます。

ファミリーサポートセンター事業は、議員のおっしゃったとおりで、地域において育児など援助を受けたい人で行いたい人が会員となり、育児などについて一時的に助け合う会員組織でございます。本事業につきましては、総合計画の基本計画にも位置づけをしておりますので、平成21年度に受託者を模索し、平成22年度から、議員言われました保育サポーターのお力をおかりしまして弥富市独自のファミリーサポートセンターの実現に向けて調査・研究を重ねてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 炭竈議員。

2番（炭竈ふく代君） ありがとうございます。22年度からの実現に向け検討していただけるという前向きな御答弁をいただき、大変うれしく思います。

それでは、今後の保育サポーターの養成講座とか育成等についても弥富市で推進をしていただけるという考えでよろしいでしょうか。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 炭竈議員にお答え申し上げます。

このファミリーサポート事業という形の前題の中には、大変厳しい生活環境、あるいは社会環境の中で子育てをするということは、大変難しい時代にもなっておるわけでございます。我々は園児とか、あるいはその子供さんの小さい人に対してどういうことができるだろうということが、今、日常の中でも大変大きな仕事としてあるわけでございますが、実はファミリーサポート事業につきましては、今年度から導入ということは当初は考えたわけでございますが、先ほど民生部長が答弁していただきましたように、弥富市独自のものをしっかりと策定していこうということで、この1年かけてしっかりとその準備をしていくという形にさせていただきました。事業費としても七、八百万ぐらいかかるわけでございまして、NPO法人に対するの連動ということではなくて、弥富市独自で考えていく必要があるだろうということで、ちょっと来年度におくらせていただいたということでございます。

そういった中でさまざまな、この1年かけて、サポートも含めて、あるいは関係団体等も含めてしっかりと精査をさせていただきたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 炭竈議員。

2番（炭竈ふく代君） ありがとうございます。次世代を担う子供たちの健やかな成長、また子供を安心して産み育てられる環境づくりのため、住民のニーズに対応できるよう、できるだけ早期の実現をさらにお願いをいたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございます。

いました。

議長（黒宮喜四美君） 次に渡邊昶議員、お願いします。

13番（渡邊 昶君） 渡邊昶でございます。議長に通告させていただいております内容について質問をさせていただきます。

私は今回、件名で1件でございます。そして中身については4点ほどございますが、この内容は、私の提言型と申しますか、私の考えを少しずつまとめてお尋ねをして、市長並びに執行部の今後についての考えをキャッチボールで受け取りができたらなあと思ってさせていただきます。

私、今回の質問の件名でございますが、総合計画を進めるに当たってという内容でございます。

この総合計画というものは、市民にロマンと夢を与える非常に大きな計画であると思っております。

そこで、今回、この質問する1番の問題は、今年の1月、市民の集い、そして市長さんが職員を集めて仕事始めでお話になられた内容等で、4月から今後10年の指針となる構想、総合計画がスタートすると。そこで、まず今年は、福祉の政策の充実、それからまちづくりで一番基本となる都市基盤整備、次に非常に厳しくなる財政、この問題を提起し、自主財源の確保ということを上げ、これに努めるという3点が目玉として話をされておるのが現状であります。市民に喜んでもらえるまちづくりと所信を述べておみえになるわけで、非常にいい考えであるというふうに私も思います。

そこで一番大切なことは、この物事を進めようとする内容でございます。やるのは人間です。つながりが大切です。だから、その問題を十分吟味、考えながらやっていくことが必要であると。これらの政策を進めるのにはいろいろ段階がございます。前段階の仕事をして、事前に十分過ぎるくらいの協議が必要であると。場合によっては理解を広めるために、言葉悪くではございませんが、絶対現代社会で必要なのは根回し、これを取ったら何事も進みません。そこで、根回しも必要であろうというふうに私は思います。事を成功するか失敗するかは根回し、これが80%以上のシェアを占めると思います。特に基盤整備の事業については、都市マスとの関連、つながりが非常に大きく、連携、協議、そして計画、立案をしていくことが非常に重要であると思っております。だから、今回の21年度にスタートする大きなプロジェクト事業のスタートラインに並ぶ、その前段階ですから、この質問を提起したわけでございます。

そこで、内容については、考え方とお思いになる体制、このことについて尋ねるわけでございます。

そこで、私は、弥富都市総合計画をまとめて、間違いなく次年度から10カ年間でローリン

グによりスタートしていきますよと、これは間違いなくそのとおりだと思います。多分3年、3年、3年、残り1年という格好になろうと思います。この3年、3年というのは、最初の1年目、2年目、3年目で総括してローリングし、次年度に移る。また、1年、2年、3年をやって総括して次の年度、3年に移る。最後3年、3年を3回過ぐすと9年済むわけです。残り1年は何だということになるのだが、これは前期3回のローリングによりまとめ、1年残ったこの1年は次年度にというのがオビだと思います。そのために10年という計画が僕自身は設定されておるといふふうに理解をしております。これは非常にいいことだと思いますし、長期にわたりますので、いずれにおいても進める事業の中にはいろいろな事業がございます。財政の問題になれば弥富市の中に張りつく企業と協議、もしくは隣接する市町村との協議、国・県との協議、いろいろございます。というのは、お金があるなしの問題じゃなくして、市民の皆さん方は、予算は一切関係ありません。お金を考えるという責任者は首長です。税の問題を考え、中庸にして物事を処理するのはスタッフであり首長、これに全面的な責任というよりも仕事をする必要があるといふふうに私は考えております。

そして、私は今回提出した内容の中で「ソフト」という言葉と「ハード」という言葉、これは私が勝手に使った言葉です。という2点を上げてここに提起しておりますが、「ソフト」という意味はどういう意味かということ、弥富市だけで、弥富市の一財で事業を進めることの事業をソフトと見てください。「ハード」というのは、この言葉どおり、非常に物で言ったら大きく、重要で、いろんなものを必要とし、関係者皆さんの協力を必要とする事業、そして上位である国・県とつながることによって、先ほど言った税の問題、補助金があるうがなかろうが市民はやらしてもらえば結構だというのは原則なんです。税とか補助金とかいうものを考えるのは、我々側が考えることです。100円要るところで国・県から70円もらって、30円は皆さんの税を足すことによって100にして事業を進める、これは内訳の問題です。お金には色は書いてありません。商品券でも何でもありません。だから、100円要るといふ努力は、我々と市長さん並びに執行部の人間が考えることだと思います。皆さん方は100円の事業をやらしてもらえばそれでオーケーという物の考え方だと、私は思うわけでございます。

そこで、ちょっと飛んだ話になりましたが、ハードとソフトに分けて、ハードというのは非常に大きな事業ですので、内容は国が直接やっていただく国営事業、それから県がやるんだけど、県と国がつながることによって県がやる県営事業、それから我々が行う事業の中で国もしくは県から補助をもらってやる補助事業、そして市単独でできる単独事業、こういう事業が都市基本計画、都市マスに関連する事業だと私は思います。

市で直接やれるのは、周辺をまとめて裏づけをとって、それじゃあこうしようということでも簡単にできますが、上位とつながる事業というのは絶えず縦と横につながり、なおかつ中央につながる必要があるといふふうに考えるわけでございます。

それで、この2種類ある事業の中で、まず私はハード事業の進め方についてお尋ねするわけでございます。

最初にお尋ねします。市長さんは、2年前、民間企業から行政に参画されて、市民の負託を受けて行政弥富市のリーダー、市長として今があるわけでございますが、私がただいま言ったハードの関係で、まず役所、国・県は、今までの社会と違って多少違った体質だなあとというふうに身をもって体験されたのではないかと思います。

そうした中で、今回、この総合計画並びに都市マスを進めるに当たって、上位と協議していく中でどのような関係で進めていくと一番いいかなあというふうにお思いになるか、その基本を教えてくださいたいと思います。よろしく願いいたします。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 渡邊議員にお答え申し上げます。

今年度当初から、平成21年度から向こう10年間での弥富市の総合計画ということをお皆さんとともに考え、一緒になって行動していきたいというお話をさせていただいておるわけでございます。この基本計画を進めるに当たりましては、今現在の時代の潮流であるとか、あるいは市民、住民のしっかりとしたニーズをどう私どもが受けとめていくかということに対して、しっかりと基本構想を練り合わせていただいたところでございます。そして、この10年を前期と後期に分けまして、前半5年を一つの区切りとし、後半5年をまた一つの区切りとすると。そして、当初3年間におきましては、いわゆる具体的な実施計画について毎年毎年チェックをしていこうということでございます。

そして、この総合計画の中には、六つの政策目標を掲げておるわけでございます。また、お目通しいただきたいわけでございますが、それが私、ことしの年頭のところでお話をさせていただいたところ、頭三つを御紹介させていただいたところでございます。

その一つは、いわゆる定住と交流という形の中で、港湾地域の整備促進ということの中で、元氣な弥富をつくり上げていかなきゃいかんということでございます。そしてもう一つは、基本的な快適で安全・安心な弥富というのはどういうものなのかということをおみんなで力を合わせて考えていきたい。そしてまた、健やかで優しい弥富とはどういうものだということをお考えておるわけでございます。

そのほか、文化面であるとか経済的な側面、あるいはともにつくる自立した弥富という形の中で、いわゆる男女共同参画等も織り込んでおるわけでございます。

そうした六つの政策目標を具体的に進めるためにおいては、やはり大きな時間と経費がかかるわけでございます。この問題に取り組む管理職を中心にした職員のさらなる意識の高まりが必要であろうというふうに思っております。

そうした中で、私は新年度になりましたら、いわゆる職員の幹部を中心といたしまして、

総合計画の実施検討会を市役所の中につくっていききたいというふうに思っております。そして実施計画であるとか、前期の基本計画を絶えずチェックしていくという形で、この計画を皆さんとともに進めていききたいというふうに思っております。

一つは、こういった計画に対して我々の自助努力でできる計画をつくり上げていくことができるということも中にはあろうかと思えます。そういった形の中には、また議員の皆様と一緒に進んでいくことをつくり上げていきたい。

そうしてもう一つは、渡邊議員がおっしゃるように、国とか県の協力なくしてはできないことがたくさんあるわけでございます。そういったことに対しては、それぞれ所管の中でしっかりと要望、陳情もさせていただきなさいかんといいように思っております。

また、今、私どものそれぞれの部署の中には県の派遣職員が7名おります。しっかりとそれぞれの所管のところにおいて問題意識を持っていただき、県と連動をとっていただく、そんなことを中心に考えて、この基本計画をやっていききたいというふうに思っておりますので、御理解を賜りたいと思えます。

議長（黒宮喜四美君） 渡邊議員。

13番（渡邊 昶君） 今、市長さんから、まず最初に進める形についての本当に内容のある話を聞きました。私が一番心配したのは、進めるに当たってジョイントとなる人材があるかということが一番心配しておったわけです。最後に市長は、実施検討委員会を開いて十分吟味し、内容はこれから進めるよと、それは結構なことだと、非常にいいことだと思います。進めていただきたいと思います。

そして、なおかつ私が一番心配するのは、先ほども言ったように、つながるジョイント、これは本当に大切なんです。今までの村町のときは、村町というのは十四山村、弥富町という村町のときは、津島に総合事務所がございまして、担当者はそこへ行って、その事務所の課長、もしくは係長、もしくは主査、いろんな方と話をし、最高は事務局長でございまして、いろんなやろうとする内容についてお話をしながら、続けて、そしてわかっていたいで物事をつくっていくという進みだったと思うんです。これが今回は、器の違い、変わりによって、今度は村町じゃなくして弥富市という、行政で言うと一つランク上の内容になっているわけです。今も津島には事務所はございまして、おおむね今は弥富市、愛西市、津島市とございまして、この市とつくところは、即つながるのは県の総務部地方課になるわけです。今までのスタッフ、十四山の人間と弥富の人間が配属され、スタッフで働いていただいておりますが、つながりは市の直結であるかないかといったら、やはり海部事務所のときには非常に仲よく円満につながっておったわけですが、県庁へ行くと、今までのような流れでは水は流れないということ、これは私は以前から痛切に感じております。だから、なお人のつながりを大切にせないかんといいということで、国と県のつながりはいかがですかという話を市

長にお尋ねしたわけです。

これで7人の出向をお願いし、こちらでお助けマンのようにやっていただいておりますというお話を聞きました。これは非常にすばらしい、いいことだと思っております。是が非でもこの方々にはお世話になり、協議しながら、指導を受ける部分もいっぱいあると思います。そして、なおかつ中央につながるパイプラインで市民の空気が吸えるようにしていただきたいというふうに考えるわけでございます。

それで、これはちょっと違った観点から私がボールを投げるわけでございますが、一応市長のお考えとして、まず私は市民との対話は絶対的に大切にし、守りますよと、この考えは今でも変わらないと思うんです。これは、もと行政じゃなくして民間から入られた方、なおかつサービス業であるということは、これは絶対条件なんです。その寒さ、暑さ、痛さ、かゆさがわかる、そういう市長だと私は思います。

それで、必ず対話を大切にしてお約束を守る、市政を運営しますと、これを言い切ってみえるわけですね。そして、なおかつもう一つ、民間企業から学んだ非常に厳しい状況、この厳しさを行政に生かし、自分だけはいかんですよ、そして市政を実行しますというお話をしてみえるわけでございます。それで、この二つだけで非常にインパクトがあるんです。皆さん方は絶対的な協力を惜しまないと思います。それによって過ぎたこの2年があり、今、きょうここにあると思います。

そこで、僕が思うのは、行政側じゃなしに、民間から絶えず言われる言葉で「行政と民間」という言葉がある。皆さん方から行政を見ると、つと出てくる言葉は「親方日の丸」、この言葉の一語に尽きると思います。これを言われておるようなことじゃだめだと。私どもも、十四山からもと弥富さんといろいろ協議し、お世話になって、今の弥富市に入れさせていただいて一緒に空気を吸わせていただいております関係上、いろんなことを一緒に守り考えないかんないというわけでございまして、親方日の丸ということが言われるようなことじゃだめなんだということと、行政と民間の違い、簡単に私が思うことですが、一、二あります。

まず、行政は、いろんな物事をするにしても失敗を恐れる、これが行政、これはなぜかという、じゃあどういうふうにやるかという、慣例、恒例に従い過ぎる、間違いないんです、これは。私は35年間、十四山役場でやってきて、絶えずその中にさらされてきました。いろんなことを出すと、幹部からは公務員らしからぬ公務員だということで、花火で言うと火をつけられたわけです。絶対私は、自分では考えは間違っておるとは思いません。だから、市民になったつもりで物事を運ぶということがなかったら、物事を担当する人間にはなれないと思います。官僚型の紋切り型の答えは必要ない。まず、市民の皆さんが申すことがあれば、それは絶大的に理解をし、そしてどうするかを聞いてやれば、責任は私がとらんでもいいという考えで私はおりました。

それで、飛んだ話ですが、まず慣例、恒例に従い過ぎて失敗を恐れるというのが一つ、それからよく言われる言葉、縦割り、横につながりにくい、これは今でも言われておる言葉です。そして、改善、改革をするのに、原因がわかっても、すぐ移行しようとならない部分があり得る、あり得るんです、これは。あるというんじゃなしに、そういうこともあるなあということですよ、等いろいろございますが、それじゃあ民間はどうかということになりますと、だめだということがわかったらすぐやめます。これは民間は、零細企業であろうと、中小であろうが、大企業でも、失敗というものは許されません。間違いなく営利です。損失をこうむることは続けるわけにいきません。だから、即座に即効性があると私は思います。

そしてなおかつ、企業内においてはいろいろな段階で皆さんが協議しながら物事を進めるとは思いますが、縦横にも、行政よりもつながりがあると私は思います。社会の流れに非常に敏感であるということ。そして、なおかつ組織というものをつくる、チームはいつでもできます。チームはできても、チームにワークがなかったらだめなんです。チームワークを大切にします。そういうこと等、いろいろございます。

それで、私は今ちょっと余分な話になりましたが、この私の言ったことを全部ここの弥富市の行政にリンク、つながらせるということとはできんとは思いますが、無理かもしれません。だが、この相互関係というものは、非常にお互いのこの問題点は参考になりますので、よく考えて私は事を進める必要があると思いますので、今後、そのようなことについて十分留意をして、上下の関係、国との関係、市長が今までやってみえた内容で思いをお知らせ願ったわけでございますが、再度市長さん、民間と企業との関係でつながり等があって思いがあったらお知らせ願いたいというふうに思います。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 渡邊議員の御質問にお答えします。

今、渡邊議員も御質問の中で民間、あるいは行政ということに対する御意見を述べられたわけでございますが、私も全くそのとおりだなあというふうには感じております。

私が一番最初に市長選挙に立候補するに当たりまして、皆様の方に自分の考え方を示したのは、人の声を聞きます。見て、聞いて、歩いて、そして智恵を出して実行するという事をお話しさせていただきながら、その活動をしてきたわけでございます。

そういう前提の中におきまして、私も民間の出身でございますので、民間の厳しさというのは、皆様と同じような形で理解をしているつもりでございます。民間というのは大変競争力という形の中で、その渦中にあるわけでございます。その戦いで負けた者は退くしか方法がないわけでございます。

私は、こういう観点からすると、競争力というものは行政で言えばそれぞれの、私ども弥富市という形の中で力をつけていく、いわゆる地域力だなあというふうに思っているわけで

ございます。

今後、地方分権の流れがある時代において弥富市という力をつけていく、地域力をつけていくことが、いわゆる持続可能な発展する自治体であろうというふうに思っております。そして民間企業においては、その競争力で、やはり力強く継続、発展をしていくのが民間企業ではないかなあというふうに思っております。そういった点におきましては、イコールという部分もあると思います。そして、大きな大きな目的といたしましては、民間企業という形ならば、そこで働く人たちの幸せ、あるいは家族の幸せを求めて企業活動を行うわけでございます。そして私ども行政といたしましては、住民の幸せを求めて、いわゆる行政を発展させていかなきゃいかん、そんな思いでいっぱいでございます。

今後も議員各位のお力添えをいただきながら、また市民一人一人のお声を聞きながら、しっかり行政を担当してまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（黒宮喜四美君） 渡邊議員。

13番（渡邊 昶君） 今、最初の質問で、私、上位の関係でずうっと話したんですが、中身まで突っ込んで、非常に中身がある思いをお聞かせ願ひ、心強く思うわけでございます。

私が今回、最初に言ったように、四つ、つながりはあるがばらばらの内容で、一問一答方式のような格好で提起させていただいております。

それで、次に出してある内容でお尋ねをします。2番目ですが、先ほど言ったように、一応ハードな仕事、計画を進めるには多くの予算を必要とします。そこで一番重要なのは、お世話になろうという上位の県・国、もしくは協議によっては、予算をもらうんじゃないけど、つながりのある関係市町村との事業を進めるに当たり必要なことですが、いろいろあると思います。そういうものの連絡、連携が必要です。

そこで、最初に市長さんから言葉をもらったように、今現在は、7名の県からの派遣職員に来ていただいて応援をしてもらっておるということをおっしゃいましたが、今回、市長さんがつくられた10年計画を進めるに当たって、間違いなくつなぎながらやっていくわけになります。一番大切なのは組織だと思います。教育部、民生部、総務部、建設部、いろいろ総合計画の中から中身が分かれてくるわけですね。私は今回、都市基盤整備についてという内容を取り上げたわけでございますが、進めるに当たって、その組織は各部で作りながら強固なものにされるか、全体でまず一つ取って、それから分々に割って策定委員会に持っていくのか、どういう格好の組織づくりをされるのか、お尋ねします。進めるに当たって組織の体制づくり、どのようにお考えをお持ちなのか、お聞かせください。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 渡邊議員から組織体制づくりはどうだというお話でございますが、先

ほど私は基本計画を進める上において基本的なお話もさせていただきました。そして私といましては、この庁内におきまして、その総合計画を実施する検討会をつくっていききたいというふうに思っております。

それから、先ほど県の職員の話もしましたが、新たにこの4月から県から職員OBを招き、参事という役割でこの総合計画に参画していただくという構想も持っているわけでございます。そうした形の中で県とか上位団体との結びつきも、さらに深めていきたいというふうに思っておる次第でございます。

私どもが具体的に進める上においては、やはり基本は職員を信頼し、職員にしっかり仕事をしていただくということが基本であろうというふうに思っております。そうした中で、この基本計画、あるいは実施計画を進めるにおいて問題の共有化をみんながしっかりとし、課長会であるとか幹部会というのが私どもの組織内にございますので、しっかりとコミュニケーションを図って、そのリーダーとして私もしっかりとやっていきたいというふうに思っております。

しかし、そのときにおいて一番重要なのは副市長であり教育長、いわゆる私ども三役の立場ではないかなあというふうに思っております。そうした中で、副市長の役割は大変大きいというふうに思っております。後日、また人事案件で皆様の方に御提案申し上げてまいりますので、そのことも含めて御理解を賜りたいというふうに思っております。

職員が一丸となって、この弥富市の総合計画達成のために努力してまいりたいというふうに思っておりますので、議員各位の御尽力、御支援も賜りたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

議長（黒宮喜四美君） 渡邊議員。

13番（渡邊 昶君） 今、いろいろな考え方で、私が今回出した3番目の内容までちょっと入って非常にいい答えをもらったような気がします。

それで、市長さんは、いずれにしても、組織は職員を集めて内容を協議し、検討会を設け、新しい組織をつくって事を進めると同時に、世話になる人事で、ここが僕は本当に3番目にお話ししたかったんです、新しい方にお世話になると。事実、行政で市長にかわり大役を務めるのは副市長であり、二人三脚で進める行政のかじ取りは市長です。それで、僕がずうっと心配しておったのは、こういう物事を現場で進めるのには市長と副市長が旗を振っておるんじゃないし、その気持ちに十分伝わって絶大的信頼を得られる人で、なおかつ上に通じる人が必要でないかということを経験に言いたかったわけです。これ、3番目にちょっと出したんですが、非常に市長さんから思いを、皆さんにも聞いていただいたように伝えてもらったということですし、私も本当にいいことだと思っております。

そこで、事実、国や県に頼むよ頼むよということではだめなんです。日常茶飯事、常に信

頼を持ってつながるといふこと、そうすれば必ず成就すると、私はそう思っておりますので非常にいいことだと。やはり映画やドラマで言うなら、監督もおるんだけど、その下にだれがおるかといったら、ディレクターではないんです。監督とディレクターの間にプロデューサーが必ずおります。で、我々が泣いたり、笑ったり、怒ったり、ドラマを見るわけですが、本当に仕事をしておるのはプロデューサーなんです。それが必要ではないかといふことを市長さんにお話をし、聞きたかったわけです。

これは市長が言われておるように、21年度、本当にスタートの年です。もう何日もありません。それから向こう10年にわたって進む事業なんです。全部やるというもんじゃないです。そこから何をつり上げるかです。そして事として進めるか、これが大切なんです。だけど、総合計画というのは、僕自身も非常に勘違いしておったのは、総合計画というのは市民に与える物事で、あらゆることを総合的に中身に盛り込むことによって一つをつくり上げて、そしてその実施段階で取り込んで、そして事を進めんと、上位は絶対に取り組んでくれません。だから、総合計画というのは非常に欲張りな計画なんです。

だけど、一つ心配するのは、この後、事が進んで市民にダイジェスト版を配布した場合、市民の皆さんは、カラーの部分もある、白黒もあるだろうと思いますが、見て読んで、服部市長はこういうこともやってくれるのか、こうするのか、ああするのかといって、物すごく取り込んだ考え方で間違いを受ける部分がございまして、最初に言った会話と対話が大切になってくるだろうと私は思います。

だけど、こちら側の執行部の方々は、絶対その計画の中に取り組んでいないものを国や県に申しても採択はしてくれないという問題がございまして、十分気をつけていただきたいと思います。

特に基盤整備の問題、都市マスの問題は、必ず上げていく必要があると思います。今まで何回も何回も総合計画は取り組んでおみえになったと思います。この服部市長は、前任の市長の残余、2年間を引き継いで総括して、21年度、自分でつくった自分の計画になります。これは何だといったら、前のつくった人は私は知らんよという考えじゃないんです。それも含んだ上で、新しく芽を吹くことによってどうしたらよかんべえという考えだと思ふんです。だから、皆さん方は一切心配することはございませぬので、よく腹に入れて、これからも伝えることがある場合は、円満に伝えてほしい。敵対心を持って伝えると物事はできません。必ず私が今言ったように、常につながり、そして日ごろから体制をつくる、お願いをする、そういう格好で持って行っていただきたいと思います。

それで3番目、市長さん、僕は聞こうと思っておったんですが、現実的に進める段階で事務的な仕事というのは現場の皆さん方で対応できていくんです。書類作成等はできます。だが、上との関係を見た場合には、私は市長さんのお考えを聞いて確実に理解をし、そして協

議、相談ができて上位と協議できる人材が必要ではありませんかということをお尋ねしたかったんです。これは何かというと、この後ろに見える執行部の皆さん方は、間違いなく戦力で仕事で汗をかいてくれます。だから、それを総括するディレクターが必要ではないかということを使ったわけです。

それで、人的充実を図るよとって先ほど少しお答えをいただいたわけですが、もし何か具体的にあつたらお答え願いたいんですが、あのままならあのみまで結構です。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 渡邊議員にお答え申し上げます。

別に私、早とちりをしているわけじゃございませんでして、組織体制づくりの中での一環という形の中でそれぞれの役割が非常に大事だということをお話しさせていただいたつもりでございますので、基本的にはその役割につきましては、職員一人一人がさらに自分の問題という形の中で取り組んでいただきたいということを一番基本にしながら、さまざまなネットワークの中で仕事を遂行していきたいというふうに思っております。

今、私の手元でございます「弥富新時代の進路」ということが、これが弥富市の総合計画の、最終的に私が今チェックをさせていただいておるものでございます。この計画に基づいてやっていきたいわけですが、この4月の「広報やとみ」と一緒に全戸配布をさせていただきます。また、皆様にも御一読いただいて、隅々までお目を通していただきまして、私ども、また皆様の御意見をお聞かせいただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（黒宮喜四美君） 渡邊議員。

13番（渡邊 昶君） よろしく申し上げます。

じゃあ、提出のものの最後になります。これはちょっと部分的に飛んだ話になりますが、総合計画というものと、それから私がいろいろ前回まで進めてきた内容の中で、今回、都市基盤整備の充実、事業を実施したいという考えに基づいての話をしましたが、前回までいろいろ取り組まれてきております。

それで、ちょっと僕は担当部長さん並びに課長さんに出した文書は舌足らずの表現によってお届けしておりますので、ここはおわびしたいと思います。というのは、私は総合計画があつて、皆さん方はいろんな作業部会等に分かれて事業を策定されてきたと思います。都市計画マスタープランとの中でいろんな仕事を検討されてきたと思います。そこで、できたかできんかじゃないんです。重点プログラムではプロジェクトとして上げながら、いろんな関係で具体化のめどが立たなかつただとか、できなかつたというものがあるかもしれません。そういうものについては、今後、21年度に移行した場合、どのように取り組んだかということと、間違いなく取り組んで、やめれば失敗ですので、絶対やめちゃいかんと思います。重

点に上げた問題はやめちゃいかんと思います。できるできんは別です。事は進めていくことによって必ず成就します。物事はやめたら、そこで失敗です。成功すれば成功なんです。続ければ失敗じゃありません。だから、続けてほしいということ。

それで、そういうものがもしあって、例えて言うと、私はわかりませんが、近鉄沿線、名古屋まで7駅、5駅あります。蟹江と弥富は大きいんです。これは駅前開発、利権者、地権者、関係者、いっぱいある。これをやろうとするには、すごく汗をかかなかつたらできない問題だと思うんです。だけど、市が生きるか死ぬかの目玉になるのは、世間から見たときの目玉なんです。だったら、幾らできんでも、物事はやろうとする前向きな姿勢で議論を上げていってほしい。もし、上げたけどできなかった、だがやろうとしておる問題があるか等、もしあればお教え願いたいと思います。

議長（黒宮喜四美君） 開発部長。

開発部長（早川 誠君） ただいまの渡邊議員からの御質問でございますが、議員が先ほど述べられましたように、平成21年度から新市の第1次総合計画並びに市の都市計画マスタープランが一からスタートするわけでございます。これは御承知のように、過去の旧市町村のものについては、各計画については新市に引き継いできておるという格好でございます、その中で市の総合計画、それから都市計画マスタープランというのは互いに整合性を持った計画の中でございます。

そうした中で、先ほど一例を挙げて駅前の整備ということをおっしゃいましたが、これは頓挫したことではございません。ただ、視点を変えて、いろんな方面から今後も引き続いて実現に向けて、やはり駅前のところにつきましては弥富市の顔でございますので、これについては引き続き努力していくということを思っておりますので、御理解が賜りたいと思います。

議長（黒宮喜四美君） 渡邊議員。

13番（渡邊 昶君） 今、部長からずうっとやってきておるんだよと、事実私は弥富市というものを外から見た場合、JRの弥富、名鉄の弥富、近鉄の弥富と、三つ駅がある。ここから東へ行ってそれだけの駅があるところは、八田が二つぐらいのもんで、ほかはありません。蟹江もあるけど、非常に離れております。それで、非常にこの総合開発というのは将来に向かって重要であるということと、難しい問題であるというふうに思います。だが、視点を変えて、今後も新総合計画にのって前向きに進めていこうという考えを聞きましたので、いいことだなあとと思います。

私は今までいろんなことをお話ししましたが、いずれにしても、この総合計画というのは、10年と言いましたが、非常に大計を示すのに重要な計画です。そこでいろんな社会で言われる言葉は、「まちが変われば、必ず所は変わる」ということで、「まちが生きれば活性化す

る」という言葉もございます。それで、結局はやろうとする人の問題に尽きるというふうに私はずうっと考えておりますので、全員で力を出して頑張っていたきたいと。

服部市長が上げられた大計について、皆さんも一致団結してチームワークをつくって頑張っていたきたいというふうに思うわけで、いずれにしても首長である服部市長は、夢とロマンを持っていただきたいということと、絶えずビジョンをポケットの中に入れていってほしいというふうをお願いをするわけでございます。そして、先ほど人と人事と言いました。腹を割ってこの問題に向かうことのできる財産を持つということ、これが絶対必要だろうと思ったから私は今回の質問になったわけでございますので、よくそのところも皆さんも一緒になった理解をしていただいて、二人三脚でこの行政、弥富市を引っ張ってやっていただきたいというふうに考えておるわけでございます。

ちょっと飛んだ話、飛んだボールになっちゃったわけでございますが、そのところは飛び飛びでも、多少切りながらでもわかっていただけのことを望んで、今回の私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

議長（黒宮喜四美君） 再開をして1時間近くなりますので、ここで休憩をとり、2時5分から再開をいたします。

~~~~~

午後1時55分 休憩

午後2時05分 再開

~~~~~

議長（黒宮喜四美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に佐藤高清議員、お願いします。

5番（佐藤高清君） 佐藤高清でございます。よろしく願いをいたします。

今回、2件の通告をしてありますので、一般質問をさせていただきます。

1点目につきましては、環境の問題であります。環境の問題といいましても、中国から来る黄砂の問題も環境であります。またCO<sub>2</sub>の削減も環境であります。エコビジネスも環境であります。1人が木を1本植えることも環境の一端であります。

今回、第1次総合計画の中で、弥富市新時代への旗印が、「みんなでつくるきらめく弥富自然と都市が調和する元気交流空間」という旗印ができました。この旗印に向かって弥富市における環境政策、環境美化活動について、3点ほど質問をさせていただきます。

まず1点目としまして、環境税の導入についてであります。

だれしもが緑豊かなきれいなまちに住みたいと思うことは、拒否しがたい事実ではないでしょうか。行政も、緑豊かなきれいなまちづくりを目指して邁進しております。きれいな町

並みをつくって、その姿を継続させるには、努力と時間と経費がかかることはいたし方ありません。限られた財政の中、必要最低限の活動を行い続けることで精いっぱいであります。広い公園、芝生を張りめぐらせた木々に囲まれた公園などは、だれもがあこがれるものであります。公園の維持管理費だけで膨大な費用となっております。三ツ又池公園のオープンに際しましても、経費という面ではさらなる負担となりましょう。

しかしながら、完成間近の公園を拝見しますと、驚くほど立派な公園であります。完成までこぎつけた歳月、費用、関係者各位の熱意と努力を思いましても、この地区における文化、歴史、環境、生活といったものの結晶体として、プライスレス、値段のつけようのない財産となり得ると確信しております。さらに、喜ばしいことに、地域住民の方々も理解を示され、完成間近のきれいな環境を維持し、少しでも経費削減につながるならばとごみ拾いのボランティアを始められ、今ではC O P 10の開催に伴い、生物の多様性といったものにまで地域住民皆様の興味は膨らんでおります。

また、農地・水・環境保全向上対策事業が各地区で始まり、みずからの力とアイデアで地域の環境をつくり上げる意識が強まってまいりました。地域住民は、目の前にごみが落ちているから仕方なく拾っているのではありません。服部市長が就任当時からぶれることなく訴え続けてきました市民参加という種が、少しずつ開花の時期を迎えようとしております。地域環境をすべての者で共有し、公園管理やごみの後始末を行政に押しつけないようにするために、地域住民と利用者が協力してそれを運営する、行政はこれらの後方支援をしっかりとすることであると思えます。

果たして住民参加という言葉の逆手にとり、何もかも住民にやらせる、丸投げをする方法が住民参加であるのでしょうか。今、小さくとも弥富市内で形になろうとしている形態、これこそが住民参加の理想的な形です。開花した花を枯らさないのが行政の努めではないのでしょうか。地域住民と協力し、緑豊かなきれいなまちづくりを目指していくにも、やはり限られた財政の中で必要最低限の活動を行い続けることで精いっぱいなのが現実で、最大の目的であります、新たな方法を見つけていくしかありません。

その一つの例が、利用目的を持った環境税の導入であります。増税ということになりますので、この時期、100年に1度の不景気、全治3年とも言われる世界的な不況の中で、税収面でも各自治体がかなりのダメージを受けております。弥富市も例外ではありません。この時期に市民の皆様になんか新たな負担を強いる話をするのは心苦しく、勇気ある決断を持って質問をさせていただいておりますが、今、納税者の認識において、少子・高齢者時代の中で、教育、福祉といった重要な面に限って使われる税金であるならば、ある程度の負担は仕方がないといった意見の方々がふえているという、各種のメディアが行う街頭インタビューやアンケート結果を見られた方はおられると思えます。また、経済状況を見計らった上での消費税

の増税、それは目的税といった議論の裏づけとなっております。また、今準備に取りかかっております定額給付金につきましても、1人1万2,000円の給付を、景気対策など、もっと必要な政策をとってほしいということで大変多くの方々が反対されておられました。1人1万2,000円の給付を、これだけ多くの方々に反対される事態というのはよほどのことであり、納税者が税金の使い方に対し、無駄な使い方は許さない、使うべきところはしっかり使ってほしいと監視する目が厳しくなったあかしであります。緑豊かなきれいなまち、これはだれもが願うところであり、公園といった施設は、未来を託す子供たちにとっても重要な場所でもあります。よく遊び、よく学び、よく食べる、それこそ子供たちの成長に必要なことであります。

今、教育現場ではさまざまな問題が渦巻いております。学校に行けば友達ができ、友達ができれば一緒に遊び、たくさん勉強して、たくさん遊べて、当然おなかもすくでしょう。栄養あるおいしい野菜をたくさん食べる。今も昔も原点はここにあると思います。

今、子供たちの教育環境に足りないものに遊び場というものがあります。また、遊び場があっても、安全性の問題、そこで野球やサッカーといった人気スポーツを友達同士でできない、そういったところが多くなっております。コンクリートで埋もれた地面が多くなり、自然と触れ合う機会も激減しております。こういった環境をつくり出すのは、家庭環境ではなく、地域環境であると思います。

このような目的のために増税を求めるならば、理解を得られるかもしれません。また、年に1人当たり何万円もの増税を求めていくものではありません。弥富市民一人一人がワンコインでの募金感覚でも十分な効果が得られると思います。ワンコイン程度ならば、さらなる理解を求めることもより可能と考えます。

環境税の導入について、愛知県も県税として導入を検討し始めていると伺っております。県税となりますと、弥富市に対してどれだけの効果をもたらすか、皆目見当もつかなくなっております。

そこで、以上のことを踏まえまして、弥富市における独自の利用目的を明確にした環境税の導入についての見解をよろしくお願いたします。

議長（黒宮喜四美君） 環境課長。

民生部次長兼環境課長（久野一美君） それでは、佐藤議員の御質問にお答えいたします。

環境税とは、経済的手法で環境問題を解決するために導入する税の総称でありまして、一例を申し上げますと、愛知県では、先ほど議員のお話にもございましたように、平成21年度に「あいち森と緑づくり税」として、個人県民税均等割額、本来1,000円を1,500円、法人県民均等割額を資本金の規模により1,000円から4万円上乗せ徴収し、森林、里山林、都市の緑を一体的に整備する財源として徴収することとなっております。また、平成18年度からは、

愛知県では産業廃棄物税を創設し、最終処分場への産業廃棄物1トン当たり1,000円を徴収し、ごみの3R対策の財源とするための目的税を創設しております。三重県では平成14年4月から導入し、他府県においても多くの県が創設しております。

しかし、いずれの場合においても、このような税は都道府県単位の導入であり、議員の思いは大変理解できるところでございますが、一市町村単位で導入することは無理があると考えております。以上です。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 私の方からも、議員の思いである環境税等につきまして、あるいは三ツ又池公園等のお話もございましたので、少しかね合わせながら答弁をさせていただいておりますが、大前提となる、私どもとして弥富市の環境基本計画というものを策定していかなきゃいかんというふうに思うわけでございます。これは、先ほど来からお話が出ております、弥富市総合計画の一環の中で環境基本計画を盛り込んでいくということを皆様の前にもお約束させていただいておるわけでございます。そうした形の中で、環境教育の推進というようなこともあろうかと思えますけれども、市民の皆様に美化運動の促進をどうしていただくか、あるいは学校等における環境教育の推進はどうしていくか、あるいは新しいエネルギー政策に対する推進協力をどうしていくか等々、今までの問題等を具体化していかなきゃいけないのが環境基本計画でございます。そういったことを来年度、私どもとしては平成22年に、ことし一生懸命勉強させていただきながら、基本計画を策定してまいりたいということをまず前提としてお話をさせていただきます。

それから、環境税の問題でございますが、佐藤議員からのお話を伺い、その理念、考え方について大いに参考になるわけでございますが、大変厳しい生活実態、あるいは市民の皆様に、目的税とはいえ、新たな御負担をいただくということは大変慎重に考えていかなければならないことだろうというふうに私も理解するところでございます。

先ほど次長が答弁しましたように、今のところ、その計画の中にも環境税を導入することにつきましては考えを入れておりません。市民全体の取り組みは、地域で行っていただくということも大変有効だと思っておりますし、自発的なボランティア活動といったものを年間を通じてお願いもしていかなきゃいかん、あるいはシルバーさんに御協力をいただいて予算計上をしていくというようなことも必要であろうかというふうに思っております。

三ツ又池の管理のあり方につきまして御質問でございますので、少しお話をさせていただきます。

12月の答弁では、この三ツ又池、15ヘクタールの大変広いところでございます。この4月1日から私ども弥富市の方に愛知県の方から移譲させていただきながら、管理・運営をしていくところでございます。そうした形の中で、維持管理費はおおむね1,500万円ぐらいはか

かるだろうということ、12月議会の中で議員の御質問に答弁をさせていただいている経緯もあるわけですが、私どもとしては、この三ツ又池の管理のために基金を積みさせていただいております。額としては1億円ちょっとの基金でございます。そういったことを、大変大事な税ではございますけれども、その基金の一部を取り崩ししながら維持管理をしていかなきゃいかんというふうにも思っております。また、農政事業であるとか都市計画事業という中で管理をしていく、そういったことを考えていきたいというふうにも思っております。

また、全協等で議員の皆様からも御指摘をいただくわけですが、県の応援をいただかないとあかんじゃないかということでございます。私どもも一緒になって行動させていただきながら県の方に要望をしているところでございます。今後は単県事業等の中で県の方も相談に応じるという温かい言葉もいただいております。一緒になって今後も維持管理をしていくというところでございます。

また、運営だとか、あるいは三ツ又池公園に対する基本的な、いわゆる環境面での御相談でございますが、今月の30日、県の環境部長と私お会いさせていただきながら、三ツ又池の管理・運営につきまして、特に運営面につきまして御相談申し上げていくというふうに思っております。

いずれにいたしましても、先ほども言いましたように、大変広いところでございます。基本的には自然環境の維持、あるいは生態系の維持ということが非常に大事な公園でもございます。そういった形のところにつきましては、プロの専門家の知識も私どもとしてはお願いをしていかなきゃいかん。あるいは草だとか草木だとか、そういったようなものにつきましては、シルバーさんだとか、あるいは地元の皆さんのボランティアという形でお願いしていかないかということをお考えおるところでございます。

この三ツ又池公園は、4月29日に開園を予定しております。今急ピッチで整備を進めているところでございます。議員各位におかれましても、完成の暁には、一度さまざまな角度から御検討もいただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。また、市民、住民の皆様が一人でも多くこの三ツ又池に足を運んでいただけるような、そういうPR活動も我々の大きな仕事であろうというふうに思っておりますので、御理解賜りたいと思います。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 佐藤高清議員。

5番（佐藤高清君） 緑豊かなきれいなまちづくりということで、公園の管理について今答弁がありましたけれども、県が県税として税金を取るわけですがけれども、その税金が弥富市に何らかの形で交付していただけるならばという思いで、弥富市民が一致団結して、1本の木を植えることから始める環境対策を行うことによって、県にその思いが伝わって、伊勢湾

台風から50年で、樹齢50年という大木はあまりないわけであります。我々の子供のころは、あの森、だんなさんの森といって、大きな樹木があったわけであります。せっかく残った松、そういったものは、今、松くい虫で大変難儀をしております。古い木ほど枯れていくわけであります。そういったことも含めまして、弥富市が公園の管理に強い思いを抱いておることを県側に発して、何らかの形で県税の交付が弥富市にいただけるならばという思いがありますので、強く要望をしておきます。

続きまして、2点目の質問としまして、市内のごみの現状と対応の状況について質問をいたします。

市内を見て回りますと、理由はともあれ、空き缶、たばこの吸い殻が捨てられているのを目にします。また、すごい場所には冷蔵庫、洗濯機、テレビ、そういった電化製品、ナンバープレートが外された車やバイク、はたまたそのタイヤやバンパーといった、本来リサイクル等が義務づけられているものまでが捨てられている現場を目撃したり、話を聞いたりすることはよくあることであります。あり得ない場所にあり得ないものが投棄されている、全く不思議な状況であります。正直なところ、悪意を感じずるものもあります。学校や駅、病院、公園、公共施設といったものの周辺にもペットボトル、お菓子の包み紙、コンビニ弁当の空の容器、そういったものがごみとして無造作に捨てられております。水路や川にこれらのごみが不法投棄されたことにより、ポンプの詰まりの原因となるやもしれません。一体全体いつになったらごみがなくなるのか想像がつかず、同じことを繰り返しているにすぎないような気がしてなりません。

そこで質問をさせていただきますが、市内におけるポイ捨てや不法投棄の現状について行政ではどのように把握しているか、その現状、市民の皆様から苦情、通報等の状況がどのようにあるか、お答え願います。

議長（黒宮喜四美君） 環境課長。

民生部次長兼環境課長（久野一美君） それでは佐藤議員に、不法投棄の現状、あるいは処理の現状について御答弁申し上げます。

テレビ、冷蔵庫といった家電、あるいは家具類の大型ごみ、また瓦れき類の不法投棄につきましては、市民からの通報、もしくは市内を通過中の職員の通報等により、業者委託にて回収いたしております。本年2月末で延べ23回、費用にいたしまして92万2,000円余りを出費しております。また、車、バイクにつきましては、犯罪等も視野に入れる必要があり、防災安全課、あるいは土木課と共同で対応しております。

また、先ほどございました菓子等の紙くずだとか、いわゆるポイ捨てごみにつきましては、公園を拠点とした回収と道路を中心とした回収等に分け、シルバー人材に年間委託をして対応しております。費用といたしましては、年間契約230万円でございます。また、業務を開

始しました平成20年5月から本年2月までの回収量と処理費でございますが、回収した紙くず、あるいは大型ごみの家具、自転車など、こういったものは八穂センターに原則搬入しておりまして、量といたしまして18.58トンでございます。また、専門業者でないと処理できないもの、廃タイヤ7.17トン、本数にいたしまして大小600本でございます。これに係る処理・運搬費につきましては18万8,000円余りでございます。それから、テレビとか冷蔵庫といった、いわゆる家電リサイクル法の4品目でございますが、これはシルバー、あるいは業者対応で回収したものが58台、そして職員等が回収したのもも含めまして、全部で72台でございますが、これを指定取引所、これは家電リサイクル法に定められたリサイクルを引き受ける場所でございますが、ここへ運んだものが72台ございまして、これに費やした費用でございますが、運搬費、リサイクル料金を含めまして24万1,000円余りございました。その他これ以外で処理できないもので、弥富市の最終処分場で処分するものがございまして、これらにつきましては、不法投棄ごみの費用は明確には算定できないということでございます。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 佐藤議員。

5番（佐藤高君） 今、担当の方から回数とか金額とか重さとか、それぞれ報告があったわけでありまして、相当な金額になっております。また、このほかに弥富市の下の方にはたくさんの排水機場があります。全部の排水機にごみをかき揚げる装置がついていて、それを処理しております。この金額についてはここに含まれておりません。先ほどの話で、親方日の丸で、連絡があったら92万でも18.5トンでも処理すればいいわというような話でありますけれども、これをどうするかというのが僕の質問でありまして、数字だけ報告を受けて、困った困ったで過ぎていくわけにはいかんわけでありまして、何とかしないかんと思って必死になってやっております。

それでは、この問題を踏まえて、三つ目の質問をさせていただきます。

先ほど担当課の報告がありましたように、弥富市のポイ捨てや不法投棄の現状を踏まえて、三つ目のポイ捨て条例の制定について質問をさせていただきます。

弥富市の至るところに空き缶やペットボトル、たばこの吸い殻、紙くずなど、それから自動車や電化製品の不法投棄まで、少なからず目にとまる現実があり、先ほど担当課長からその数字につきまして報告がありました。弥富市行政はもとより、仕事や行楽で弥富市内の道路、施設を御利用になる方々まで、この現実を理解されておることとは思いません。緑豊かなきれいなまちづくり、ごみのない町並み、それはだれしものがあこがれるものであり、行政も最大限の努力を行っていかねばなりません。弥富市行政においても、ポイ捨てされたごみ、不法投棄されたごみの対応に大変苦慮しておられると今報告がありましたが、弥富市行政がこれらの問題に対処する時間や経費を考えると、市民の皆様が想像する以上の負担が

のしかかってくると思います。そういう表現をしても言い過ぎではないと思います。

市内の道路には、国道、県道、市道、そして農道があり、水路も農業用のものから各種あることから、それぞれ管理者が違い、管理者が多岐にわたっている組織の構造上、行政の対応が後手に回ってしまう、いかんともしがたい歯がゆい思いも行政側にはあるのではないかと思います。個人的にもそう感じております。しかしながら、ポイ捨てや不法投棄の現実には待ってくれません。行政側の組織構造や職員の思い、関係法規とは別に、市民の皆様の思いは、少しでも早く片づけてほしい、この1点に集約されるはずで。

この市民皆様方の思いにこたえるにはどうすべきか。試行錯誤をいたしますと、この問題の大もととなっていること、だれかしらは何らかの形でポイ捨て、不法投棄をさせなければこのような問題は起こらないのであって、至ってシンプルに考えることが解決策の近道だと考えます。ポイ捨て、不法投棄は、個人のモラルによるものが大きいものです。ポイ捨てや不法投棄の現実に対し、ポイ捨て条例のような、何らかの目に見える形で行政側が断固闘う姿勢やメッセージを示すことが必要ではないでしょうか。学校、駅、病院、公園、商店街といったきれいな環境が求められる最重要箇所が市内には多数あります。まずはそういったところから徹底して、行く行くは市内全域に拡大されて、ごみ一つない弥富市をつくるのが最重要政策だと思います。大もとから絶つことで行政の負担が減り、大もとから絶つことで市民の皆様にもきれいな環境が約束される。断固闘う強い姿勢、メッセージは有意義なものと考えます。

また、環境税の導入ということで、市民の皆様になんか新たな負担を求めることはどうかと思い、質問をしようか、しまいかと思っていましたけれども、きれいになるためなら、目的があるためならという思いで訴え続けました。市民の皆様にとんとんと負担をお願いするだけではなく、きれいにならなきゃ受け入れられるわけがありません。負担を最小限にとどめる努力を示さなければ、到底理解できない環境税であります。環境税の導入について、ポイ捨て条例と同時に進行することで、従来のポイ捨て、不法投棄への対策等の環境政策の負担を減らして、その分を公園整備等の次なる環境政策を展開することが現実化してまいります。そうすれば、環境税としても1人が数百円を負担することで意識の高揚につながり、ポイ捨て条例とセットで考えていくと、ごみ一つない弥富市になると思って質問しました。

このポイ捨て条例の制定について、市は必要性があるかどうかをお尋ねいたします。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 佐藤高次議員の御質問にお答えするわけでございますが、本当にごみの不法投棄、ポイ捨てということについては、私ども弥富市だけじゃなくて、多くの自治体が大変困惑をしている、困っている一つの現象だろうというふうに思っております。

私どもといたしましては、住民の人たちはしっかりと意識をしていただいているというふ

うに思うわけですが、その地理的な環境というのが、比較的インターに近いとか、あるいは南部の方においても伊勢湾岸道路弥富という少し静かなところ等もございまして、そういったところへ外部から持ち込まれるごみが非常に多いわけですが、そうした中で、今後も美化に対しては、さまざまな私どもの自主パトロール等も含めましてしっかりやっていかなきゃいかんということでございます。また、少し経費をかけさせていただかなきゃいかんわけですが、汚いところにはごみを捨てやすいというふうに私も思います。即刻片づけていくことが大事だろうというふうに思っておりますので、大変申しわけございません、シルバー人材センター等にお力添えいただいて、今後も片づけることを徹してやっていきたいというふうに思うわけですが、

ポイ捨て条例の件でございますが、私ども弥富市は平成8年に「空き缶等ごみ散乱防止条例」というのを制定させていただいております。多くの自治体では、先ほども話がありましたように、条例の名前はさまざまでございますが、この趣旨といたしましては、平成8年に条例化させていただいております、空き缶等ごみ散乱防止条例というのが匹敵するだろうというふうに思っております。今後もこの条例を市民の皆様に周知徹底すると同時に、私どもとしては弥富市のホームページ等で掲載をさせていただきたい、そしてしっかりとPRをしていくことも大事だというふうに思っております。そして、最初のところでも私が答弁させていただきましたが、弥富市の総合計画の中で環境基本計画を策定していくわけですが、総合的に検討して方針を出していきたいというふうに思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

そして、新しく立て看板等、あるいは垂れ幕等もつくることを検討していかなくてはいかんのじゃないかなあというふうに思っております。目につくところに対する、それぞれの自主的なパトロールも含めまして、今後も徹してやっていきたいというふうに思っております。御理解いただきたいと思います。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 佐藤議員。

5番（佐藤高次君） ありがとうございます。

各農道とか県道を車で走っておりますと、車窓に「ポイ捨て禁止」という看板が確かにふえつつあります。ポイ捨てはまさにポイ捨てであって、散乱防止条例とか、わかりにくいネーミングでは伝わる思いが違うと思います。とにかくどんな形をとっても弥富市からごみをなくすという大きな目的を持って、愛知県が環境税を取るならば、何とか地方交付税でもって弥富に来るように、一致団結した姿勢を、また旗印を掲げて、愛知県から交付税をいただける準備はさせていただきたいと思います。環境の問題は以上であります。

続きまして、2件目の通告であります。この件については、亡くなられた方のことでありますので、少し声を小さくして質問させていただきます。

弥富市内で亡くなられた市民の方々に対する市の対応についての質問であります。いろいろな形で告別式のあり方が変わってまいりました。私も1年前に改選をいただきまして、こういった告別式に出席する機会もふえてまいりました。そういった中で、弥富市の対応に少し疑問があるのではないかというお尋ねがありましたので、今までの市の対応についての件をお伺いいたします。

議長（黒宮喜四美君） 総務部長。

総務部長（下里博昭君） お答えをいたします。

告別式の対応につきましては、現在、市内で行われる葬儀につきましては、御家族の許しが得られた場合、幹部職員が参列させていただき弔意をあらわしております。なお、市外で行われる葬儀につきましては、弔電をもって弔意をあらわしておるところでございます。以上です。

議長（黒宮喜四美君） 佐藤議員。

5番（佐藤高清君） 今、部長の方から報告がありました。その報告の中で、市外の斎場につきましてはという部分であります。最近自宅で行われる告別式が減って、隣接する斎場へ出向かれる場合が多々あるわけでございます。そういった中で「弥富市様」という来賓の呼び出しがあるわけで、そのときに空席であるという寂しい思いが私どもに伝わってまいります。弥富市内であれば出席を認められておるということでありますけれども、ぜひ蟹江にある斎場で行われます告別式においても、弥富市から出向いた対応をお願いしたいと思いますが、これは要望になるわけですが、その辺のところはいかがなものでしょうか、よろしくお祈りいたします。

議長（黒宮喜四美君） 総務部長。

総務部長（下里博昭君） 私どもにも市民の声がございまして、さきの幹部会におきまして、本年4月から告別式の対応につきまして、県内の隣接市町村、いわゆる蟹江町、飛鳥村、愛西市に限り、葬儀でございますが、これも市内同様、御家族の許しが得られた場合、幹部職員が参列させていただき、弔意をあらわしてまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 佐藤議員。

5番（佐藤高清君） ありがとうございます。質問してよかったと思っております。

亡くなられる順番が年齢の順番なら本当に安心しておられるわけですが、こればかりは順番がありません。亡くなられた方の関係、また見送られる人の関係、いろいろあるうかと思えます。難しい問題ものしかかってくると思えます。今、部長の方から話がありましたように、できる限りのことで弥富市からのお見送りをよろしくお祈りいたします。

以上をもちまして質問を終わります。ありがとうございました。

議長（黒宮喜四美君） 次に三宮十五郎議員、お願いします。

12番（三宮十五郎君） 通告に基づきまして、3点にわたって質問をさせていただきます。基本的な問題については市長からお答えいただきたいと思います。

まず最初に、県内で一番高くなっている水道料金の引き下げについてお尋ねをいたします。

今議会には、下水道につきましても次の年度から料金も設定することになっておりますが、現在、南部水道では10立方メートル使用した場合で1ヵ月1,764円、今市が想定しております下水道料金をプラスしますと1.89倍の3,339円になると思いますが、20立方メートルではこれが3,339円から6,489円、1.94倍、30立方メートルの場合では5,544円に4,725円が加算されまして1万265円、50立方メートルを超えますと、家族が多かったり、あるいは事業用ということがありまして、大幅に加算が進む仕組みになっております。そういうこともございまして、市長がこの議会でも、あるいは南部水道で私も御一緒に議員を務めさせていただいておりますが、市長のいろんな発言を通じまして、市民の皆さんや関係者の皆さんから、本気でこの水道料の問題を心配してくださっているという声が上がっておりますが、問題は、2市と1村が共同でやっていることや、いろんな経緯がありまして、なぜ高くなっているのか、どこに問題があって、どういう対策が必要かということが、それぞれの基礎自治体であります市、あるいは村、あるいはそれぞれの議会、南部水道議会で、あるいは3人の市長・村長さんたちの間で合意ができなければなかなか事は進まないこととございますので、原因と問題点についてお尋ねをしながら、本当に関係者の合意ができるように私も努力を続けていきたいという立場で質問させていただきます。

まず、南部水道の水道料が高い大きな原因の一つに、昭和50年代までに、伊勢湾台風以後1メートル50近い地盤沈下がこの地域一帯で進行いたしまして、地盤沈下防止対策ということもあって、南部水道企業団の職員の説明によりますと、県水に切りかえてもそんなに費用負担は変わらないという理解でこれを始めたというふうには言っておりますが、平成7年当方で、海部南部水道と同じぐらいの規模の市ないしは企業団が水1立方メートルを手に入れるための費用は、同規模団体全国平均で37円26銭でしたが、南部水道企業団は当時63円90銭で1.7倍でございました。それが平成18年には、南部水道が76円69銭、全国平均が40円12銭でありまして、1.9倍を超えるものになっておりまして、年々高くなっております。さらに平成20年度には、利用が全くされていない長良川河口堰の、県の工業用水道が負担することになっております用水費の権利の65%を523億円も出して県営水道事業の方に買い取らせております。利用見込みのないままに、さらに木曾三川を結ぶ徳山ダムからの導水路事業も行われており、設楽ダムの建設も進められております。こうした事業の負担金や施設の減価償却費が県営水道料金にさらに上乗せをされてきますので、今後も大幅な水道の原水の費用がかかることになっております。これが一つであります。

もう一つは、昨年の10月1日付でつくりました弥富市統計資料、平成20年度のものでございますが、これを見て私もびっくりしたんですが、全国平均や愛知県平均では、実は水を1立方メートルつくるために必要な値段よりも供給している値段の方が安いんですよ。それでも運営できる。その最大の秘密というか、理由は、今水道の施設の中で一番大きい費用負担を占めておりますのは水道管なんです、これが40年利用されるということで原価計算がされて、分割して減価償却費を水道料に負担させる仕組みがあります。今、南部水道が更新しているものの中でも、伊勢湾台風の後の昭和36年に布設したものの更新がされておいて、ほぼ50年近く使われておるわけでありましてね。実際に40年の計算でも50年、物によっては60年と使えるわけでありまして、赤字で給水しても運営していくことができるというのが全国の現在の実態であり、愛知県平均の実態でもございますが、南部水道企業団は、なぜこうなったのかちょっと不思議であります、例えば平成15年は15円70銭もうかる仕組みにして給水している。そのときの全国平均は1立方メートル当たりマイナス7円20銭、愛知県平均は4円80銭でありました。翌年の16年度は、全国平均はマイナス10円50銭、県平均は4円30銭、南部水道の平均は15円という形でありまして、非常に水道料金が高い原因の中には、水を手に入れる費用がけた外れに高いということが一つと、もう一つは、水道料金の設定が愛知県平均や全国平均に比べてけた違いに収益が上がる、もうけが上がる仕組みがあり、さらに全国の今60%以上の市町村や水道企業団は、一定の時期を過ぎますと、水道に新たに参加する人たちが負担する加入者分担金、これも水道料金と同じ利益に計算をしてやっておいて今みたいなものですが、南部水道はこれも利益にしないということで、なおかつ今のような利益を上げている水道料金にしておりますので、二重三重に高くなる仕組みがつくられております。

さらに、実際に南部水道の出している資料で見ますと、この間に一番大きい事業というふうに私どもが理解しておりましたのは、平成6年から25年間、31年までという予定でありましたが、実際には26年に終了するという今見通しになっておりますが、石綿セメント管の更新事業であります、これが始められました平成7年以降、19年までの間にどの程度の建設投資がやられてきたかということを見ていただきますと、6年度のバランスシートと19年度のバランスシート、決算書によって見てみますと、この間に実際に施設を維持するための減価償却費は59億円でありましたが、石綿管更新事業と配水管整備事業、それからその他の施設の更新事業に106億円の建設投資が行われております。それは今言ったような収益が大幅に上がる仕組みがあるということが一つであります。

もう一つは、こんな過大な受水費の負担があるとすれば、これは防災対策ということでやったことであれば、当然私は愛知県や関係市村が一定の基準で負担をすべきものではないかと思っておりますが、この間、石綿管更新事業を中心にいたしまして、今言いました106億円の建

設投資のうち、国と県の負担が9億8,000万円、市村の負担が7億6,000万円、水道料等市民の皆さんが負担をした収益で負担されたものが減価償却費の59億円分と、水道のこの間の利益12億円、加入者分担金を利益として計上すれば、全体の建設投資の72.5%を加入者が負担したことであります。さらに、この間職員の給料だとか借金の支払いだとか、こういうもので南部水道が実際の支出を伴う負担というのは336億円であります、公的な負担はこのうちの5.2%の17億4,000万円、82.7%は水道料金で賄っております。

私は、本当に南部水道の水道料金の設定というのは、全国水準や愛知県の平均に比べて、これはもうこのまま放置できない、きちんと関係市村で議論をする。そして、実際に市村の代表を務めます2人の市長と1人の村長、このお3人を中心にいたしまして、法律の上では一般の役所と同じようにこの3市村の共同によって運営・管理がされる、経営がされるというふうになっておりまして、今回の談合問題なんかの訴訟でも、今の管理者の愛西市長が訴えられているわけですが、そういうことを考えますと、やはりこの管理運営の中心が実際には3人の、以前は何人か見えましたが、市長さんなり町長、あるいは村長、こういう方たちが直接責任を負う形にすることと、議会が必要なチェックができる仕組みが長期にわたって実態がなっていないこともここまでに至った大きな原因であるというふうに思いますが、こういう事態についてしっかりと議論をして、あるべき姿に直していく必要があるというふうに思いますが、まずその辺について市長の御見解をお伺いしたいと思います。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 三宮議員にお答え申し上げます。

海部南部水道企業局の水道代が高いというお話でございます。私もこの議会の議員の構成メンバーの一人でございます、その問題につきましては昨年来から論議をしているところでございます。しかし、水道議会という形の中で、基本的には企業会計という形でおやりになっていることだもんですから、私としては水道議会の中で徹して論議をし、問題の解決策に臨むべきだろうというふうに思いますけれども、私どももたくさんの議員の方が構成議員として出席させていただいております。

一つの比較として、先ほどお話が出ておりましたけれども、受水の仕方そのものについて、各市町村では多少違いがありますけれども、確かに高いわけでございます。南水は30立米で5,544円、そして私どもの近隣の市町と比較させていただいた場合にも、津島市さんが4,341円、南水の方が127%高い。蟹江町さんも、30立米に対する費用といたしましては3,666円という形でおやりになっておるわけでございます。そういう形で比較すると、150%以上南水の方が高いという状況があるわけでございます。

それは、先ほど三宮議員がうる細かいところまで御説明をいただいたわけでございますが、議会の中での答弁というのは、先ほど話がありましたように、いわゆる高い水道施設という

中では受水費が高いんだという形でございます。100%県水に依存していくということで決定をされておるものですから、受水費が高いということでございます。また、配水管の布設工事であるとか、あるいは老朽管の更新工事、こういったことに対しても、2市1村の面積が非常に広く、総延長距離も非常に長いという状況の答弁が繰り返されておるわけでございます。これからいろんな形で論議され、ぜひ改善をしていただきたいというふうに思っております。

基本的には、こういう形で隣接の市町と比較しても大変高いわけでございます。弥富市の問題からすれば、今こういった上水道に対する問題と同時に、下水道工事という形の中で、日光川流域下水という形の中で、今議会の中でもその使用料について皆様の方に御提案申し上げておるわけでございます。そうした上下水道という形の中で御負担になりますと、大変高い料金を住民の皆さんにお願いしていかなくやいかんというわけでございます。そういった形の中で、今後は私も議会議員の一人として、この点につきましては非常に高い関心を持ちながら注目していきたいというか、改善をしていくために努力していきたいと思っております。

企業長のあり方につきましても、先ほど三宮議員からお話ございましたけれども、これは2年に1回の当番制のようなものでございまして、今は愛西市さんがおやりになっておるわけでございますが、次は弥富市、弥富市が2年やると、次は飛鳥村という形になっていくわけでございます。2年間という形の中の企業長というのは、率直に申し上げますけれども、充て職というような感覚でございまして、その経営実態につきましては、少しわかりづらいといったようなところもあるわけでございます。そうした形の中で、情報公開をその都度その都度求めていくわけでございますけれども、議会の組織のあり方として、やはり私も質問させていただいておりますけれども、企業長1名、副企業長2名という形で、議員構成も含めまして再検討すべきではないかというお話をさせていただいております。また、談合等の問題についても、今生じているわけでございますが、そうしたことの成り行きについても注目していかなくやいかん、そんなような状況でございます。

いずれにいたしましても、独立会計というか、企業会計という形でやっておるものですから、議会の中でしっかりと論議をしていただく、そして私どもとしても議員構成の中でしっかりと意見を申し上げていくということを基本にして、今後も進めていきたいというふうに思っております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 三宮議員。

12番（三宮十五郎君） 今、市長の御答弁の中で、企業会計で独立会計であるからというお話がありましたが、法制度上は3人の市村長さん、そして直接的にはそのときの企業長を務める方が市村長と同じ責任を負わされるわけですね。人事権や予算の編成権、そういうも

のですね。

このたび談合の問題がありまして、監査委員の方が単価表やそういうものを出してもらいたいと言ったら、監査委員にも見せることができんというのが南部水道の職員たちの対応だったんですね。だから、きちんと今市村長が、今市長おっしゃられたように、企業長、副管理者というような形で携わって、細部にわたるまで、これは議員としては絶えず人事やそういう問題に手を出すことができない仕組みになっておりますので、やっぱり市村長という立場と同じ企業長、それからそれを支える副管理者として職についていただいて、常時、選挙で選ばれる人が責任を持って執行者としてやっていくことがなかったこと。だから、今市長がおっしゃられたように、企業長の間だけは企業長として執行者なんですけど、あとは一議員としてしか関与できないという状態で、結局1人の企業長さんに全部負担がかかって、あまり目が届かない状態というのが今日の事態を生んだ非常にまずい原因ではないかと思うんですね。

談合問題があって、私も実際に調べて驚いたんですが、実は平成19年度の弥富市の入札の予定価格と落札価格というのは、予定価格の88%ぐらいなんです。間違っておるんじゃないかと思って、改めて計算をし直したんですが、最大の理由は、同報無線が1億6,000万円ほど予算に比べて節約されて、予定価格の67%で落札されたことだとか、集落排水事業、これは水道も今そうなんですけど、機械や設備、要するに電気だとか機械設備、電子機器、こういうものについては、実際の市場価格に比べて市町村が買っている値段が極めて高いということや、業者が談合しているということが大きく問題になっていたこともあって、そういう中で専門にかかわってきた人たちがいろいろ弥富市や議会に助言をしていただいて、市長も頑張っていたら、そういう中でされたことで、入札全体ではまだいろいろ問題はありますが、そういう実態が19年度1年間の弥富市の入札では起こっておりますが、南部水道の場合は、配管工事が98%前後というのが5年近く続いてきておったり、あるいは電気設備だとか機械設備は、何億という事業が99.何%だとか、そういう形で落札されておりますが、こういうことについて本当に系統的に問題にできない。監査委員に対しても、単価表やら予定価格について見せてほしいという請求をしたら、できんということを公然と言っていたり、あるいは情報公開につきましても、ほとんどの市町が10年ほど前にやったと思うんですが、実は南部水道につきましては、やっと本年度から情報公開という状態でありまして、本当に今の母体の周辺の市や村に比べて、市民との関係や行政の管理・運営体制というのは非常におくれておりまして、ここをきちんと改めることと、それからもう一つは、やっぱり全国的な平均や愛知県の平均の経費と水道料金の設定の仕方が、マイナスだったりとんとん以下だったりという状況のもとで、1立方メートル当たり15円も16円ももうけるというような設定の仕方だと、幾らでも投資できますよね。このことがどれだけ高い受注になっても問題にし

ない背景の一つにもなっているというふうに思いますので、このことも含めて、関係市村のいろんな経験を集約して市村長がこの運営に当たり、企業長としての責任も果たし、また議会も、今回、南部水道議会としては監査委員のせっかくの勧告に答えることができませんでしたが、その中でも、こんな98だとか、そんな入札がずうっと続く状態について監査委員が問題にしなかったことがおかしいなんていう意見が議会の中で出て、監査基準の中にそういうものについてもきちんと入れるべきだというような意見も実は議員の中からも出るような状態がありますので、これは今後私どもの議会の任期中にはもっともっといろんな形がかかわっていきたくと思いますが、今市長がおっしゃられたような企業長や市町村長が、実は法律上企業長・副管理者という形で責任を負わされておるということですね。今の形がどうあれ、実際に問題が発生すれば住民監査請求をされる訴訟の対象になる形ですので、ぜひ実質市町村長と同じ立場で経営に常時参画できる仕組みを実現していただくということと同時に、やっぱり水道料金の設定が全国平均に比べて、私も正直なことを言うと、やっぱり旧鍋田村だとか、それから飛島村だとか旧十四山、それから立田村、こういうところを抱えているから蟹江に比べると水道料金が高いかなという思いはあったんですが、ところがその程度じゃないんですよね。なぜかといったら、愛知県平均、全国平均ということで見れば、人口密度だとか、そういうことから考えても、あるいは山間僻地や離島や、そういうところを抱えたところも含めた平均の料金に比べて、全国平均に比べて南部水道の水道料金は20%高い、愛知県平均に比べて30%高いわけでありますから、私は少なくとも愛知県平均ぐらいは努力をすれば当然できる立地条件の地域だというふうに思っておりますので、その辺も含めてあるべき姿に近づけていくための、特に市長としての立場でできる御尽力をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 三宮議員にお答え申し上げます。

今回、水道料金が高いということで住民訴訟が起きたということは、私は大変残念なことだなあというふうに思うわけでございます。この訴訟につきましては、現在開かれております司法の段階で係争されておるわけでございますが、具体的に明らかにされるというふうに思っておりますので、それ以上のことは答弁としても控えさせていただくわけでございますけれども、さまざまな理由に基づく水道料金の高さということが明らかになるのではないかなあというふうに思っております。

先ほども話がございました組織の改正ということと同時に、監査役員の問題等についても今議会の中では御意見として出ているわけでございます。今までは、議会、あるいはその周辺という形の中で監査委員を2名出してみえるわけでございますけれども、具体的にその監査をしていただく1名につきましては、外部から導入したらどうかというようなことも論議

をこれからされるのではないかなあというふうに思っております。私も構成メンバーの一員として、この問題につきまして弥富市としてのしっかりとした意見を申し上げ、またそういった水道料金に対するさまざまな論議の中で、具体的な改正というか、今後の料金のあり方につきまして御意見を申し上げていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（黒宮喜四美君） 再開してから1時間10分ほどたちますので、ここで休憩をとります。3時25分に再開いたします。

~~~~~

午後3時12分 休憩

午後3時25分 再開

~~~~~

議長（黒宮喜四美君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

三宮議員。

12番（三宮十五郎君） それでは、2点目の質問に移らせていただきます。

今、大変な不況のもとで、年収200万以下のワーキング・プアと言われる人たちが1,000万人を超えるという状態が一方であり、もう一方で、バブル崩壊以後、本当に中小零細企業の皆さんに対しては大変な負担や犠牲が押しつけられております。私もこの間いろんな方たちの相談に乗りましたが、例えば弥富市では、水銀灯の道路照明について、1ヵ月1,000円の電気代を負担していただくという仕組みがありましたが、もう早くから、今の商売の状態では、事業主の私たち夫婦はもう年金だけで、給料はほとんどもらっておらんと。あとは若い人たちが数人おるもんで、その人たちだけは何とか給料を出さなきゃいかんという状態で、かろうじて営業を続けているから、この電気代についてはとても負担できないがどうしたらいいだろうということで相談に乗って、そういうのは市が引き受けていただくとか、いろんなことをしてきたんですが、つい先日も、数十人ということですから中小零細企業の中では企業体としてはしっかりしている方の方だと思んですが、雇用調整助成金をもらう手続きをとったらどうですかという話をしたら、本当に仕事がないことが目先に見えておるんですが、それを申請しようと思うと、就業規則だとかそういうものを整備しないと対象にならないとかいろんなことがあって、国が今、第2次補正で、中小企業につきましては年間100日、3年間にわたって300日を限度として、雇用調整で休業する場合は給与の80%を国が負担するという制度もできておるわけでありますが、ただ、本当に弥富の御商売をやっているような、従業員一、二名使っているような人たちが利用できるかどうかだとか、もう少し大きい、数名使っているという人たちが、この制度を使えるのか使えないのかというのは、弥富の御商

売をやっている皆さんにとっては大変深刻な問題なんですよ。

愛知県は、ことしの1月21日に市町村長あてに通知を出しまして、ぜひ労働局なんかと相談もしながら、働く人たちが路頭に迷わないように、同時にこういう人たちが雇用が続けられるように、労働局等とも相談をしながら必要な手だてをとるようということを出しております。先日、商工労政課長に、実際に弥富市としてこういう国の施策だとか、それから今はそういう状況でありますので、特に20年につきましては貸付金も大幅に減っていますよね。商工振興資金なんかの借入れも大幅に減少しております。結局、見通しが見つからないから、借りても返すことができないというような状況の御商売の方が非常に多いわけでそういうふうになっておると思うんですが、ぜひ弥富市の商工労政課として、商工会とも相談しながら、労働局、あるいは職業安定所とも相談しながら、こういう雇用調整助成金だとか貸付制度でそういう人たちが利用できる仕組み、それからどういうものを用意しなきゃいかんか。例えば就業規則なんかだと、自治体でいえば条例を決めるときに準則というのがあるんですが、そういうものもあるはずですので用意をして、本当に困った人たち、朝早くから夜遅くまで必死の思いで働いて、なかなか余裕もない状態だと思いますので、そういうものを用意して、実際にそういう人たちが今必要な支援を受けられる、しかも後にダメージが残らないような支援を受けられる仕組みというのを緊急に提供していただきたいということをお話ししたんです。

それから、特別小口なんかの商工資金につきましては、既に利息については、利息はそう大したことないんですが、信用保証料は結構高いんですよ。70%今市が負担をして、全額で年間そのほかのものも合わせまして、商工業向けのものについては700万ほどの補てんをしていると思うんですが、もう一方で言いますと、臨海部に入っている企業には何億という税金の減額をしておるわけでありまして、この地域でみんなの暮らしを支え、雇用を支えている人たちに対して、そんなに多くというわけにはいきませんが、せめて特別小口の保証料は100%補てんをすとか、その他の小口関係のものについては信用保証料を引き上げるとか、そういうことも含めて、市ができる手だてを思い切って強化する必要があるというふうに思いますが、その辺について、市内の業者の皆さんの実態や、あるいは市や商工会の対応というのは現在どうなっているのか、どのように今後していくかということについて、あわせて御答弁いただきたいと思います。

議長（黒宮喜四美君） 市長。

市長（服部彰文君） 三宮議員にお答え申し上げます。

議員御指摘のとおり、大変な経済実態になっておるわけでございます。半年前にこのような状況をだれが想像したでしょうか。本当に厳しい実体経済に対する影響があるわけでございます。特に今問題になっておりますのが雇用不安であり、あるいは先ほどから御指摘の中

小企業の皆様の資金繰りでございます。大変厳しい状況であります。特に雇用不安に対しては、大失業時代が来るのではないかとというようなところまで真剣に論議されておるわけでございます。

こういったことに対して、政府の方もさまざまな2次補正の段階、あるいは今月じゅうに成立するであろう平成21年度の国の当初予算に対しても、この雇用政策については最重要課題だという形の中で取り組みがされておるわけでございます。

特に事業主に対しては、先ほど議員がおっしゃるように、雇用調整の助成金であるとか、あるいは特別の奨励金制度というものがなされ、また仕事をなくされた方に対してもさまざまな支援が施されているわけでございます。また最近では、新しい雇用基金という形の中で1兆5,000億ほどの予算を組んでいきたいということでございます。そうした形で幅広く失業者の救済をしていきたいということでございます。これを国の施策としてしっかりやっていただかないと、実は私どもの平成21年度の当初予算に対しては、税収は平成20年度並みの税収が取れるという状況の中で組ませていただいております。こういったことに対しても本当に大きな誤差が生じてくるという大変厳しい状況でございますので、国の施策がしっかりと、早く、スピーディーに実行されることを願うわけでございます。

また、雇用の問題につきましては、やはり国の施策が一番であろうと思いますし、また県、あるいは政令都市を中心とした施策の中で考えさせていただきなさいかん。私どもの地方自治ではなかなか雇用対策ということは考えづらい部分もあるわけでございます。しかし、窓口等で御相談いただければ、県の労政局、あるいはハローワーク等に御案内申し上げていくということを支援していく気持ちでこれからも対応させていただきたいというふうに思っております。

商工資金等の問題につきましては、商工労政課長の方から答弁をさせますので、よろしくお願いたします。

議長（黒宮喜四美君） 商工労政課長。

商工労政課長（服部保巳君） 議員の商工資金についてお答えいたします。

議員おっしゃられましたとおり、商工資金につきましては、小規模企業資金70%、通常資金30%、限度額30万円としておりまして、信用保証料の一部を助成しております。これにつきましては、12月の議会でも申し上げたとおりでございます。また、小規模企業資金につきましては、県と私ども協調制度にある中で、商工業資金におきましても、中小企業の金利負担の軽減を図るために利率を一律0.1%引き下げて、現在、今月の3月2日より実施しているところでございます。

市におきましては、昨年10月31日より始めました緊急保証制度、セーフティーネット保証制度の中小企業信用保険法に基づきます認定申請が、10月31日から3月3日現在までで85

件に上っている状況でございます。このような中で、中小企業を取り巻く厳しい環境を理解し、緊急支援策としての認定事務を円滑に進めることが、中小企業者の資金調達に係るタイムラグを少しでも防ぐ方法として考えております。認定事務を優先に図っているところでございます。御理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（黒宮喜四美君） 三宮議員。

12番（三宮十五郎君） 一つは、最初に市長が御答弁になられた問題に関してでございますが、職安や県の機関に紹介するというのもそうなのですが、実際に例えば雇用調整助成金、従業員がいないところは当然対象にならんわけですが、従業員が何名程度、どういう業態なら対象になるかということについて市の商工労政課も商工会もつかんで、対象にできるところはどんどん進めていくということが非常に大きいことですよね。どんどん仕事がなくなって、やめていただくかどうかというようなところですからね。いつまでこういう状態が続くかちょっとできん中で、国がせつかく3年間に限って年間1人100日、3年間で合わせて300日、しかも給与の80%を国が補てんするという仕組みでありますので、これはもう本当にその人たちが御商売を続けられるかどうか、仕事を続けられるかどうかのかなめにかかわる問題なんですよ。

例えば、市との関係で言いましても、今、大体防犯灯なんかの交換というのは、1灯切れたらかえてくださいというやつですから、大きい業者に頼んだって全然話になりませんから、町の電器屋さんがやっていますよね。ところが、従業員がどんどんいなくなっちゃって、お年寄りだから、防犯灯の1灯の交換に3,500円を出しても、とてもうちではようやらんでとって、次々とやってくれるところがなくなっていくという実態で、このままいくと、町内会に委託して防犯灯の維持管理をするということだって難しくなるような、従業員が何人かおるところでかろうじてやっていただけるような状態にまでなっております。

ですから、いろんな意味で、中小商工業者の皆さん、とりわけ零細な業者の皆さんが営業を続けられる最低限の保障というんですが、景気がよくなればもう少し何とかかなと思うんですが、今の状態だと本当に深刻な事態ですので、どういう人たちが利用できるかということについて、これはひとつ商工労政課と商工会が一体になって、労働局なり職業安定所できちんと聞いていただいて、対応できる規模や状況に応じて、こういうものとこういうものをそろえれば何とかありますということなら、そういう形で、来たら相談に乗るんじゃなくて、皆さん大体従業員がどれだけおって、どういう業態というのはわかっておりますので、あらかじめそういう情報をちゃんと入手しておいて、実際にあそこが使えるなら私のところもという話にこういう制度はなるに決まっていますから、ぜひそういう糸口をつけていただきたいが、いかがかということ。

同時に、こういう緊急時ですし、先ほど申し上げましたように、既に愛知県下でも特別小

口なんかについては100%信用保証料を負担しているところが決して少なくない、かなりになってきておりますから、費用的にいったって今で年間700万ぐらいじゃなかったかと思うんですが、ぜひこの緊急事態、時限なら時限でも対応して、本当にこのまちの雇用とまちを守る仕事にかかわっている者として、市としてできる手だてというのは本当に限られてくると思うんですが、しかし、それにしたって、よその市町が行っているそういうことについては、ぜひ弥富市もこの際思い切って踏み込んでいただいて、そんなに大きな費用負担を伴うわけでもありませんし、そういう人たちが事業を継続していただくことが実際にまちの活性化の基本にもなっていくしますので、いま一度、実際にこのまちで使える制度について、私たちも含めてですが、きちんと理解もできる、それからそういう対象の人が利用できるということについては、一日も早く手をつけていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 基本的には私どもも、そういう事業の一人一人をこの時代において掌握していくのが本当なんでしょうけれども、たくさんの事業の方がお見えになるわけでございます。窓口、あるいは電話等で御相談をしていただくというのが基本になるかと思えますけれども、今議員のおっしゃる実態を一度よくお聞きいたしまして、その方が事業の継続をしていただけるような形で私どもとしては一度お話をさせていただきたいというふうに思っておりますので、御理解いただきたいと思えます。

議長（黒宮喜四美君） 三宮議員。

12番（三宮十五郎君） 一つ商工労政課長にお尋ねしますが、実際に雇用調整助成金、どういう事業者の人たちが利用できるかについてはどの程度把握しておられるか、ちょっと御説明をお願いいたします。

議長（黒宮喜四美君） 商工労政課長。

商工労政課長（服部保巳君） 中小企業緊急雇用安定助成金の創設ということで、新たに12月に創設されましたこの制度でございますが、従来の雇用調整基金とほぼ変わらないような状態でございますけれども、大きく変わるということは、中小企業事業主が対象ということと、先ほど議員も申されましたように、助成率が5分の4に引き上げられることとか、教育訓練費だとか、実施に際しましてかかった費用の1人1日当たりが6,000円になったということと、細部にわたりましては、制度が国の制度ということで、本来愛知県労働局及びハローワークの方が窓口ということで、詳細についてはそちらの方でということで承っておりますので、中身についてはこの程度の部分が掌握の部分でございます。

議長（黒宮喜四美君） 三宮議員。

12番（三宮十五郎君） もう少し具体的にお尋ねしますが、例えば従業員1人でも対象になるのか、それから1日当たりの雇用時間については最低どれぐらいだとか、そんなことに

ついてはいかがでしょうか。

議長（黒宮喜四美君） 商工労政課長。

商工労政課長（服部保巳君） 規模ということで、事業主の該当ということで私どもがお聞きしておるのは、小売店、飲食業を含むということで、規模にいたしましては、資本金が5,000万以下または従業員が50人以下、卸売業にいたしましては資本金が1億円以下または従業員が100人以下、サービス業が資本金5,000万円以下または従業員100人以下、その他の業種ということで、資本金が3億円以下または従業員が300人以下というのが中小企業の事業主ということで基準を承っております。

議長（黒宮喜四美君） 三宮議員。

12番（三宮十五郎君） 私がお尋ねしたのは、中小企業はそういうことなんですが、従業員1人だとか、あるいは1日の勤務時間、お店によっては8時間じゃないところもあるわけでしょう、その辺の最低限の条件というのは大体どの辺になるんですか。

議長（黒宮喜四美君） 商工労政課長。

商工労政課長（服部保巳君） 議員のおっしゃられました細かい申請の内部に対しましては、ハローワーク等に対応するというので、現実細かい基準の中身については承っておりません。

議長（黒宮喜四美君） 三宮議員。

12番（三宮十五郎君） 要件もかなり緩和されておりますので、詳細は承知しておりませんでは紹介のしようがないわけですよ。今言ったように、従業員1人でも対象になるとか、そういうことがわかっておれば、実際に仕事のないお店や事業所については、対象になる可能性がありますから申請してくださいという相談も乗れるわけで、ぜひ骨惜しみせずに、職安に出向いて、実際にどういう人たちが最低限、そんな上の条件の人はそうないです、弥富市で、はっきり言ってね。そうすると、下の条件の人たちがどういう人たちが対象になるかというのを明らかにすることが、今この制度が活用できる。だって、そんな支援なんか今まで弥富の市民や国民がそう受けたことありませんから、まさか給料の8割まで補てんしてくれる仕組みがあるなんていうふうにはほとんどの人が思っていないですよ。そして、小さいから利用できないとなると、これまた大きいところは助けて小さいところは助けんかという話にもなりますので、私どももやりますが、ぜひ行政としても確認をしていただいて、これを商工会とあわせてどんどん流していく。何人かの方が使い始めれば、こういう制度は絶対に、あそこでよかったらうちもという話になりますので、口コミというのは物すごく大きい力になりますので、使える制度かどうかという最初の糸口はぜひ行政がつけていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（黒宮喜四美君） 市長。

市長（服部彰文君） 私の方から御答弁申し上げます。

基本は一度よくそういった事業の対象の人を精査する必要があると思いますけれども、私ども行政といたしまして、そういう方に対してやっぱり御支援していくのが本来だろうというふうに思っておりますので、そうしたことの実態を見きわめながら、ハローワーク等で御相談申し上げられるように努力してまいりたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

議長（黒宮喜四美君） 三宮議員。

12番（三宮十五郎君） 本当に骨身を削る思いで暮らしを支え、そして底辺で雇用を支えている人たちに対して、せっかくそういう制度ができたわけでありますから、今市長がおっしゃられたような形で、実際に利用できるものであれば一日も早く利用できるような応援をしていただくこと。それから、信用保証料につきましても、かなりの市町でもう特別小口については100%というような対応がされておりますので、それも確認をいただきまして、必要な改善をされることを強く求めて、次の質問に移ります。

高齢者等への配食サービスでございますが、平成19年9月から、それまでの週1回から週5回にしたことによりまして利用者も急増しておりますし、配食数もかなりふえてきておりますし、多くの皆さんが本当に喜んでいただいております。特に弥富は、65歳以上の高齢者及び高齢者のみの世帯で病弱者がいるという条件でやっていただいておりますが、弥富市の中には、65歳にはなっていないが、ひとり暮らしで障害を持って、なかなか買い物に出向けないとか、あるいは難病で、例えば筋無力症なんていう方は午前中全く動けない、買い物にも出られないというような人たちもあって、そういう人たちに対するデイサービスだとか、そういうのもやっておるわけでございますので、ここは対象をふやすことと、ぜひ5日でやられたら、もうあと2回でございますので、県内の35市のうち13市が今毎日の配食をやっておりますので、子供等については手厚い支援をして大変喜ばれておりますが、ここはもう一段頑張ってください、必要な人には毎日、それから対象につきましても、そういう買い物等に出ることが非常に困難な条件を持った人たちに対しても拡大するというふうにお考えいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（黒宮喜四美君） 市長。

市長（服部彰文君） 三宮議員にお答え申し上げます。

高齢者等の配食サービスを毎日実施していただきたいというお話でございます。私どものこの配食サービスにつきましては、平成19年9月から週5回という形で拡大をさせていただいておるところでございます。現在は150名の方に御利用いただいております。そのうち31名の方が週5回の御利用をいただいているという状況でございます。

議員御承知のように、この配食サービスにつきましては、1食当たり700円という経費が

かかるわけでございます。そのうちの400円が市の負担で、300円を自己で御負担いただいているという状況でございます。

こういった状況の中で、拡大の御要望でございますけれども、私は配食サービスをふやすということについてはあまりこだわりを持っているわけではございません。それよりも大事なことは、やはり自助努力だとか、個々の状況に応じてもう少しその方の御意見を聞いたりとか、そういう受け身的な形から少し前向きな形で考えていくことができないだろうかということを考えているわけでございます。例えば高齢者、いろんな状況があろうかと思えますけれども、自己で調理をしていただける方は極力調理をしていただく。あるいは買い物に出かけていただく場合においては、だれか付き添いの方も含めて、自分の好きなものを食べたい、あるいはこういう調理をしていきたいんだという御本人の欲望も私は大事なことではないかなあというふうに思っております。

そんなことで、この配食サービスの回数をふやすということについては、まだ今後の検討という形の中でさせていただきたいと思えます。自助努力も含めまして、周りの方が一緒になって考えていく問題でもあろうかというふうに思っておりますので、御理解賜りたいと思えます。

議長（黒宮喜四美君） 三宮議員。

12番（三宮十五郎君） 弥富市ばかりじゃなくて、実際に高齢者、あるいは障害を持った皆さんで、もう亡くなりましたが、私がかつて相談に乗った方は、片一方の手がこれだけ動くだけで、寝たきりの状態で自宅で過ごしておりました。意識は非常にはっきりしておりますのでそれでも何とかあったんですが、人によっては本当にこの配食サービスというのはすごい力になっておるんですね。大体所得の少ない貧しい方たちで、お年寄りですし、そんなに食べないということもありまして、配食していただくと、半分食べて、あと冷蔵庫に入れてもう一回食べる。本当にこのサービスが始まって助かったという人たちも少なくありません。したがって、みんながみんな毎日配食する必要はないと思えますが、必要な人は毎日の配食ができて本当にほっとしておると。だから、だれでも無条件でということじゃないと思うんですが、必要な人には手をかけていくということが、市長もいつもおっしゃっておられます、必要な人には必要な支援というお考えと一致するものだと思います。少ない収入の中で、市がそうやって助成していただくということを通じて、本当によかったといって喜んでおられる人たちの声を聞くと、買い物になかなか行けない、介護認定も受けておるけれどもそんなに重度じゃないという状態のもとでは、本当にこの配食サービスは助かりますということで、そういう人たちの声もあります。

それからもう一つは、この配食サービスを続ける上で大きなネックになっているのは、そんなに多くない数を配食するということで、事業者がなかなかそういう時間帯の人手を確保

することが難しい問題があると思います。つくることについて言えば、そんなに事業者の方たちは問題ないと思います。したがって、シルバー人材センターなんかとも相談をして配達が無理なくできれば、これは事業者にとっても注文があればできることだと思しますので、今市長は皆さんの声もと言われるんですが、毎日お願いしたいという人たちもおりますので、よく聞いていただいて、御家庭の事情でやむを得ない人たちについては可能な限り早い時期に対応していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 先ほど答弁させていただいたことが私どもの基本という形で御理解をいただきたいわけですが、御本人の希望というものもよく周りの方が聞いていただきたいなあと思います。

しかし、議員おっしゃるように、私どもといたしましても、一度個々の状況につきましては、調査するというとちょっとおこがましいかもしれませんが、一度個々の皆さんの方の御意見等も伺いながら、今後の検討課題にさせていただきますので、よろしくお願いたします。

議長（黒宮喜四美君） 次に立松新治議員、お願いします。

8番（立松新治君） 8番 立松新治。

通告に従い、3点について質問いたします。

1点目、鍋田支所について。

心理的、環境的、その他の要因によって登校できない状態にある児童・生徒に対し、集団生活の適応能力の向上を図り、学校復帰へ向けた適応指導支援室の開設を鍋田支所2階に設置されますが、現在の進捗状況、そして運営方法を聞かせてください。

議長（黒宮喜四美君） 教育課長。

教育課長（服部忠昭君） それでは、立松議員の御質問にお答えさせていただきます。

適応指導支援室、仮称「アクティブ」でございますけど、現在改修工事を進めております。9月からの開設を予定しております。

運用につきましては、教育課の方で所管をする予定でございます。

開設時間等につきましては、月曜日から金曜日までの午前9時から午後3時まで開設し、休日は原則として学校と同じですが、適応指導支援室につきましては、夏休みも同様に開催いたします。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 立松議員。

8番（立松新治君） 今まで近隣市町村にお世話になっていた経過があると思いますが、その辺のこれからの関連、関係、考え方、そしてまた指導員の方の予定、またアクティブの利用者の予定見込み数はどれだけあるのでしょうか。

議長（黒宮喜四美君） 教育課長。

教育課長（服部忠昭君） これまで私どもにはこういった施設がございませんでしたので、周辺の自治体等にお世話になっておりましたので、市外からの入室希望者につきましては、当然関係の教育委員会との協議がございますけど、5人程度を限度と考えております。

指導員につきましては、嘱託職員1名、臨時職員1名の2人体制でスタートを考えております。

利用希望者の把握につきましては、6月以降、体験入室等を実施し、数の把握に努めたいと考えております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 立松議員。

8番（立松新治君） 今まで他町村に世話になっていたという中で、緊密に連携をとりながら、よりよい成果が出ることを願って、次の質問に移ります。

鍋田支所の隣地の招魂社、今後の取り扱いは、十四山地区の忠魂社も含めどうなりますか。また、文化遺産的な意味を持つような気がいたしますが、その辺の今後の対応をお願いいたします。

議長（黒宮喜四美君） 教育部次長。

教育部次長（高橋 忠君） それでは立松議員の質問にお答えいたします。

まず、鍋田支所の隣接地の招魂社につきましては、平成21年度より歴史的な跡地として、保存を要する史跡として教育委員会が管理することになると思います。なお、十四山の忠魂社につきましても同様でございます。

今後は、その二つの招魂社等については、樹木管理等も含め、現状の保存をしていきたいと考えております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 立松議員。

8番（立松新治君） 鍋田地域の招魂社、面積はどれほどありますか。

議長（黒宮喜四美君） 教育部次長。

教育部次長（高橋 忠君） 鍋田招魂社の面積でございますが、約570平米でございます。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 立松議員。

8番（立松新治君） 結構面積があるなあと。周囲は街路樹等で囲まれているんですが、耐震性を踏まえ整備していただくことは結構なことだと思いますが、鍋田支所玄関に青少年健全育成宣言都市のモニュメントがありますが、あまりそのモニュメントが元気とは思われません。また駐輪場もそのような効果を示していないと思います。また、外にトイレもあると思いますが、鍋田地区の玄関にふさわしいと思われません。南側には環境センターがあり、総合的に鍋田支所、環境センター、招魂社、適応指導支援室アクティブと、我ら鍋田地域の中心と

考える中、送り迎えも考え、交通安全面も十分考慮して整備していただきたいと思いますが、市長にその辺の思いを答えていただきたいと思います。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 今、議員御指摘の鍋田支所の玄関東側の青少年健全育成都市宣言の塔でございますが、これが少し老朽化というか、危険ではないかというようなことも御指摘いただきました。早急に整備をしたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

また、トイレ等につきましても、利用状況等をよく把握しながら、今後改善をしてみたいというふうに思っております。

議長（黒宮喜四美君） 立松議員。

8番（立松新治君） 整備していただけるというふうに理解をしました。

もう一つ、招魂社を文化財的に保存していくという中で、この570平米は必要ないかと。その辺の、どれぐらいの面積を保存するか、余剰地はどれぐらい出てくるか、そして交通安全上、その跡がうまく使えると思われるかどうか、少しお聞かせください。

議長（黒宮喜四美君） 教育部次長。

教育部次長（高橋 忠君） 鍋田支所の面積としては1,610平米ばかりあるわけですが、そのうちの東側、要するに駐輪場、それからトイレから東側の招魂社、これが約570平米ということで、この中に一对灯籠等があるわけですが、この灯籠につきましては、21年度にこの灯籠の囲いの工事を実施していきたいと思っております。また、十四山の忠魂社の方にも灯籠があるわけですが、耐震性も考えて、子供等の安全面も含めて、21年度に灯籠の囲い工事を実施していきたいと。そして交通安全上も十分注意しながら、考慮して整備を図っていききたいと考えております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 立松議員。

8番（立松新治君） 文化財として維持管理しながら、鍋田の中心であるこの地域を改善していただけると理解しましたので、次の質問に移ります。

2点目、広域農道についてお聞きいたします。

平成10年3月に弥富市と飛島村を結ぶ政広橋が竣工して約11年余り過ぎ、着実に延びてきて、だんだん便利に利用はされていますが、ここ数年、栄南小学校周辺はトラサク等で児童の通学安全等を確保されながら、そのままに長いことトラサク等で道路安全が進められ、早くそれが開通することを栄南小学校区の多くの人が強く望んでおります。広域農道の進捗状況はどうなっていますか。

議長（黒宮喜四美君） 開発部長。

開発部長（早川 誠君） 立松議員からの御質問でございますが、栄南小学校周辺の安全対

策を含めた進捗状況はということでございますが、広域農道でございます稲元から東末広の進捗状況につきましてでございますが、全体延長は約3.5キロメートルでございます。そのうち供用済みの延長につきましては2.5キロメートルでございます。未供用延長は1キロございまして、進捗率は71%であります。

栄南小学校の周辺の供用につきましては、大変御迷惑をおかけしておるわけでございますが、今現在、西尾張中央道の東西の取り付け部分の用地買収を鋭意県と私ども農政課の職員が行っておるわけでございますが、交渉がまとまり、なおかつ県道境・政成新田蟹江線の交差点に信号機が設置されれば供用開始となりますので、市といたしましても早い時期に供用開始になるよう、あわせて県へ要望してまいりたいと思っておりますので、ひとつよろしくお願いをしたいと思います。

議長（黒宮喜四美君） 立松議員。

8番（立松新治君） 部長の方から早急に開通するよう努力すると前向きな返事をいただきましたので、安全に通学・通勤ができるのを楽しみにして、地元の人にその旨を伝えていきたいと思っております。

また、十四山旧ユーストア（ピアゴ）東側の1号線との交差点、朝夕の車の渋滞が周辺の住民とか水田作業等にも支障を来しているのが現状ですが、渋滞解消の計画はありますか。

議長（黒宮喜四美君） 開発部長。

開発部長（早川 誠君） 広域農道とあわせまして、一般の道路を併用利用するわけでございますが、今御指摘の国道1号線でございますが、この国道1号線の拡幅のときに要望させていただきたいと思っております。

また、他の路線においても、道路事業中でありまして、将来的にはいろんな道路の事業の進捗によってまた新たな交通の流れが生じ、交通の動態が大きく変わってくると考えられますので、ひとつその点を御理解していただいております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 立松議員。

8番（立松新治君） 1号線の拡幅に合わせてそういうことを考えていくと、ちょっと先の長い話ではありますが、そういう旨を持っておられるということで、次の質問に移ります。

3点目として、最後に公園管理についてお尋ねいたします。

公園については、目的が多種多様であり、市民の憩いの場所、子供の遊び場、防災用の避難所やスポーツができる多目的広場として幅広く利用されておりますが、市が管理する公園、子供の遊び場は何箇所、どれぐらいの面積があるかお聞かせください。

議長（黒宮喜四美君） 都市計画課長。

開発部次長兼都市計画課長（伊藤敏之君） 立松議員にお答え申し上げます。

他部所管もございませうが、私の方からまとめてお答えをさせていただきます。

市で管理しております主な公園につきましては、都市計画決定されました公園・緑地、事業認定などによりまして整備されました公園が27カ所ございませう。また、そのほかに民間開発による子供の遊び場や緑地、市が移管を受け管理しております箇所が30カ所ございませう。これらの小規模な公園などを含めると57カ所ございませう。

なお、学校グラウンドなどは除きまして、開発部が28カ所（5.4ヘクタール）、民生部が29カ所（4.4ヘクタール）を管理しております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 立松議員。

8番（立松新治君） 60カ所ぐらいで約10ヘクタールと、大きな面積があるわけですが、南部地域には三稲地内、稲荷崎地内に小規模な公園がありますが、その一部では、ドングリの木が植わっているわけだ。それを楽しそうに拾っている子供の姿を見るわけだ。ほかの地域にも同様の規模の公園があると思ひますが、この3月7日に、公園を出て事故死と、美和町に賠償命令、管理に落ち度かと名古屋地裁で判決が出ましたが、安心・安全な管理運営ができないか、同じような施設を統合させることができないか、お尋ねします。

議長（黒宮喜四美君） 都市計画課長。

開発部次長兼都市計画課長（伊藤敏之君） 美和町の公園の件も出ましたが、私ども記事を真摯に受けとめまして、市の公園においても管理を徹底させたいと考えております。

また、御指摘の三稲地内、稲荷崎地内の公園を統廃合して集中管理できないかという御質問でございますが、過去から、敷地が自治会などの所有であるとか、遊具だけを市が管理しているとか、また開発の条件から確保された施設を市が管理しているなど、それぞれ目的や事情が異なる施設でございます。すべて必要な施設あると認識しておりますので、現段階ではそれぞれの統廃合は考えておりませう。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 立松議員。

8番（立松新治君） 統廃合は考えていないという中で、安心・安全の管理をきちっとやっていただきたいと思ひます。

また、この4月より十四山地区で、前に高濑議員が少し話をされましたが、三ツ又池公園が県より弥富市に移管されますが、この公園は、1．豊かな心・優しい心のはぐくみ、2．水郷景観・田園風景の保持、3．地域に根ざした施設整備、4．都市と農村の交流、5．夢のあるふるさとの自然の五つの基本コンセプトを持つ約15ヘクタールの規模で、約30億円の事業費により整備された施設であり、次の三つの大きな役割があります。防災的役割、環境的役割、啓発的役割と、広大な面積に思いと役割のある施設として、水郷地帯にふさわしい弥富市のシンボリックな存在となります。隣接する施設として県営海南こどもの国があり、今後これらとの連携した施設運用の活用が重要かと思ひますが、弥富市に移管され、今後は維

持管理において費用負担が増大することが考えられますが、管理体系が異なるにしても、維持管理を公園一括で管理運営することができれば、安全管理の徹底や経費削減が図られると思いますので、御提言を申し上げて、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（黒宮喜四美君） 次に山本芳照議員、お願いします。

9番（山本芳照君） 9番 山本です。

私は、3件について、さきの議会の中で市長の施政方針の中にも掲げられています項目について質問させていただきます。

初めに、妊婦の健康診査についてお伺いをいたします。

12月の定例議会で、妊婦健診についての質問に対し、現在5回行われている診査を21年度からは2回の助成を追加しまして、7回の無料化を考えているという答弁がなされまして、「議会だより 12号」に、健康推進課長の方から、「妊婦健診は21年度から2回の助成を追加し7回の無料化を考えている」と、このように載りました。この議会だよりを読まれた方から、無料だと思って診察を受けたらお金を取られたよ、これはどういうことかという問い合わせが実は私のところにもありまして、私も申しわけなく、そんなに詳しく内容を理解していたわけでありませんでしたので、役場の方にお伺いしまして実情を聞きました。弥富市では、現在、先ほども申し上げましたように、5回の健康診査が公費負担で実施されているというふうになっているわけですね。

この検査内容でありますけど、初めて妊娠されまして、健康手帳と母子手帳をもらって1回目の健康診査を受けるわけです。内容は、一般診察、尿検査、これはたんぱくとか糖等を調べるそうです。それから血圧の測定、それから血液の色素検査、梅毒検査、HBS抗原検査が、無料というふうには書かれておりませんが、公費で負担されますと。そのほかの検査を行ったときには、費用は本人負担ですよというふうに妊婦健康診査受診票には書かれておりますけど、妊婦さんはこれを読めば多少は理解できるかと思えますけれども、旦那さんなり、おじいさん、おばあさんはこれまで見ませんから、この議会だよりを読んで、妊婦健診は無料かと、これだけで頭の中がセーブされるわけですね。実際検査を受けたらお金を取られましたよと。この妊婦健診は5回まで現在受けられるわけで、1回目はそういう内容。2回目は、先ほど申し上げた項目に、あと超音波検査。ただしこれは、出産予定日が35歳以上の方であれば、2回目のときに、俗に言うエコーの検査も受けられますよというのが入っています。あと3回目、4回目、5回目は、1回目と同じ内容というふうになっているわけですね。

ちょっと伺いますけど、この検査内容5項目、一体全体どこで、だれが、どのような状況によってこの検査項目を決めたのか、教えていただきたいと思えます。

議長（黒宮喜四美君） 健康推進課長。

健康推進課長（渡辺安彦君） 山本議員の御質問にお答えします。

だれがどこで決めるということですが、現在行っています5回の公費負担による検査項目につきましては、県と県医師会、県産婦人科医会で調整された内容であります。これで行っております。

議長（黒宮喜四美君） 山本議員。

9番（山本芳照君） どういう議論がなされてこの5項目が決まったのか、今、県等々で決まった内容でということ、これは愛知県下すべてこの検査項目は統一されているのか、これ以外の検査を受けても無料の市町村はあるのかないのか、お願いいたします。

議長（黒宮喜四美君） 健康推進課長。

健康推進課長（渡辺安彦君） 検査内容につきましては、県下ほとんど統一でやっております。

一般に「無料」というような言葉が使われますが、何もかも無料ではなく、実際は公費で負担される健診でございまして、母子手帳の交付の際には受診券の内容についてよく説明をさせていただきお渡ししておりますが、今後も今以上の注意を払うようにさせていただきたいと思っております。以上です。

議長（黒宮喜四美君） 山本議員。

9番（山本芳照君） 今、これ以上の項目が公費負担でやられているのかいないかは、市の方もあまり把握していないということでありまして、私が思うには、妊婦さんにしてみれば、初めて妊娠して不安の中で、ある意味お医者さんの言うなりになって検査を受けるわけですね。そうすると、これ以外の検査を受けた場合に、おのずとお金がかかるということになるかと思えます。

そこで、私の意見としまして、今、国の方は健診の回数を14回まで無料だと。この「無料」という言葉が新聞紙上でも書かれているわけですね。それを見た場合、すべて無料だと錯覚を起こすわけなんです。私は、今回こういうことがわかった以上、ぜひ弥富市としても独自に検査項目の内容をふやすなり、本当にこの五つだけでいいのか、お母さんたちが安心・安全で子供を産める状態を行政としてもバックアップする必要があるような気がします。妊娠しますと、大体8ヵ月ぐらいから週1回ずつ健診に行くというふうに聞いておりますけど、そのときに当然自分の子供が逆子じゃないかといってエコーやなんかの検査を受けると思えます。そのときには完全に有料になっちゃうんですね。そういうことも含めて、やはりエコー検査も、毎回とは言いませんけど、数回は無料で健診の中で受ける制度をつくるべきじゃないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 山本議員にお答え申し上げます。

確かに妊婦の健康診査についての無料という形の中で、そういった言葉がひとり歩きをしているという状況のものは、例えば私どもが母子手帳をお渡しするときにおいて説明不足というようなこともあろうかと思えます。また、お医者さんの窓口で、妊婦さんに対してしっかりとした時間を持って説明がされていないというような状況もあろうかと思えます。

この検査項目につきましては、先ほど課長が答弁したように、県と県医師会、あるいは県産婦人科の医師会の方で決定されていることをごさいます、私ども行政が単独にそういった項目をふやしていくというようなことにつきましては、相当精査をしていかないと誤解を招くということもごさいますので、今後の私どもとしても、意見として、要望として県の方や医師会の方にはお話をさせていただきたいということは思っておりますので、御理解賜りたいと思えます。

議長（黒宮喜四美君） 山本議員。

9番（山本芳照君） 今、市長の方から前向きな御回答をいただきました。国の方も、「14回まで無料」という言葉が新聞に載っている以上、僕は内容の見直しは必要ではないかというふうに思っていますので、ぜひまた努力をしていただきたいと思えます。

次に、地域の活性化、市民と市の協働によるまちづくりの促進の、弥富市の地域づくり補助金についてお伺いをいたします。

昨年より始まりました地域づくりの担い手であり、地域の行うコミュニティ活動事業を支援し、地域の活性化に向けて、皆さんの力によって地域でいろいろな活動が行われているこの内容について補助しようということで、それぞれ市も努力をなされてきました。私どもの地域でも、コミュニティ活動に参加しようということでボランティア組織をつくっていただきまして、佐古木駅の周辺とか用水路の周辺、それから木曾川で行われました河川敷の環境美化等々にも参加させていただき、12月にはスポ少の子供たちと一緒に通学路周辺の環境美化等々活動を行ってきたところであります。

この活動には5万円が市の方から補助されるわけでありましたが、実はこの5万円の補助金でありますけど、活動が終わってから後でいただくということで、すべて役員さん等々が立てかえ払いをしてこの活動を行っているというのが、できて1年たった状況の中での実態でありました。今年度の事業計画の予算の中にもこの補助金が組まれているわけでありまして、ぜひ今年度から、一定程度実績があったところ、また事業計画、予算書等々を見て、市の方で審査をしていただいて、これだったら間違いのないよというクラブに対してぜひ事前に5万円を支給していただきますと、地域のこういったボランティア活動をやっている皆さんが立てかえ払いをしなくても十分有効に活用できるんじゃないかなというふうに思っております。

聞くところによりますと、去年の実績は、コミュニティ関係で2件、地域の団体で51件等、

合計53件のボランティアグループができて活動を行ったというふうに聞いておりますので、少しでもボランティア活動の皆さんが活性化するためにも、前金で予算をもらえれば結構ではないかなあというふうに思っていますので、市の考え方をお伺いさせていただきます。

議長（黒宮喜四美君） 総務部長。

総務部長（下里博昭君） 地域づくりの補助金についてお答えをいたします。

地域の活性化と市民との協働を推進するため、平成20年度に創設いたしました地域づくり補助金につきましては、市民の皆様にご関心を持っていただきまして、地域の環境美化活動や防犯・防災活動を初め、さまざまな分野から申請をいただきました。御承知のように、この平成20年度の補助金につきましては、初年度でございます、すべて団体ともに実績報告書に基づいて事業完了後に補助金の交付をしてきたところでございます。

この補助金の前払いを検討できないかというお尋ねでございますが、交付の特例といたしまして、交付要綱の第9条に、特に必要があると認めるときは、補助金の全部または一部を概算払いまたは前金払いによって交付することができるとなっておりますので、団体の活動内容や実績を十分に精査いたしまして、必要性が認められる場合には前払いは可能でございますので、新年度の申請時にその旨を担当課である企画政策課の方へ申し出てください。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 山本議員。

9番（山本芳照君） ありがとうございます。

私も地域の皆さんに、こういったお話があったよということだけはきちっと報告をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

最後に、防災広場の整備着工についてお伺いをいたします。

市長の施政方針の中で述べられております安全・安心なまちづくり、災害に強いまちづくりの一環として、大規模な地震など、災害発生の際に防災活動の拠点となる広場の計画を進めております。既に大藤小学校の前の児童館のところには防災広場が設置されております。本年度は白鳥地区内で用地買収を進めてまいりたいというふうに述べられております。白鳥地区の人口は、現在5,788人であります。そのうち関西線の南側、市江川より東側の地域、俗に言う楽平、又八、佐古木、白鳥台で3,486人の方が住んでおられます。この地区には保育所、小学校、中学校、コミュニティーの拠点の場所等、公共施設は一カ所もありません。あるのは国道1号線の南側に竜頭公園とヨシツヤさんがあるという、こんな状況であります。市は具体的にどの地区にこの防災広場を計画しているのか、明らかにしていただきたいと思っております。

議長（黒宮喜四美君） 総務部長。

総務部長（下里博昭君） 防災広場についてお答えをいたします。

白鳥学区のどんな地区に計画しているのかというお尋ねでございますが、現段階ではまだ決定はしておりませんが、御指摘のように当学区の人口の重心地区でありますJR関西本線と近鉄線、なおかつこの間には防災拠点となる公共施設もないということですので、この地区で選定をしていきたいと考えているところでございます。以上です。

議長（黒宮喜四美君） 山本議員。

9番（山本芳照君） 学区の中ではいろいろ意見があろうかと思えますけれども、またどこかで市の方もそういった防災広場の建設に向けてのお話が地区であろうかとは思いますが、私が申し上げた人口密度の関係がこんなような状況になっているということも十分配慮していただき、一日も早い広場の着工に向けて努力がされるようお願いしておきまして、私の発言を終わります。ありがとうございました。

議長（黒宮喜四美君） 本日はこの程度にとどめ、明日、継続議会を開き、本日に引き続き一般質問を行いたいと思えますので、本日の会議はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

~~~~~

午後4時34分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 黒宮喜四美

同 議員 三浦義美

同 議員 中山金一



平成21年 3月10日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（18名）

1番	堀岡敏喜	2番	炭竈ふく代
3番	山口敏子	4番	小坂井実
5番	佐藤高 清	6番	佐藤博
7番	武田正樹	8番	立松新治
9番	山本芳照	10番	杉浦敏
11番	安井光子	12番	三宮十五郎
13番	渡邊昶	14番	伊藤正信
15番	三浦義美	16番	中山金一
17番	黒宮喜四美	18番	大原功

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

18番	大原功	1番	堀岡敏喜
-----	-----	----	------

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（32名）

市 長	服部彰文	副 市 長	加藤恒夫
教 育 長	大木博雄	総 務 部 長	下里博昭
民生部長兼 福祉事務所長	平野雄二	開 発 部 長	早川誠
十四山支所長	横井昌明	会 計 管 理 者 長 兼 会 計 課 長	村上勝美
総 務 部 次 長 兼 税 務 課 長	若山孝司	民 生 部 次 長 兼 環 境 課 長	久野一美
開 発 部 次 長 兼 都 市 計 画 課 長	伊藤敏之	教 育 部 次 長	高橋忠
監 査 委 員 局 長	加藤重幸	総 務 課 長	佐藤勝義
人事秘書課長	村瀬美樹	企 画 政 策 課 長	伊藤邦夫
防災安全課長	服部正治	市 民 課 長	山田進
保険年金課長	佐野隆	健 康 推 進 課 長	渡辺安彦
福 祉 課 長	前野幸代	介 護 高 齡 課 長	佐野隆
児 童 課 長	山田英夫	総 合 福 祉 セ ン タ ー 所 長	伊藤薫
十四山総合福祉 センター所長	鯖戸善弘	農 政 課 長	石川敏彦

商工労政課長 服部保巳

下水道課長 橋村正則

社会教育課長 水野進

土木課長 三輪眞士

教育課長 服部忠昭

図書館長 伊藤秀泰

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 佐藤忠

書記 岩田繁樹

書記 柴田寿文

6. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

~~~~~  
午前10時00分 開議

議長（黒宮喜四美君） おはようございます。大変早朝から御苦労さまでございます  
ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~  
日程第1 会議録署名議員の指名

議長（黒宮喜四美君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。  
会議規則第81条の規定により、大原功議員と堀岡敏喜議員を指名します。

~~~~~  
日程第2 一般質問

議長（黒宮喜四美君） 日程第2、一般質問を行います。

順次、発言を許します。

まず伊藤正信議員、お願いします。

14番（伊藤正信君） おはようございます。14番 伊藤でございます。

私は、あらかじめ3点ほど大きく質問をしたいと思います。

通告によりまして、まずは第1点目に地場産業の振興と雇用、さらには農業法人の活用・  
設立・育成によつての農業施策についてお伺いをしたいと思っておりますので、市長、ちよつ  
と簡単に御説明願えましたらありがたいんですが。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 皆さん、おはようございます。

伊藤議員から農業施策の質問でございます。

農業行政を取り巻く環境というのは、皆様御承知のとおり、大変厳しいものがあるわけで  
ございます。私どもといたしましても、農業振興地域というのがたくさんあるわけでござい  
ます。今、約2,000ヘクタール近くの農地があるわけでございますが、そうした中でいかに  
その保全をしていくか、あるいは活用していくかということが、私ども行政にとっても大変  
重要な問題と位置づけをさせていただいております。

しかしながら、一方では農地面積の減少というのは毎年毎年繰り返されてくるわけでござ  
います。昨年も、約15ヘクタールの農地面積の減少ということでございます。そういった中  
で農産物の供給力が非常に弱体化しているということは、私たちの地域のみならず、今の日  
本の現状ではなかるうかなあというふうに思っておるわけでございます。

そうした中において、政府もさまざまな自給率のアップという形で施策をつなげておるわ  
けでございますけれども、いわゆる農地の転用の減少をいかに減らしていくか、あるいは担  
い手農家の人たちの優良農地をいかに保全していくかということが大きな課題として進めら

れておるわけでございますけれども、農業施策という問題は、このようにして私ども地方の  
一自治体だけではなかなか問題解決できない問題でございます、大変国家的な問題である  
と私は理解をしておるつもりでございます。

平成17年に農業政策に対する基本的な三つの柱ができました。農家に対する所得保障をど  
うしていくんだ、あるいはその農産物に対する品目横断的な経営という形での農産物の価  
格をいかに安定していくんだ、あるいは農地・水・環境保全という形の中で、農業に従事し  
ている人のみならず、さまざまな形で農地を保全していこうという計画がございました。最  
初の二つは平成17年にスタートしているわけでございますけれども、私は、まだまだこの辺  
の問題について農業従事者の理解が求められていないというような現状ではなからうかと思  
います。唯一ヒットは農地・水・環境保全、この環境保全対策というものに対して非常に大  
きな力として今浸透しつつある。これは5年計画で進められている事業でございますけれ  
ども、私は、きっとこの5年ということじゃなくて、将来的にも延長されるだろうというふう  
にも思っております。そういった形の国の施策に対していろんな問題はありますけれども、  
我々としては農業振興地域として弥富市の農地を守っていくという観点が一方では必要だろ  
うということで、さまざまな減反に対する奨励金、そして転作に対する奨励金を拠出させて  
いただいております。しかし一方では、先ほども最初のところで話をしました  
ように、大変たくさんの農地が減少している。いわゆる農地の見直しをしていかなきゃいか  
ん、あるいは農地の見直しがされているという現実も、私は一方では理解をしていかなきゃ  
いかんのではないかなあというふうに思っております。

私どもが本年度から都市計画マスタープランという形で位置づけしている、また皆さんの  
方にも一読いただけるように、4月になりましたら配付する予定でございますけれども、都  
市計画の観点からすると農地の見直しをしていかなきゃいかん、農政の方から考えていくと  
保全をしていかなきゃいかんという、非常に言葉は悪いかもしれませんがガチンコ勝  
負でございます。そういう状況の中で一つ一つの基本的な弥富市の農政に対する考え方を明  
確にしながら、皆さんに御理解をいただこうというふうに思っておりますので、よろしくお  
願い申し上げます。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 伊藤議員。

14番（伊藤正信君） 市の行政の考え方につきましては、市長が今おっしゃいましたよう  
に、都市計画マスタープランの中でその方向性が示されています。しかし私は、今弥富市が  
なぜ保全問題についてお互いに意識をしておかなければならないかということ、一つは現  
状についてお話をさせていただきたいと思っております。

今、この日本は100年に一度の景気が悪くなったという状況の中で、農地転用は少なくと  
も農業委員会だとか都市計画審議会などを含んで慎重審議されて、申し出られた地主の希望

なり、それぞれの状況の中で市行政は取り組まれてきたと思っています。しかし、現状を眺めたときに、弥富市の中の農地の点在するところには、今、残念ですけれども、当初の目的から違った次の目的で例えば産業廃棄物が置かれたり、そしてまたあるところは、私の知っている人ですけれども、当初材料置き場で農地転用しました。そうしたら、その次の人がまたその家へ来て、残土を置かしてくれと言ってみえた。その残土が、今や残土を取り除くだけで1,000万かかるんですよ、実際に。このことは一、二の例でありますけれども、農家が今本当に、地主、地権者、資産を持っているけれども税金に苦しんでいるわけですね。それで、ある日突然、企業倒産でその場を離れると。農家は宅地並み課税。ひどいのでありますと、残土の話なんかは、その月に契約したらそのまま逃げていっちゃったと。倒産しちゃったと、こういうことがあるんですよ。

保全という立場は、安心・安全問題に、食の問題の一つはなるでしょうし、都市計画マスタープランもそれぞれの計画の中で大切なことだということで、現状ある一、二の点について質問するわけなんですけど、そういうときの例えば税の対策、そしてさらにはそういう現象が、今愛知県の中でも豊田だとか安城、刈谷でも、それぞれ農振、27号計画の転用の手続の中でもいろんな議論がされています。先ほど私も申し上げましたが、弥富市としての取り組み方は取り組み方として、それぞれお互いに慎重審議されてきた。その経過を尊重しながらも、では実態の把握は一体どうなっているのかということでもありますね、転用以降。

とりわけ農地を離れて産業環境問題になると、県の産業課の監視事項になっているんですよ。市の方へ幾らそれぞれの撤去のお願いだとか指導のお願いをしても、しない。これはもう地目が変わったからかもしれません。そのことなどを考えたときに、日ごろいかにその転用をされたことに対して検証をしていくか。また、目的をしっかりと定めていく。前にも一度私は質問で申し上げましたけれども、そういうようなことを市の取り組み方としてしっかりしていただきたい。このことが農地の保全につながるのではないかとということを申し上げて、まずこの不況の時期にそういう状況下に置かれたときに、例えば減免的な扱い方、市長権限の事項として取り組んでいただけることがあるのかどうか、一つはお伺いしたいと思います。

議長（黒宮喜四美君） 市長。

市長（服部彰文君） 伊藤議員にお答え申し上げます。

いわゆる農地の転用という中で許可が出た場合のその後の監視事項というようなことだと思いますけれども、私どもは、それぞれの案件につきましてはすべて農業委員会の方で御審議をいただくということになっております。そして、不適切なものについては認めていかないというのを原則にしながら農地の保全を図っていくということは、各委員共通の課題としてお持ちだと思っています。そうした中で農業委員会の方で転用が承認された後において

も、だれがどういう形でどういうものをという追跡は継続してやっていかなきゃいかんというふうに思っておりますので、今後もこういったことを課題として持ちながら、しっかりと農地転用に対する有効利用をお願いしていきたいと、監視していくということでございます。

議長（黒宮喜四美君） 伊藤議員。

14番（伊藤正信君） 市長お答えいただいた、前に私も少しそういう質問をしたことがありますが、検証という形を御答弁していただいておりますが、実際に計画的にその目的と内容についてきちっとしていくことが一番大切だと思います。転用は農業委員会に任ず、都市計画審議会に任ず。議論は議論、結果は結果、しかしそれ以降の取り扱い方について、今この状況の中で大きな課題があるんじゃないかと、弥富市として。だから、今回のマスタープランの中にも、ある一定の工業地域の指定だとか住宅地域だとか開発地区を、それぞれ地区の要望に応じて、今まで転用については地区の意見を聞きながら進める。これが、いわゆる農振に係る27号計画の転用の手続だったと思います。しかしながら、平成7年11月に神田知事が、工業地が足らんから閲覧するまで地域の話を書く必要がないという状況の指示が出ていることも私は承知していますが、しかし大切なことは、前の議論と後の議論、そして市の方としてもそういう確認をきちっとしていただきたいと思っています。ここは、この問題についてそのような御回答をいただきましたので、今後は具体的にそれぞれ計画を立てて、それらの監視を強くしていただくことをお願い申し上げていきたいと思っています。

2点目には就農環境の向上ですね。若者就農の支援の関係であります。

先ほど市長から、基本的には高齢化の農家、さらには担い手の支援をしていきたい。国から、さらには地方と連帯を持った農業施策でないことには農業施策の充実はないとおっしゃいました。それで、けさもテレビが言っていました。失業者100万、派遣労働者が3月31日をもって100万生まれる。失業者が15万、派遣労働者が切られている。さらには、団塊の世代の退職者が平成7年から670万人と言われておりますよね。労働市場はあるが景気が悪い中で、農業の今日の経済状況はまさに悪い。その状況の中で、国の今回の予算は5,700億ほどの農業者に対する技術指導と育成、法人化についての内容が国会を通りました。それで、私は通ったから国の施策と弥富市の施策とのかかわりを申し上げるわけじゃないんですが、実際に農業を取り巻く環境は、安心・安全で、米から野菜それぞれの生産から加工、流通が全体的な市場の中で、日本の農業が今再生化といいますか、雇用の第1次産業としての役割を果たしていく失業対策ではないのか、国策じゃないのかということが言われています。

今、弥富市を見てもみますと、道の駅はここはないと思います。農協主体のいわゆる販売所、生産者が一定だけではないかと思っています。ですが、今この中で育成・支援・設立の部分を本当に真剣に考えていただくことが大切ではないかと。兼業農家の方だとかサラリーマン

に出ている人が派遣労働者であったのか、請負労働者であったのか、正規社員であったのか、正規社員も2万人、首を切ると言われていますから、その人たちが新たな農家として生計を立てていくためには、1ヵ月9万7,000円、12ヵ月間を保障して農業後継者を育てる。全国で約1,000名の人たちを第1産業の中で育てていくという方針になっています。私は、このことを市当局も知ってみるとは思っていました、そういうものの活用と、さらには農業生産法人。実は、今まで農業生産法人を立てても1企業から出資金の1割だけしかいただくことができないんですね。しかしながら、農業法人を設立すると50%の枠以内で1企業から出資を受けることができる法人の設立準備が法案として通りました。ですから、こういう二つの大きな課題の中に農業法人の指導のできる、今の市の職員の方々も本当はできと思っています。しかしながら、これから大きな弥富市の農業政策の転換をしていくとするなら、このピンチをチャンスに切りかえながら、失業対策と農家の育成と弥富市における安心・安全な食の安全化のために、この法案にどのように取り組んでいただけるのか。私は先ほどの市長の揚げ足を取るわけじゃないんですが、国との連帯感の中でこの種の問題があることについて、ひとつお伺いをしたいと思います。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 伊藤議員にお答えいたしますけれども、最初に私が農業を取り巻く厳しい環境という話をさせていただきました。そして、我々地方の段階では米を中心とする価格政策、価格保証、あるいはさまざまな農業者に対する所得保障がない限りはなかなか厳しい環境は脱し得ないというふうに思っておるわけでございます。

そして、それぞれの施策の中で、例えば昨年あたりは農産物の安心・安全という形で、今出てきておるのが自給率を高めていかなきゃいかんという運動があるわけでございます。そうした中で、例えば耕作放棄地に対してもいわゆる奨励金、田畑に5万5,000円の奨励金を出すからその保全をしてほしい、あるいは圃場整備をして農産物をつくっていただくというようなこともあるわけでございます。しかし、米粉等をつくっていただいて、それで所得保障がなるか。1反5万円強の奨励金をいただいて合うかという問題が常につきまとうわけでございます。今言われていることが、例えばそういう耕作地に対して米粉をつくるというような形でお米をつくっても、キロ20円とか30円でしか買っていただけないという現実がある以上は、なかなか価格保証、あるいは所得保障にはなり得ないという形でございます。そういった中で、大変厳しい状況というのはしっかりとした国の農業再生プランがない限りは難しいということを私は何回も繰り返しさせていただいておるわけでございます。

あるいは農業法人につきましては、弥富市では五つの法人があり、頑張らせていただいておりますが、その方たちと私は先月、滋賀県の甲賀市水口町へ行きまして、農業法人 共同ファームというところへお邪魔いたしました。大変厳しい環境、新しい農業に参

入してみえる人もたくさん見えるわけですが、農業の厳しい現実を見ながら離職をされてしまうというのが現実でございます。農業に対し就労するということは大変聞こえはいいわけですが、現実的な農業の厳しさということに対しては最初からなかなか体が受け付けないというような問題もあります。そうした中で法人等も大変厳しい状況にあるわけですが、その共同ファームさんなんか非常に頑張ってみえる。いいものをつくっていきこう、必ず先には明かりが見えるということで、しっかりした日本のメード・イン・ジャパンというものをつくっていきこうということで繰り返しおっしゃってありました。そういうようなことが私はこの法人をさらに強化していくことではないかなあというふうに思っております。そのためには、行政と、そしてJAさん等も含めてそういう人たちを守っていく、あるいは一緒になってやっていくということを今後の一つの考え方の中にしっかりと持っていききたいというふうに思っております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 伊藤議員。

14番（伊藤正信君） 市長の、農業法人の中で企業経営・運営は大変厳しいものがあるという話の中で、私が今申し上げたことは、その取り組み方を行政の指導の中にどういうふうにプロセスをあらわしていくかということが一番大切じゃないかと、そういうことを含んで少し期待をしたところです。

現状この愛知県の中で、実はAという企業が、農家、ある市に対して、その企業の中で使用する米、野菜をあなたの市でやっていただけませんかといって、これは新聞にも出ましたが、あるんですね。それは、農業法人、生産法人をその企業と提携しながらどうつくり上げていくかというところにあるわけです。そのために100億だとか50億の売り上げが生まれてくる。小さな点から大きな点へ発展をしていく、そのノウハウを今国は施策としてあらわしてきているし、農業法人、農業生産法人はそこへ求められておると思うんです、実際に。私はもう一つ、この問題2点について質問させていただきたい。

弥富市がここ2年間、市の職員の採用の中にそれぞれどんな人材が採用されたのかなあと。これは市長の権限事項です。聞きましたところ、農業関係の専門的な職種などを学んだ方はゼロだとは聞きました。まことに私自身は残念だと思っています。弥富町・十四山村が合併をし、市になった。この市になったことにおいては、横型の行政から縦型行政の方向性が施策の中にどう生かされるかは、市長も施策の中で職員の奮起とやる気、そしてそれぞれの市の行政改革の意識をどう持たせるかというところにあるわけです。ですから、少なくとも今日的に私どもの施策、農家を取り巻く施策が、5,000億とも8,000億とも言われる金が国から出されてきています。ですから、そういう状況下においての農家への配置といいますが失業者、そしてさらにはそこで小さな点から大きく発展してくる生産法人化への努力をまずはお願いし、さらには先ほど申し上げました減免措置の問題についても、少しそういう農家が苦

しんでいるという認識もしていただいて、さらに検討を深めていただくことをお願いして次の点に入ります。

私は、そのような農家の現状と同時に、弥富市には農業施策、内水面の利用として文鳥、金魚があると思います。これもマスタープランでも読ませていただいておりますと、文鳥があるというところはあっても、どういうそれぞれの枠組みの中で地場産業を発展させていこうかというところが見当たらないような気がします。私は、そういう意味合いからして、文鳥、金魚と、さらには文化を、弥富市には多くの先輩が残されたそれぞれの文学、文化がある。さらには服部邸という国有財産がありますね。ですから、それぞれの問題について結合した中でさらに発展をしていただきたいなあと思いますが、一つだけ気になることがあります。

資料館、今回450万で本予算が上がっていますね。私が昨年質問したときには、一千数百万かかるから、財政的措置があるから、次年度においてそれぞれの要望にこたえたいというお話でした。その当時、私が質問したことの中で、これは補正ではちょっとえらいんじゃないかと。款の流用はえらいんじゃないか、来年度予算ならありがたいなあと思っていました。しかし、450万ということで計上されていますが、その内容についてちょっとお伺いしたいと思います。

議長（黒宮喜四美君） 教育長。

教育長（大木博雄君） 今回の四百何万は、今までモニターが三つありましたが、その画像の委託制作でありますので、実際に見積もりをとって出た金額でありますので、よろしくをお願いします。

議長（黒宮喜四美君） 伊藤議員。

14番（伊藤正信君） 今、画像だということですが、十四山と弥富が合併をして、まだ「町」という名前が残ったものが資料館の中でこれからも継続するということなんだと、私はこの450万のあり方について少し調べさせてもらいました、悪いですけど。一番問題なのはそこだと思うんですね、文化でも。例えば弥富市の資料館の資料の中で映像は直すが、「弥富町」という中で皆さんがお見えになったときに「町」でいいのかどうか。それは、まだ道路とかいろんな中でも、私どもの責任もありますけれども、「町」という看板も見受けられます。しかし、あくまで資料館ですから、これは少なくとも全部やっていただきたかった。ここに私たちが議会で質問するところの大きな課題があるわけですが、それはそれとしてお答えいただいた。

ですから、特に昨年から今年にかけて金魚も、それから文鳥も文化財も、私たちが住むまちとしてさらに誇れる観光の総合的な中に、農業施策の安心・安全な、生産法人からあわせて農家と市民が一体となったまちづくりを強くお願い申し上げますので、市長、そのこ

とについてひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（黒宮喜四美君） 市長。

市長（服部彰文君） 先ほど教育長が答弁いたしました弥富のPRの件でございますけれども、私が担当の方から、昨年は伊藤議員の御質問に対して1,000万以上の金がかかるだろうということを御答弁させていただいたことはわかっておりますけれども、私としても経費に対してはシビアにやっていかなきゃいかんということで、この映像をCATV事業と一緒にやってやろうということで、CATV事業とかかわってその映像をお借りするといった中で、の連携で弥富市の新しいビデオテープをつくっていきたいというふうに思っておりますので、こういうような予算になるということでございます。

また、金魚あるいは文鳥等の地場産業でございますが、御承知のように、この地場産業に対する関係も大変厳しいものがございます。私も十分承知しております。しかし、それぞれの組合の中において大変な御努力もいただいておりますので、私どもとしては補助金等で少なからず応援をさせていただきながら、金魚においては高品質化、あるいはブランド化というものを一層推進していただきたいというふうに思っております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 伊藤議員。

14番（伊藤正信君） ありがとうございます。

答弁いただく中で、私どもも経過とそれぞれの施策の実行について議員としても認識を深めたい、深めていかなければならない。市民への説明責任もありますので、今後はそういう状況の中でお願いをしていきたいと思ひます。

続きまして私が質問をしていますことは、弥富市の集中改革プランの内容であります。

今66項目でしたか、弥富市は平成17年から4年間でもって総務省から求められ、さらにはその指導のもとにも弥富市として集中改革プランをつくられております。とりわけ総合財政指標といいますが、それぞれ個々の指標も、いわゆる民間企業ではありませんから非常に難しい財政の改革なり行政改革というのがあることは私も承知をしていますし、そのような状況だと思ひています。

特に行政改革について、小泉内閣の当時のある審議官が、今の日本の経済は個人利益追求型になったと。今や日本の歴史的な横のつながりのある公共性、お互いが助け合うという、尊重し合うという行政改革についても、やはり見直さなければ日本経済の再生はないのではないかというみずからの反省を出してみえます。そんなことを通して、私は行政改革のプランそのものについて、こうあるべきだからこうだという私自身の考え方は私自身は発言しないつもりですが、しかしながら総務省へ出している私どもの集中改革プランというものは、市民に対する説明責任があるわけです。それで、ここ数年間特によく言われてきた、弥富市の遊休地は一体どんな活用をしておるんのかなと、公有地の、こんな話がありますね。ですか

ら、今、公有地としてどのくらいあるのかお聞かせを願いたいと思いますが、これは担当課長でも結構です。

議長（黒宮喜四美君） 総務課長。

総務課長（佐藤勝義君） 集中改革プランの中で公有財産の有効活用という点についてお答えします。

まず、公有財産の有効活用につきましては、平成16年度から平成19年度までに4件の未利用土地の売却を行いました。金額につきましては、合計1億8,263万1,000円の収入を確保した次第でございます。今後は、さらに市所有の土地の実態調査を行いまして、未利用土地の売却を行っていききたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 伊藤議員。

14番（伊藤正信君） 売却に対する金額はお伺いしました。今後も有効活用していきたいと。

私はちょっとここで、私の地元の関係ですけれども、荷之上に公園用地を買われました。これは公有地だと思うんですね。あの農業集落排水のところ、市長も御存じですが、あそこの公園が一つは全く整備されていないんですよ、買ったまま。

もう一つは北部保育所の跡地、実際私たち北部保育所についての今日的な保育のあり方、少子・高齢化対策などを含んで、実は北部保育所は廃止してもら方がいいんじゃないかなあという運動もしましたし、その結果もありました。しかし、そのために1億円の必要経費がなくなったという状況の中で、今度は弥生保育所を新しく建てて、それぞれいろんな総合的な保育所を建てていただく。これは感謝申し上げたいと思っています。しかしながら、実際に廃止をした以降、何年たったのか。4年たち、5年たっています。公有地の有効活用からすれば、さらに総合財政計画から立てる考え方からすれば、個々に点検をして売だけの問題じゃないと思うんですよ。議会で少なくとも公有財産をこのような形で生かしていきたいという施策を発表されているわけですね。ですから私は、一つは約束したことをきちっと守ることが有効活用じゃないのか、公的用地の。もう一つは、公的用地をいかに、どのような形で生かしていくのかというプロセスの中身の検討がどうあったのかということをお伺いしたかったわけですが、さらにその点についてお答えいただけるのであればお答えしてください。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 伊藤議員にお答え申し上げます。

荷之上の「北西公園」、正式な名称はそうだと思います。私も何回もお邪魔しているわけですが、少しあその場所ではどうかなあということをお伺いして疑問に思っていました。というのは、余りにも人里から離れ過ぎているというような状況で、非常に活用が

しづらいというふうに思っております。しかし、隣のところがまだ未整備でございますので、そういったことも含めて駐車場等も考えながら、皆さんに御利用いただける方法を考えていかなきゃいかんというふうにも思っております。

それから北部保育所の問題でございますが、議員御承知のように、保育所の統廃合の中で北部保育所の跡地が現状あるわけでございますが、面積にいたしますと建築可能な面積が931平米ございます。そして、あの中でも建築許可ができないという状況のものが543平米ございまして、合わせて1,474平米が北部保育所の跡地でございます。今、私どもといたしましては弥生保育所の新築の問題もございまして、この北部保育所の跡地につきましては、売買するという考え方のもとに整備を進めているところでございます。御理解いただきたいと思えます。

議長（黒宮喜四美君） 伊藤議員。

14番（伊藤正信君） 私は公有地の例として2点を申し上げたんですけれども、基本的なことは市の財産なんですよ。ですから、市民と約束したことを、それぞれ変更なら変更のように御議論なさって明らかにしていただく。これが中・長期に係る改革プランの中身じゃないかと、効果ではないかと私は思っていますので、この公有地の問題については私自身はそういうふうで、総務省から求められておるのも行政改革だということを市長は十分配慮していただいて、さらに効果ある用地の取り組み方をお願いしたいと思えます。

続きまして、集中改革プランの中の使用料と手数料の見直しをしていくと。

ここ数年、それぞれ私ども合併をして、行政の中で手数料だとか歳費だとか職員給料だとか、いろんな議論をしてきました。とりわけ手数料と使用料について、今いろんな形でその評価があると思えます。そして、その方向性がどうあるのかということが第1点。これが答え願いたいこと。

時間の都合がありますので、もう一つは改革プランの中の33番、通学区域の見直しなんですよね。通学区域の見直しをするということの中には、行政改革プランの中で特に学校の経費、それぞれの状況をあわせて教育環境の見直しをしなければならぬということがうたわれています。今弥富市の置かれている現状は、桜小学校のマンモス化の解消というのは当然私どもの大きな課題だと私も思っています。しかしながら、集中改革プランの中にこのようにあらわれながら、実は私は6月と12月に質問いたしました。このときにお答えいただいております内容は、この改革プランの中の話があるのかどうかと思うんですが、教育長は6月のときに、文部科学省の方でも今のうちに何とかしないとという話がありましたと。通学区域を含めて検討していかなければならないという回答をされています。12月の議会になりましたら、通学区域は見直さないという話でした。それで市長は、通学区域については近いうちに検討しなきゃならないというお話をいただいておりますわ。

私は、この33番の通学区域の見直しの課題というのは大変大きな課題ではないのかなあと  
思うわけです。それは、私どもの平成19年度予算の中にもありますが、32億というお金が  
出ていきますね。それで、私はここで通学区域の見直しについて、この33項目の中  
にうたわれているような内容の件等を何度か質問いたしました。市町村合併の  
確認事項も。しかしながら、そのときにこういう御回答をいただいております  
ということなんですよ、実際に。だとするならば、この改革プランというのは、  
例えば今の桜小学校の跡地も、1,000名から400になったと。跡地利用を  
どうしていくんだと。600の学校でどうしていくんだと。

さらには、ここでもう一つ総合的に伺っていきたいんですが、32億のお金  
が、例えば文科省の補助金は3分の1、弥富中学校のときはたしか地震対策  
を含んで2分の1の補助金が出たんですよ、弥富中学校を建てかえたとき。  
ですから、非常に安くそれぞれ中学校は建っているわけですね。建てかえ、  
安心・安全対策。今やれば、耐震も含んで補助金が3分の1ももらえる。  
だったら、32億のお金の財源とこれからの投資計画がどのようになるのか。  
これが33項目の中の課題だと私は思っていますので、この2点伺います。

議長（黒宮喜四美君） 総務課長。

総務課長（佐藤勝義君） まず、私の方から使用料、手数料の見直しについて  
お答えさせていただきます。

使用料、手数料の見直しのうち使用料につきましては、特定の利用者に限って  
サービスを提供するような場合は、利用する者と利用しない者との負担の公平  
の観点から、利用者に適正な受益者負担を求めることを原則といたしまして、  
他市の水準との比較検討を行い、見直しを図っていきたいと考えております。

次に手数料につきましては、国や県の基準、法律等に基づいて徴収している  
ものが多くございますので簡単には見直すことはできませんが、市単  
独で設定されている手数料につきましては、これも他市の水準との比較  
検討を行い、見直しを図っていきたいと考えております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 教育長。

教育長（大木博雄君） まず、集中改革プランの中での学区の見直し  
でございますが、まず19年度におきまして検討協議会が5回行われ  
ました。その中で最初に通学区域の見直しと校舎の新築を含めた  
検討がまず行われまして、そのときは東平島地区を西部小学校に  
持っていく、あるいは新たな分離校を建てるという案で検討協  
議会が行われました。

第2回目のときには、西部小学校の方へ東平島を持っていくんですが、  
それからさらに西部小学校の方から三百島を白鳥小学校へ持  
っていく案等、いろいろ話をさせていただいた中で、地元で  
説明会を行って欲しいという話がございまして、地元で説明  
会が2回行われました。そうした中で、地元では住民の方に  
それぞれアンケートをとってほしいという話がございま

して、それぞれアンケートをとった結果が、校舎を分離校という結果になったわけでございます。

そうした中で最後の段階で校舎建設までは時間がかかりかかりますから、仮設校舎で当座をしのいで建設までに間に合わせようという話で進んできたわけでありまして、それが現在の状況でありまして、あと先ほど議員が言われました校区は見直さないという言い方ではございませんで、校区につきましては、小学校の分離校の校舎の新築にあわせて、その時期に見直しを行っていくということで、これから検討に入っていく段階になるかと思いますが、今すぐ見直しというわけにはいかないと思いますので、いろんな状況を考えて教育委員会なんかにも相談し、あるいは議会の皆さんと相談しながら校区の決定はしていきたいと思っております。

議長（黒宮喜四美君） 教育課長。

教育課長（服部忠昭君） 建設費につきましては、弥富中学校の場合は校舎、体育館等を含めまして32億余りと記憶しております。先ほど議員が言われました補助率2分の1というのは、弥富中学校の場合は全部2分の1ではなくて、体育館につきましては3分の1でございます。それと、本来ですと移転改築でございますので3分の1でございますけれども、先ほど議員が言われましたように、2分の1のかさ上げ補助を行っております。しかしながら、基準単価というものがございまして、総建設費の2分の1とか3分の1という金額にはなりません。

それと新設の場合でございますけど、基本的には基準単価掛ける必要面積掛ける2分の1ということになります。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 伊藤議員。

14番（伊藤正信君） 32億の建設資金の財政計画で、私は中学校の例はこうあったがと言うだけだと。間違えてもらってはいかんです。

議長（黒宮喜四美君） 教育課長。

教育課長（服部忠昭君） あくまでまだ想定でございますけど、弥富中学校と同レベルの20クラスでと考えておりますので、現在想定しておりますのは起債で18億程度、補助金で5億ないし6億程度、あとその他が一般財源となると想定しております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 伊藤議員。

14番（伊藤正信君） 今お答えいただいて、よく質問に対して答えていただきたいと思います。

教育長あなたは、失礼ですけれども、26年まで見直さないと議事録が残っておるんですよ。私きちっと読み返しましたから。今になったら建設中に見直す、検討すると。これはもう私は許せないですよ。よく議事録を読んでください。議会事務局にもあるし、あなたも持って

いる。

私たちは、市民の皆さんにそういう形でお話をいただいているなら、それは素直にそういう話をしますよ。例えば弥富中学校の学区に中山があるじゃないかと。例えば今でも木曾岬からこっちへ通ってみえる人があるんじゃないかと、いろんなことが言われている。だったら、新しい学校が建てば新しい学校に対して、こういう通学区域だとか教育環境がこう変わるんだから皆さん理解してほしいと。教育長もそういう答弁をされておる。教育委員会もこういうことを言っている。市長もこう言っていると。ここが私たちと議会のあり方だと、信頼関係だと思うんですよ。そういうことで、この問題について私がきょうまでの答弁の資料を見たところによると、教育長の答弁ははっきり言って議会無視をしていると言わざるを得ないことだけ申し上げておきます。

さらには教育課長、私は学校に対する建設資金の32億が財源的にどうあるのか、財政計画はと言ったんです。例えば中学校はこうですよと言ったが、私は中学校の質問をしておるわけじゃないんだ。まあいいですわ。そういうような考え方であったということだけはわかりましたから、これから文科省へ行って、そういう要請をし、そして新しい学校建設と。

もう一つは、跡地利用は、例えば縮小されていったときによく言われているんです。もう新聞に出ちゃったんだから海南病院の駐車場にしてとか、市役所の跡地を何とか拡大形成されるのかと、こんな話もあったことを申し上げておきますので、私の知る限り、どうも答弁いただいても同じじゃないかと思っています。申しわけありませんが、時間の都合で次の課題に移ります。よろしくお願いいたします。

ここだけは確認したいのは、最終的にどなたが議会で答弁をされたのか。そのときの質問の内容が最終的な議会の答弁だということだけ、市長、確認させてください。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 伊藤議員に（仮称）第2桜小学校の学校建築についていろいろと御意見をいただいておりますが、私どもとしては学校整備検討協議会、先ほど教育長が話をしましたような答申を受けて議員の皆様にも御報告申し上げておりますけれども、今の段階では平成25年春、竣工を目指して、これからしっかりと基本計画、実施計画、そして工事期間を2年という形で新しい小学校を建設いたします。そういった中で、また議員の皆様のお力も賜りたいと思うところでございます。

それに関する通学区域の見直し云々につきましては、少し時間等もございまして、よく教育委員会とも審議をしながら、この課題につきましては問題解決を図っていくということで答弁させていただいております。よろしくお願いいたします。

議長（黒宮喜四美君） 伊藤議員。

14番（伊藤正信君） 学校の建設に係る通学区域について御説明を聞きました。

私が最後に申し上げたことは、ここの議会の議員の質問について、答弁者がどなたによって最終確認になっていくのか。課長か担当部長が説明される。そこで理解ができない部分は市長のところへ行くと思うんです。そうしたら、その市長の答弁が最終じゃないかというふうに、私ども議会は幾ら経過があっても理解しながら議会でも議論・討論をしたいと思っていますので、その点をよろしく願いいたします。

最後になりました。住環境の整備の問題で、道路の関係です。

都市計画マスタープランの中でも、さらには今、道路問題は、日本の幹線道路が見直しを事業計画評価に基づいて、例えば10年たったなら再評価をして見直すだとか、いろんなことが言われています。私は、弥富市の都市計画プランの中に一つ気になることがあるんです。

「セットバック」という言葉。セットバックは家を建てる時の許可基準ですよ。道路が狭いから、あなたのところは最低センターから2メートル下がって4メートル道路を含んでやってくださいよと。これは、はっきり言って決まっておることですよ、建て直す人の。それが今後の弥富市の計画の中にあるという、「セットバック手法」という言葉が。

こうなってくると、私は今本当に弥富市の中にセットバックをした土地がどれだけあるかということを知りたいんです。知りたいというよりも、聞いてもわからない部分がある。特に五之三地区なんかは、1.8メートルの道路に1.8メートル田んぼをみんな提供しておるんですよ、市道に。私のところの地区の辺はね、五之三なんかは。これは荷之上も同じようなことが起きておる。

それからもう一つは、家を建てかえられた市街化区域の中でもバックしてみえる。これもセットバックなんですよ。それで、特に中六の銀座あたりに行きますと、側溝の真ん中にくい打ってある、赤いくいが。何で打ってあるのかなあと。側溝の中に打たなきゃならんようなセットバックなんです。本来セットバックというのは、道路の定義からいけば、人が通り、車が通るところは道路とみなす。市道の施設管理権の枠の中に入らなきゃならない。セットバックの土地はみなし道路といって個人の所有権があるから、施設管理権はどこに行くかといったら個人に行く。だから全くずるい話なんですよ、どっちにしても。だけど、弥富市にこれだけの都市化が進む中で道路の定義がセットバック手法と言われるのは、私は少し考え方が違うんじゃないかと。少なくとも計画というのと案というのは違うんですよ。改善をすることは案、計画は少なくとも変えるということなんです。辞書を引いてみるとそう書いてあるんですわ。市長は最高学府を出てみえるから知ってみえると思うが、そういうものの中にいわゆる計画を立てているところに私は大きな疑義を感じますし、今道路として五之三地区、とりわけ私のところは今まで本当にそれぞれ道路拡幅に協力していただいているとは思っていますが、しかしながら8年前にそれぞれ改革の区長さんを初め市民の皆さんが道路建設委員会を立ち上げてお願いをしています。そういうことも含んで、過去にも区長さ

んの要請については継続的にそれぞれの要求に応じて申し入れ事項の継続をしていきたいというお話をいただいていますので、そういう狭隘場所においてもこのセットバック方法じゃなく、きちっとした計画の中に市民の要望にこたえるように一つはお願いしたいということ。

もう一つは、セットバックについてももうそろそろ行政も国の法律も変わる時期じゃないのかなあと、こんな気がしています。しなきゃならんんじゃないかなあと。いわゆるみなし道路で、所有権が個人で、上を走る道路が市の許可事項で、県の許可事項であったとするなら、当然市側としてもできるところから買い上げをしていただいて、市道としての格付をしていただきたいなあと考えていますので、この将来方向とか狭隘道路についての考え方についてお答えいただきたいと思います。

議長（黒宮喜四美君） 開発部長。

開発部長（早川 誠君） ただいまの伊藤議員の御質問でございますが、狭隘道路につきましては、一昨年、19年12月の議会でもお答えをさせていただいておりますが、計画的に整備をしていきたいというふうに思っております。

そして現在でございますが、継続事業のうち事業効果の高い路線を最優先に、早期完成に向けて整備をしております。緊急性、必要性等々を考慮してそういった進め方をしております。整備途中の区域につきましては大変御迷惑をおかけしておりますが、引き続き継続路線、並びに狭隘道路の整備が早期に完成できるよう努力していきたいというふうに思っております。

それともう一つ、セットバック方式のことについて御質問があったわけですが、都市計画のマスタープランの中では一つの手法としてそういうセットバック方式がありますよということ申し上げております。これについても、セットバック用地の取得、舗装整備などの整備に向けたものが検討課題になってこようかと思っております。

そして、一つは先ほど伊藤議員もおっしゃいましたように、国の中には狭隘道路の整備促進事業の要綱もまだ策定中ということをお聞きしております。こういった対応の中で一つこういうものも視野に入れながら慎重に検討をしていきたいというふうに思っておりますので、御理解が賜りたいと思います。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 伊藤議員。

14番（伊藤正信君） 主要道路は必要なことは認めるが、狭隘道路は生活道路、これは絶対必要な道路なんです。だから、私ははっきりと言って、今の開発部長の答弁が通常における生活環境、住環境だとするなら、狭隘道路はそれぞれいろんな条件があるけれども最優先課題だと。そして、また産業道路も優先課題だと。そこを格差のないようにやっていただきたいということ。

それからもう一つはセットバック、今お話がありましたように、新しいそれぞれの法の流

れもあるということを知りました。ぜひとも今後そういうセットバックは少なくとも地主に了解をいただいて、市道へ格上げさせていただいて、税金もそこはもう取らないように、また私も田んぼなんかでいいですよ、はっきりと180センチ下がっておるところは、一体この面積は減免になっておるのかどうかとか、いろんなことを想定して議論がされています。事実、提供した多くの道路があるということだけ承知をしていただきまして、セットバック手法じゃない計画をということで、今さら都市計画プランの中身を変えることは考えられんのか知らんけれども、少なくとも市民の皆さんに説明責任を果たしながら、その手法と計画のあり方について御説明を願うことをお願いして私の質問を終わります。

議長（黒宮喜四美君） 開会してから1時間以上になりますので、ここで休憩をとります。11時15分に再開をいたします。

~~~~~  
午前11時03分 休憩  
午前11時15分 再開  
~~~~~

議長（黒宮喜四美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に堀岡敏喜議員、お願いします。

1番（堀岡敏喜君） おはようございます。公明党の堀岡でございます。

それでは、通告に従いまして順次質問をさせていただきます。

なお、内容につきましては事例なども含みますので、御了承いただきたいと思います。

景気は、昨秋から急速かつ大幅に低下しつつあります。グローバルなインターネット社会が世界経済を同時にブレーキを踏ませ、世界同時不況という台風並みの逆風にさらされています。日々の新聞紙面には大手優良企業の歴史的な経営悪化の情報が飛び交っています。そして、漏れてくるのはNEC 2万人、日産2万人、日立7,000人、派遣切りでとどまらず、正規社員のリストラ計画が次々と発表され、完全失業率が過去のピークであった2002年の5.4%を超え、7%前後にまで上昇する可能性が高いと見られています。先日、内閣府発表の2008年度の10月から12月期の国民総生産、速報値で年率換算で12.7%の減と約35年ぶりの急激な落ち込みとなり、戦後最悪と報じられています。

政府は、昨年10月には高齢者医療対策、医療体制確保対策、耐震災害対策、中小企業のための緊急保障制度など11兆5,000億の1次補正を初め、本年1月には定額給付金、出産・子育て支援、障害者支援、介護従事者の処遇改善と人材確保、また緊急保障制度の拡大、防災強化、学校耐震化、農林水産業の創出など27兆円の2次補正を打ち出し、21年度予算では医師確保、救急医療対策、学校耐震化、地域活力基盤創造交付金、正規雇用対策、経済緊急対

応など37兆円を投入するという、総額75兆円のいわゆる3段ロケットで総合的な経済対策とし、生活支援策、景気浮揚策に懸命です。これは、アメリカのオバマ大統領の初仕事として取り組んだ経済政策をしのぐ、世界でもトップレベルとなっております。

この難局に当たって我が弥富市の政治や行政に取り組む使命と責任は何か。とりもなおさず、市民の生活を守り、雇用を守ることに尽きます。未曾有の経済不況に立ち向かう市長のリーダーシップのもと、未曾有の地域政策の展開が今ほど要請されているときはありません。対策の成否を握るのは規模だけではありません。実行力とスピードも必要になります。補正予算や新年度予算は、市長の、我がまちの設計図であります。市長はどのような意図でもって逆風にも負けない設計図を描かれたのか、お伺いをしてまいりたいと思います。

2次補正予算の目玉は定額給付金であります。定額給付金は、定額減税が形を変え、減税の及ばない方も受けることができる、いわば給付付きの減税です。そして、何よりも家庭に対する生活支援であり、個人消費を刺激し、景気を下支えする経済対策の柱と言えるものでもあります。金額は、お1人1万2,000円、18歳以下と65歳以上の方々は8,000円加算され支給されます。市民の中では、うちは6万4,000円、うちは8万4,000円、私が知る最高額は、定額給付金が御家族で8万4,000円と、同時に支給される子育て応援特別手当に2人目、3人目が該当し7万2,000円、合計15万6,000円を支給される御家庭です。皆さんは首を長くして給付を待ち望んでおられます。これが庶民の生活実感ではないでしょうか。

また、売り上げ低迷に悩む商業者も給付の時期を給付金商戦期と位置づけ、旅行社では給付金パック旅行、デパートでは給付金福袋、美容室では1万2,000円お任せコースなど、さまざまな企画をしておられます。給付の時期を好機ととらえ、行政と商業者が一体となってプレミアム付きの商品券発行など、日本全国で698の市区町村が希望を持って準備に当たっております。不況期の財政出動、減税は経済学の基本であると同時に、12月議会でも申し上げたとおり、世界の潮流であります。

余談ではありますが、私はインターネット上でつたない個人ブログを開設しております。どんな言葉で検索をして来訪されたかわかるようになっております。本年3月4日以降、「定額給付金」「弥富市」という言葉で検索して来訪された方が1,500を超しております。それだけ弥富市においても定額給付金に関心が高くなっているのではないのでしょうか。

「どぶに捨てるようなもの」「砂に水をまくようなもの」「毒まんじゅう」「天下の愚策」「選挙目当ての買収行為」等々、これらは国会において、またメディアにおいて定額給付金一施策に放たれた言葉であります。2次補正予算関連法案が成立した次の日の朝、朝の人気番組で司会のM氏が回転ボードを駆使しながらずばずばやる番組がありますが、日本一の定額給付金実施の中継を見ました。一躍全国区になった青森県の西目屋村の役場風景が中継されておりました。役所の方々は出勤時間と重なりますので見られた方はいないと思いま

すが、とにかく給付の早さよりも、そこに映っていたのは選挙目当てで買収された国民の姿でもなく、毒まんじゅうを食らって苦しんでいる国民の姿でもありません。渡す方も受け取られた方も皆笑顔でありました。

また、この番組の司会のM氏は、7日土曜日、午後1時から生放送している東京文化放送の生番組で、「全国で多くの皆さんが定額給付金支給に大喜びしている姿を見て、メディアで批判を繰り返した定額給付金に対し、自分自身を含めた報道のあり方、余りにも片寄った報道に反省をいたします。これからメディアのあり方についても考えることが大事です」と訴えられました。市民はすっかり変わりました。批判は、もう何も生まないのであります。

弥富市においての定額給付金の総額は6億6,800万円、子育て応援特別手当の2,500万円を合わせると約7億円です。愛知県で考えますと1,100億円を超える金額が給付されます。消費の拡大はさらなる生産を求めます。生産の増大は雇用を生みます。凍結した経済の歯車を何としても動かさなければなりません。定額給付金を初め、これからも緊急発動的に数々の施策が打ち出されることになると思います。それらの施策が生きたものになるのか死んだものになるのかは、服部市長を中心に、私たちも含め市行政にかかわるすべての方々のポジティブな思考と迅速な行動にかかっていると確信をいたします。定額給付金に関してプレミアムつき商品券の発行が必ずしもベストな方法であるとは思ってはおりませんが、仮に1億1,000万分の(仮称)金ちゃん小切手なるものを6ヵ月間の有効期間を設けて発行した場合、弥富市内の商業者で1億1,000万の売り上げが上がるわけです。流通する商品の製造元、販売メーカー、ディーラー、小売店等がすべて弥富市内にあるとは限りませんので一概には言えませんが、所得税収もある程度見込めるのではないのでしょうか。

以上のことを踏まえましてお尋ねをいたします。

定額給付金の実施に際して、市民の最も関心のある給付の時期、手順、方法などスケジュールと、子育て応援特別手当とあわせた広報活動をどのように展開される予定なのか。また、外国人の方々と、DV被害の方々へ、考えられる諸問題に対しての弥富市としての対応をお聞かせください。また、地域経済活性化につながるべく、市長の決意と具体策をお伺いしたいと思います。お願いいたします。

議長(黒宮喜四美君) 服部市長。

市長(服部彰文君) 堀岡議員にお答えを申し上げていきたいと思ひます。

私も、この3月議会の冒頭で施政方針を述べさせていただきました。平成21年度の弥富市の当初予算でございますけれども、住民の安心・安全、今後新しく始まる介護福祉政策をどうしていくんだ、山積する市の課題、さまざまな整備計画、21年度からスタートいたします弥富市の総合計画、あるいは都市計画マスタープランを順調にスタートさせていきたいという思いのもとに一般会計136億5,000万円、平成20年度よりも額にして9億円強、そして率に

しては7.4%という非常に強含みの予算を組ませていただきました。これも、先人の皆様の御努力によって弥富市が固定資産を順調に伸ばさせていただいた、あるいは市民税におかれましても、皆様の御協力をいただいてその当初予算の中に含まれておるわけでございます。しかし、議員御承知のように、今経済不況の真ただ中にございます。そういった中で、弥富市としては法人税の減額は当然考えていかなきゃいかんということでございます。そうしたものを何とか固定資産税の伸びでカバーをしていきたいという中で、ほぼ平成20年度並みの一般会計、特別会計の予算を組ませていただいた次第でございます。また、議員各位の御尽力をいただきまして、この当初予算も認めていただきたいというふうに思っております。

続きまして、議員御指摘の定額給付金の問題でございますが、この定額給付金につきましては、さまざまな議論があつて今日に至っているということは私も十分承知しておるわけでございますが、つい先週、その財源を確保するための関係法案が国の方で成立したわけでございます。私どもにおきましては、先月から定額給付金、あるいは子育て応援特別手当のプロジェクトチームを結成し、準備できるところからスタートをしてまいりました。

今後のスケジュールでございますが、市民の皆様への通知、あるいは申請書の郵送を3月の下旬までに予定しております。その後は、その申請書の受け付けをさせていただいて給付金の交付となるわけでございますが、今のところ、最初の振り込みにつきましては4月の末ごろに皆様の方へお届けできるというふうに予定を組んでおります。また、この定額給付金の問題につきましては、受け付けの開始日から6ヵ月間という形でされておりますので、私ども弥富市としては3月30日から受け付けを開始し、9月30日をもって受け付けを終了するという形で進めさせていただきます。

御承知のとおり、定額給付金につきましては、住民への生活支援、またあわせて地域の経済対策という形でその目的があるわけでございますが、私といたしましても、一定の効果も生むべき、またこういう形で給付させていただきましたら消費等で御利用いただきたいというふうに思うわけでございます。そして額におきましては、定額給付金は先ほど議員が御指摘のとおり約6億7,000万弱でございまして、これを速やかに市民の皆様にお届けできるように努めてまいりたいというふうに思っております。

また、議員御指摘の地域振興券等のプレミアムについては考えておりませんので、御理解を賜りたいと思います。よろしく願いいたします。

議長（黒宮喜四美君） 堀岡議員。

1番（堀岡敏喜君） 市長の御答弁をいただきましたけど、広報関係というのはこういった形でされるんでしょうか。

議長（黒宮喜四美君） 企画政策課長。

企画政策課長（伊藤邦夫君） 堀岡議員の御質問にお答えさせていただきます。

広報活動でございますが、広報4月号に見開きで、定額給付金、子育て応援特別手当の支給が始まりますということで2ページのものを今予定しております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 堀岡議員。

1番（堀岡敏喜君） 実際、問い合わせというものが市の方にもたくさんあるようですが、定額給付金と子育て応援特別手当に対しての専用窓口みたいなものを置かれる予定はございませんでしょうか。

議長（黒宮喜四美君） 企画政策課長。

企画政策課長（伊藤邦夫君） 今後のスケジュールでございますが、専用窓口を置くということで今予定をしております、それを私どもの企画政策課の方の相談室、あるいは市民ホールを活用したいということで考えております。以上です。

議長（黒宮喜四美君） 堀岡議員。

1番（堀岡敏喜君） ありがとうございます。

先ほど市長から、弥富市においてはプレミアつきの商品券の発行などの予定はないということで御答弁をいただいたのでございますが、必ずしも定額給付金とプレミアつき商品券というのはセットで考える必要はないのではないかと思っております。実際に名古屋では8月末まで給付の時期がかかるということもございます。これからまだまだ市民感覚で本当に厳しいなあと感じている方、感じていらっしゃる方というもおるわけでございますので、これから本当に厳しくなると覚悟して準備をして、そうならないように施策を打っていくということが市行政にかかわる者の責任ではないかなと思っております。ですので、必要だと感じたときにはぜひとも前向きに検討していただきまして、そういった施策も市長として、市長の英断で打っていただけるよう強く要望いたしまして、次の質問に移らせていただきます。

同じく2次補正予算案の中に、生活者支援の色彩が濃い施策では社会保障分野で医療の安心確保や介護従事者の処遇改善などがあり、また自治体による雇用機会創出のために、ふるさと雇用再生特別交付金と緊急雇用創出事業交付金が用意されております。弥富市内の求職者に対して長期的に雇用を創出するのがふるさと雇用再生特別交付金、また短期的ではありますが、市の運営するさまざまな事業に対して短期的に雇用機会を設けるのが緊急雇用創出事業交付金と理解しております。

そこで質問ですが、これらの本市への配分と、その目的にかなった本市の取り組みについて、決まっていればよろしくお願いたします。

議長（黒宮喜四美君） 商工労政課長。

商工労政課長（服部保巳君） 失礼いたします。堀岡議員の質問にお答えいたします。

堀岡議員が先ほど言われました緊急雇用創出事業とふるさと雇用再生特別交付金事業でございますが、市におきましては、国における2次補正等の予算の成立との関係等もございま

して、県より配分等の御通知をいただきましたのが最近でございます。目安額といたしましては、ふるさと雇用再生事業配分目安額といたしましては3年間で1,690万、緊急雇用創出事業配分目安額としては2,720万でございます。また、市におきましては、市全部局にかかわり市全分野が対象となる事業でございますので、今後幹部会で協議をいただき、市としての今後の対応を考えていきたいと考えております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 堀岡議員。

1番（堀岡敏喜君） 御答弁ありがとうございます。

さまざまな事業に使えるということでお聞きしております。元気で健康であれば年齢を問わず雇用のできるような事業選択をお願いいたしたいと思っております。また、きのう炭竈議員の提案されたファミリーサポートにも使える基金だと思っておりますので、よろしく御検討をお願いいたします。

三つ目の質問の旧十四山保健センターの児童館への改修については、既に着工していることもあり、子供たちにとってよき創造の発見を得る児童館になるよう創意工夫をしていただくことを要望して、割愛させていただきます。

最後に、「高き屋に登りて見れば煙立つ民のかまどはにぎわいにけり」と仁徳天皇の歌った和歌のように、弥富市民の皆さんのかまどはにぎわっているかどうか。庶民の生活に敏感かどうかは、市行政に携わる者にとって一番大切なことではないでしょうか。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

議長（黒宮喜四美君） 次に中山金一議員、お願いします。

16番（中山金一君） 中山でございます。

通告に従って3点について質問いたします。

1点目ですが、三ツ又池公園について。

昨日の一般質問の中で、関連で市長から答弁がされ、重複するところがあると思いますが、私も質問の項目に入れておりますので質問をさせていただきます。

三ツ又池公園事業は、愛知県事業として平成6年度から始まり、当初は10年間で完成の予定でしたが、さらに5年間工事が延長となり、この平成20年度に完了することになりました。このため平成21年度から弥富市に施設はすべて管理され、維持管理が始まります。この三ツ又池公園整備には約29億もの大金の税金が投入され、立派な公園が完成します。弥富市のシンボルとして維持管理が望まれます。面積は約15ヘクタール、周囲3.3キロの水郷公園で、三ツ又池には防災的役割、環境的な役割、啓発的な役割の三つの役割があると言われております。そして、遊水地は流域内の濁水被害防止、動植物が生育する環境保全、豊かな水郷景観などを持ち合わせています。地域の住民の安らぎの場となるような三ツ又池公園の維持管理に力を注いでいただき、魅力ある公園にしていきたいと思っております。海南こどもの国、三

ツ又池公園と一体的な公園として充実・発展させていかなければなりません。

最初に、三ツ又池公園が弥富市に移管されるのは正式にはいつの日か、お伺いをいたします。

議長（黒宮喜四美君） 開発部長。

開発部長（早川 誠君） 中山議員の御質問で、三ツ又池がいつ愛知県から引き渡されるかということですが、三ツ又池公園の工事につきましては、議員も御承知のように本年度をもって完了いたします。今現在、工事が最終的に行われておりますが、愛知県においては、この完成を待ちまして、私どもへ引き渡しをする関係書類等が整った段階での譲与契約の締結というふうになりますので、今現在では移管の期日がいつ、契約の期日がいつということはまだ不明な段階でございますので、御理解をお願いしたいと思います。

議長（黒宮喜四美君） 中山議員。

16番（中山金一君） まだはっきりしないという返答でございますが、次に、移管されるとそのときの式典、催しはどのように計画をされているのか、お伺いをいたします。

議長（黒宮喜四美君） 開発部長。

開発部長（早川 誠君） 三ツ又池の開園式でございますが、先ほど私が契約等はまだ未定だと申しましたが、これにつきましては現実的にはまだ行っておりませんし、期日的には決まっておりますが、今現在、三ツ又池の開園式につきましては、県と関係者等々で協議をいたしまして、4月29日ということで予定をしておりますので、また議員の皆様方にも御参加をいただきたいというふうに思っております。

そして、この内容的なことですが、今現在、素案の段階でございますが、式典におきましてはテープカット等を予定しております。そうしまして、十四山地区の保育所、それから小学校の児童によります、中には橋がございますので、こういった橋の渡り初め等々を実施していきたいという素案的なことも考えておるわけですが、もう一つは、広く皆さん方に認知をしていただくという点もございまして、いろいろなイベントの計画を今しておる最中でございます。中には弥富中学校と北中学校の吹奏楽部の生徒等の部活を利用して、ここでの演奏会等々も計画をしていきたいというふうに思っております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 中山議員。

16番（中山金一君） 4月29日が開園式の予定ということを知りました。初めが肝心でありますので、しっかりと式典を挙げていただきたいと思っております。

次に、三ツ又池公園をつくるに当たり、海南こどもの国と一体のものとして三ツ又池公園が整備されてきたと思いますが、構想はどのようになっているのか、お尋ねをいたします。

議長（黒宮喜四美君） 開発部長。

開発部長（早川 誠君） 三ツ又池と海南こどもの国を連結させた一体的な利用をというこ

とでございますが、私も定かではございませんが、旧十四山時代においてそういった構想があったやに記憶はしております。ですが、それが現実的なものかどうかということは、先ほど申しましたように定かではございません。現在は、今県道がございますが、その側道を利用した形ということで、計画そのものは三ツ又池公園の中での対応ということはないというふうでございますので、現在のもので海南こどもの国と連携を持った対応を図っていきたいと思っております。以上です。

議長（黒宮喜四美君） 中山議員。

16番（中山金一君） 私も聞きましたところ、鳥ヶ地地内の道路を整備して、海南こどもの国と三ツ又池公園を一体化するということが当初計画されていたようでございます。道路整備も力を注いでいただいて、一体化して、両方で一日が過ごせるようにしていただきたいと思えます。

それから次に、前回私の質問のときに維持管理費が1,500万円ほどかかると答弁されましたが、弥富市だけの負担は非常に重過ぎるということで、県にも一定の負担をという形で求めていくのか、このこともちょっとお聞きしたいと思えます。

議長（黒宮喜四美君） 開発部長。

開発部長（早川 誠君） ただいまの御質問でございますが、これは昨日市長が三ツ又池公園の中で答弁をさせていただいておるわけでございますが、重複する点が若干ございますが、1億円強の基金がございます。これは毎年取り崩しをさせていただいて、この活用に当たらせていただきたいというふうに思っておるわけでございますが、維持管理につきましては、昨日も市長からのお話ございましたように、当然プロでなくてはできないところ、それからシルバー等で実施をするところ、ボランティア等に協力を願ってやっていくというようなところで、管理費の運用につきましては、おおむねそういったようなことで予算を立てておるわけでございますが、少しでも皆様方の御理解をいただき、また協力を願って支出を抑えていきたいというふうに思っております。

それから、きのうも市長が言いましたように、県からの管理運営に関する負担金はございません。ですが、いろんな方面で県から側面的に支援をしていただくと。一例を申し上げますと、この中で例えば補助事業等での対応ということも視野に入れて、今後も県との調整を図って協力を願うように努力をしていきたいというふうに思っておりますので、御理解がお願いしたいと思えます。

議長（黒宮喜四美君） 中山議員。

16番（中山金一君） 管理費が1,500万ほどかかるということですね。この内容についてもちょっと御説明をお願いいたします。

議長（黒宮喜四美君） 開発部長。

開発部長（早川 誠君） 内容につきましては、皆様御承知のように大変広うございまして、その中で植栽、それから芝だとか、あとはショウブ園の管理、ハス園の管理だとかいったものがあるわけでございます。あとは公園内のごみ、特に遊水地のごみの対策といったものもでございます。そういったものをもろもろ含めてしておるわけでございますが、先ほど言いましたプロ的な方をお願いするというのは、ショウブ園の管理、それからハス園の管理はなかなかプロでないといけない面も多々ございます。それから、植栽については今のシルバーでやっていきたいというふうに思っております。そのほかには、やはり水の管理というようなことも出てまいります。そういったもろもろをあわせて、先ほど言いました金額の中で少しでも経費を抑えてやっていくということでございまして、またいろんな方の御協力を願って、先ほども言いましたように事を運んでいきたいというふうに思っております。

金額的なこと等々につきましては、これからしっかりとしたものは契約等々によりましてなってくると思しますので、できるだけ私どもの方も精査して業者委託等々については対応をしていきたいというふうに思っておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

議長（黒宮喜四美君） 中山議員。

16番（中山金一君） ミツ又池公園にかかった約29億円の予算といえば、立派な小学校が1校できるぐらいの予算だと思います。そのような多額の税金を使ってつくられた公園です。住民の方から、つくってもらってよかったなと言われるような公園にさせていただき、一人でも多くの方が利用できる公園にさせていただきたいと思っております。

次に2点目です。

コミュニティセンターについてですが、十四山地区公共施設の活用で、十四山保健センターは利用目的を変更し、弥富市東部・南部地区の児童センターの機能として、1階は児童館、2階は子育て支援センターと栄養指導室と特定健診事業の栄養指導等に改築することとなり、約4,600万円の費用をかけて工事が始まり、平成21年6月には開館となっており、関係者から期待の声が寄せられています。

十四山支所も、東部・南部地区市民センターの機能として利用されることが望まれています。1階には、支所機能のセキュリティーを図ることにより、約3,620万円の費用をかけ図書館の分室がつくれ、4月中旬には開館となっており、東部地区の人から喜びの声も聞きます。

十四山地区にはコミュニティセンターがありません。各種団体、市民グループが気軽に集まって会合する場所也没有。産業会館は耐震補強ができないため、取り壊しが予定されていますが、取り壊した跡地に市民が使いやすいコミュニティ施設はできないのか、お尋ねをいたします。

議長（黒宮喜四美君） 十四山支所長。

十四山支所長（横井昌明君） 中山議員の御質問に答えさせていただきます。

十四山地区のコミュニティセンターの建設計画についてですが、弥富市にはコミュニティセンターの名前がついているのは、南部コミュニティセンター（平成元年開館）と白鳥コミュニティセンター（平成9年開館）の2館がございます。この2地区以外は、地区のコミュニティ活動については地区の市の公共施設、例えば環境センター、多目的センターなどをコミュニティの拠点施設として利用しております。コミュニティ活動を支援していく面からも、全地域に一つずつ設置させていただくのが望ましいと思いますが、弥富市集中改革プランにもありますように、既存の公共施設の有効活用を積極的に実施してまいりたいと存じます。市の財政面から見ましても、新しくコミュニティセンターを建設することについては今のところ考えておりません。

また、十四山地区コミュニティ活動につきましては、4月よりモデル的に十四山スポーツセンターを拠点に地区担当者を配置し、コミュニティ活動の推進をしてまいりたいと思います。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 中山議員。

16番（中山金一君） スポーツセンターを活用するということがございますけれども、スポーツセンターだと気軽に利用することができないということも思いますので、産業会館が壊された後に、大きなものでなくてもいいですから、気軽に集会できるような場所をつくっていただきたいと要望しておきます。

次に、十四山支所の活用について。

以前、十四山を良くする会と市長との懇談会を持ち、意見交換をいたしました。十四山を良くする会から支所の活用についてお願いしたことがあったと思います。要望として出されていたのが、2階、3階について住民が使いやすい方法で活用はできないかという意見でした。2階、3階の活用についてはどう考えておられますか、お尋ねをいたします。

議長（黒宮喜四美君） 十四山支所長。

十四山支所長（横井昌明君） 御質問の十四山支所の関係でございます。

この2階部分の活用につきましては、2階のロビー部分は、スペースを利用してギャラリーとして利用してまいりたいと思います。会議室につきましては、市の会議、予備の防災対策本部として活用してまいりたいと思います。3階部分につきましては、当面の間、現状のままとする考えでありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 中山議員。

16番（中山金一君） 市長は、3階の議場関係の施設について、いつか使用するときが来るんじゃないかというようなお考えをお持ちというふうに私は思っておりますけれども、私は、議場として使うときはもう来ないと思ひます。この際、思い切ってコミュニティの

施設に活用が図れるようにしていただきたいと思いますが、その点についてお伺いをいたします。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 中山議員にお答え申し上げます。

十四山支所の有効活用につきましては、市民の皆様からさまざまな形で大変お役に立つ御意見をいただきまして、1階、2階という形で整備計画を進めさせていただいておるところでございます。3階におきましては議会の議場が中心的なスペースでございまして、これを改装してどういう目的でということについても、はっきりとした妙案も浮かびません。それと同時に、改築費が大変大きな金額という中で予定をされておるわけでございます。

議場におきましては、私どもの一つの中期的な展望の中に市役所の建てかえというようなこともこれから視野に入れてやっていかなきゃいかんわけでございます。そうした中におきましては、十四山支所の3階の議場が私どもと皆さんの議場として御利用いただけるような機会等もあるのではないかなあというふうに思っておりますので、当面の間、3階につきましてはそのままの状態で保持させていただくということをお願いいたします。

議長（黒宮喜四美君） 中山議員。

16番（中山金一君） 市長のお考えは3階はそのままにしたいということで、改築すれば膨大な費用がかかるということで、議場としては市役所の建てかえのときに使おうという意見でございますが、そのときには狭いんじゃないかということも思いますけれども、十四山支所も広い駐車場があって立派な建物でございます。もっと市民がいろいろな面であの施設を利用していただけるよう、改築をしていただくようお願いをいたします。

あとの3本目については昼から質問をさせていただきます。

議長（黒宮喜四美君） 12時も近くなりましたので、これより休憩に入ります。午後1時に再開いたしますので、よろしく願いいたします。

~~~~~

午前11時58分 休憩

午後1時00分 再開

~~~~~

議長（黒宮喜四美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

中山金一議員。

16番（中山金一君） 3点目の質問をいたします。

弥富市土地改良区について。

平成の市町村大合併では、この10年間で市町村数は3,232から1,782と45%も減少し、町村

の数は999と1,000を切ったことが新聞で報じられていました。農業関係では、昨年の農業委員選挙後の数字ですが、農業委員会の数は24%減の1,794で、農業委員は20%減の3万7,500人となっています。

土地改良区の合併は全国的にあまり進んでいないようです。弥富市では、弥富土地改良区、鍋田土地改良区、十四山土地改良区の3土地改良区がありますが、将来は合併をして一体化が望まれます。弥富市では3土地改良区にそれぞれ650万円ずつの補助金が助成されています。平成20年度、弥富市土地改良区、鍋田土地改良区、十四山土地改良区の予算、市が把握している工事はどれくらい行われたのか、説明をお願いします。

議長（黒宮喜四美君） 開発部長。

開発部長（早川 誠君） ただいまの中山議員の各土地改良区の平成20年度におけます予算と工事の把握状況でございますが、弥富土地改良区の予算につきましては6,030万円でございます。工事につきましては、10地区で2,884万円でございます。鍋田土地改良区につきましては、予算が1億5,200万3,000円でございます。工事は8地区、6,249万7,000円でございます。十四山土地改良区の予算につきましては4,000万円、工事費は7地区で2,956万5,500円でございます。この工事費については、20年度の予算の段階の金額でございます。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 中山議員。

16番（中山金一君） 土地改良区の仕事は維持管理的な仕事が多いように思われます。農家の経費の負担を削減するためにも事務の一本化を要望しておきます。

次に、今、米づくり農家は赤字産業になってしまって困っています。弥富市には17万1,994.2アールの農地があり、そのうち平成20年度では5万2,885アールの毎年約3分の1弱の転作が行われていますが、ここ10年間の米の政府買入れ価格は下落するばかりです。平成10年度の政府買入れ米価は60キロ当たり1万8,508円でしたが、平成19年度には1万4,185円となり、約23%の値下がりとなっています。自主流通米では、これよりまだ安く取引がされています。

一方、農家の経費は、原油の高騰で値上がりしていた油代は値下がりしましたが、肥料や消毒代、農機具の値下がりはなく、農家の経費削減にはなっておりません。経費の削減をするには、土地改良区の賦課金を少しでも少なくしてもらわなければなりません。10アール当たり平均の経常賦課金が7,414円かかると言われています。愛西市では、土地改良区の共有する事務の一本化がされたと聞いております。弥富市でも、3土地改良区の実務の一本化が図られると、事務的レベルの一本化でどれほどの経費が削減できるのか、お伺いをいたします。

議長（黒宮喜四美君） 開発部長。

開発部長（早川 誠君） ただいまの御質問では、事務の一本化に伴いましてどれだけの事務費等が削減できるかということでございますが、一例を挙げてただいま愛西市のことが申されましたが、愛西市につきましては、旧町村にまたがって事務所が点在しておったと。それを今、立田庁舎の方へ事務所の本化がなされて、この4月からスタートすると。まだ事務所の本化だけでございまして、中身的にはまだこれからの段階だろうと思います。

今現実的には、私どものところでは三つございます。それから、広域的な土地改良区として排水を含む孫宝というものがあるわけでございますが、いずれにしても土地改良区の事務費削減という問題、経費の削減といった問題につきましては、今現在、市と土地改良区の理事長さん、また事務局を交えまして、連絡協議会という名称のもとに内部協議を平成20年度から数回持っておるわけでございます。こういった中で今御指摘の事務費削減、経費削減に向けて少しでも農家の軽減が図れるように、この協議会で内容を検討してまいりたいと思っておりますので、ひとつ御理解をお願いしたいと思います。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 中山議員。

16番（中山金一君） 現実では面的な施設の充実はほぼ図られていると私は感じておりますが、赤字の米づくり農家を助けるためにも、賦課金の削減をしていかなければならないと思っております。十四山土地改良区では、長年勤められていた女性の方が退職をされ、多額の退職金が支払われたと聞いております。その後にも、また女性職員が採用されたと聞きました。こんなことでは農家の経費の削減にはならないと思います。経費削減のためにも事務の本化、また3土地改良区の合併に努力をしていただくようお願いをして、私の質問を終わります。

議長（黒宮喜四美君） 次に山口敏子議員、お願いします。

3番（山口敏子君） 3番 山口敏子でございます。

通告に従いまして2点質問させていただきます。

初めに、市全域を禁猟区に。

この件に関しまして9月議会で杉浦敏議員さんが質問されました。開発部農政課より回答をいただいております。11月19日の進捗状況報告書では、市としては市民の安全確保のため猟友会と協議をし、平成21年度に県に銃猟禁止区域の指定について要請をしてみたいと思いますとありました。私の心の中では、いつか、もしかすると猟による事故が起こるのではないかという心配をしておりましたところ、現実起きてしまいましたので、今回、再質問をさせていただきます。

1月2日、お正月休みの最中ではございました。芝井と鎌島9丁目、ちょうど芝井川を埋め立てられたところでございます。朝、発砲は起きてしまいました。朝、洗濯物を干していたところ、芝井川の対岸より銃を構えた人が見えたそうです。お正月で近くに子供さんも遊ん

でいたため、この家の方はびっくり、110番をされました。パトカーが来ました。猟をしていた人は許可証を持ち、県発行のこうした地図もお持ちです。あいにく弥富はこの時点では真っ白でございますので、いつでも鉄砲を撃ってもいいという状況でございます。それで、猟友会の派手なベストもちゃんと着用されておりました。それで、銃としては空気銃だったそうです。でも、獲物を二つ三つ、カモをお持ちだったそうです。自分の居住地で猟ができる地域らしいと思っても、まさかそれがお正月のお休みの間に起きてしまったということで、本当にそのおうちの方もびっくりされました。

ですから、今回もこうやって改めてまた質問させていただくんですけれども、今年度はもう2月15日で狩猟期間は終了しております。猟友会の方とはいつ協議され、県の方には禁止区域の指定について申請はいつ出されたんでしょうか、ちょっと御質問させていただきます。お願いいたします。

議長（黒宮喜四美君） 農政課長。

農政課長（石川敏彦君） それでは、山口議員の御質問につきまして回答させていただきます。

市といたしましては、市民の安全確保のため、猟友会へ昨年の11月ごろに禁猟区の指定の話をしていただいております。また、平成20年11月と12月におきましては、先ほど議員の方から言われましたように、十四山地区、栄南学区、大藤学区の区長会、並びに関係する各小・中学校の校長、PTA会長、並びに保育所の保護者の会長様より、こういった指定をしていただきたいという要望書が提出されております。また、平成21年度におきまして猟友会と協議をしていただきまして、同意がいただければ特定猟具の使用禁止区域指定に愛知県の方へ申請をしてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 山口議員。

3番（山口敏子君） 私は、猟友会の方と相談をして、いつごろそれは提出されるかということをお聞きしたかったものですから、まだそれはされていないんでしょうか。ことしの11月にはまた猟が始まりますので、それまでには確実に出されるということでしょうか。

農政課長（石川敏彦君） はい。

3番（山口敏子君） わかりました。ありがとうございます。

こういうことが弥富で起きてしまったということをお報告がてら、ちょっとさせていただきます。

では、次にもう一つ、市内の空き家状況についてということでさせていただきます。

初めに、昨年の12月議会で佐藤博議員さんが質問されました。そのときの答弁では、この

家屋については、それぞれの地域の実態に一番詳しい区長さんから、対象家屋が47件ありました。その中で管理がされず、倒壊のおそれなどがある不在危険家屋が9件あるという報告がありました。現実には、この市役所近くにも2件ほど該当するようなおうちがあるように思われます。私も市役所にお伺いするときとか買い物に来るときに、この家の前を通るたびに少しずつ窓は破れ、戸は破れ、乱雑になって、この状況が何かあったら大変だなあいつも思っております。お隣の家の方、御近所の方はどんな気持ちで毎日過ごしていらっしゃるかと思えますと本当にいつも心が痛みます。昨年12月に佐藤議員さんが質問されましたので、その後、所有者の方と連絡はどのようなふうになっているのでしょうか、ちょっと質問させていただきます。そのときには持ち主の方と、補修に応じていただけるのかとか、解体をしていただけるのかという話は進んでいるのでしょうか、ちょっと御質問させていただきます。お願いいたします。

議長（黒宮喜四美君） 防災安全課長。

防災安全課長（服部正治君） それでは、山口議員の御質問にお答えします。

不在危険家屋の9件のうち2名の方から、取り壊しの費用も含めまして市に買ってほしい旨のお話がございますが、市としましては、その土地が有効利用できるかどうか等、多くの問題もございます。このような不在危険家屋の修理や撤去については、あくまでも私有財産でありまして、行政の介入につきましては限度があると考えておりますが、今後も引き続き定期的に巡回パトロールをし、所有者に対して周辺住民に迷惑をかけないよう、安全かつ適正に管理をしていただくよう強く呼びかけてまいります。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 山口議員。

3番（山口敏子君） 御答弁ありがとうございました。

それからもう一つ、空き家の解体ということでもう1回させていただきます。

空き家の解体には費用が100万円ほどかかり、実は空き家であっても住宅が建っている土地には市町村の固定資産税が特例で減額されるということを知っております。200平米以下の土地には評価額の6分の1、それを超すと3分の1ということになっておりますが、家を取り壊し、更地の状態になれば土地だけに税がかかります。市としては税がふえることとなります。しかし、その所有者は空き家にしておいた方が税金もお安くなるから、そのままの状態に放置するというのが現実だと思います。

それから、2月10日付の朝日新聞では、廃屋になった密集地の空き家ほど危険なものはありません。だれかが火でも投げたらと思っただけでもぞっとすることになります。そこで、空き家の解体を始める自治体もあらわれましたと記事がありました。税金で解体は賛否もありますが、それでもやらなくてはならないくらいに深刻であると報道はされております。私どもの弥富市では条件がちょっと異なりますが、この新聞の報道では、九州の長崎市では

2006年度から5年計画で1億円の予算を組み、危険な空き家解体を始めたそうです。でも、この事業は条件があります。土地・建物を市に寄贈するという条件で160件も申し出があったそうです。長崎市では既に21棟を解体したそうです。平地であります弥富と坂の多い長崎では異なるかもしれません。でも、弥富でも消防車も入れないような地域もございます。早く手を打っていただきたいと思います。税金を使って解体をするということは最終手段かもしれませんが、防災のことを考えれば無関心ではいけないと思います。こういうことはまだ市では考えられませんでしょうか、御回答をよろしくお願いいたします。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 山口議員の御質問にお答え申し上げます。

先ほど私どもの防災安全課長が答弁したとおりでございます。危険家屋につきましては、私どもだけじゃなくて、近隣市町村等でもお話が出るわけございまして、困った困ったということで今まで来ているわけございしますが、さらに関係機関等とも一度連絡をとりながら、何かいい方法がないかということを見きわめていきたいというふうに思っております。いずれにいたしましても、先ほど答弁しておりますように、税の問題、あるいは固有財産であるというような問題もクリアしていかなければなりません。そういった中で、一度私どもとしても関係機関にしっかりと問い合わせをしながら対応していきたいというふうに思っております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 山口議員。

3番（山口敏子君） 先ほど例を出しました長崎とかはやっぱり特例なんですか。こういうかなりのお金を使っているもんですから、また御検討を、これからもあることだと思いますのでよろしくお願いします。

これで私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

議長（黒宮喜四美君） 次に小坂井実議員、お願いします。

4番（小坂井 実君） 通告に従いまして一般質問を行います。

1番の潮見台霊園墓地の管理についてお伺いをいたしますが、この件は12月議会にも通告をいたしまして、私の健康管理を怠ったばかりに少しおくれましたが、改めて通告をいたしました。その点に関しまして3ヵ月のうちに何らかの手が打たれたかと思ひまして、まさかガードマンが立っておるとは思いませんでしたけど、現地をきのう見に行きました。霊園の方は、また墓地の方は何ら変わりはありませんでしたが、その周りの激変はびっくりしました。と申しますのは、新しい鍋田港の方へ通ずる道がかなり完成をしまいいりまして、擁壁が建ったように囲まれてしまいました。本当に屋根をつけたらドームになるぐらいの激変でございました。そして、潮見台と申しましたら少し高台にあって、海が見渡せるかと、そんなようなネーミングでございますが、本当にあんなになってしまいました。人は死して風

となって、あなたの周りを飛ぶと。ならば何も心配することはない。また、星となって空から見守ると思えば何ら心配することはございませんが、昔の面影が消えてしまいまして、ちょっと残念ではございました。

では、本題に入ります。

まず、墓地敷地を購入してお墓を建てることのできる資格を有する人はどのような条件の方ですか、ちょっとお教え願います。

議長（黒宮喜四美君） 環境課長。

民生部次長兼環境課長（久野一美君） それでは、小坂井議員の御質問にお答えさせていただきます。

潮見台霊園の利用資格は、弥富市墓地条例第3条に、市内に住所または本籍を有する者となっており、墓地の敷地を永代使用するという形でございます。先ほど購入という御質問でございましたが、これは購入ではなくて、末代までお貸しをするという意味でございます。

なお、管理料はいただいておりません。

さらに、本年2月末現在で972区画の利用許可を出しております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 小坂井議員。

4番（小坂井 実君） 先ほども申しましたが、墓地の方は何ら変化はございませんでした。照明が、東の角に1本だけ水銀灯がありました。そして、それ以外は、お墓の敷地の中にも照明はございませんでした。去年の暮れに何基か、それからその1年か2年前に100基近い墓石が倒されたという出来事がございましたが、そのとき市はどのような対応をされたか、お聞かせください。

議長（黒宮喜四美君） 環境課長。

民生部次長兼環境課長（久野一美君） それでは、お答えさせていただきます。

先ほど小坂井議員が申されました事件と申しますのは、平成16年12月21日、これは白昼でございますが、一浮浪者によりまして墓石98基、そして火葬場の焼屍炉の一部のガラスが損壊した事件でございます。この市の対応といたしまして、まず倒壊墓石の使用者に連絡したということでございます。なお、すぐニュースでも紹介をされるということでありましたので、名簿をつくりまして、住民の皆さんの問い合わせに応じるように準備をし、なおかつ所轄の警察に被害届の指導をさせていただきました。

それからあとの方でございますが、これは11月10日の深夜から未明にかけて墓石7基、これは墓誌も含めてでございますが、同様の被害があったということでございます。以上です。

議長（黒宮喜四美君） 小坂井議員。

4番（小坂井 実君） その対応というのは被害者に連絡をされたと。そのほかに、そのときに例えば照明が暗かったから行かなかったと。しかし、昼間からやられたということで、

そのときは照明は関係ないということで対応されなかったかと思いますが、何しろきのうも薄暗くなりかかったところで見に行きましたが、霊園の方は庭園の方に電気がついております。墓地の方は本当に真っ暗ということで、今の世の中でどここのまちよりも暗い。田んぼの中よりも暗いぐらいのところでございます。ましてや、えらい周りを囲まれてしまって暗いところになりましたので、照明、あるいは今のハイテクの時代でございますので、防犯カメラなどを設置していただくように思うんですが、また防犯カメラも全部のところを写すというのも大変かもわかりませんので、霊園の屋根の上に本格的なものをつけるとか、また一般の家庭だと、それこそプラスチックの箱でダミーもございますし、ただただ防犯カメラ作動中のシールだけでも抑止になるということでございますので、そのような考えが市の方にございますか、どうぞお聞かせください。

議長（黒宮喜四美君） 環境課長。

民生部次長兼環境課長（久野一美君） 墓地のこういったいたずらとかの対策でございますが、実は、この墓地は昭和50年にまず1期目506基、それから2期目が昭和60年2月に432基、そして3期目19年1月に200基、3回に分けて工事をしているわけでございます。先ほど小坂井議員が現地を見に行かれたということで少しお話をされておったんですが、この50年ごろにつくられた箇所においては照明灯がない。最後の方につくったところに照明灯をつけたわけでございます。白昼ということであれば、これはいたし方ないことかもわかりませんが、平成21年度に潮見台霊園の夜間照明施設の増設、そして例えば不審な者を発見したような場合、あそこにおります管理人が警備会社に通報するようなシステムの導入をこの21年度で予算を上げておりますので、また御審議の方をよろしくお願いいたします。

議長（黒宮喜四美君） 小坂井議員。

4番（小坂井 実君） 墓石を倒された。愉快犯、あるいは模倣犯、何に入るかわかりませんが、倒されたとして、それは無傷ではなかったと思いますね。必ずどこか欠けたとか、きっと傷ついておったと思います。そのまま立ててみえる方もあるかとは思いますが、作り直された方もある。かなりの被害を受けられたと思いますが、ただ見たから通報するといっても、その場に加害者がおらなければ問題になるだけで、何ら解決にはなりません。ましてや二度あったことは三度あると申しますので、ひとつぜひ防犯カメラの設置をお願いしたい。そして、あなたのうちの永代の墓があそこにあると、もしそういう被害に遭ったときにどんな気持ちになるかと。家族が建てた墓、また自分で購入して、後から家族が守っていかうとして、先ほど言いました本籍が弥富で住民票が弥富と。本当に弥富の市民のお墓であって、あそこで永眠しようと、いいところだと決めて建てられた墓ですので、ぜひ自分の墓が、あるいは自分の家族の墓があそこにあると思って、もう一度御答弁願います。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 小坂井議員の御質問に対して御回答申し上げていきたいわけですが、先ほども、先ほど来、次長が話をしておりますように、まだ私ども、この墓地に対して約半数ほどの区画の中で購入ができる、あるいは御利用いただかなきゃいかんということがあるわけですが、そうした中で今までも事故があったことの確認も今話をさせていただいておるところでございますが、その防止対策として夜間照明の施設を今年度考えておるわけですが、一度防犯カメラの方も検討していきたいと思っております。大変静かなところでございますので、なかなかそういった管理に対しては難しい面も多々ございます。しかし、防犯カメラということも一つの有効手段としては考えられると思っておりますので、検討してまいりたいと思います。

議長（黒宮喜四美君） 小坂井議員。

4番（小坂井 実君） この件につきまして、もう少しだけ申し添えておきます。

墓ではございませんが、墓の前にあります線香立て、あるいはろうそく立て、ステンレスの花立て、きのう見に行きましたところでもまだ備わっていないところもあります。新しく買われて、今度はしっかりとのりづけしてありました。いつかステンレスのそのような容器は全部持ち去られました。そして、立てたばかりの花は人間ではなかったわけです。これはカラスが引っこ抜いて、さんばらまきにばらまいていくというのは、私は見ましたので、それはカラスでございます。また、お供え物もねらったと思っておりますので、カラスまで追っくれとは申しませんが、盗難に遭うということも考えられますので、ぜひ防犯カメラの設置をお願いして次に移ります。

2件目の弥富市坂中地地内、坂中地橋及びそれに通ずる市道についてお伺いをいたします。

これも12月議会に通告をいたしました。先ほどのあれと一緒にございまして、もう一度通告をさせていただきまして、少し内容を変えて御質問いたしますので、よろしく申し上げます。

その3ヵ月の間に耐震工事が始まりまして、今進行中でございます。それも見てまいりました。そして、聞いたところによりますと、補強工事ではないと。耐震工事であるということでございますので、耐震工事ということは強度の増大は図れるのか、そのところを御答弁をお願いします。

議長（黒宮喜四美君） 土木課長。

土木課長（三輪眞士君） それでは、小坂井議員の御質問にお答えさせていただきます。

現在、議員がおっしゃられました坂中地橋につきましては、本年度中に耐震補強工事が完了いたしますが、この耐震補強工事につきましては落橋防止のみで、橋の強度を増す工事ではございませんので、よろしく申し上げます。

議長（黒宮喜四美君） 小坂井議員。

4番（小坂井 実君） この橋は重量制限12トン未満という標識がございまして、見るからに弱々しい橋でございます。それで、橋の幅も狭く、橋の上で車がすりかわれない。ちょっと道路よりも幅が狭いと。後から道路が広くなったとは思えなかったんですが、もとの十四山の予算であれが精いっぱいであったかと思えます。そこら辺のところはわかりませんが、

それで、去年の20年10月30日の通行状況を調べましたので、ここで少し読み上げます。

午前7時30分から8時30分の1時間の間でございます。小学生が35名、それから中学生、高校生が286名、これは自転車でございます。それから、一般の徒歩及び自転車が24名、そして車両が南行きが134台、北行きが91台、車両の合計は225台でございます。この通行量において、また自転車の通学、あるいは小学校の徒歩、1時間の中にこれだけ通るということは、ましてや橋の上で車がすりかわれない。高校生が電車で佐古木駅より団体で参りますと、本当に橋の上は言うなればごった返すという感じになりまして、逆に危なくないかもわかりません。でも、非常にみんな不自由しております。通り過ぎるのに高校生、小学生が渡り切れないと車はもちろん通れないと。そして、両方から突っ込みがあって車はどこかでとまってしまうと。非常に不便な橋でございますので、補強はもちろん大切でございますが、早急なかけかえを私はお願いいたしたいと思えます。

また、それに通ずる市道何号線になるかちょっとわかりませんが、県道の津島子宝線の鮫ヶ地の信号から名古屋弥富線といいますが、今のところは十四山線ですか、それに渡るところの市道でございます。そこは8メートルの幅でございます。そして、橋が狭いということで不便をしておるわけでございます。ところが、その西というのが、旧十四山のときにいつとき計画路線に上げられておったという記憶がございます、拡幅の。そのために、耕地整理の本換地ではなく、まだ仮換地のときから、その農地が普通は30間置きに水路と道路が区割りしてございますが、そこだけは1.5メートルないし1.8メートル。道路から見ますと、田んぼの奥行きが広くってあるわけですね。ということは、そこに道路が来たときには地権者はすぐ賛成して、反対することなく道路を広くするんですよと、どうもそのような計画になっておったようなわけでございます。そして、坂中地の墓も前もって控えて、今は駐車場になっております。しかし、どこでどう間違ったのか、その計画が消えてしまったような感じで、農家としてみると、いつ広うなるんだ、いつ工事は始まるんだといって十四山のときは待っておったような時代でございまして、私も計画に入っておるものと感じておりましたが、いざ合併をいたしまして調べてみますと、十四山の計画には入っておりませんよと。これはおかしな話でございまして、十四山というところは、一度計画してもだれか一人が反対した場合にはそれをどうも打ち切ってしまうと。できるところからやっていなかったんではないかと、そんな感じがしております。しかし、地権者にしてみれば皆やってもらえるものだと思って待っておるようなわけでございますので、ひとつ弥富市の計画の中に取り入れて

いただきますようによろしくお願ひしたいなあと。どうぞ御答弁よろしくお願ひします。

議長（黒宮喜四美君） 土木課長。

土木課長（三輪眞士君） それでは、今後の市の橋梁整備の計画を説明させていただきます。

来年度から2年間で15メートル以上の橋梁、市管理の橋梁につきましては26橋ありますが、点検を実施しまして、それに基づき長寿命化整備計画の作成を行い、補助事業により整備を考えてまいりたいと考えております。

また、御質問の道路につきましては幹線1級市道で市道六條鮫ヶ地線でございますけれど、市内の幹線的道路網を形成するのに必要な道路でありますから、橋梁整備との整合を図りながら道路整備を考えてまいりますので、御理解のほどをよろしくお願ひいたします。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 小坂井議員。

4番（小坂井 実君） 私は、道路が広がって橋が広がると。道路が先で橋が後か、橋が先で道路が後なのかということをおもっておりましたが、一体でやらなくてはいかんというお話をちょっとよそで聞きましたので、そのときには、今の橋の北の方にもう一つ短い、15メートルない、10メートルぐらいの橋がございます。それも同じく狭くて、それはまたもっと低いんですね。下を船が通れないぐらい低いんです。船が通るといふことは今まではあまり考えておりませんでした。三ツ又池公園が完成した暁には、私はあの川が非常に財産になって、娘船頭さんで遊覧船を浮かべるぐらいの価値があるんじゃないかと。坂中地というのは島になっております。中州なんです、昔の。ですから、あの周りをぐるっと船で回れます。三ツ又池公園が完成したときには、そこで有効に使って、遊覧船でも浮かべて、そういう観光地は非常にたくさんございます。去年も行ってまいりました茨城の方、千葉との境の霞ヶ浦には昔の娘さんが船頭をやってみえました。そして、それも一大観光地になっておりました。そこらじゅうにあります、そういう施設は、ぜひそれも目玉の一つとするように、そのためには低い橋をかけかえていただくと。それも一つの提案、要望でございますので、ひとつよろしくお願ひをいたします。では終わります。

議長（黒宮喜四美君） 次に武田正樹議員、お願ひします。

7番（武田正樹君） 7番 武田です。どうかよろしくお願ひいたします。

通告に従いまして、1点だけ大きく質問させていただきたいと思ひます

去る12月議会において、水田の有効利用として新作物の検討を尋ねた折に、生産調整対策として飼料用米を推奨していくとの回答をいただきました。本当にありがとうございました。今回は、2009年度の取り組みについてお伺ひしたいと思ひしております。

最近の新聞紙上において、米政策については米粉や飼料用米、麦、大豆などの生産拡大による水田フル活用への支援を充実させていくとたびたび載っておりますが、水田フル活用とは

どういふものか、説明をお願いいたします。また、弥富市としてはどう取り組まれるのか、お伺いしたいと思います。

議長（黒宮喜四美君） 開発部長。

開発部長（早川 誠君） ただいまの武田議員からの御質問でございますが、今、水田の中では主要作物であります米をつくっておるわけです。それで、転作の手段として過去には、今現在でもそうでございますが、麦、大豆、それから個人転作でやってみえる方、それから休耕といったことで作付されていない土地があるということで、フル活用というのは、冒頭にも市長が申しましたように、国策の中で自給率の向上だとか耕作放棄地をなくすんだということがございまして、そうした中で米、麦、大豆のほかに、そういう土地について飼料作物、それから米粉になる水稻を作付してやっていくというのが、水田のフル活用ということでの定義づけをしておるところでございます。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 武田議員。

7番（武田正樹君） ありがとうございます。

どちらかというところちょっと、わかったようなわからんような内容ですけど、できたらちょっと細かく質問したいと思いますので、お答えがわかる範囲内で結構ですので、特に3月において多分まだ通達が出ていない部分もあると思いますので、その辺について、もしわかりましたらお答え願いたいと思います。

生産調整対策という形で、今弥富市として各地域にある程度例年どおり減反のようなものがなされておると思っております。それについて、実際のところ、それが具体的に水田フル活用としてはどう変化しているのか。少しでも農家のために有効になっているところが御指摘できればお願いしたいと思います。

議長（黒宮喜四美君） 開発部長。

開発部長（早川 誠君） ただいま武田議員の方から、生産調整については昨年と同様ということでございましたので、まず生産調整については、この年末に国から県、県から地域ということで、弥富市の水田農業の協議会の方へ配分が実はございました。これにつきまして、面積的には昨年と同様でございますが、その対応をしていくということでございます。こういった水郷地帯でございますので、変わりはないというふうに思っております。

それで、一つは先ほど言いましたように、麦、大豆については今、表作なり裏作という観点の中で対応しておるわけでございますが、フル活用の中で飼料用作物、要は家畜のえさ用に利用する場合、それから米粉で利用する場合、これは国の用語で「実需者」と言っておるわけですが、端的に申しますと、それを利用する側と事前に契約を結んだ者がこの中での奨励金の対応になってくるということでございます。

それでは、そういったものがどうなってくるかというのは、先ほど言いましたように表作

なのか裏作なのか、それから集団転作でブロックローテーションでやっているところがどうだというようないろんな問題がまだ実は解決されておりません。そうした中で国から来ます転作奨励金、これは交付金でございまして、協議会の方に入るわけですが、その交付金の中に一応新需要調整分といったものも含まれて交付をしますよということでございまして、現実的にはこの3月、4月早々に、私どももJA、それから県と一度その対応についてきちっとしたことを協議、また具体的な事例等の対応を協議しまして、4月の水田農業の推進協議会で調整をさせていただくというふうに思っております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 武田議員。

7番（武田正樹君） ありがとうございます。

先ほど説明していただいて、かなりこれから先、難しい中でやっていただかなくちゃならん。実際のところ、年が明けてからこうやって支部長さんを通じて各農家に知らされて、そして各農家が判断してやっていくと思うと、確かに時間的にもうほとんどなくなっています。ましてや、もう3月の段階に来ています。できたら、なるべく早目にわかったことから順番に農家の方へ伝えていただきたいなと思っております。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

水田フル活用対策として、水田を最大限活用して米粉、飼料用米といった新規需要米を生産していただいて、食料の安定供給確保を目指していくことになるわけですが、この取り組みに対する弥富市としての助成についてお伺いいたします。

秋田県においては、米粉用米と飼料用米の作付に10アール当たり3万円、そして稲発酵粗飼料に10アール当たり1万円を独自助成する方針だそうです。また、新潟市においても10アール当たり2万円を上乗せするそうです。例えば弥富市としては、独自助成というのはこういうものにできないでしょうか。現在、麦、大豆に対しては弥富市として10アール当たり1万円の独自助成がされています。同程度の助成ができないでしょうか、せめて。あるオペレーターの方から実際のところお話を伺ったんですけれども、米粉用米について、愛知県に対する割り当てというのがもう既に来ているらしいです、6から7ヘクタール。愛知県全土で6から7ヘクタールということはかなり少ないと思います。その中で、もう既に弥富市の一、二のオペレーターの方は手を挙げてみえるそうです。それで、せっかく手を挙げてみえるものですから、できたら弥富市として独自に麦、大豆並みの助成がお願いできないかなと思っておりますが、どうでしょうか。

議長（黒宮喜四美君） 開発部長。

開発部長（早川 誠君） 先ほども御指摘を受けたわけですが、こういった政策のもとに対応が遅いということでございますが、現実、私どもの方もそういった情報的なものについては入ってきた段階というのが非常に遅うございまして、現在でもまだ確たる情報が

来ておりません。そうした中での話でございまして、農家の皆さん方には非常に御迷惑をおかけしているというのは重々おわびするわけでございますが、先ほど言われましたように、飼料用作物、それから米粉についての対応でございますが、一つは、国の転作の交付金での対応の中で地区がどのように対応していくかということがあります。そうした中での価格設定の対応を真剣に考えていかないかんといいふうに思っております。

それから、市としては平成20年度においては集団転作用の麦、大豆については7,000円、それから個別転作については3,000円ということで、極力、集団転作等々に結びつけるようにということで対応してまいりました。現実、21年度もそのような対応をしておりますが、米粉、それから飼料用作物も含めまして、今現在ある制度の中で慎重に検討をしていきたいというふうに思っておりますので、ひとつ御理解がお願いしたいと思っております。

議長（黒宮喜四美君） 武田議員。

7番（武田正樹君） できれば本当は1万円助成していただけるとありがたいなあと思っております。なぜかという、オペレーターの方に話を伺ったんですけれども、例えば麦、大豆というのは新規の新しい大型機械を結構購入しなくちゃならない。そして、その値段が1,500万円ぐらいかかると。1,500万の新規投資を行って2年、3年でやめられると、オペレーターの方もかなり苦しいと思います。米粉、それから飼料用米については現在ある機械で賄えるという話です。その辺で、後継者不足の時代にオペレーターの方にこれから先も農地を維持していただくと思ったときに、実際のところ、そういう方にある程度助成をしていただけないかなあと思っております。そういう形でもし助成していただければ、これから先も農地の維持ということ、そしていろんな面で食料自給、そして地産地消の地元の食材を使っていただくということでも有利だと思うんですけれども、再度お伺いします。できれば助成のほどをよろしくお願ひしたいんですけれども。

議長（黒宮喜四美君） 開発部長。

開発部長（早川 誠君） ただいまオペレーター、いわゆる土地利用型農家の機械投資については非常に高額であるということでございますが、確かに今の農業用機械というのは、農家の農地離れ等々もございまして、受注生産のような格好になってきております。そうした中で、オペレーターの方については、今麦、大豆というようなことで特にコンバイン、収穫時のものについては米とはまた別の機械ということが出てきております。ですが、今の状況下でいいますと、私どもこの弥富市内に限って申し上げますと、若干私と隔たりがあるかと思いますが、私が感じる中では、今現在、麦、大豆のオペレーターの方たちでの作付というのはほぼ飽和状態、もう限度いっぱいではなかろうかと思っております。機械の更新等につきましては、私どもも国、または県の補助事業等を活用して、そういった機械の導入なり、それからリース等々で対応を支援していくという方向もございまして、そういった観点から

申しますと、逆に今の飼料用作物等々については、水田作物、特に水稲との兼ね合いでございますので、これについては既存の機械等も利用できるんじゃないかと。全体的には、やはり水田を先ほど武田議員が言われましたようにフル活用していくと。要は作付をして、麦、大豆、それから飼料用作物、米粉ということもございしますが、そういったもの以外にも活用をして、少しでも自給率の向上につなげるようにということがございますし、私どもも、先ほど言いましたように国からの配分の中で真剣に、麦・大豆とあわせてそういったものの対応をしっかりと考えていきたいというふうに思っておりますので、ひとつ御理解がいただきたいと思います。以上です。

議長（黒宮喜四美君） 武田議員。

7番（武田正樹君） ありがとうございます。

弥富市の場合、調整していただいた水田というのは全国に比べて結構達成しているんです、減反は。そして、農家の皆さんに協力してもらっています。実際のところ米粉とか飼料用米という話が上がっているのは、米どころの産地で調整が未達成のところに対する優遇措置です。弥富でこれだけの調整が達成されているのに、何かそんなような感じがしてしょうがないんですけれども、例えば市として少しでも助成していただければ、これから先、農家の方、そしてオペレーターの方も少しでもこれから農地を何とか維持しながらやっていただけるんじゃないかなあと思っていますので、ぜひともよろしくお願いします。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

実際のところ、まだ愛知県では取り組みが少ないんですけれども、米粉について少し質問をさせていただきたいと思います。

2007年度の小・中学校の米飯給食というのは、たしか文部科学省の調査によると週3回だそうです。一方、給食に使われる地場産の食材の割合というのが全国平均で23.3%、一応政府の目標があるそうですけれども30%だそうです。弥富市における地場産の食材の割合は何%ぐらいでしょうか、お教え願えませんか。

議長（黒宮喜四美君） 教育課長。

教育課長（服部忠昭君） それでは、武田議員の御質問にお答えさせていただきます。

地場産の使用の割合ということでございますけど、1月の調査の関係で、現在、地場産は愛知県産、海部地区産、弥富産を含めまして、弥富市の場合、1月の段階では43%でございます。

議長（黒宮喜四美君） 武田議員。

7番（武田正樹君） ありがとうございます。

すごい高い数字でありがたいなあと思っております。弥富市の場合、学校給食に43%の地場の米なり、それから野菜なり、いろいろ使っていただいている。地産地消ですごくありが

たいなあと思っているんですけども、これから先、それ以外の食材、いろんなものを学校給食では調達していただくなくちゃいけないと思うんですけども、そういう面で例えば遠くから食材を運ぶ、特に輸入のいろんな食材を運ぶということは、飛行機なりトラックなり船というものをすべて使って運んでくるわけですけども、そういうものというのはほとんど二酸化炭素を使って、どちらかという環境に負荷をかけて運ぶことができます。そういう形のもがこれから先、学校給食に使われるということから考えると、確かに弥富市としては43%と非常に高い数字で地場産のものを使っているんですけども、そういう環境負荷の面から考えると、地場産の食材というのはできるだけ使っただけかなあという気がして願いますんですけども、例えば米飯給食をたしか弥富も週3回だと思いますが、これを週4回にするということはどうでしょうか、どうでしょうか。

議長（黒宮喜四美君） 教育課長。

教育課長（服部忠昭君） 現在の学校給食の状況でございますけど、2週間、10日間をベースにお答えさせていただきます。

現在、米飯が大体7回前後でございます。2回から3回が、いわゆる小麦粉を使ったパン食でございます。あと1回が、そばとかきしめんといっためん類の関係でございますので、先ほど3回という御指摘がございましたけど、県・国等は3.5回、弥富の場合は3.5回でございますので、これを新たにふやすというのは現在は考えておりません。

議長（黒宮喜四美君） 武田議員。

7番（武田正樹君） ありがとうございます。

すみません、私の記憶違いか聞き間違いでした。3.5回ということでしたので、確かに全国である程度米飯給食というのは進んでいまして、全国平均がたしか3回になってきているという話を伺いました。そして、目標として4回にしたいと。なかなか4回というのは、いろんな材料や何かを調達するに当たって難しいという話も伺っています。ただ、これからお願いしたいのは、例えば米飯じゃなくても、米粉の加工として米を使っただけということもこれから考えていただければかなあと思っております。米粉の加工食品というのは私も知りませんでしたけれども、いろんなものがあります。パン以外にケーキとかピザ、そしてお菓子、ギョウザ、いろんなものに加工されております。こういうことについて、学校の給食の食材として米粉を使ったそういうものを使っただけ。特に地元の米を加工していただいてそういうものに使っただけということ、これから先、考えていただけないかなあと思っておりますが、どうでしょうか。

議長（黒宮喜四美君） 教育課長。

教育課長（服部忠昭君） 学校給食への米粉パンの導入という関係でございますけど、現在、学校給食のパン代、県の学校給食会が供給しています小学校の高学年ベースでお答えしたい

と思います。

高学年の場合ですと、大体小麦粉パン、標準パンと言っておりますけど、規格で大体70グラムでございます。こちらが、現在税別で42円57銭で今年度は購入しております。同じグラム数のものを米粉パンで購入しますと、税別でございますけど1食当たり92円25銭となりますので、価格としまして2倍強、金額で約50円ほどの差がございますので、こちらの方の価格はかなりございます。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 武田議員。

7番（武田正樹君） 実際のところ92円で倍になると確かに食費の不安がまたふえてくるということで、父兄の方とかいろんな方に食費の負担をもししていただければ本当はありがたいなあと思うんですけども、それは難しいということです。

ただお願いしたいのは、これから先、米粉のパンは結構最近あちこちで取り組まれております。皆さん御存じのとおり、あまり出していいのかわかりませんが、コンビニエンスストアの、名前を呼んではいけませんけど、1社については米粉のパンを扱ってみえます。最近、少しずつそういう地場産の食材を使ってやっていくというのがちらちら見え隠れしています。その辺を考えていただいて、これから先、いろんな面で導入していただくということが私は必要だなあと思っております。そうすると、農業者、そして地元で農業をやっていくオペレーターの方たち、少しでも地元の子供さんに食べていただくものについて安全で安心な、そして食育の面からも、これから先、いいんじゃないかなあと思っております。その辺から、これから地元産の食材を取り入れていただくということについての、ある程度考え方をお聞かせ願えないでしょうか。

議長（黒宮喜四美君） 市長。

市長（服部彰文君） 武田議員に学校給食につきましていろいろと御質問いただいておりますが、つい先日、私も弥富中学校の方で生徒と一緒に給食を食べる機会がございました。今の食育の一環で、学校給食をいろんな分野に対して知恵を出しながら、限られた給食費の中で賄っていただくというようなことでございまして、私がお邪魔したのは、食育の一環といたしまして郷土料理を食べようということでございます。いかに通常の給食からプラスアルファの付加価値を求めていって、栄養士さんもいろんなお力添えをいただいている、知恵を出していただいているということでございます。そして、北海道料理であるとか、秋田料理であるとか、四国であるとか、あるいは沖縄の料理をという形で郷土料理を食べる習慣もございます。

また、それぞれの地産地消という形でございますけれども、先ほど来、課長が答弁しておりますように、これも高めていかなきゃいかんというのも事実でございます。しかし、学校給食というのは一つ大きな組織の中でやっていることも議員御承知のとおりだと思っております。

ます。我々としては、地産地消を含めてそういったことで使っていただくことはこれからも努力してまいりますけれども、県との関係でなかなかそういうことも進まない場合もあります。正直言って、そういう分野もあるわけでございます。そういった中でよく考えながら地産地消を高めていきたいということでございます。

それから、米粉パンというお話がございましたけれども、食というのは装置産業の中でいかに大量に物をつくっていくということがコストの削減につながってくるわけでございまして、まだまだ米粉パンをつくる装置ができていないというのが私の見解でございます。そういうことによって、まだまだ非常に高いコストになっているというふうに思っております。こういうことはどんどんどんどん普及されてコスト的にも安くなれば、また違った対応の仕方もあるかと思っておりますので、米粉パンに対する原料コストといったものも見きわめていかなきゃいかんというふうに思っておりますので、御理解賜りたいと思います。

議長（黒宮喜四美君） 武田議員。

7番（武田正樹君） ありがとうございます。

実際、米粉パンを皆さん食べられた方ありますか。わからないと思いますけれども、立松議員が春まつりに今までも結構つくって売って見えまして。こしはちょっと微妙な線らしいもんですから、もし売って見えたら皆さんぜひとも試食してください。本当においしいです。小麦のパンとちょっと違いまして、ちょっともちっとした感じとボリューム感、そしてイーストか何かのにおいがちょっときついんですけれども、実際のところ結構腹ごたえがあるというような感じのパンです。これから先、先ほど市長の方から話がありましたように、コストが下がってきたときにはぜひとも学校給食に取り入れていただいて、地元の米粉を使っていただいて、少しでも農業の面でも地産地消と、さらに食育の面からもよろしく願いいたします。

これで私の質問を終わらせていただきます。

議長（黒宮喜四美君） 午後に入りまして1時間少々経過しました。これより休憩をいたします。2時25分開会といたします。

~~~~~

午後2時13分 休憩

午後2時25分 再開

~~~~~

議長（黒宮喜四美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

佐藤博議員。

6番（佐藤 博君） 通告に従いまして2点について質問をいたします。

まず最初に、時代を超越した創造的・効果的教育活動への提言をしたいと思います。

きのう、きょうと、いろいろ子育ての問題が議題となっておりました。今回は、子育ての中で基礎的なしつけと基礎教育の重要性を考え、その対応について、日ごろ私の考えていた考え方を中心に提言をして質問していきたいと思います。

まず最初に、子育てとは子供が成人するまで必要なことであると私は考えておるのであります。いつの時代でも「このごろの若い者は」という言葉をよく耳にします。これは、それぞれの時代の若い人と親や大人たちが育った時代や環境等の違い、すなわち産業や経済活動の進展や社会生活等の変化によって、若い人と大人たちとの考えや行動の違いが至るところで生じ、価値観が変化していくからであります。そのような中で、いつの時代でも親は子供への期待感が伴い、期待しているように果たして育ってくれるかどうかという不安もあり、子育ては難しい問題の一つであると言われているのであります。

さらに、現代の社会情勢の中では急速に少子化が進みまして、必然的に過保護になったり、また高学歴社会による学歴偏重傾向から受験勉強が重視され、遊びを知らない現代っ子がふえたり、知識は得ても知恵を出すことのできない人間が多くなっているのではないのでしょうか。問題は、基礎学力や社会常識がなおざりになっていたり、正しい社会生活や人間関係をわからなくなったり、事の善悪の判断を見失ったりして、万引きや窃盗、殺人にまで及ぶ少年たちが急増している危険な状態になったのであります。このような状況を見逃していくことはできないと、お互いにみんなが感じておられることだと思います。

昨今、永田町では「先読めず心が読めず字も読めず」と麻生総理をやゆする川柳が流行したのであります。また、麻生総理の年頭書き初めの誤字問題もテレビの報道で見ました。これらは麻生総理の教養問題として騒がれたことであり、麻生内閣の支持率の低下にも連動しておると思います。また、ある意味においては、子供たちに及ぼす影響も非常に大きいのではないかと思います。問題は、字を読み間違えたといって簡単に済ます問題であろうかということであります。読み間違えたということと読み方を知らなかった、読むことができなかったということでは大きな違いがあるということであります。今回の麻生総理の場合は明らかに読み方を知らなかった。そのために当て字で読んでいったから読み間違えた箇所が多くあったということで報道されたのであります。これも、戦後教育の中で教育の原点、基礎知識である読み書きそろばんを軽視し、なおざりにしたことに原因があり、戦後教育の欠陥の一つではないかと思えます。

古いと言われるかもしれませんが、明治時代、日本が短期間に欧米の文明に追いつくことができたのは、明治23年10月公布された教育の基本、社会生活の目的が示された教育勅語によるところが大きかったと言われております。国を挙げて学校も家庭も地域社会もこの教育勅語を尊重し、結集したからであります。21世紀の日本教育、社会生活を見詰める上で、一

度この教育勅語を分析してみることも重要なことではないかと感じております。

この教育勅語の根底は、道義立国の達成でありました。すなわち、日本人が人間として踏み行すべき正しい道、徳の道筋を達成することでありました。要約しますと、親に孝行、国に忠義を尽くすことを初め、お互いに仲よく愛の手を差し伸べ合うこと。特に学問を怠らず、知識を養い、人格を磨き、秩序を守り、職業に専念し、社会・公共のために貢献すること。真心をささげて国の平和と安全に奉仕しなければならない。そして、これらのことは善良な国民としての当然の務めであるばかりでなく、祖先が示し残された伝統的美風をさらに一層明らかにすることであると示されていたのであります。

私は国民学校5年生で終戦を迎えましたが、子供のころ、ただこの教育勅語を斉唱するのみで、内容や意味は漠然としてしかわかりませんでした。昨今の教育環境、社会状況を憂いて、この教育勅語を改めて読み返してみましたが、現代社会においても日本が誇るべき立派な人間教育の指針であったと私は信じております。戦後なぜこの立派な教育勅語が批判され、ほごになったのか。それは、国民総動員の戦争に利用されたからであり、内容はすばらしいものでありながら、特に国のために忠義を尽くすという内容を中心に運用が悪用されたからであると思われます。

さて、世界の中で高い評価をされてきた日本の教育の原点を考えてみたいと思います。

まず、その一つは読み書きそろばんが基本であります。現代の文明社会においてはテレビあり、パソコンあり、計算機ありと、テレビで情報や知識を得ることができ、ドラマで喜怒哀楽を感じることができる。本を読む機会は少なくなりました。字を書かなくともパソコンで文章が書ける。計算機があればすべて計算ができる。すべて文明の利器で間に合うのだから、苦労して習わなくてもいいのではないかと考えがちになってきたのであります。筆で字を書く書道、習字は、美しい字を書くばかりでなく、筆順を覚えるために重要です。現在、学校教育、ゆとり教育の中では、習字もそろばんも小学校の中学年でわずかに習うだけで、ほとんど習得はされていません。ゆとり教育と言われている学校教育のカリキュラムでは困難と考えます。

そのような中で、去る7日の中日新聞の夕刊に、このような「そろばん復権なり」との見出しで、受験者増加、集中力高まると、大きく、そろばんを習う子供がふえつつあり、その効果を掲載しています。そろばんを単なる計算の道具としてではなく、集中力や忍耐力を養う訓練ととらえる考え方が強調されており、勉強する姿勢に粘り強さが出てきたとか、勉強する姿勢や集中力などが向上する変化が見られたと効果が紹介されていたのであります。また、兵庫県尼崎市で構造改革特区としてそろばん特区を設定し、小学2年から6年まで、年10から50時間そろばんの授業をするようになったことが紹介されておりました。

さて、そういうような状況の中で提案ではありますが、校外活動として、児童館とか学童保

育とか子ども会活動等において読み書きそろばん教育を実施することを提案したいと思うのであります。必要経費については市が社会教育費で計上して、ボランティアを中心とした活動とし、PTA、シルバー人材センター、社会教育団体と市民の協力体制を確立することが望ましいと思います。また、定期的に読書会や競技会、読書感想発表会、展示会等、機を見て実施することによって市民や子供たちに関心が高まっていくのではないかと考えますが、教育長、並びに市長の御判断を仰ぎたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（黒宮喜四美君） 教育長。

教育長（大木博雄君） 昨年の3月に新学習指導要領が公示されました。小学校は平成23年度から、中学校は24年度から完全移行されますが、知識、技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成、道徳教育や体育の充実により豊かな心や健やかな体を育成することを基本方針としております。すなわち確かな学力、豊かな人間性、健康、体力の知・徳・体をバランスよく育てることをより一層進めることを目指しております。携帯電話やインターネットに代表されるように、情報化の急速な進展に伴い、人と人のきずなの弱体化や家庭や地域の教育力の低下などが言われています。

こうした中、本年2月、文部科学大臣が日本のよさを見直そうという、心をはぐくむための五つの提案がされました。一つ、読み書きそろばん・外遊びを推進する。二つ、校訓を見直し実践する。三、先人の生き方や本物の文化芸術から学ぶ。四、家庭で生活の基本的ルールをつくる。五、地域の力で教育を支える。社会生活を営んでいくための基本的倫理観や自制心、自立心を育てる取り組みをしていく必要があり、新学習指導要領の移行期間ではありますが、道徳を充実させ、公共の精神や伝統文化を重視するとともに、体験学習を通じて感動を覚える多くの機会を設けることについて、先行して実施することになっております。

御指摘の読み書きそろばんは、古くから教育の基本とされてきました。子供のうちに身につけておくべき基礎・基本となる能力と言われております。そろばんは、議員も言われましたように、集中力や想像力を発達させると言われておりますし、過去2回行われました全国学力学習状況調査の分析結果では、読み書きが算数の成績により影響を与えているという結果が出ております。小・中学校での教育課程のカリキュラムは細かく組まれておりますので、御指摘のように学校の授業の中での位置づけは難しいかと思っておりますが、読み書きそろばんの有効性については十分認識されておりますので、校外活動の中で今後どのようにしたらいいのか、教育委員会を初め関係者の皆さんと検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 佐藤議員の御質問にお答え申し上げます。

教育に対する熱い思いが議員の先ほどの御質問の中から伝わってくるわけでございますが、

私は、教育はかねがねいろんな機会の中でお話をさせていただいておるわけですが、学校教育、社会教育、そして今一番大事なのは家庭での教育ではなかろうかというふうにお話をさせていただいておるわけですが。そして、私たち行政が携わっていくのは学校教育であり、社会教育のわけですが。この辺の分野につきまして、いま一度根本から問い直していかなきゃならない、そんな時代でもあろうかと思っております。少年とか児童・生徒が大変大きな事件を起こしてしまう。いわゆる心にゆとりがない。あるいは、集中力がないということがよく言われるわけですが。友達同士の間においても、言葉としては「キレやすい」というか、非常に感情的になりやすいというようなことがよく言われておるわけですが。私どもといたしましても、やはり教育委員会でしっかりこの辺のところを御論議いただき、あるいは民生部の児童課の方でしっかりと論議をいただいて、次の時代を担う児童・生徒、青少年をどう育てていくかということが、私ども行政に携わる者としても大事な問題だろうというふうに思っております。一度また関係団体と、あるいは関係部署としっかりと論議をしていきたいと思っております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 佐藤議員。

6番（佐藤 博君） 教育長の答弁によると、非常に関心を持っていただいておりますということは感じました。

問題は、次に質問をしようとしております青少年健全育成事業と、あわせてもう一度弥富は教育のまちだということを大きくアピールしていくことが大事ではないかなあと思っております。そこでもう1点、正しいしつけを考えるために、青少年健全育成活動について提案をしていきたいと思っております。

旧弥富町は、昭和49年11月、町村合併20周年記念事業として青少年健全育成都市宣伝を行い、緑と文教のまちづくりをテーマに、学校教育環境の整備、社会教育、社会体育施設の整備などがほぼ10年かけて着実に進められてきました。また、親子のふれあいを中心に青少年健全育成事業が進められてきているのであります。この発端は、町内で白昼、主婦が殺傷されるという大事件が発生し、蟹江警察署と県警本部の大がかりな捜査の結果、中学生の犯罪という結果に私どもは大きなショックを受け、町を挙げて青少年の健全育成の重要性を痛感し、青少年健全育成都市宣言をした経緯がありました。

さて、弥富町民としての指針とすべき町民憲章もそのときに公布されたのであります。弥富市となった現在も市民憲章として誇るべきすぐれた指針であると思っております。その中身は、お互いに一人一人が健康で教養豊かな人となり、明るく温かい家庭づくりを目指し、よき伝統やよき決まりを守る市民になることを目指しているのであります。また、みんなで力を合わせて美しい自然環境を大切に、美しいまち、文化の薫り高い平和なまちづくりを呼びかけた憲章であります。

この青少年健全育成都市宣言も35年経過した現在、青少年健全育成活動もマンネリ化しているような傾向も見られ、活動内容も時代の変遷、環境の変化等を考えながら、使命感の認識・確認、活動内容を検討する時期が来たのではないかと考えます。健やかに青少年を育成する、非行化を防止するなど、そのために行政は何をなすべきか。学校は、PTAは、地域社会はなど、見詰め直す必要性が来たのではないかと考えております。だれかがやってくれる、うちの子さえよければといった考え方も見直し、市民一人一人が何をなすべきかを考えていく時代を迎えたと思います。

25年ぐらい前だったと思いますが、「子とともに」という教育振興会の出版誌に、「青少年健全育成のために親は何をなすべきか」をテーマとして私が投稿した文章があります。子供は親の言うようには育たないが、親のするようには育つということでありました。

竹村健一さんと桐島洋子さんの対談集から、知的野生教育という考え方があります。動物は、自分の子供に対して生命の自立と生活の自立を厳しく教え、実践できるようになると親から自然と独立・自立していくのであります。生命の自立とは、外敵からどのようにして自分の身を守るか、どのようにして戦うか、どのようにして争いから逃れるかなど、自分の生命を自分で守れるように教えていく。次に生活の自立とは、どのような獲物をどのようにしてとり、食を満たすか。どのようなところに安全な住まいを得るか。どのようにして暑さ寒さをしのぐか。毛の生え変わり、冬眠なども本能的に必然的に身につけていったものと言われている。このように、衣食住がしのげるようにきちっと教え、実践させてから親離れ、独立、自立するのであります。人工飼育された動物は、生命・生活の自立ができず、早く死亡していく実例をよく耳にすることがあります。このように、動物の親は子供を自立させる責任を果たしているからであります。果たして現在、人間社会は生命・生活の自立を子供に正しく教え、実践できるようにすべて責任を果たしていると言えるであろうか、考えてみたいと思います。

人間社会には、さらに経済、文化などがあり、言葉や数字があります。そして、物をつくらしたり、付加価値をつけたり、貨幣を活用したりする経済活動が存在するのであります。そのために、経済活動ができる能力を身につけさせる経済の自立を教えることも重要なことであるという考え方、生命・生活の自立を動物の子育てから学ぶ知的野生教育ということでもあります。生命も生活も経済も守ってもらって当たり前と甘えの構造が充満している現代人では、子供の自立心、自助努力を教えることができないのではないかと日本の将来を心配する人もあるわけで、私もその一人であります。まず生命の大切さ、自分の命は自分で守る、自分の生活は自分で守るといった基本的な生活習慣を親も子供にしっかりと認識させることができているか問題であります。親も子供も感情より理性を大切に生活習慣への意識改革が重要であります。

しかし、教育委員会も承知しておられると思いますが、学校名は避けますが、昨今、非行児童、不良生徒が問題を起こしていることに関係者は頭を悩ませておられる事実もあるわけです。そこで、基本的な問題は、家庭教育、親のしつけができていないことに起因していると思います。家庭、学校、社会、行政等がなすべき使命をお互いに認識した青少年健全育成活動を市挙げて取り組まなければならない時期を迎えたと思います。そろそろ青少年健全育成都市宣言にふさわしい活動内容を時代に即応したものに検討されていく必要があるのではないかと思います。この点についても、教育長並びに会長であります市長のお考えを承りたいと思います。

議長（黒宮喜四美君） 教育長。

教育長（大木博雄君） 次代を担う青少年の健全な育成は国民共通の願いであります。しかしながら、青少年をめぐる昨今の状況は、いじめ、不登校、引きこもり、ニート、少年犯罪の深刻化など、さまざまな問題が発生しています。情報化の急速な進展で外で遊ばなくなり、テレビやゲームの時間が長く、就寝時間が遅く、睡眠時間が少ない子供がふえています。また、朝食を食べないなど基本的な生活習慣が身につけていない子供も多くなっています。また、家庭は特に親子のつながりを築き、維持する営みを通じて、子供がさまざまな力を身につけて成長していく基礎的な場ではありますが、平日の親子の接触時間がほとんどないという父親や、子供の悩みをあまり知らない親が多くなっています。青少年の健全育成の重要性について一人一人が認識を深め、家庭・学校・地域社会が連携・協力して取り組んでいかなければならないと思います。

最近、意欲を持たない青少年の増加が懸念されています。基本的な生活習慣の確立や基礎的な体力の向上とともに、親子間の愛着形成と需要関係の構築は青少年の自立への意欲の基盤として欠かせないものであることは明らかになっています。特に親子関係が密接な乳幼児期から学童期にかけて、生活を通じて家庭で培われるべきものであります。まず、家庭教育こそ青少年の意欲の基盤を築く重要な役割があり、家族全員が子供の自立を促すために積極的にかかわるといふ姿勢が必要になってきます。また、家事を分担させることは子供の生活体験を豊かなものにするとともに、親から愛情や励ましを得られる機会にもなります。

家庭は社会の基本的な構成単位であり、家庭そのものが一つの小さな社会です。社会において一定の役割を担い、その責任を果たすための訓練の場となり、さらにはその経験を経て自立への自信を獲得できる機会ともなります。乳幼児期からの家庭教育が基本であり重要であることをまず一人一人が認識するとともに、学校・地域が連携して青少年健全育成にかかわっていくことが必要だと思います。今後、青少年健全育成活動については、こういったことを踏まえて関係者と相談しながら進めていきたいと思っています。以上です。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 佐藤議員から、青少年の健全育成について現在のマンネリ化を打破すべきじゃないか、また新しい方向に対してしっかりと指針をとるべきではないかという御質問でございます。

今回の3月議会で私は何回か弥富市の総合計画の話をさせていただいておるわけですが、その政策目標の一つとして、「人が輝き文化が薫るやとみ」というテーマを上げさせていただいております。この人が輝き文化が薫るという本来の意味を皆が一生懸命理解していくということから始めていかなきゃならないと思いますけれども、つい先日も市の体育協会と会合を持ち、今年度、平成21年度の予算の中で、スポーツあるいは文化の振興という形で具体的な予算をつけているものがないではないかと所管の部署をしかるわけですが、市の主催のスポーツ大会であるとか、あるいは市の主催のスポーツ教室の参加者であるとか、そういうことに対してもう一度きちっと洗い直しをしていただきたいということを指示したばかりでございます。そういうことも含めまして、いま一度、青少年健全育成というものを政策目標に掲げております弥富市の総合計画に取り入れながら皆で知恵を出していきたいというふうに思っております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 佐藤博議員。

6番（佐藤 博君） 昭和49年、青少年健全育成都市宣言をしたとき、マスコミから記者会見を私は受けまして、どんなことをするのかと問われたとき、私は率直に親の教育をすることと答えたのであります。問題は、親が子供に対して子供の健康管理としつけができるようになることとあります。提案であります。子育て支援体制を抜本的に見直し、児童課と教育課にまたがる乳児・幼児・児童・生徒に至るまでの相談窓口を設置するとともに、父親・母親の教育講座を開設することとあります。また、具体的にどのようにして、どのような子育て講座、教育講座を開設するかについては、私の考え方も述べていきたいと思いますが、一番大事なことは、今テレビでも寺子屋教室等が行われて、母親等がしっかりと勉強しておられる姿が映し出されておるときがあります。マスコミ関係との協力を得て子育て講座を受講してもらい、受講できた人には受講認定証等も渡すような、そして弥富市民の親たちがみんなそういうような子育ての講座をしっかりと受けて自分の子供を育てていくんだという認識を持っていただくような考え方も一つ取り入れていただいたらどうだろうかと思っております。時間もあんまりありませんので、一応この点についてはきょうは提案をしておきますから、今後具体的にどういうように具現化するか、よく考えてやっていただきたいと思っております。

次に、特別養護老人ホーム輪中の郷の運営について、現況を確認するために質問をいたします。

輪中の郷は、当時の弥富町が高齢化社会を迎えて昭和62年から老人ホームを建設すること

を発案し、議会と一緒にあって先進地の視察もしたり、計画した施設であります。行政が発案し、建設した老人ホームは全国的にも少なく、福祉法人が計画し、行政が支援するというのがほとんどでありました。しかし、この輪中の郷は、敷地も財政面においてもほとんど国・県・弥富町が負担をしてきたという経緯があるわけでありました。敷地も、国有地のために愛知県へ払い下げを受けるように依頼をし、愛知県から1億数千万円の有償払い下げを受け、一部隣地の買収をし、すべて弥富町が土地については投資したのであります。国・県の補助金を受けるために福祉法人をつくり、海南病院を勇退される予定の下村院長先生を初め十数人の理事・監事と、直接老人ホームを運営する施設長に県の退職予定の浅井さんを町の幹部会で選任、依頼して福祉法人を立ち上げたのであります。建設費については、国・県・弥富町の補助金と、一部借入金については、弥富町が建設資金元利償還補助金として毎年返済することで賄ったのであります。

今回の21年度予算の中にも950万6,000円、予算説明書の71ページに計上されております。運営費については、措置費等の2ヵ月ぐらいおくれることが予想されるので、つなぎ資金として1億円を目標に町民の皆さん方からの寄附で賄って建設も運営もできるように、すべて弥富町が中心につくった施設であります。

以上が、私が町長として直接計画に関与した経過であります。

現況の運営について質問をしたいと思います。

現在、弥富市の行政機関と輪中の郷の運営についてはどのような関係にあるのか、これは副市長しかもうわかっていないと思いますので、副市長は今まで答弁の機会がありませんでしたので、副市長にお尋ねをいたします。

議長（黒宮喜四美君） 加藤副市長。

副市長（加藤恒夫君） 先ほどは佐藤議員の方から、輪中の郷の当時建設されたときの行政のかかわりということいろいろお話をいただきまして、私も聞かせていただいております。今御発言されたそのもので輪中の郷ができたということ認識しております。

それで、行政と輪中の郷との関係はどんな状況かということですが、あくまで今お話しされたように、輪中の郷ができたということについては行政主導型でできたということも事実でございますが、現在運営されている運営そのものは、福祉法人として法人化された形での運営でございます。したがって、行政と輪中の郷の関係はということになりますと、私どもの方から理事の選任等もしておりませんし、行政の者がそこにかかわっているものでもございません。そういったことでございますので、おのずと現在の社会福祉法人輪中の郷は理事さんの中でいろいろ運営がされているということございまして、当時の思いからしてみると、行政が関与していないという問題があるかもわかりませんが、あくまで法人格の運営ということで御理解がちょうだいしたいと思っております。以上です。

議長（黒宮喜四美君） 佐藤議員。

6番（佐藤 博君） つくって、そしておぜん立てをして、福祉法人にお任せをして、あとはどうぞ御自由にやってくださいというような考え方の状況でないかなあと考えております。これはいささか問題があると私は思っております。

と申しますのは、最初の理事さんとか評議員さんとか、あるいは今申し上げました理事長、施設長等は、町の幹部会で十分議論をして、こういう方にやっていただければありがたいんじゃないかというようなことで依頼をしてスタートしたわけでありまして。しかし、その後、弥富町が知らんうちに理事長や施設長、あるいは理事等がみんな決められていったということになると非常に問題があると私は思っております。私も寄附を皆さん方をお願いした経緯がありますから、今でも市民の中には、これは当時の弥富町長が一生懸命やったんだというような考え方の方が非常に多いわけなんです。ですから、私のところへは問い合わせやいろいろなことがあります。

ところが、その後、私が聞いておる範囲ではいろいろなことも起こっておるんです。それは、利用中の事故もあったり、あるいは平成14年にユニット化に着工してきたり、いろいろした結果がうまくいっていないものもありますし、うまくいったものもあるわけなんです。そういう中で私も一度これは調査をする必要があるなあとこのように感じまして、それで直接、輪中の郷に行きました。そして、現在、服部施設長ということでありまして、服部施設長に財政状況等いろいろと質問をしたわけでありまして、部外者であるあなたにそういうことを言う、あるいはまた示す必要はありませんという返事でありました。私は、わかったと言って帰ってきました。これが現状なんです。

ということは、今、副市長の答弁を聞きますと、この社会福祉法人 弥富福祉会の役員、理事、評議員、監事もだれが選任しておるのか。市は全然関与しておらんということであるなら、これは何のためにつくったのか。ただ、入居者は国や県の補助金をいただいた関係で、今でいうと弥富市民だけではなくて、入居者は順番ということは法律で決まっておるわけですからやむを得ませんけれども、弥富市は大いに関心を持って、市民の声を聞きながら改めるところは改めるようにしていくとか、いろいろなことをやるのは当然の責任だと私は思っております。そういう人事についても何も知らんということであるのかどうか、改めて副市長にお尋ねをいたします。

議長（黒宮喜四美君） 副市長。

副市長（加藤恒夫君） 社会福祉法人の運営ということにつきまして、先ほど申し上げましたように、組織そのものの中核をなしているのは理事会であると思っております。理事さんの選任等についても、あくまで理事会において承認がされる内容のものであると思うわけでございます。その職員についても、理事長の権限の中で職員採用等もなされてきていると思いま

す。

それで、行政が社会福祉法人に対してどう関与していくかという問題であるわけですが、基本的には私が今申し上げた形、社会福祉法人というのは、あらゆる関係の中から理事会の中でいろいろ運営がなされていくというのが筋論ではあると思います。しかし、最近の社会情勢を見てみますと、非常に高齢化の進展だとか、それから働き手、子供が非常に少なくなってきておる中で、こういった高齢者の方々をお世話する施設についてどう行政がかかわっていくかという問題については、我々も福祉課だとか介護高齢課の方を中心として、いろいろ福祉対策に対して事を行っておるわけですが、そういった中でこういった輪中の郷のような施設型の福祉につきましては、今お話しさせていただいたように、行政もそういった中で十分今後高齢化対策といったことについて対応をとっていかなきゃならないということでございますので、あくまで輪中の郷等との情報の共有化といったことにおいては今後も一層密にしなきゃならないとは思っております。しかし、情報の共有化がその運営に対しての共有化ということになりますと、またそこに問題があるかと思うわけですが、そのところは今後情報等を絶えずお互いが交換を交わして、今後の高齢化社会に対する対策をとってまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。あくまで両輪で進めなきゃならないものは進めなきゃならないと思っております。以上です。

議長（黒宮喜四美君） 佐藤議員。

6番（佐藤 博君） 最初は、今申し上げましたように理事長も施設長も専門的な立場で、そして理事さんもいろいろ学識経験のある方々を選んでお願いをしていったわけでありまして。その後、当時の方はもうわずかしかお見えにならないわけでありまして、例えば今の理事長、今の施設長等は理事会が最終的には選任したことになるんだが、こういう人たちをだれが紹介したのか、その点についてわかる限りのことをひとつ副市長にお尋ねをしたいと思います。

それから2点目は、ユニット化で1億数千万円使ったはずであります、これの原資は、14年ですから当時の弥富町とは全然関係なかったのかどうか。私もちょっとわかりませんので。

それから、もう20年に近づいてきておりますので、恐らく改修工事等もこれからやらんらんとするんです。21年度の予算では今申し上げた950万6,000円の返済金だけであるわけですが、これから老朽化をしてくるときにどこが金を出すのか。市に関係が一切ないなら、もうこれで市は一切手を引けばいいわけです。しかし、手を引いた後、理事長なり施設長なり、代表権があるのは理事長と施設長しかないんですから、こういう人たちが全部責任を持ってそういうような財政的な問題も全部解決できるのかどうか、この点について質問をいたします。

議長（黒宮喜四美君） 副市長。

副市長（加藤恒夫君） まず、あそこの人的な体制につきましてですが、建設された当時は佐藤議員も十分中心になってお進めいただいておりますので十分御承知だと思っておりますが、あの当時、輪中の郷を運営するという点についても、県の結びつきとかいろんなことがありまして、当時の施設長さんも、たしか小牧か春日井の方から来ていただいております。それから、理事長さんについては、先ほどお話がありましたように、あそこで高齢の方が生活されるということにおいて、医療とは直接は関係ないものの、当然そういったかわりのある高齢の方ばかりの施設でありますので、理事長さんは海南病院の病院長さんの経験の方がなられて、当時はなかなか運営もまだまだわからない。この地域では最も早くああいった施設を建設して、高齢の方に御利用いただいておりますのでございまして、運営が難しい中でいろいろそういった知識のある方々に携わっていただいた。

そういう中で、今日についてはお話もございました、私たちも管理職以上はお金を募ってそういった意識を高めるということが中心で、そのお金が直接どれだけ生かされるかということ、膨大な金ではないわけですが、参画して協力したという経緯もあるわけですが、そういった中であそこの元金利子もたしか5億2,000万ほどが愛知県と弥富市で20年で返還されておるとかいろんな問題があるわけがございます。23年までですからあと二、三年あるわけですが、そういった結びつきが本当に深い。

しかし、時代の流れの中で、直接県の関係だとか精通した方じゃなく、地元の施設として、地元の方からそういった役についていただいたらどうだろうということで、例えば施設長ですとだれでもできるというものじゃなく、民生部に携わったり行政の中で携わった方々が試験を受けられる有資格者になるとかいろんな問題がありまして、今日については、今お話のありました施設長については元の弥富の職員でもありますし、理事長は前の十四山の村長さんが現在お務めになっていらっしゃるということでございまして、そういうことで現在は進められておるといってございまして。

それに対して行政はということにつきまして、やはり地元との連携、今申し上げましたように共有化という問題等もございまして、全くかけ離れた方でない方々に携わっていただき、共有化の中で今後進めていきたいという考えでおるわけでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

6番（佐藤 博君） ユニット化は。

副市長（加藤恒夫君） ちょっと私はそこところは存じ上げていなくて申しわけございませんが、今言いましたように、施設の基金としての元金だとか利子補給について行政が関与しておるといのは、弥富市が4割5分、愛知県が5割5分ほどそういったものをお手伝いしておるといような状況でございます。

〔12番三宮十五郎君「初めは理事も出してあったよな」の声あり〕

副市長（加藤恒夫君） はい。

議長（黒宮喜四美君） 佐藤議員。

6番（佐藤 博君） 今の全く無関係というような話でありますけれども、金は出せ、口は出すなということなのか。あるいは、当初つくったときの議員の皆さんでは、たしか大原議員と三宮議員と黒宮議長ぐらいしかもう関係はないと思いますが、一応視察等もして、一番いいものをやろうということで、痴呆症の人たちの施設としては回廊式にするとか、いろいろなことをみんなで苦労して研究してやったわけなんです。だから、当初関係した人たちは非常に責任を持っていただいたと思うし、真剣にやっていただいたと私は思っております。現在が真剣でないとは言いませんけれども、本当にそういう当時の弥富町との関係の中でできたという認識があるのかどうか。

今の理事長、あるいは施設長の2人しかここの中の代表権はないんですよ。その代表権のあるのは、今申し上げましたように理事長が中心であって、施設長も本来からいうと代表権はないんですが、果たして今の理事長がそういう代表権をきちっと責任を持って果たしていただける体制にあるのかどうか。確かに報酬はないと思いますが、1週間に1回顔を出す程度というように聞いておるわけです。

ですから、私が副市長に尋ねたいのは、そういうようないろいろの状況、例えば市民とか入居者の家族等から要望とか意見とかが弥富市に伝わっているのか伝わっていないのか、実情の把握がされておるのかどうかということなんです。ところが、今の答弁を聞いておると全然把握はされておらんというようなことで、こんな無責任な施設はないと私は思っております。だから、これから高齢化社会を迎えて、ある程度この施設は将来的にも利用はされると思いますけれども、老朽化とかいろいろのときに財政的な問題でどうやっていくか。理事長や、あるいは施設長等が責任が持てるかどうか。恐らくこれは市がかなりまたバックアップせざるを得んと私は思うんです。私は、議会へ出していただいてまだ5年ちょっとですけども、議会があそこを時々視察するとか、いろいろ状況を把握するとか、そういうようなことがあったかどうか。私は少なくとも一遍もありません。だから、市民からいろいろなことを聞かされると、一度伺って聞いてくるということもあるわけなんです。

ですから、これから建設資金の元利償還補助金が終わった後も、恐らく何らかの形で関係をしなきゃならんと思うんです。そうしたら、そのときに、わしらは全然知らんよといって議会で答えられるかどうかという問題もあるわけなんです。その点を一遍きちっとするために、できれば理事長、あるいは施設長をこの議会で一遍お呼びして、そうしたことをお尋ねすることも重要でないかと思いますが、副市長の考え方を尋ねたいと思います。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 輪中の郷の件で佐藤議員から、るる、いろいろと御質問いただきました。

確かに法人の組織運営という中で、理事の参画については公の者は適当ではない、望ましくないということが平成12年の厚生省の文書の中で出されておるわけでございます。しかし、それがどこまで拘束力があるか、これはまた別の問題だというふうに私は理解しておるわけでございます。

輪中の郷で平成4年から平成23年まで、弥富市は元利償還補助金という名目で2億3,000万の拠出をさせていただいております。ことしが、先ほど議員が言われましたように950万であるわけでございます。そういうさまざまな形の中で介護3以上の方の御面倒を見ていただいておりますが、平成19年度の輪中の郷の財政状況ということをし少し皆さんに御報告申し上げていきたいと思っております。

経常活動における収支でございますけれども、介護収入、保険収入とかそういうものが中心になるわけでございますが、6億3,000万ほどでございます。

それから、支出の方の項目としては経常収支の中で一番大きくは人件費でございます、4億1,500万ということでございます。人件費が約70%という形でございます。

そして、経常活動の収支差額はプラス7,200万という状況でございます。

それから、施設が大分傷んでまいりましたので、施設整備という形での支出金は、これは支出のみでございますけれども、500万ほどの支出がされております。

それから、財政活動的な収支という中で、先ほどの元利償還補助金であるとかいったものが収入の中に入ってくるわけでございます。また、支出金といたしましても、借入金の支出金等もあるわけでございます。そういった中での財務活動上の資金の収支は、流動資産の評価減という形で5,000万ほど手当てをしていただいておりますということもありまして、これはの5,600万ほどでございます。

そして、当期における収支という形になるわけでございますが、プラスの1,000万という状況でございます。1,063万という状況が、平成19年度の輪中の郷の財政状況でございます。最終的な当期の資金残高が3億3,000万ほどでございます。そういった中では比較的健全に運営されているという状況があるかと思います。しかし、御承知のように、高齢化に伴って輪中の郷に対する期待値も非常に大きいわけでございます。また、そういった中で20年ほどたつてまいりますので、施設のさまざまな改築、それからベッド数の増というようなことも考えていかなきゃいかんというふうに思っております。

いずれにいたしましても、施設長も佐藤議員には大変お世話になっているという話をされてみえます。そういった中で、今後とも私どもといたしましては行政一緒になってさまざま

な輪中の郷の問題も共有化するというような形で、ただ単に情報だけじゃなくて、運営面で共有化していかないと、大変大事な人たちを預かっていただいて介護していただいておりますので、この施設がこれから先もしっかりと運営していけるように、我々行政といたしましてもお力添えをしていかなきゃいかんというふうに思っておる次第でございます。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 佐藤議員、時間ですが、まとめがありましたらまとめだけ。

6番（佐藤 博君） すみません、大事な問題ですので、もうちょっと副市長が簡潔に答弁してくればいいけれども、きちっと把握ができませんでしたので、もう1点。

問題は、こういうような財政状況や何かも、当然弥富も償還を補助しておったりするんだったら議会に報告してもいいと思います。だから、私が行ったことが個人であったからいかんのだったら、議会にきちっと報告してもらえばいいんじゃないですか。ただ、いろいろこういう福祉法人については、確かに行政や何かが介入してはいかんというんだけど、この輪中の郷の場合には、全く福祉法人がやったんじゃないで、弥富がやって、そして福祉法人に運営上の問題でお願いをしたという経過があるんだから、当然弥富の議会に対しては何らかの報告をすべきだと私は思っております。私の通告で早速調べたのか、市長は今、財政状況を言われたが、私は初めて今聞いたんです。こういうことが本当はもっと議会にも報告されるべきではないかと思っております。

そこで、今後この問題についてはしっかりと、責任問題もいろいろの面で十分市は把握をして、議会に報告されることを要望して終わります。

議長（黒宮喜四美君） 次に杉浦敏議員、お願いします。

10番（杉浦 敏君） 最後になりますが、私は公共下水道のことにつきまして質問をさせていただきます。

今回、公共下水道の条例も提案されておるわけでありましたが、平成22年、来年の4月から供用が開始されるというように聞いておりますが、これにつきまして、いろいろちょっと問題点があるんじゃないかということで質問させていただきます。

この問題で、例えば平島地区などが来年から供用されるということで、地域の住民の皆さんも下水が使えるようになるということで聞いておりますけども、例えば宅内の工事は自分でやらなきゃいけないとか、費用は本当に大変じゃないかとか、あるいはひとり暮らしの方ですと、本当に所得の低い方などはこういう工事ができるのかしらという心配をされる方もおります。また最近、集落排水などを利用し始められた方は、下水道料金は大変高いと。水道料金を払いながら本当に大変だという方もおりますけれども、今回、公共下水道の条例が出されましたけれども、こういう市民の不安とか不満に対して市としてもこたえなければならぬと私は考えております。そういった視点をまず述べまして、ちょっと下水の問題につき

まして質問させていただきます。

さきの12月議会で公共下水道の財政計画の見直しが発表されました。これは、計画期間の大幅な延長。当初、平成16年度着手で20年の計画でしたが、今度計画の変更で、これが平成50年まで計画を延長されるというふうにされております。とりわけ期間の延長だけでなく、一番の問題は、この前全協でこういう資料をもらったんですけども、これは皆さん持ってみえると思うんですが、平成50年までに延長された。やはり一番大きな問題は財政問題です。最大の問題は、当初の計画は公共下水道建設事業総事業費で258億3,000万、このうち起債で調達するのが145億8,000万で、当初計画では起債の元利償還は2分の1が国が交付税で措置をしてくれると。これが、この間、国の一方的な基準の切り下げで、結局起債の元利償還を全額市の自前の予算で返済しなければならないという状況に変わってきたということです。ですから、事業計画自体が非常に長くなってしまったということと、財政問題が大変当初の計画とは狂いが生じてきているという問題が起きているというのが今の現実であります。

もともと下水道事業というのは、非常に長期にわたって巨額の財政支出を必要とするものであります。自治体の財政運営にも大変大きな影響を与えるものであります。昨今の経済状況、景気の低迷の深刻化は、日本の経済、国民生活、そして自治体の行政運営に対してさまざまな困難をもたらしています。よく言われますが、100年に一度の経済危機と言われておりますが、外需に依存する日本経済の脆弱性が一気に噴き出した。輸出、大企業ばかりに利益をもたらす国の政策誘導の問題点が、だれの目から見ても明らかとなっております。午前中、堀岡議員も引用されておりましたが、先月、内閣府から発表されましたGDPの速報値は、昨年10月から12月期では年率換算で12.7%のマイナス成長、実に35年ぶりの下落幅となり、こういった中で例えば愛知県の予算でも、税収、特に法人2税が昨年に比べて3,600億円のマイナスなど、こういったものが影響し、14年ぶりに1兆円を割ると言われております。

さらに、こういった景気の低迷は、多くの専門家の指摘でも早期に回復する見通しはないというものであります。こういう状況ですから、公共下水道事業が自治体の運営全体のバランスの中で果たして持続可能な事業なのか。そして、何よりも市民に過大な負担を強いることのない、無理のない事業なのか。その適否を判断するためにも、市民と行政が共通の認識を持つためにも、計画の土台をいま一度明確にさせる必要があると考えます。

そこで、まず第1に質問いたします。

平成14年度に計画されました当時に出されましたような計画期間全体にわたる財政計画シミュレーションがまだ明らかにされておられません。これは合併前の話ですもんで、十四山の方はこういう資料をもらっていないと思うんですけども、どういう収入があって、どういう支出をして、借金はどうやって返すのかということ、非常に細かい数字なんですけれど

も、こういうのが議会に出されまして、計画期間全体が年次ごとに明細が入っております。こういった財政計画はまだ明らかにされておられません。

これは、当時弥富町から出されました、タイトルは「流域下水道及び関連公共下水道の財政計画（20年計画）」というものであります。これにつきましても、私どもは当時このシミュレーションというのは、よく見ますと非常に現実離れしている。問題があると指摘をしてみました。その一端を紹介いたしますと、事業開始後22年ですべての工事が完成し、事業開始27年から100%の世帯が下水道に接続をすると。利用者からは、事業開始27年から100%満額の使用料が徴収できると。そして、一般会計からの繰り出しも減って、事業開始37年からは下水道事業は黒字になるというものであります。しかし、この短い期間で黒字になるというのは、この当時、流域下水道あるいは公共下水道の先進地の例を見ましても全く不可能だということでは明らかでありました。財政計画では借金の償還総額は50年間で255億、平均すれば年5億円です。また、その中でも起債の償還のピークのときには、1年間に8億から9億の借金の返済が続くとなっております。今言いましたように、2分の1を交付税で国が面倒を見てくれると言っておりましたけど、これは今回全く無意味となりまして、全額弥富市が自分で返さなきゃいけないと。これは大変大きな問題。要するに年間8億、9億の金を自分で返さなきゃいけないんだよと。今回は計画の見直しで計画期間が大分延びましたから、これも変わってくると思うんですけども、こういう事態が一体どうなるのかということでは明らかにされる必要があると考えます。

それで、こうした変化を踏まえて財政計画の提出を求めまして、さきの議会でもなるべく早く計画を出しますという答弁が市側からありました。この前この資料をいただきましたときにカラー刷りの収支報告、収支見通しをいただいたんですけども、グラフになっていまして、収入と支出の問題が出されておりましたけれども、この財政シミュレーションの基礎となっております財政計画の年次計画を示していただいて、市と市民が対応できるものかどうか、具体的な検討を求めるわけでありまして。出すということなんですけれども、これはいつごろ出していただけますか。

議長（黒宮喜四美君） 開発部長。

開発部長（早川 誠君） 失礼いたします。

ただいまの杉浦議員の質問の中で、当初14年のときにシミュレーションがされておると。そういった資料を提出ということでございまして、今、本議会において条例等も提案させていただきます。この委員会等にできるように一度調整していきたいと思っております。以上です。

議長（黒宮喜四美君） 杉浦議員。

10番（杉浦 敏君） 条例の審議をするわけですので、そういったものは当然検討の対象

となってまいりますので、早急をお願いいたします。

それから次に、国と地方の財政状況、日本の経済の将来性、あるいは少子・高齢化などの社会構造の変化といった要因を勘案いたしますとき、現在の弥富市の下水道計画をそのまま進めていくことが、果たして汚水処理による住環境の整備という目的を達成する上で最善の方法であるのかということをおいま一度冷静に考え直してみる必要があると思います。具体的には、汚水処理の計画を、農業集落排水、コミュニティ・プラント、それ以外のところは公共下水道による流域下水で処理をするという市内全域への道路への埋管による集中処理型、下水道だけでやっていくという方針、何が何でも下水道という方針を見直す必要があるのではないかと考えます。

今回いただいた計画の見直しでもはっきりといたしましたように、下水道計画は10年、20年でできる仕事ではありません。経済状況次第では再度の見直しが必要で、あるいは進捗状況の悪化が心配されます。また、財政的にも借金の返済がすべて市の自前の財源で調達しなければならなくなりました。国が面倒を見てくれるから大丈夫という前提条件が大きく崩れ、下手をすると下水道事業のために一般財源からの多額の補てんが必要となり、福祉や教育など市民の身近な暮らしのための住民サービスを切り縮めなければならないということも十分に可能性があります。改めて費用対効果ということを考えてみる必要があります。

たしか川瀬町長のころだったと思いますが、以前の議会の答弁で県の下水道計画の見直しの中で、弥富市の下水道計画は今後はすべて公共下水道としているものを合併浄化槽も含めるものに変更を求めるとの答弁がございました。また秋田県では、公共下水道計画の一部を合併浄化槽に振りかえることによって1,000億円の建設費の節約ができる計画に改めたということがかつて新聞でも報道されておりました。

これからの弥富市の汚水処理は、下水道による処理を中心に進められるとしても、もう一方で費用対効果の高い一般家庭の合併処理浄化槽、集合住宅の合併浄化槽の高度化、工場や事業所の自家処理など、合併処理浄化槽を弥富市における汚水処理の方法の選択肢の一つとして残すための作業を進めていただくために、今申し上げました川瀬町長時代の議会の答弁の再確認を求めるところであります。どうでしょうか。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 前首長の答弁につきましては私も確認をしておりませんので、これにつきましては、改めてまた私としても確認をさせていただきます。

しかしながら、公共下水の全体計画につきましては、海部地域3市5町の合意によりまして、日光川下流域下水事業という形で私も弥富市もその一員として策定され、平成14年度に都市計画審議会を経て都市計画決定がされておるわけでございます。議員御承知のとおりでございます。そして、下水道事業に対するさまざまな制度が大きく改変されない限り、

あるいは計画変更の妥当性、根拠を見出すことや当市単独の計画変更による流域下水の整備の負担割合の減額は困難であると考えますので、私どもは都市計画決定に従って進めていきたいというふうに考えております。よろしくお願いたします。

その間におけます合併浄化槽の機能につきましては大変重要な問題であるというふうに思っておりますので、それも御理解をいただきたいと思ます。

議長（黒宮喜四美君） 杉浦議員。

10番（杉浦 敏君） 今、市長から合併浄化槽の必要性についても御答弁があったわけがありますけれども、私が今質問いたしましたのは、財政的にも非常に将来負担となる可能性があるよということ、ただこれは弥富だけの問題じゃなくて、流域下水ということで、当然県が、例えば今私が住んでおります鎌島に非常に大きなポンプ場というのをつくりまして、あそこから圧をかけて海部郡じゅうの下水を集めてきて鍋田の処理場まで圧送すると。聞きましたら、あのポンプ場の手前で直径2メートルの管が深さ15メートルのところに入っていると。大変な設備があるわけです。当然そうやってお金をかけましてつくったものですから、これをいかに有効に使っていくかということはもちろん必要なわけがありますけれども、かといって下水道のために市民の暮らしが圧迫されるようなことがあってはならないというのが、私の非常に今申し上げたいことなんです。今の経済状況からしても、やはり下水道が最優先にされるべきなのか、あるいはもっと言いますと、市民の暮らしに余りにも大きな負担をかけるようなものは事業としてもよろしくないのではないかということも常に考慮に置いていただきたいと思うわけであります。

今、市長は公共下水道をどんどん進めていくんだというお話なんですけれども、計画期間の非常に長いものですから、やはり軌道修正もしなきゃいけないというときがあるかもしれないと。今、平成50年までという計画なんですけど、これもどんどん延びていっちゃうかもしれないし、わからないんですけど、やはり下水のためにほかの事業がだめになっちゃう、福祉や教育がおろそかにされてしまうということがあってはならんと思うんですけれども、それはどうお考えになりますか、市長。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 今回皆様に公共下水に対します条例の御提案でございますが、私どもとしては、市民の皆様の御負担、さまざまなことを考慮いたしながら、あるいは最初の計画を見直すという形において皆さんに御提案をさせていただいておるところでございます。さまざまな状況の中で財政は厳しいわけでございますけれども、その辺のところにつきましてはよくかんがみながら進めていきたいというふうに思っております。

議長（黒宮喜四美君） 杉浦議員。

10番（杉浦 敏君） お話の内容はわかりました、納得はできませんけど。

それで一つ、合併浄化槽あるいは下水道で処理するという、この事業計画が決定されます前から弥富の町内におきましても非常にいろんな議論があったわけで、いわゆる汚水処理の技術的な問題についてもちっと私の考えるところがありますので、市としてのお考えを聞きたいんですけれども、もともと下水道をやる、あるいは汚水処理をしなければいけないと。これも、もともとは住環境の整備、自然環境の保全という目的があるわけです。前の議会でいただきました資料の中にも、下水道による高度な汚水処理が必要であるということが示されているわけではありますが、最近、合併処理浄化槽自体が大変性能も高度化しまして、窒素や燐も中には除去できるものもあるということで、人間の使った汚水を全く環境に無理な負荷を課さない。それほどきれいにして放流できるようになったというように言われております。

また、先月ですけれども、十四山の福祉センターでC O P 10のセミナーが行われましたけれども、あの中でも環境省の方からお話しありましたように、いわゆる生物の多様性というものを考えた場合、今弥富がやろうとしておりますのは分流式といいまして、雨水と生活排水を全く分けちゃう方式なんですよね。名古屋市なんかは合流式で雨水も一緒に流すんですけども、弥富の場合は分流式ということで、生活排水は雨水とは全く別の処理をします。ですから、雨が降らないと側溝とか排水路なんかは雨の水しか入らなくなっちゃうと。もちろん田んぼの時期にはそういった水が入りますけれども、要するに雨が降らないと、我々の特に市街地なんかは全く水が干上がってしまうという状況になっちゃいます、最終的には。この前のセミナーでもこういう問題もちっと言われたわけですが、人間のつくった環境が影響して生態系にも非常に悪い影響を与えると。中には、水が干上がることによって今いる生物がもう住めなくなっちゃうということも考えられるわけがあります。こういった環境について問題はないか、いかにお考えでしょうか。

議長（黒宮喜四美君） 開発部長。

開発部長（早川 誠君） 今の御質問ですが、一つ、側溝等は雨水等を排出するものでございます。そこに水を蓄えるところではございません。私どもの市内にある水路につきましては、そういった機能の中におりまして、今、分流式で私どもがやろうとしておりますが、市内の全域にまたがる河川等々については、雨水、それから農業用水といったもので必然的にきれいになってこようかと思えます。

それともう一つは、合併処理浄化槽について、その整備期間が確かに長いわけですが、このものの機能につきましては、今の公共流域で行っております高度な処理へ持っていくということに関しましては、送流規制の中におけます名古屋港の水の浄化といったこともございます。そうした一連の中で、この地域においてそういった判断のもとに今回進められておる事業でございますので、ひとつその点も御理解がお願いしたいと思います。

議長（黒宮喜四美君） 杉浦議員。

10番（杉浦 敏君） 今、部長からお話しありましたけれども、結局伊勢湾という閉鎖海域が非常に汚れがひどいと。CODとかBODという水質基準の数値があるんですけども、非常に汚いということで、当然その問題もきれいにしなきゃいけないということがあるんですけども、この原因といたしますか、別に弥富だけが汚しているわけじゃないのでありまして、結局……。

〔6番佐藤博君「質問の内容がわからん。きちっとまとめてやってもらわんと、お互いに聞いている人たちにも、何を言っておるんだということになっちゃうと思うんだね」の声あり〕

10番（杉浦 敏君） ですから、技術的な問題もあるということなんですけれども、果たしてどこまで、今申し上げましたように効率的に全体的な目的を達成するために、やはり財政的に無理のないやり方、あるいは自然の力をかりて実現することを市と市民の将来のために真剣に検討すべきであると考えております。

今提示されております計画でも、全市が公共下水につなぎ、稼働できるのは平成50年ごろと言われております。こういった長いスパンでの問題ですから、途中、例えばあるまとまった地域を合併処理浄化槽で汚水処理するなどの試みもできるのではないかと考えます。これについてはいかがでしょうか。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 先ほど来から杉浦議員に答弁させていただいておるわけですが、この事業計画につきまして、私どもとしては当初の見直しをせざるを得ないという中で、延長して施設を整備していくものでございます。そういったことにおいては、きちっとした財政計画に乗かってやっていくということで御理解を賜りたい。

また、環境の問題につきましては、先ほど開発部長が答弁したとおりでございます。公共下水そのものが環境に優しい事業でございます。そういったことも十分御理解をいただきながら進めさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（黒宮喜四美君） 杉浦議員。

10番（杉浦 敏君） 私、今財政の問題が大変厳しくなるのではないかとという観点から質問させていただきました。そして2番目に、いわゆる汚水処理という目的を達成するために、今申し上げましたけれども、本当に下水道を使わなければ住環境の整備、あるいは伊勢湾の浄化はできないのかということをもう一度考えてみる必要があるのではないかとという観点で質問いたしました。

それで、最初に申し上げましたけれども、非常に財政負担が大きな問題だと。将来はなか

なか見通せないということもあります。ですから、やはりここは合併浄化槽という、非常に機能的にも高度なものもあります。これを市としても将来的には、市長の方からは全く考えてみえないということなんですけれども、やはりもう一度技術的な問題も含めて考える必要があると思いますので、御検討をお願いいたします。

議長（黒宮喜四美君） 開発部長。

開発部長（早川 誠君） ただいまの御質問ですが、先ほど市長も答弁いたしましたように、今回見直させていただいたのは、やはり財政計画、財政の中でしっかりとしたもので対応していくという前提のもとに、財政当局も含めまして私どももこの中身については検討した結果、このように期間延長ということをやらせていただいたわけございまして、他の事業部門に回せるということを考慮しまして期間延長したというものでございます。

それともう一つ、合併処理浄化槽につきまして市の方も、うち等々を建てられるときに合併処理浄化槽の助成制度については、やはり「公共下水道につないでいただく」という文言を入れていただいて、そういったことの御理解をいただいております。そうした中で公共下水道ができた暁には、そちらの方に早いところ接続をしていただくと。そのつなぎとして合併処理浄化槽での対応を今お願いしておるということでございますので、ひとつよろしく御理解をお願いしたいと思います。

議長（黒宮喜四美君） 以上で一般質問を終わります。

以上をもちまして本日の議事日程は全部終了しましたので、本日の会議はこれにて散会します。御苦労さまでした。

~~~~~

午後4時04分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 黒 宮 喜四美

同 議員 大 原 功

同 議員 堀 岡 敏 喜

平成21年 3月12日  
午前10時00分開議  
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである(18名)

1番	堀岡敏喜	2番	炭竈ふく代
3番	山口敏子	4番	小坂井実
5番	佐藤高 清	6番	佐藤博
7番	武田正樹	8番	立松新治
9番	山本芳照	10番	杉浦敏
11番	安井光子	12番	三宮十五郎
13番	渡邊昶	14番	伊藤正信
15番	三浦義美	16番	中山金一
17番	黒宮喜四美	18番	大原功

2. 欠席議員は次のとおりである(なし)

3. 会議録署名議員

2番	炭竈ふく代	3番	山口敏子
----	-------	----	------

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(32名)

市 長	服部彰文	副市長	加藤恒夫
教 育 長	大木博雄	総務部長	下里博昭
民生部長兼 福祉事務所長	平野雄二	開発部長	早川誠
十四山支所長	横井昌明	会計管理者兼 会計課長	村上勝美
総務部次長兼 税務課長	若山孝司	民生部次長兼 環境課長	久野一美
開発部次長兼 都市計画課長	伊藤敏之	教育部次長	高橋忠
監査委員 事務局長	加藤重幸	総務課長	佐藤勝義
人事秘書課長	村瀬美樹	企画政策課長	伊藤邦夫
防災安全課長	服部正治	市民課長	山田進
保険年金課長	佐野隆	健康推進課長	渡辺安彦
福祉課長	前野幸代	介護高齢課長	佐野隆
児童課長	山田英夫	総合福祉センター 所長	伊藤薫
十四山総合福祉 センター所長	鯖戸善弘	農政課長	石川敏彦

商工労政課長	服部保巳	土木課長	三輪眞士
下水道課長	橋村正則	教育課長	服部忠昭
社会教育課長	水野進	図書館長	伊藤秀泰

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	佐藤忠	書記	柴田寿文
書記	岩田繁樹		

6. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第1号 平成21年度弥富市一般会計予算
- 日程第3 議案第2号 平成21年度弥富市国民健康保険特別会計予算
- 日程第4 議案第3号 平成21年度弥富市老人保健特別会計予算
- 日程第5 議案第4号 平成21年度弥富市土地取得特別会計予算
- 日程第6 議案第5号 平成21年度弥富市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第7 議案第6号 平成21年度弥富市介護保険特別会計予算
- 日程第8 議案第7号 平成21年度弥富市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第9 議案第8号 平成21年度弥富市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第10 議案第9号 弥富市個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第11 議案第10号 弥富市行政財産目的外使用料条例の制定について
- 日程第12 議案第11号 弥富市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の制定について
- 日程第13 議案第12号 弥富市公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第13号 弥富市職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 日程第15 議案第14号 愛知県市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 日程第16 議案第15号 弥富市男女共同参画推進条例の制定について
- 日程第17 議案第16号 弥富市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
- 日程第18 議案第17号 弥富市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第18号 弥富市児童厚生施設条例の一部改正について
- 日程第20 議案第19号 弥富市児童クラブ施設条例の一部改正について
- 日程第21 議案第20号 弥富市子育て支援センター条例の一部改正について
- 日程第22 議案第21号 弥富市遺児手当支給条例の一部改正について
- 日程第23 議案第22号 弥富市国民健康保険条例の一部改正について

- 日程第24 議案第23号 弥富市介護保険条例の一部改正について
- 日程第25 議案第24号 弥富市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について
- 日程第26 議案第25号 弥富市運動広場条例の一部改正について
- 日程第27 議案第26号 弥富市企業立地の促進に関する条例の一部改正について
- 日程第28 議案第27号 弥富市汚水処理施設条例の一部改正について
- 日程第29 議案第28号 弥富市下水道条例の制定について
- 日程第30 議案第29号 海部南部水道企業団規約の変更について
- 日程第31 議案第30号 市道の廃止について
- 日程第32 議案第31号 市道の認定について
- 日程第33 議案第32号 平成20年度弥富市一般会計補正予算（第7号）
- 日程第34 議案第33号 平成20年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第35 議案第34号 平成20年度弥富市老人保健特別会計補正予算（第2号）
- 日程第36 議案第35号 平成20年度弥富市土地取得特別会計補正予算（第2号）
- 日程第37 議案第36号 平成20年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第38 議案第37号 平成20年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第39 議案第38号 平成20年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第40 議案第39号 平成20年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第41 議案第41号 平成20年度弥富市一般会計補正予算（第9号）

~~~~~  
午前10時01分 開議

議長（黒宮喜四美君） ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~  
日程第1 会議録署名議員の指名

議長（黒宮喜四美君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第81条の規定により、炭竈ふく代議員と山口敏子議員を指名します。

~~~~~  
日程第2 議案第1号 平成21年度弥富市一般会計予算

日程第3 議案第2号 平成21年度弥富市国民健康保険特別会計予算

日程第4 議案第3号 平成21年度弥富市老人保健特別会計予算

日程第5 議案第4号 平成21年度弥富市土地取得特別会計予算

日程第6 議案第5号 平成21年度弥富市農業集落排水事業特別会計予算

日程第7 議案第6号 平成21年度弥富市介護保険特別会計予算

日程第8 議案第7号 平成21年度弥富市公共下水道事業特別会計予算

日程第9 議案第8号 平成21年度弥富市後期高齢者医療特別会計予算

議長（黒宮喜四美君） この際、日程第2、議案第1号から日程第9、議案第8号まで、以上8件を一括議題とします。

本案8件は既に提案されていますので、これより質疑に入ります。

まず大原功議員、お願いいたします。

18番（大原 功君） では、質問させていただきます。

施政方針について、まず1点を初めにお聞きします。

ここの1番目の中ごろに行政改革とか財政健全化を図ることが書いてあるけれども、これについては現在あるものも含めた改革なのか、新たにこれからやっていくものも含めた改革をやられるのか、ここをちょっとお聞きします。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 改めておはようございます。

大原議員の御質問にお答え申し上げます。

行財政改革というのは、もちろん今までやってきたこと、そして今日的に現在進められていること、あるいは将来的に進めていくこと、すべて一貫しております。今、大原議員の御指摘の問題につきましては、今まであることについても見直し、そしてこれから現在やっていること、これから将来に向けていろんなことを進めていくわけですが、そういったことも含めて行財政改革と言っております。

議長（黒宮喜四美君） 大原議員。

18番（大原 功君） どうもありがとうございました。

次に、下水道整備ということがあるんですけども、下水道整備というのは市長も御存じのように、やっぱり地域の環境とかいろんなもの、衛生面を含めたものをしていくわけですが、これについてはもう10ヵ月ぐらい前から平島町中心の公共下水だから、負担が幾らかかって、それはどういうふうに参加をするんだとかということを説明してくださいということになっているんだけど、今現在もまだ説明がないと思うんだけど、市長はいつからやられるつもりであるのか、お聞きします。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 公共下水の整備につきましては、地元との皆様にも大変な御協力をいただき、また工事期間でございますけれども、大変市民の皆様にも御不便をおかけしているということは、重々私どもとしても承知しております。一刻も早く供用に向けて現在も工事を進めておるわけでございますが、この公共下水につきましては、それぞれの地域におけるところにつきましては、御説明も事前にさせていただいております。

今後、今回の公共下水の条例化に伴いまして、私どもとしては、さらに皆様の方に周知徹底していくという状況の中で、この議会が終わりましたら、新年度の早いところ、また地域の皆様にも御説明申し上げていきたいというふうに思っております。

議長（黒宮喜四美君） 大原議員。

18番（大原 功君） この下水については、現在では平島町は約2,400世帯ぐらいあるわけね。この21年に完成すると約200軒ぐらいふえますから2,600軒ぐらいになるんだけど、その2,600軒の間で何軒ぐらいが初年度で参加をしていただけるのか、一遍お聞きしておきます、目標。

議長（黒宮喜四美君） 下水道課長。

下水道課長（橋村正則君） 大原議員の御質問にお答えします。

平島地区、鋭意工事の方を進めさせていただいておりますが、大変申しわけございませんが、100%とはいきません。ほぼ95%ぐらいは行く予定をしております。まだ1年、工事期間、21年に工事を進めさせていただくということで……。

〔「加入者、軒数」の声あり〕

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 大変御無礼をいたしました。当初の計画といたしましては、たくさんの方に同時に加入していただきたいわけでございますが、おおむね私どもは20%を一つの目標にしながら、この公共下水を皆さんに対してPRをしていきたいというふうに思っております。

議長（黒宮喜四美君） 大原議員。

18番（大原 功君） その20%ということになると、約500軒近くだけれども、その500軒近くの人が加入ができるというのは、どういう条件でできるというふうに考えてみえるのか。実際、宅地内についてはお金がかかるんですけど、そうするとその目的として20%というのは、何を基準に20%という計算をされておるのか。

議長（黒宮喜四美君） 下水道課長。

下水道課長（橋村正則君） 20%の根拠でございますが、先進地事例を見させていただきまして、おおむね1年目は20%というのが多うございますので、そのようなことで20%という設定をさせていただいております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 大原議員。

18番（大原 功君） この20%というのは、いつを基本に20%にしたのか。今現在の景気は、先ほども言ったように、日本経済は国民生産が今12.8%くらいダウンしておるわけね。その中で20%というのは、いつその20%という計算をされたのか。

議長（黒宮喜四美君） 下水道課長。

下水道課長（橋村正則君） 20%をいつというようなことでございますが、これにつきましては過去からの事例で平均ということで、今回、経済が激変してございますので、その20%が本当に達成できるかというのはちょっとわかりませんけれども、20%を目標に推進をさせていただきたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 大原議員。

18番（大原 功君） だから、私が言うのは、20%とあなたが言われるけれども、あなたが今言ったように、できるかできんかわからんような説明なんだな。それはなぜかということ、市長に聞くけれども、今、日本で住宅ローンが払えん人が去年の12月15日で約100万件あります。これはなぜかということ、1998年に金融公庫がありましたね、このときに一番利息の安いときは2%だった。それから10年たつと、今言う12月15日がちょうど10年目に当たるわけね。それからだと、利息が今度2%じゃなくて4%になるわけね。今、実際に借りる人は2%ぐらいで借りるわけね。景気が悪くなって4%というふうになってくると、ほとんどの人が払えんようになっちゃう。

これは平島町も含めて弥富でもそうですけれども、払えん人がかなり多いわけね。その中で、宅地化の中の下水の30万から100万の工事費を出そうと思うと、なかなか今の状況では出せないわけだ。そうすると、何が一番ということになると経済効果というのが、先ほど言ったように財政の健全化を図ると、私は今ある浄化槽を2次サイホンにして、今のあるものを利用しながらまずに回せば、中の宅地の工事費が、そこからつなぐだけだから、例えば工事が3万から5万ぐらいで済むところがたくさんあります。そういうふうにして早くつな

いでいただくというふうにすると経済効果というのがあると思うんでね。

一たんそれを取ってしまうというふうになると、恐らく駐車場なんかにはたくさん今は建て売りなんかはありますけれども、そのものを全部取ってしまうと、少なくとも50万から100万はかかります。掘って、それを出して、そしてまた土を入れてコンクリートを張るとなるとね。こういうものがあるから、恐らく今30万から50万と出して出せる一般家庭というのは、そんなこと言っただけでは、かなり少ないだろうと思う。下手するなら10%を切ってくるんじゃないかなあと思うんだね。

このくらい経済が今、きのうもテレビを見ておいたら、高校生の方が僕は学校で授業をやりたいと、だけど、お父さんが失業事態でお金がもらえないから、僕が勉強をどれだけしたいなあと思ってもやれないと、泣いて言ってみえたけれども、公立ならいいけど、私立の場合はそういう滞納が物すごくあるわけね。だから、そういうのを含めて、そこへ行って住宅ローンが払えない、そしてお父さんのボーナスも減ってしまう。今のそういう雇用体制がもうできないとなってくると、とてもじゃないけど、これは大きな問題になるわけ。それを初めから問題があるやつを消費者にやれというのは、これは全く酷なことじゃないかなあと思うけれども、こういうことを市長は考えたことがあるのかないのか。

日本の経済の先を見て、まだまだこれから景気は悪くなる。私が思うには、この3月にはまだ大きな企業、きのうもつぶれていましたね。不動産投資というようなことが1950億ぐらい、つぶれていました。まだこの3月までには法人の決算があります。それから、大体5月ごろには法人税を支払わないかん、そして一般には6月ごろにまた払わないかんというふうになってくるので、かなりのものが負担になってくると思います。そうすると、市が言う事業をもうけるためにやるんじゃないかと、やっぱり皆さんが加入をするためにやるんじゃないかなあと思うけど、この辺のところどうですか。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 議員にお答え申し上げます。

現在の経済状況というのは、本当に半年前はだれもが予想できないような状態になっていることは、皆様御承知のとおりでございます。

しかし、公共下水の観点からすれば、国の考え方、あるいは私は弥富市の市民のニーズ、そういったことも踏まえて、私どもとしては平成14年のときに意思決定をしているわけでございます。そうしたことの中においては、この市民ニーズにもこたえていかなきゃいかんという形の中で、とり行いを粛々と進めさせていただいておるわけでございます。

こういった中で、少しでもつないでいただきたいというのはもちろんでございます。さまざま今回の条例の中におきましても、負担金の問題であるとか、使用料の問題という形の中で設定をさせていただいておるわけでございます。

また、当初の経費につきましては、今議員御指摘のとおり、通常の家屋ですと30万ぐらい、あるいは郊外地だと100万近くかかるというような状況があるわけでございますけれども、ここにつきましても、我々としてはさまざまな形で皆さんに対して御援助というか、いろんな形の中で考えていながらサポートしていきたいというふうに思っております。

議長（黒宮喜四美君） 大原議員。

18番（大原 功君） 市長はそういう温かい、市民にとって、消費者についてされることは大事なことだと思うのでいいんですけども、もう一つ聞きたいのは、水道企業が水道料金を徴収するわけだな。そこへいって、今下水道も徴収してもらおう。そうすると、水道料金は払いますけれども、下水道を払わんというふうになったら、これはどうやって取るのか。

議長（黒宮喜四美君） 下水道課長。

下水道課長（橋村正則君） 下水道料金を払わないという件でございますが、私どもも水道料金とあわせて下水道料金を徴収するように、今段取りを進めておりますが、皆様に納付の方をお願いしていくというようなことでやらせていただきたいと思います。

〔18番 大原功君「払えんときはどうするんだ、そこが問題だ」との声あり〕

下水道課長（橋村正則君） 下水道料金につきましては、督促等を出させていただきまして徴収の方をさせていただくように努力をさせていただきます。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 大原議員。

18番（大原 功君） これは公共的なものだから、これは両方になっておるから言うよ。電気会社は電気を供給していいんだけどね、ガス屋だったらガス屋が処理するけど、これは水道は自分のところの企業団だけの水道のものを集めるのでいいんだけども、ただこっちの方については滞納も委託して集めるわけだ。そうすると、自分のところのものは集まったから、こっちのものはもう集まらなくてもやむを得んということが出てくるわけだ。中には、生活するために、夜御飯つくったり、ふるを沸かしたりせないかんから、その水だけは使いますけれども、こっちの下水道の流す分について、とまってしまったらどうするんだということ。そういうときには水道もとめちゃうのか、こういう問題が出てくるわけだ。

で、つないだ人については、今の現状では合併浄化槽で1年の保守点検が普通のうちだと1万5,000円ぐらいやね。これが大体5,000円になると、年に6万円かかるわけだ。そうすると、その差額が4万5,000円かかるわけ、そうでしょう。そういう負担がそこへ出てくるもんだから、家庭の中ではなかなか月に5,000円、6,000円というのは、本当に定額給付金のように2万円、1年で2万円もらうだけですよ、ただ1回ね。だから、それが毎月毎月2万円ずつもらえばいいけれども、そうじゃないもんだから、その分について、そのもらった分で4年間は、2万円あればその4年なら4年、2年なら2年あるかもわからんけれども、それ

以後はないわけだから、そういうときに水道料金は払う、片方は払えないということは、督促を出しても、払えんものはどうしても払えんわけや。そういうときには、市側は事業が目的じゃなくて環境問題を目的として促進をしておるわけね、下水というのは、地下の下水とって地下道にただ水を通すだけのことだから。そういうのを含めて言うと、やっぱり料金を安くするなりしないとなかなかいかんのだけれども、今の現状の157円かな、立方当たりと言われるけど、そうなってくると、あなたたちが言う3,000円、4,000円で済まんわけ、実際ね。5,000円ぐらい平均かかると思うんだね。なぜかという、夏の計算もしていないわけな、夏は水を飲むんでな。手洗いにも水を使うわけだ。そういう計算を大体1年間、365日を計算すると、やっぱりそのぐらい金額がかかると思うんだ。だから、その分だけを、まず下水料金が払えんときは、市はどうやってやっていきますかということだけ、下水道課長、一遍。

議長（黒宮喜四美君） 下水道課長。

下水道課長（橋村正則君） 失礼します。下水道料金が滞納されたらというようなお話でございまして、今、南部水道企業団に料金の徴収委託を協議しておる段階でございまして。その中で、最初の請求は南部水道企業団から出させていただき、そして徴収の方も南部水道企業団でさせていただきというようなことで、1回目で下水料金が入らない場合につきましては、督促を1回目までは水道企業団でお願いするというようなことで今進めております。それ以降につきましては、市の私どもの方で徴収を引き継ぎをさせていただきというようなことで考えておりますので、御理解をお願いします。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 大原議員。

18番（大原 功君） 徴収をいいたくと言っても、払えん人にはどうしようもないわけだな。先ほど言ったように住宅ローンでも払えん人が多くあるわけだ。払えん人についてはどうしようもないから、それは市の方が面倒を見てあげるといならいいんだけど、下水というのは、今は排水になっておるんやね。排水は国の法律で決められておる、憲法で決められておる。これ、一たん許可したものは途中でとめることができないんだ。だけど、今の下水というのは地方公共団体の条例や規則によって決められておるわけね、国の制度によって。国であれば名古屋市も東京都も全部料金は一緒にならないかん、消費税と同じように、そういう今のあれがあるわけね。だから、その中の決まりだから、本当に払えん人については、一たん下水をつないでしまったら、もうその地域については浄化槽をつくることができないんです、これは絶対、そういうふうになっておるわけね。だから、今のその辺のところを、つないでしまった、おい、お金が払えんから、もう一遍自分で浄化槽をつくってやりますよということができないから、その辺のところ、その対応の方はどうしてやってみるか。督促をどんどん出しても、払えん人についてはそのまま流させてやってもいいからとい

うことで。

議長（黒宮喜四美君） 開発部長。

開発部長（早川 誠君） ただいまの御質問でございますが、この下水については、上水のようにとめるというような答弁等もございません。ですが、今の滞納があった場合について、先ほど私どもの下水道課長が申しましたように、これは維持管理の中でこれからきちっとした規定等を設けて、これもまた今後、近い時点にお示しをさせていただきますが、そういった中で、やはりそういう一つの基準的なもの、そういったことも考慮して、これは絶えず私どもの方は徴収に……。

〔発言する者あり〕

開発部長（早川 誠君） いや、すべて免除ということではございません。部分的にはそういったことも考慮しがてら、これはあくまでも徴収のもので進めていくということで御理解が賜りたいと思います。

議長（黒宮喜四美君） 大原議員。

18番（大原 功君） 下水のことを何回言っておっても、それはなかなか難しいんだって、だからつくる方は一つの企業として商売をやるんだから、同じことなんだ。お金を消費者からもらうことは、一つのその事業をやるわけだからなるわけだ。だけど、市の場合は公共性のものだから、それでもうけるわけじゃなくて、長い目でずうっと、そうでしょう。初めの計画は20年ぐらいだったが、今度は50年ぐらい、こうね、もうつくる前から延びておるんだから、そんなもん、おまえさん、今157円と言っておったって、入ってしまったら、今度どこかで出さなかった、あれだといったら、またその分維持管理がずうっと高くなって200円だとか250円になったら、もうとてもじゃないけどやれんようになっちゃうわけだ。そういうことを聞いておるだけだから、そういうのも含めて、市長も今のつなぐ以上、加入料は要らんというから、いつつながれるかわかりませんけれども、そのときについては、そうやって払えないという人については、やっぱりある一定、生活保護とか、それから母子家庭とか父子家庭とか、いろんなことがあるわけ、そういうところの家庭、住んでおる人もおるわけだから、そういうのについては免除してあげるよというふうにしないと、とてもじゃないけど、生活保護を片方でもらっておる人につないでしまったら、その分上乘せしてやればいいんだわ、またいいんだけれども、そこからまた徴収するとなると、またそれも難しいことになるから、下水についてはそういったってなかなか答えが出てこんと思う。

それから2番目ですけど、鍋田ふ頭が市長の場合は264億というふうに言われて、これは第3バースを含めた金額と言われているけれども、あとの残りの70億で本当にその地域の整備というのはできるものかできないものか。残りのバースについては194億、これはバースとして第3バースとして出ておるわけだね。あと残りが市長の言う分だと、残りは70億で本

当にそこまで行く、富浜、今ゴルフ場の横をずうっとやっていますけれども、そういうふうで本当に70億で済むものか済まないもんか、ちょっと聞きます。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 議員にお答え申し上げます。

鍋田ふ頭の第3バースの整備計画につきましては、今年度、国の事業という形の中で平成21年から開始させていただきます。この事業年数におきましては、平成21年から27年という形でおおむね計画をされておるというふうに私どもとしては聞いております。

そして、その最初の3年で、いわゆる先ほど議員がおっしゃいました第3バースそのものの整備計画をしていく。そして、あと7年という形の中では、総合的な周辺整備も含めたところの整備をしていくということでございます。

その内容でございますけれども、バースそのものに対する整備費としては194億でございます。周辺整備で70億という形で、合計264億という形で事業が開始されるわけでございますが、整備内容につきましては、岸壁、水深12メートルの耐震強化という形でございます。それから泊まり地、一方では泊地とも言いますけれども、そういったような場所につきましても、水深12メートルの整備をしていく。それから、途中航路におきます泊地、泊まり地につきましても、水深12メートルのしゅんせつを行っていく。そして、その背後におきます道路改良という形について、その整備費が周辺整備という形の中でとり行われるわけでございます。また、荷役の機械、いわゆるガントリークレーンと申しますけれども、そういったような設置も含めて総合的な形として70億という形で私どもとしては聞き及んでおる次第でございます。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 大原議員。

18番（大原 功君） バースに行く前は、155号線の鍋田川からずうっと行く道路も含めて整備をしていかないかと思うんだね。まだ155号線から国道1号線をまたぐところの橋もできていないわけだから、そういうのを含めてやっていると、実際にもっと大きな金がかかるんでないかなあと思うんだけど、市長の言うように、県の方ともよく協議しながら、この70億じゃなくて、もっとたくさんもらうように努力をしてもらわな経済効果は上がらんと思うので、それはそれでいいです。

それから公園について、平島地域は市長に前ちょっと言ったことがあるけど、平島なんかは日光線というのがこの平和通りまで来るわけだけど、これについてはかなり道路が広いわけね、中には23メートルあるわけね。そういうある中で電柱がたくさん立っておるわけね。ああいう電柱を、名古屋市でも今一色の辺からずうっと向こうへ行くと今外してある。それはなぜかという、これから緊急とか、そういうのに対してヘリポートを全部、おりられるような仕組みとかがあったり、それから弥富市の場合だと、平島なんかだと土地の価格が高

いから、道路を避難所という格好にこれからする方法については、できたら電柱をケーブル線にして地下埋設するというふうのことにして、公園の確保とか避難所の確保という考えはあるのかないのか。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） ひので公園の都市計画の中での整備は、先回もお話をさせていただいておりますように、公園そのものについては避難場所としての位置づけを考えておるわけですが、周辺道路におきましては、災害用の緊急車両等の通行確保から避難場所として考えていくわけにはいかないというふうに思っております。

また、大原議員の御意見として電柱を地下ケーブルのようにする事業はということでございますけれども、安全な通行区分、あるいは都市景観、あるいは防災上の形の確保といった意味においては、ケーブルを地下に埋めるということにつきましては大変有効な手段であろうというふうに思っておりますけれども、私ども、現時点では電気、あるいは通信事業等において計画がございませんので、実施については今のところ考えておりません。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 大原議員。

18番（大原 功君） 考えていないということであればやむを得んですけれども、これから電気の、きょうも新聞に載っていますけれども、2030年ぐらいには1,000万軒を太陽光熱で供給すると。それから、一般家庭からも50円ぐらいで買い取るというふうにな。それと、太陽光熱を使っておるところは電気を買ってもらって多少いいんだけど、片方のそれを利用しておらんとところは逆に電気代が高くなるというふうなこともあるので、できたら、そういう家庭から地下につくるというふうな。今、テレビなんかでもかなりケーブルでこうしてつないであるところもありますので、ただやらんというだけじゃなくて、やっぱり研究材料として一遍やっていただけないかなあと思っております。

それから学校ですけれども、北中なんか今見ておると、そんなことを言っただけ失礼ですけども、どこかのホテルの廃業したような汚いふうになっちゃって、本当にそこで子供さんが勉強をしておるのでいいのかなあという気持ちなんだけれども、ああいうのをもうちょっとタイル張りにするとか何かして、今、タイルでも物すごく軽いタイル、昔のように厚いタイルじゃなくて目方がすごく軽いものがある。

今、車なんかでも、この間、スズキ自動車の社長のテレビを見ていましたけれど、一つの部品を1グラム軽くすることによって、車が約20キロから30キロ、重さがなくなるということをしていました。だから、スズキ自動車は、ほかの自動車会社、12社ばかりある中でみんなもうかっておらんけど、あそこはもうかっておりますと言ってみえたけれども、やっぱり子供さんが勉強するには、ある一定、子供さんが学校へ来て、ああ、この学校は僕の学校

だ、うれしいなあというふうになればいいけど、今では青カビのようなふうになっておるけれども、ああいうのは検討するつもりはあるのか、また毎年毎年、色を塗っていけばいいというふうの考えなのか、一遍聞きます。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 弥富北中学校の御質問でございますが、これは耐震補強工事を進めるということにつきましては、皆様の方にも御案内をさせていただいたとおりでございます。国、あるいは県の方に設計内容につきましても確認済みでございますので、耐震補強工事をその確認のもとに進めさせていただきたいと思っております。

外観をタイル張りにするという事は、そういったような申請もしておりませんし、現状では考えてもおりません。

また、工期などの問題もありまして、状態の悪い北側の外壁につきましては、塗装補修を同時に考えていきたいと思っておりますので、また真っ白な校舎によみがえるというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（黒宮喜四美君） 大原議員。

18番（大原 功君） 市長が真っ白にすると言うから、北中の生徒は本当に喜んでいと思います、この声を聞いてね。できたら、こういうのもケーブルテレビで流していただいて学校ですと、もっとすっとわかるんだけど、できるだけ早いところやるということはしていただいたらいいと思います。

次に、この予算書の73ページの工事請負ということで、いこいの里の修繕工事請負というのが書いてあるけど、修繕というのは、10年、あそこはたっておるかたっておらんのか、一遍そこを聞きたいんだけど。修繕となると、10年以内だと、大体普通は建物を建てた人がせないかんのけれども、増築なのか修繕なのか。

議長（黒宮喜四美君） 介護高齢課長。

介護高齢課長（佐野 隆君） 御質問にお答えさせていただきます。

いこいの里でございますが、平成15年4月にオープンしまして、既に6年が経過しております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 大原議員。

18番（大原 功君） 79ページにきれいなまちづくりの協力の謝礼金と書いてあるけれども、こういうのは何人の謝礼金なの。できたら、県なんかでもこういうのは何人と大体書いてあるから、こういう説明書というのはわかるための説明書だから、本人がわからなかったら、これ説明書にならんから、この辺のところ。

議長（黒宮喜四美君） 環境課長。

民生部次長兼環境課長（久野一美君） それでは、一斉大掃除のきれいなまちづくり推進の

謝礼金について御説明申し上げます。

この謝礼金でございますが、これは12月の一斉大掃除、議員も御存じだと思いますが、これで市民から出てきます廃棄物の回収につきましては、従来より弥富市建設業協力会、弥富市造園業協力会、そして……。

〔18番 大原功君「いいわ、そんなことより何人と言ってもらえば」の声あり〕

民生部次長兼環境課長（久野一美君） これは本年度でございますけれども、一応車両を原則としまして、ダンプ、トラック、それからパッカー車、一部重機も含まれますが、こういったものを40台程度見込んでおります。車両の協力費でございます。

議長（黒宮喜四美君） 大原議員。

18番（大原 功君） これでみんなはちょっとわかったかなと思うんだけど、こういうことをしてもらおうと、一体何台使ってどうだということをこれからは議案説明はしていただくように、何ということ。

それから、次が81ページに海部南部水道企業団の負担金と書いてあるけれども、ここはこの間も三宮議員だったかな、水道が高いとかとあって、市長も日本でも有数高い海部南部水道企業団という、普通は水道は、今この海部水はなっていないんだけど、電気とかガスとか、それから電話なんかでもそうだけど、メーターまでは供給設備として供給者が今は負担してあるわけね、全部、それ以後の中については使用設備になります。これは法で決まっています、使用設備によってこれをするわけ。だけど、海部水の場合は、本管からメーター器、自分のところが持ち出すところまでお金を取っておるんだけど、これはどういうふうで取っておるのか。これ、違法性があるのかないのか、一遍お聞きします。

議長（黒宮喜四美君） 環境課長。

民生部次長兼環境課長（久野一美君） それでは、お答えします。

これは海部南部水道の方へお尋ねをしましての回答でございますが、加入時には本管からその方の宅地までの間、いわゆる議員がこれは加入者の負担というお話がございました。これにつきましては、本管より敷地までの配管は加入者の負担である。しかし、その後の維持管理につきましては、あくまでもその敷地境界までの間は南部水道の負担であるということ聞いております。以上です。

議長（黒宮喜四美君） 大原議員。

18番（大原 功君） 普通は、その電気とかガスとか、公共性のあるものについては供給設備としてされておるわけ。例えばケーブルでもそうですけれども、ケーブルは私の家のところまではやっていただけるわけね。そこから中の分については加入料として525円かな、払っておるわけね。だから、片方は供給設備を見てあって、水道だけは見ないということは、

電気でもそうです。電気でも家を建てると、そこまで電柱をずうっとやってくれる、これはみんな中電が全部やってくれたでね。例えばガスなんかでもそうです。ガスなんかだとそのメーター器までが供給設備と言われるから、それから中は消費者がする使用設備というふうになっているんだけど、こういうところを取っておいて、水道料金がまだ高いというのは、これはどういうふうで今の、それを取っておれば、本人が負担しておるんだから、本当は水道料金ってもっと安くならないかんのだけれども、この辺のところはどう思う。

議長（黒宮喜四美君） 環境課長。

民生部次長兼環境課長（久野一美君） 議員の先ほどの御質問の趣旨は非常によくわかったわけですが、何分にもこの海部南部水道というのは独立採算制でございます。基本的にはそういった加入自治体の負担もないということになっておりますが、今回はこういった負担をしております。

したがいまして、なぜかということになってきますと、この弥富市だけではこれはお答えできない内容でございますので、今後、そういった南部水道議会で御討論がいただきたいというふうに思います。

議長（黒宮喜四美君） 大原議員。

18番（大原 功君） あなたが言われるように、企業団も負担金を出してみんなやっているんだから、そういうことも含めて、今言われたように、あなたは南部水道の方へ行行って言っていただけるということで期待をしておりますので、それ以上言ってもあれですけど、その分についてはもういいです。

今の91ページ、花き組合とか文鳥とか、そういうのがあるけれども、こういうのも今何人ぐらいやってみえてこの金額なのか、余りにもこれは少くないのか。そのところの特産を守る事業費としては、余りにもこれは少ないかなあと思うので、何人の方でこれだけ払っているのか。

議長（黒宮喜四美君） 農政課長。

農政課長（石川敏彦君） それでは、大原議員の質問にお答えさせていただきます。

91ページの予算書にございます花き組合の補助金といたしましては20万円で、会員数は29名でございます。野菜組合につきましては12万円で、会員数は57名でございます。それから文鳥組合につきましては24万円で、会員数は9名でございます。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 大原議員。

18番（大原 功君） 市長、これは地域の特産とか、いろんなものがあってやっていくんだから、もっとたくさん上げて、もっとみんなが参入するように、参加できるように。定年でも、かなりしてみえて、会社をやめて農業を手伝おうという人もたくさんあると思うんだけど、補助金が少ないもんでやる気が全然ないということだとか、こういうのを含めて市長

はいろんなところであいさつを試みえるから、もっとそういうのもやっていただければいいかなあと思います。

それから、120ページの中ほどのところにボイラー保守委託料と書いてあるけれども、ボイラーの管理者は一体だれなの、これ。

議長（黒宮喜四美君） 教育課長。

教育課長（服部忠昭君） 失礼します。こちらの関係は北中学校のボイラーでございますけど、こちらにつきましては温水ボイラーでございますので簡易ボイラーとなります。したがって、簡易ボイラーにつきましては、ボイラー及び圧力容器安全規則の適用外でございますので、管理者につきましては不要でございます。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 大原議員。

18番（大原 功君） そういうことはボイラーが小さいということか。

教育課長（服部忠昭君） はい、そうです。

18番（大原 功君） ボイラーと書いてあるから、ボイラーというのは、普通、管理者が要るんだね、これ取りつけないかんで、これは法で決まっておる。だから、小さいなら、これはわからんから聞いたんだけど、それだけでいいですわ。

それから、123ページにPTA活動とか、それから年輪の補助金と書いてあるけれども、こういうのは何人でされておるものか。また、これは新たに活動費、新しくする児童も含めてのものか、今ある人だけのこの予算なのか。

議長（黒宮喜四美君） 社会教育課長。

社会教育課長（水野 進君） お答えします。ちょっと後先になりますけれども、年輪のつどいにつきましては、参加者に対するの補助金ということで、19年度は777名に対して167名、20年度は797名に対して114名、21年度につきましては、2月1日現在で対象者は782名ということで、まだこれから参加者を募りますので、ちょっと参加者はわかりません。

PTAにつきましては、これはあくまでサークル活動の補助金ということで、PTA団体に出している活動費ということでありまして、ちょっと人数につきましては、小学校で300人程度、中学校でも200人程度というふうでうちの方は把握しております。以上です。

議長（黒宮喜四美君） 大原議員。

18番（大原 功君） そうすると、今の活動費というのは、どこまでが活動費なのか。例えば防犯をもってするものを含めるのか、ただ指導だけ、例えば子ども会を集めたり、こういうふうのものだけなのか。範囲はどこまで、そのものがあると思うんだけど、具体的にはどういうものが今の活動費の一番基本になっておるのか、連絡協議会だけの活動費なのか。

議長（黒宮喜四美君） 社会教育課長。

社会教育課長（水野 進君） お答えします。

P T A 会員の教養と資質、体力向上等、また会員さんの親睦を図るために防災講習会とか音楽研修会、それからスポーツ講習会、あと自然活動、体験学習という文化的な活動という形でやります。それで、あくまで P T A、団体さんが活動されるということで、学校とか、いろんな施設を使って活動されていると、以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 大原議員。

18番（大原 功君） 市長、よく聞きましたけれども、市長を中心にして職員が一生懸命頑張っていたおるので、これで質疑を終わります。

議長（黒宮喜四美君） 1時間近くなりますので、ここで11時まで休憩をとります。11時から再開いたします。

~~~~~  
午前10時50分 休憩  
午前11時00分 再開  
~~~~~

議長（黒宮喜四美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続けます。

次に佐藤高清議員、お願いします。

5番（佐藤高清君） 失礼します。佐藤高清です。よろしくお願ひいたします。

今回お尋ねする件でございますけれども、議員として非常に恥ずかしいこととあります。

したがいまして、あまり大きな声は出せませんので、よろしくお願ひをいたします。

今回、一般会計予算が136億円という当初予算が出ております。その中にまた11億7,000万が起債ということで上がってきております。家庭におけるやりくりと行政におけるやりくりが、ちょっと私、恥ずかしい話ですけど、本当にわからんわけでありまして、市債について、少しどれほどの残高があるかということをお尋ねいたしますので、よろしくお願ひをいたします。

議長（黒宮喜四美君） 総務課長。

総務課長（佐藤勝義君） 市債の残高のことについてお答えさせていただきます。

20年度末の現在高の見込み額でございますが、まず普通債におきまして46億1,846万5,000円、その他といたしまして49億1,389万6,000円、合計95億3,236万1,000円となっております。

その他につきましては、さらに細かく分かれておりまして、その中の減収補てん債として1億4,040万円、減税補てん債11億5,098万5,000円、臨時税収補てん債1億2,941万1,000円、臨時財政対策債34億9,310万円となっております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 佐藤議員。

5番（佐藤高清君） 今、課長の方から数字が出ましたわけですがけれども、国の予算を見て

おりますと、国家予算が88兆で赤字が800兆とあるとかとあって、国家予算の何倍もの借金があると。これについて我々の生活からしたら、まるきり豆腐の勘定をしておるようなもので、1丁、2丁は余分にあってもなくてもいいような、わけのわからん数字で、国債とか市債というのはどういう内容でこういう金額になったのか。返さなきゃいかん金なのか。本当に恥ずかしい話なんですけれども、民間であるならば、この不況、借金さえなかったら乗り切れると。しかし、当初予算において公平で先の方が支払うべき借金であるならば認めるといことであるわけでありまして、豆腐の数で1丁、2丁、よしかということなら、不謹慎な話ですけれども、本当に私の実感する生活とかけ離れた数字が新聞紙上で飛び交っておるわけでありまして、今、弥富市においても95億、100億近い市債があると。これについて、先日もある総会に行きましたら、100億円を身近に感じるということになると、1万円札を積み上げると100メートルあると、重さにして1トンあると。こんな感じで100億円を身近に感ずることができるんですけれども、1兆円となりますと、1から1兆まで勘定すると1年以上かかる。1秒に一つ1円玉を拾っておっても、これは3年、1兆円はかかるわけです。とてつもない数字で、この予算書の数字を合わせることはできるんですけれども、この市債の95億の追跡する必要があるのかないのかわからんわけでありまして、一体全体95億に対しての内訳がわかるならお教え願いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（黒宮喜四美君） 総務課長。

総務課長（佐藤勝義君） 市債の内訳ということでございますが、先ほど市債につきまして、大きく普通債とその他というふうに分けて金額をお答えいたしました。それぞれ目的を持って発行したものでございまして、先ほど申しました市債の内容につきまして、ちょっと説明させていただきます。

まず最初に、大きく二つに分けた普通債46億円ほどのものでございまして、これにつきましては財政支出、それと財政収入の年度間調整、これはどういうことかといいますと、公共施設の建設事業、これなどにおきましては単年度に多額の財源を必要とする事業でございまして、地方債を発行することにより資金を調達し、当該事業の円滑な執行を確保できるとともに、これに係ります財政負担を後年度に平準化するという年度間の調整機能でございまして。

それと住民負担の世代間の公平のための調整、これはどういうことかといいますと、将来、便益を受けることとなる後世代の住民と現世代の住民との間で負担を分かちことを可能とするというようなことございまして、こういったことなどのために発行したものでございまして。

次に、その他の中の一つでございまして減収補てん債につきましては、地方税、市町村におきましては法人税割と利子割交付金でございまして、これの標準税の収入額から税収の見込み額を控除して算定しました減収見込み額の範囲内において発行が認められている地方債で

ございまして、今回、3月議会に補正予算を計上させていただいているものでございます。

次に、その他の二つ目でございますが、減税補てん債につきましては、恒久的な減税等の実施による地方公共団体の減収額を補てんするために発行が認められておりました特例地方債で、恒久的減税の廃止に伴いまして、平成18年度をもって廃止となりました。

次に、このその他の三つ目でございますが、臨時税収補てん債につきましては、地方消費税の導入年度の歳入不足を補うために発行が認められた地方債でございます。

その他の最後でございますが、臨時財政対策債につきましては、平成13年度の地方財政対策において設けられました特例地方債で、現在のところでございますが、平成21年度まで発行が予定されております。これにつきましては、地方交付税の振りかえ措置でございまして、後年度にその元利償還額の100%が普通交付税算定上の基準財政需要額に算入されるという性格を有しているというものでございます。

以上で起債の内容についての説明を終わります。

議長（黒宮喜四美君） 佐藤高清議員。

5番（佐藤高清君） ありがとうございます。今、担当課長の方から起債したときと、また返済する方法と、きちっとつじつまが合う説明があったわけでありましてけれども、またこれは議事録を読んで深く勉強したいと思います。

本年度は都市計画マスタープランということで、10年の計画が出てくるわけでありまして。これから実施計画をされる予定のあります保育所の建設とか小学校の建設などで、また市債という中で起債が行われてくるわけでありまして。民間企業でありますと、今までは1年の決算を半期に1度にしたり、それを3ヵ月に1度にして、決算を細かくすることによって、経営者はその数字を見ながらハンドルを切っていくということでありまして。この1年前、半年前から大きく数字が変わって、民間でいう経営者は、大変な思いで今事業を展開してみえるわけでありましてけれども、この弥富市において、今後、都市計画マスタープランに織り込まれております保育所、小学校で起債をしたならばどのような数字になるか。この数字をもって比較しつつ、市民に大丈夫だよということをPRしたり、数字がおかしくなるなら軌道も修正しなきゃいかんと思うわけでありましてけれども、今後、この保育所、小学校の建設について起債が行われた場合には、その財政の指数は大丈夫かということを一度確認したいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（黒宮喜四美君） 総務課長。

総務課長（佐藤勝義君） 今計画されている事業を起債で発行したら財政指数がどのような状況になるかという御質問でございますが、現在、平成21年度から24年度までに実施が計画されております保育所建設事業、小学校の耐震補強事業、防災広場の整備事業、公園整備事業、また（仮称）第2桜小学校建設事業、これらにつきまして財源として市債を充当率上限

まで、これはどういうことかといいますと、すべて補助金なんかが仮にあったとして、その残りをすべて起債で発行できるというものじゃございませんでして、率がございまして、その率までしか発行できないということでございしますが、仮にその率目いっぱい発行して、さらに先ほど21年度まで発行が予定されている臨時財政対策債につきまして、さらに発行可能な期間が延長され、これが24年度まで毎年発行し続けるとした場合に、21年度から24年度までの発行額の合計額は、これはあくまでも約でございしますが、約66億9,000万円ほどとなるということでございます。

それで、平成24年度末の市債の現在高の見込み額につきまして、この4年間の期間に当然のごとく元金、利子も償還するわけでございますので、丸々この66億9,000万円がふえるわけじゃなくて、その元金償還分を差し引きますと、これも約でございしますが約127億7,500万円という形となります。ちなみに、人口1人あたりは、これも現在の人口が変わらないという仮定のもとでございしますが、30万110円という形でございます。

それで、平成25年度以降につきましても、さらにいろんな起債を発行したことまで、現在のところちょっと想定できませんので、仮に25年度以降は発行しないと仮定した場合、こういった起債の返済がどういう状況になるかということでございしますが、返済のピークは、平成28年度の1年間、約12億500万円という数字になります。

それで、起債に関する財政指標の一つでございします公債費比率というのがございします。それが推計値、これもほかのいろんな要素が多々ございしますので、そういったのが現在と変わらないという仮定のもとでございします。ですから、推計値というふうに言わせていただきますが、それが7.0%となると。

この人口1人当たりの30万110円とか公債費比率の推計値の7%、これがどういった数字かということでございしますが、まず市債の現在高の人口1人当たり30万110円の方でございしますが、これが平成18年度の類似団体の平均がどういった数字かと申しますと56万4,060円、愛知県の市町村の平均が41万3,904円という形で、ここらと比べますと下回っておるわけでございます。参考までに、今現在の弥富市は人口1人当たり22万4,196円ということで、人口1人当たりの地方債の残高は、こういった形で発行し続けても、まだ下回っているという状況でございします。

さらに、もう1点でございしますが、起債の返済のピークが28年度となって、そのときの発行債比率の数値が7%、これがどういった数値かと申しますと、平成18年度の愛知県平均は12.8%でございします。ですから、それも下回っておると。参考までに、平成18年度の弥富市の数値、公債費比率は5.7%という形で、先ほど申しました21年度から24年度までの事業を、保育所とあと小学校の建設事業等でございしますが、仮に目いっぱい起債を発行したとしても、こういった起債に対する財政指標というのは類似団体とか県平均を下回っているということ

でございます。

そうしたら、財政指標が下回っておれば、これは単純にいいんじゃないかというふうに考えられる面もありますが、しかし、別の見方をしますと、平成28年度の市債の元利償還金、これにつきましては21年度より2億8,200万増加するわけでございます。ですから、ことしの予算から見て2億8,200万、市債が増加したらどうなるかということ考えたときに、さらにほかの事業を精査せないかんということになるわけでございますが、それと今、地方交付税のうち普通交付税を弥富市としていただいております。これにつきましては、合併算定がえと申しまして、本来、弥富市だけで算定したらもらえない。しかしながら、合併したときに、従来の十四山村と弥富町がそのまま存続したものとみなして計算した結果、十四山分の方でいただいているというわけでございますが、それが27年度までは丸々いただいておりますというわけでございますが、平成28年度からは、あと5年間かけて経過措置期間となって、徐々にいただける率が減っていくわけです。それで、33年度にはまるきりゼロという形になるわけでございます。それと公共下水道事業の特別会計の繰出金、これらも確実に増加することが考えられます。

逆に言いますと、企業立地の指定企業の交付奨励金、これらが3年間で100%、残り2年が50%という中で交付しておる交付金が交付期間の終了により削減があるという状況、プラスの状況もございます。この辺の今より財政負担がふえる部分の要素とか、逆に減る部分の要素を差し引きしますと、財政負担がふえる要素の方が確実に多いという状況、こういった状況をかながみまして、現状よりかなり厳しい財政運営となることが予想されるということです。

したがって、本年度から取り組み始めました行政評価制度を活用しました抜本的な事務事業の見直しを初めとした、さらなる行財政改革を進めていかなければならないというふうに考えております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 佐藤高次議員。

5番（佐藤高次君） ありがとうございます。本当に恥ずかしい話ですけれども、言葉についていくことができません。また、このテープを起こしましたもので勉強させていただきます。

数字の上では大丈夫だということでもありますけれども、将来にわたっては確実な財政改革をしていかないかんということでもありますけれども、この市債についての私の本当の思いは、小学校をつくった、大丈夫だ、新しい市役所というところまで何とか健全な財政の形で行きたいということでもあります。

今、担当の課長から経済博士のように完璧にお答え願ったわけですけれども、これは都市マス、計画を実行するには絵にかいたもちでいかんということが言われたり、幾らかかる

かという建設委員会での質問もあったわけです。差し当たって、この弥富市4万4,000人の願うところの市役所をつくるについて、もう一つ借入れをしても大丈夫かということをお聞きしたいですけれども、よろしくお願いいたします。

議長（黒宮喜四美君） 総務課長。

総務課長（佐藤勝義君） 保育所や小学校について起債を目いっぱい発行した暁に、さらに新庁舎について起債を発行して大丈夫かという質問についてでございますが、先ほど平成24年度までに保育所とか学校等に起債を目いっぱい発行した場合に財政指標がどうなるかといったことと、実際の現実問題の財政運営についてちょっとお話ししたわけでございますが、まず24年度までに保育所、学校等に起債を発行した場合、財政指標上は、確かに類似団体とか県内の市町村の数字を下回っておるところでございますので、指標上は別にそうびっくりするような指標になるわけじゃございませんが、しかし、現実問題、2億8,200万という公債費の増加があるということは、ほかの要素が同じと仮定したら、2億8,200万、他の事業を削らないかんということ。そういったような厳しい状況があるという中で、さらに新庁舎に対して起債を発行するということにつきまして、現在のところ、そこまでのことにつきましては、具体化するようなことは現在のところ言えないわけでございますが、これにつきましては総合計画の前期基本計画の計画期間中に、財源問題等について詳しく調査・研究していくという形で進めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 佐藤議員。

5番（佐藤高次君） ありがとうございます。今、担当課長の方から起債についてお答え願ったわけでありまして。間違っ、まだまだ大丈夫ですよと、ここで大きな声で安心という宣言をされると困ったなあと思いましたが、この10年の計画の中で慎重に、我々もこの予算を見ながら、できるだけ庁舎建設の実現に向けた財政指数の健全化をやりつつ、実現に向けていきたいと思っております。

よかったです。課長が大丈夫ですよと、どんどん行きましょうという答えになると、これ行け行けになっちゃって、高齢者の方は順番だからいいですけども、まだ我々年金をもらっていない人は、これは自分たちの子供にも負担をかけたりして心配するわけですけども、できるだけ数字を見ながら、ハンドルを切りながら実現に向かっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

また、きょうのこの答弁については、テープを起こしたもので私も勉強させていただきま。本当に恥ずかしい話でしたけれども、ありがとうございました。よろしくお願います。

議長（黒宮喜四美君） 次に、佐藤博議員。

6番（佐藤 博君） 佐藤博であります。今、大変有意義な質問、答弁があった直後であります。私はきょう質問したいのは、市民税の累積滞納金についてであります。

厳しい財政状況、弥富は、おかげさまと今公債費比率も7%ということですが、これは一つ歯車が狂いますと、また大変なことになるわけで、お互いに厳しい中で、慎重に無駄のないようにやっていかなければならんと思っておるわけでありませう。

そこで、平成19年度の決算書によると、市民税は、個人、法人合わせて累積滞納金が約3億7,400万円ぐらいに及んでおるわけでありませう。不納欠損額も約2,000万円あったと記憶しております。

21年度の予算案では、滞納繰越分として個人3,100万円、法人はわずか150万円が計上されております。これは21年度に納税されると予想される金額にすぎないものでありまして、特に昨今、不況に直面した20年度の滞納額は、かなり増加するのではないかということが心配されるわけでありませう。

そこで、まず最初に、20年度の会計年度もあとわずかですが、20年度末の累積滞納金は、大体どのくらいの金額になると推定されているのか、税務課長にお尋ねをしたいと思います。

議長（黒宮喜四美君） 税務課長。

総務部次長兼税務課長（若山孝司君） それでは、お答えいたします。

個人市民税につきまして、調定額が28億4,936万円の9.30%の約2億6,500万円、法人住民税につきましては、調定額を5億4,278万円の0.74%の400万円で、合計で2億6,900万円の見込みをいたしております。

前年度との比較につきましては、約6,000万円増加し、固定資産税と合わせて市税として約4億4,300万円の滞納繰り越しになるのではないかとこの見込みをいたしております。以上です。

議長（黒宮喜四美君） 佐藤議員。

6番（佐藤 博君） 今、4億4,000万を超えるということでありませう。先ほどの総務課長の答弁でもありましたように、28年度を超えると2億以上の債務負担を起こした償還金がふえるわけでありまして、やっぱりこれは慎重に対応しなければならんと思うわけでありませう。

現在、市の財政状況も大変厳しい状況であるわけですが、市民もこの経済不況で大変厳しい状況にあることは理解ができるわけでありませう。そうした中で、現在、滞納整理等は、差し押さえ等も行われておるのかどうか、大体どのような状況であるのか、滞納整理の状況について伺いたいと思ひます。

議長（黒宮喜四美君） 税務課長。

総務部次長兼税務課長（若山孝司君） 督促につきましては、各課の職員の応援を得まして、一斉滞納整理ということで12月に実施をいたしております。

随時につきましては、督促状による納付依頼というのが現状でございます。

差し押さえにつきましては、現在の時点で差し押さえが78件、参加差し押さえが72件、交付要求が33件、人数にいたしまして、法人を含めて111人という状況でございます。以上です。

議長（黒宮喜四美君） 佐藤議員。

6番（佐藤 博君） 大変厳しい状況であるように思うわけであります。特に滞納整理は、大変困難な仕事であります。担当者は嫌な仕事であることは十分理解ができるわけであります。問題は、滞納整理を怠りますと、滞納額がどんどんふえていくことになり、欠損処分額が増加する原因にもなるわけであります。

そこで、納税は当然の義務であることを理解していただく努力を怠らないようにしていただきたい。今回、私がこのような質問をしたのは、納めたくともいろいろの事情で納めることのできない同情すべき方もあるということ。それとまた、ずるい考え方で滞納をずるずると続けているうちに、延滞金がかさんで納められなくなっていくという高額滞納者もいるような話も聞いておるわけであります。このようなそれぞれの個人状況も考えながら、悪い習慣にならないように、時には差し押さえも視野に、滞納整理を怠らないように努力をしていただきたいと、こういうことを痛感しておりますので要望しておきたいと思います。

続きまして、2点目に、海南病院施設整備資金利子補給6,000万円についてお尋ねをいたします。

弥富市は海南病院が市内にあるということは、これは皆さん方は大変ありがたいことであるわけであります。この利子補給は、たしか昭和五十五、六年から始めたと思っておるわけでありますが、現在の利子補給金6,000万円は、何年度から何年度まで行われる計画のものであるのか。そしてまた、現在、協力市町村、この利子補給に協力していただいております市町村の補給金はどのようになっているのか。この2点について市長に伺いたいと思います。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 佐藤議員にお答え申し上げます。

現在、海南病院に対する施設整備の資金という形の中での利子補給をさせていただいております。弥富市は、この利子補給を平成12年から、今年度、平成21年度までの10年間という形でございます。弥富市は、今、年間6,000万円という形の中で利子補給をさせていただいております。

関係市町村でございますが、これも年額でお話をさせていただきますけれども、愛西市、これは旧佐屋町、旧立田分という形の中での利子補給でございます、4,000万円というふうに伺っております。また、蟹江町におきましては3,000万円、それから飛島村1,000万円、そして木曾岬町が1,000万円という形となっております。合計いたしますと1億5,000万というような金額になるかと思います。

議長（黒宮喜四美君） 佐藤議員。

6番（佐藤 博君） かつて弥富町ほか5町村、蟹江、十四山、飛島、佐屋で伝染病隔離病舎組合がありまして、海南病院でお世話になっておったわけでありまして。伝染病患者はほとんどなくなりましたが、救急患者が多くなり、中には海南病院で措置できない患者も多くなり、名古屋へ搬送しなければならないケースも多くなった時期がございました。そのため、当時の下村病院長から庄内川を渡らなくても処置できる病院にしたいと提案がありまして、当時の農協、現在のJAであります。厚生連もこの提案を受け入れ、弥富町に協力要請があったのであります。この5町村で海南病院運営協議会をつくり、協力するようにしたのであります。設備、医療機器の整備計画が練られまして、そして資金は農協から借り入れ、弥富町が中心になって、今申し上げました5町村で利子補給をするようにして、当時としては設備や、あるいはまたCT、医療機器等の充実を図ったのであります。そのため、海南病院の利用者は増加するばかりで、それにつれて、また近代的な医療体制の拡充がなされてきたのであります。

このような中核病院が弥富市にあることは、弥富市にとっても市民にとっても大変ありがたいことであり、今後ともお互いに協力関係を損なわないようにしていくことが市民の健康と安全につながる大事な問題だと思っております。

これからもまだいろいろと、市民病院で困っておられる市が多くあるわけでありましてけれども、私たちのところは、こういう厚生連の海南病院でいろいろとやっていただけたというありがたみを私は感じておるわけでありまして。そうしたことから、このような協力関係をさらに今後も継続をして、そして市民の健康と安全が守れるように努力をしていただきたいと思います。思っておりますが、最後に市長の所見を伺って、質問を終わりたいと思います。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 佐藤議員にお答え申し上げます。

今、医療の大切さというか、医療の問題につきましては、日本全国でいろんな問題があるわけがございます。今、海南病院におきましては、救急搬送が年間5,500回を超えるというような状況でございまして、先ほどの関係市町村のみならず、海部北部、そして名古屋市、あるいは三重県等からも救急車で搬送されてくるわけがございます。そういった形の中で、今、海南病院は運営協力委員会というのがございまして、私どももその構成メンバーの一人でございますけれども、これはJA、厚生連が代表という形の中であるわけでございますが、今、海南病院におきます救命救急センター構想があるわけがございます。この救命救急センターをつくることにおいて救急患者に対するしっかりとしたフォローをしていきたいということでございます。

今後、そういったようなことを具体的な事業計画として私どもも聞かせていただいて、ま

た関係市町村とも、いわゆる地方の病院としては本当に当てにされる病院でございますので、海南病院のますますの、我々としてはフォローというか、お助けもさせていただきながら、地域の住民が安心して暮らせるような体系づくりをしていきたいというふうに思っております。以上でございます。

6番（佐藤 博君） ありがとうございます。

議長（黒宮喜四美君） 次に安井光子議員、お願いします。

11番（安井光子君） 安井でございます。通告に従いまして、議案の質疑を3点ほど行わせていただきます。

まず第1でございます。一般会計の84ページ、85ページ、4款1項6目、19節の妊婦健診委託料補助金についてお尋ねをいたします。

ことしの4月から公費負担による妊婦健診が14回に拡大されます。妊娠し、安心して出産できる心強い支援策です。皆さんから大変喜ばれております。

妊婦健診委託料、里帰り出産補助金、合わせて3,930万円の予算が組まれております。妊婦1回の健診料は、愛知、海部などの医師会で幾らと決められていますでしょうか。

それからもう一つ、私は産婦健診を取り入れてほしいということをおっしゃいますが、産婦の1回の健診料は幾らになりますでしょうか、お答えをお願いします。妊婦と産婦をお願いいたします。

議長（黒宮喜四美君） 健康推進課長。

健康推進課長（渡辺安彦君） 安井議員の御質問にお答え申し上げます。

現在の妊婦健診でございますが、一般健康診査でございますが、1回5,980円、それに1回目につきましては梅毒検査及びH B s 抗原検査を含めて6,980円、この単価で行っております。

それから、産婦健診の単価はということでございますが、現在行っておる市も一部ございますが、その価格は、1回につき5,000円でございます。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

11番（安井光子君） 妊婦健診よりも産婦健診の方が1,000円ないし2,000円安い価格で設定されているということでございますね。

それで、次の質問です。1回、公費の助成をするといたしますと5,000円、妊婦さんを逆算しますと平均で450人といたします。1回をもし助成していただきますと225万円、2回で450万円の負担となります。産婦さんは十月十日すると赤ちゃんが生まれる、昔はそう言いましたけど、今は9ヵ月とか、早く生まれることもあると思います。だから、十月十日、よく頑張られましたね、赤ちゃんを元気にお育てください、お体に気をつけてねと励まして、産婦健診1回ないし2回の公費での助成をしていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか

か。

それで、2008年の9月現在で産婦健診1回を公費で負担している自治体は、半田、東海市、大府、知多など12市町でございます。市長、お答えをお願いいたします。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 安井議員の方から産婦健診2回も無料化をとということでございますけれども、今回、妊婦健診の無料化がこの平成21年から14回まで拡大され、その平成21年及び22年という一つの時限的な考え方でございますけれども、14回まで拡大されることは非常に妊婦さんにとってもいいことだなあというふうに思っておるわけでございます。

そのほか産婦健診の問題でございますが、私どもは昨年の市長会の中で、国の補助金の拡大をしていただきたいということで要望したわけでございます。こういった形の中で補助金が拡大されることによって、私どもも全体の財政状態の中で今後考えていかなきゃいかんというふうに思っております。現状としては、産婦健診ということについては実施できないという状況で今考えておるところでございます。

先ほど1回行っている8市でございますけれども、そういったところにおいても、2回という形の市はございません。そういった形の中で、先進市町におきましても大変厳しい状況であろうというふうに思っております。

いずれにいたしましても、国の動向、成り行きを見ながら判断してまいりたいというふうに思っております。

議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

11番（安井光子君） ぜひ機会がございましたら、市長会を通じて国の方へ補助金の拡大を求めていただきたいと思います。要望しておきます。

次の問題に移ります。170ページ、国保特別会計、8款1項でございます。特定健診等事業について質問をいたします。

昨年の4月、生涯健康のまちづくりを目指して、健康増進計画、特定健診等実施計画がつくられました。今回は、その中の特定健診事業について質問をさせていただきます。

まず一つ目、20年度特定健診実施状況はどのようになっていますでしょうか。対象者や受診者は何%であったのか、お尋ねをいたします。

議長（黒宮喜四美君） 保険年金課長。

保険年金課長（佐野 隆君） それでは、安井議員さんの御質問にお答えいたします。

20年度から特定健診が始まりました。これは40歳から74歳までの方が特定健診の対象者ということになります。20年度の実績でございますけれども、7,766人の対象者に対し受診者は2,369人、受診率といたしまして29.7%という数値となっております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

11番（安井光子君） ありがとうございます。約30%の受診率があったということでお答えいただきました。

次に移ります。それ以前は基本健診という形で行われていたものでございますが、比べてみますとどのように変化しておりますでしょうか。

それから、健診の進め方、集団健診は、たしか3ヵ所が充てられていると思うんですが、個別健診に分けて進められたと思いますが、どのように進められ、受診割合はどうだったでしょうか、お答えをお願いいたします。

議長（黒宮喜四美君） 保険年金課長。

保険年金課長（佐野 隆君） 失礼いたします。まず、19年度までは基本健診を行っておりました。私どもこの計画を立てるときには、18年度の実績をもとに19年度中に特定健診の計画を立て、移らせてもらっております。

18年度の基本健診の実績ではございますけれども、対象者8,269名、受診者2,553名、受診率30.90%ということで、20年度の実績は、ほぼ横ばいで推移しているというふうに考えております。

それで、健診の状況でございますが、市内の医療機関、海南病院も含めて、それから個人医院も含めて医療機関で2,334人が受診されてみえます。

それから集団健診でございますが、今回から始めたわけでございますけれども、それぞれの会場で50名ずつの定員で募集させていただいたんですが、まだまだ私どもの周知が足らなかったこともあるでしょうけれども、保健センターで24人、福祉センターで11人、合わせて35の方が集団健診で特定健診を行っております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

11番（安井光子君） 医療機関ですと1,000円の負担が要ると思うんですが、集団健診ですと半分の500円ということに、たしかなっていたと思うんですが、やはり初めて集団健診が行われて、皆さんへの周知というのが少し、御努力はいただいたと思うんですが、足りなかったのではないかというお話でございました。

それで、健診の結果でございます。ここが大事だと思うんですが、保健指導を行ったのは何人で何%でしたでしょうか。動機づけの支援とか積極的な支援は、それぞれ何%でしたでしょうか、お答えをいただきたいと思います。

議長（黒宮喜四美君） 保険年金課長。

保険年金課長（佐野 隆君） それでは、お答えいたします。

結果でございますけれども、動機づけ支援、それから積極的支援と二つの支援を行うわけでございますが、合計329人の対象者でありました。実施者としては45人、実施率13.67%ということになります。

それから、動機づけ支援対象者は329人のうち238人ということで、そのうち実施したのは38人ということで、15.97%の実施率となっております。

それから積極的支援の対象者、この方は91人の対象で7人が実施されております。まだ積極的支援中で、7.70%でございます。

ちなみに、県内平均でございますけれども、特定健診の実施率は22.2%、それから特定保健指導の実施率、今も積極的支援については実施中でございますが、10.14%が積極的支援の実施指導をしております。それから動機づけ支援につきましては、40歳から64歳については15.1%、65歳から74歳については10.41%という県内平均が出ております。

当市におきましては、年代別にはまだ状況は把握しておりませんが、こういう状況になっております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

11番（安井光子君） 健診の結果の動機づけ支援、積極的支援については、それぞれパーセンテージが低いものになっておりますが、この結果をどのように市として評価しておられるのか。そして21年度、新年度の見直しや取り組みが行われるのではないかと思います。その点についてお答えをいただきたいと思います。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） どうも特定健診を実施していただきたいということ、私どもも周知徹底するということが、議員の方からお話ございまして、欠けている場合もあるかもしれませんが、私は本人の自覚をもう少し強く持っていただきたい、それに尽きるのではないかなあというふうに思っておるわけでございますが、どうもその具体的な、病気ではないというようなことがそんなことの健診率というか実施率に及ばしておるんじゃないかなあというふうに思っておるわけでございます。そういうような形で判定をいただいた方は、素直な気持ちで受けていただきたいということ、まずお願いしていきたいというふうに思っております。行動に移していただきたいということでございます。

今回のことしの課題という形を踏まえながら、平成21年度の計画につきましては、特定健診の受診率を約40%、そして特定保健指導実施率30%を計画しながら進めていきたいというふうに思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

11番（安井光子君） せっかく弥富市の皆さんの健康づくりという計画、目標が示されたわけでございますので、弥富市の市民の健康づくりのために、おのおのが自覚を持って予防対策、それから病気を持っていらっしゃる方は、やはりメタボにならないように、そういう自覚も本当に必要じゃないかと思います。さらなる取り組みの改善をお願いいたしまして、私のこの2問目の質問を終わらせていただきます。また、お昼から1問ございますので、よ

ろしくお願いいたします。

議長（黒宮喜四美君） それでは、12時も近くなりますので、ここで昼食の休憩に入ります。午後1時から再開しますので、よろしくお願いいたします。

~~~~~

午前11時56分 休憩

午後1時00分 再開

~~~~~

議長（黒宮喜四美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続けます。

安井光子議員。

11番（安井光子君） 午前に続きまして、午後から第3番目の問題について質疑を行わせていただきます。

242ページ、後期高齢者医療特別会計について質問をさせていただきます。

75歳以上の人を後期高齢者と呼んで、次の世代とほかの世代と切り離して保険料を年金から天引きし、受けられる医療も制限するこの制度、現代のうば捨て山だとも言われております。また、設立当初、元総理や元閣僚からも批判の声が出された制度でございます。このような世論に押された面もありまして、後期高齢者の保険料の軽減が行われました。平成20年度の保険料は、均等割7割軽減世帯の場合、すべての方が8.5割軽減となっております。それから、息子さんの扶養家族になっていた方、均等割の9割軽減がございました。

平成21年度、また変えられようとしております。21年度以降の保険料の軽減内容はどのようになっていますでしょうか。課長、お答えをお願いいたします。

議長（黒宮喜四美君） 保険年金課長。

保険年金課長（佐野 隆君） 安井光子議員の御質問にお答えいたします。

平成21年度の後期高齢者医療の保険料でございますが、また制度の改正がございます。一つとして、7割軽減世帯のうち、後期高齢者医療制度の被保険者全員が年収80万円以下の世帯については9割軽減というものができます。それからもう一つとして、所得割を負担する世帯のうち所得の低い方、年金収入で言いますと211万円、それから所得で言いますと58万円以下の方について、所得割額を5割軽減ということがあります。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

11番（安井光子君） ありがとうございます。21年度の制度改正では、二つのことにあわせて息子さんの扶養家族になっていた方の均等割の9割軽減は、20年度に引き続いてもう1年継続されるというふうに聞いております。この今の軽減策につきまして問題点をお尋ねしたいと思います。

どういふ問題があるかといひますと、まず一つ目の問題、21年度以降は、9割軽減の対象者が75歳以上の人全員が年金収入80万円以下の場合に限定されたために、9割軽減の対象から外れて7割軽減に戻ってしまう方が出てきます。弥富市でこういう方は何名おられますでしょうか。わかりましたら御答弁をお願いいたします。

議長（黒宮喜四美君） 保険年金課長。

保険年金課長（佐野 隆君） それでは、何名戻るかということなんですが、1月の状況からしますと、7割に戻る方は470名程度になるかと考えております。

議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

11番（安井光子君） 所得の低い方が多いと思うんですが、470名の方が7割軽減、負担増になってしまうということでございます。それで、問題点の具体的な例を挙げてみます。

夫婦で後期高齢者世帯の場合、妻が年金収入のみ、年間60万円しか年金がなく、夫の収入が90万円、2人合わせて150万円ですね。20年度の保険料は8.5割軽減されていたために、夫婦のおのおので6,000円でした。しかし、21年度は7割軽減に戻ってしまうため、保険料はおのおの1万2,000円ずつと、倍になってしまいます。このAさんは夫婦で2万4,000円の負担で、今までの保険料の2倍になってしまいます。ところが、世帯の年金収入がAさんと同じ150万円であっても、夫婦のお二人とも年金収入が80万円以下のBさんの世帯の場合、夫が75万円、妻も75万円、合わせて150万円、この方は9割軽減の対象になるため、年間の保険料はおのおので4,000円ずつ、このBさんのおうちは夫婦で8,000円を払えばよくなります。Aさんのおうちは同じ年金収入であっても2万4,000円、年間払わないといけない。Bさんのおうちは8,000円で、3分の1の保険料で済むわけです。世帯の年金収入が同じ150万円しかない所得の低い世帯で、一方が2万4,000円、一方が8,000円、これは大変不公平なことではないでしょうか。

二つ目の問題点をお話ししたいと思います。年金収入が80万円の後期高齢者のお母さんがいます。給与年収140万円の息子の健康保険の扶養家族になっている場合、母親の保険料は、この間、後期高齢者が始まる前から現在まで、来年も含めてですが、どのように変わりますでしょうか。試算をしてみました。平成19年度、介護保険が始まる前の保険料は、扶養でゼロでした。平成20年度は、半期は保険料は凍結されておりましたので2,000円で済みました。それで、21年になりますと9割軽減の対象になって4,000円です。22年になりますと、激変緩和措置がなくなって4万円余りの負担になります。平成22年度は、21年度の10倍、20年度の20倍にはね上がってしまいます。この保険料の計算に間違いはないでしょうか、確かめたいと思います。

今回の保険料の軽減対策は、余りにも不公平ではないでしょうか。激変緩和措置も、年金の低い高齢者を一気に谷底へ落としてしまうようなやり方ではないでしょうか。課長の御見

解を伺いたいと思います。

議長（黒宮喜四美君） 保険年金課長。

保険年金課長（佐野 隆君） それでは、保険年金課長としての見解を言わせてもらいます。

議員さんの言われたように、理論的には2,000円、4,000円、4万円という数字になってきます。いろんな軽減策が、今、国でとられたものですから、そのギャップといいますか、そのひずみが出てきているように考えます。

今、国の方では、政府が後期高齢者制度に対して抜本的な検討を進めております。当然のことながら保険料もしかりでありますし、その医療の給付という面でも検討が進められてくるであろうと思います。そういったものを見守っていきたいと考えております。

議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

11番（安井光子君） さまざまな問題と不公平、矛盾を持った今回の見直しではないかと思います。制度は廃止してほしい、こういう世論も大きく広がっておりますが、制度の存続を前提とするならば、所得の低い人からは保険料を徴収しない新たな減免制度を設けるなど、市長会を通じて国や広域連合に働きかけていただきたいと思います。ぜひこれはやっていただきたい、このように思います。

それから、山本議員は、4月から広域連合議会の議員として参加していただくことになりましたので、ぜひこの後期高齢者問題が住民にとってどのようなふうになるのか、ぜひ注目をしていただきまして、積極的に住民サイドでの気持ちを踏まえた御意見を出していただきたいと思います。

市長、国や広域連合への働きかけ、これについて市長の御見解を伺います。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 安井議員にお答え申し上げます。

後期高齢者医療制度というものが導入されて、まだ間もないわけでございます。いろんな矛盾点もあろうかと思えますけれども、私どもはよくその辺のところも精査させていただきながら、また一緒になって学んでいきたいというふうに思っておりますので、御理解賜りたいと思います。

議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

11番（安井光子君） 市長はいろんなところで働きかけはしてくださると思うんですが、国の方へは、ぜひ市長会を通じて、この制度の改善、抜本的な見直しについて働きかけていただきたいと思います。この点、1点についての御答弁をお願いします。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

今度、この春が第151回の愛知県市長会が開催されるわけでございます。ここのところに

おきまして、後期高齢者の医療制度につきまして、もう一度みんなで勉強しようという形でテーマに上がっておりますので、また勉強させていただきます。

議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

1 1 番（安井光子君） これで議案質疑を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（黒宮喜四美君） 次に三浦義美議員、お願いします。

1 5 番（三浦義美君） 三浦義美です。よろしくお願いします。

まず第1点目に、21年度に白鳥地区に防災広場という1億1,000万、これ面積は5,000から6,000平米と言われましたけど、実際どのぐらいか、きちっと返事をお願いします。

議長（黒宮喜四美君） 総務部長。

総務部長（下里博昭君） お答えいたします。

さきの一般質問で山本議員にお答えをしましたとおり、5,000平米程度を考えております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 三浦議員。

1 5 番（三浦義美君） 白鳥地区は関西線で東西に分かれていますけど、場所的にきちっと決まっているのか。また、例えば具体的にどういった内容で買収されるのか、ある程度地域的に話をされるのか、まず区長会を通じて話をされるのか、そのところ買収方法をお願いします。

議長（黒宮喜四美君） 総務部長。

総務部長（下里博昭君） さきにお答えしましたとおり、JR関西本線と近鉄の間の地区、いわゆる白鳥学区での人口の集中地区、なおかつ公共施設がないという地区で選定をしていきたいと思っておりますが、これから新年度に入って、慎重に場所の選定等をやっていききたいと思っております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 三浦議員。

1 5 番（三浦義美君） 場所の選定と言いましたけど、場所の選定は市の方で大体するのか、区長さんを通じてやるのか、そのところをお願いします。

議長（黒宮喜四美君） 総務部長。

総務部長（下里博昭君） お答えをいたします。

市の方でこの区域の中で選定をするということですから、市が適地を見つけ出しまして交渉に入るとい形になります。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 三浦議員。

1 5 番（三浦義美君） この防災広場といいまして、白鳥地区にコミュニティセンターができました時分に防災公園といった形で話をずうっと進めてまいりました。今回、本当に白鳥

地区のためには大変いいことですが、先ほど全協の場で中心的な場所という形で進めてもらいたい。また、保育所の関係もありますし、そういった面で将来的に防災広場と保育所をセットできればということで要望だけは、前に服部市長さんにもよくお願いしていますが、なるだけセットで、将来的に防災広場だけなのか、附属として、例えばその中に公園をつくるとか、そういうのはありますか。ただ、グラウンドをつくるだけという話なのか、そのところをきちっとお願いします。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 三浦議員にお答え申し上げます。

現在、私どもが白鳥学区におきまして防災公園を計画しておりますのは、基本的には防災公園という形で単独で考えておる次第でございます。また、よろしくお願い申し上げます。

議長（黒宮喜四美君） 三浦議員。

15番（三浦義美君） 大体内容はわかりました。

次に、ふれあい収集という形で出ていますけど、ごみを収集場所まで運ぶことが困難な方々を対象に自宅まで直接ごみを取りに伺うふれあい収集ですが、これは予算的にどのくらいで、何人あるか。内容とか、きちっとわかっていたらお尋ねします。予算は幾らで、対象人数とか、だれがやるのかということをお願いします。

議長（黒宮喜四美君） 介護高齢課長。

介護高齢課長（佐野 隆君） それでは、御質問にお答えさせていただきます。

まず、ふれあい収集の予算でございますが、現在の予算内で収集は可能であると考えております。

それから対象者でございますが、現在のところ、10名から15名程度の方を見込んでおります。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 環境課長。

民生部次長兼環境課長（久野一美君） お答えさせていただきます。

先ほど介護高齢課長がお答えしましたように、対象者につきましては、福祉、あるいは介護の方で決定していただくわけでございます。

ふれあい収集とは、先ほど介護高齢課長は申しませんでしたけど、ごみを単に収集するということではなくて安否確認もあるということでございます。そして環境課の方で収集をさせていただくわけでございますが、基本的にはその対象者の門だとか玄関先まで収集に伺い、通常の収集日程の中で回収をさせていただくということでございます。

しかしながら、当然その家が戸建てなのか、あるいは共同住宅なのか、条件が違います。また、体の御不自由な方、あるいは高齢の方でございますので、私どもの方で現地調査を行い、適切に対応を心がけたいと思っております。

したがいまして、収集代につきましては、現予算の範囲内で行えるというふうに考えております。以上です。

議長（黒宮喜四美君） 三浦議員。

15番（三浦義美君） 玄関先ということですけど、例えばひとり暮らしで体が不自由でとても出せない状態ですと、どうしても中に入ることがありますので、その玄関先ということはわかりますけど、本当に寝たきりでごみを出したくても出せない状態の人は、そういった形はどういう形で行いますか、お願いします。防犯上の問題もありますので、そこをお願いします。

議長（黒宮喜四美君） 環境課長。

民生部次長兼環境課長（久野一美君） このふれあい収集といいますのは、基本的に家の中までは入らないということを基本としております。

通常、私どもお話をいただくのは、そういった寝たきりの方でヘルパーさん、こういった方がなかなか遠くまで持っていけないとか、時間の都合というのがございますので、玄関先、あるいはその適切な敷地内に出していただくのは、基本的にはヘルパーさん、そういった方ということを考えております。家の中には入りません。以上です。

議長（黒宮喜四美君） 三浦議員。

15番（三浦義美君） そういった今の話で、10人から15人、それ以上の変動はありませんか、数がふえるとか。今の予算的な面とか、それからもっと私もやってほしいとかという形が、どういう形であるかわかりませんが、今10人から15人と言われるんですけど、本当に把握しているのは10人から15人ですか。

議長（黒宮喜四美君） 介護高齢課長。

介護高齢課長（佐野 隆君） それでは、お答えさせていただきます。

対象者でございますが、現在のところ10人から15人程度を見込んでおります。新たに申請がありましたら、調査をさせていただきますして決定をしていきたいと、このように考えています。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 三浦議員。

15番（三浦義美君） わかりました。

最後に、市民参加の促進ということで、4月から市職員が講師となって専門知識を生かしたまちづくりの出前講座という形ですけど、本当に職員がノウハウを持って出前講座ができるか。例えば防災とか、農業関係は本当に難しいんですね、農業関係は専門じゃないんで。法とか、そういうのは法の問題でありますけど、農業関係はそういった講座というと難しいので、そういった場合とか、まず出前講座の内容だけお聞かせ願います。

議長（黒宮喜四美君） 人事秘書課長。

人事秘書課長（村瀬美樹君） 先ほど御質問いただきました、まちづくり出前講座について回答させていただきます。

議員から専門的なものはどうかということでございますけれども、まず私どものまちづくり出前講座につきましては、議員もおっしゃられたとおり、市職員が講師となって、その専門知識を生かして、皆さんとともに考えて市政に関する理解や関心を深めていただきたい。また、市民活動によるまちづくりの推進に寄与することを目的として開催するものでございます。

専門的なものが必要になることに関しては、別途協議をさせていただきますして、これが引き受けられるかどうか、また消防署等々の協力が得られるかどうか、それは個々に判断をさせていただきますして、この講座を進めてまいりたいと考えております。よろしくお願いたします。

議長（黒宮喜四美君） 三浦議員。

15番（三浦義美君） まちづくりの出前講座ということで、本当にいいことですので、私らも勉強させていただく機会がもっと多くなると思いますけど、また皆さんも、市職員、本当に本業の傍らやっていただくことは大変うれしいと思いますので、またよろしくお願いたします。

議長（黒宮喜四美君） 次に三宮十五郎議員、お願いたします。

12番（三宮十五郎君） 市長の施政方針及び新年度予算に関連をして、大きく二つお尋ねをしたいと思います。

最初の問題は、市長は施政方針演説の最後のところで、第6、ともにつくる自立したまちづくりという項目を上げられておりますが、もともと市長が市長になられた背景には、市民とともに考え、ともに行動し、ともにまちづくりを進めていくということが貫かれてきたというふうに思いますが、そういうことに対する市民の共感や期待も大変大きいものがありましたし、今回の新年度予算案の中にも、中日新聞でも紹介されておりましたが、子育て支援や防災などにつきましては、本当に従来、先送りされておりながら、強い市民の求めに応じていたものがきめ細かく取り上げられまして、多くの皆さんが期待をしております。市民のために市民とともにというお考えを本当に前進させていくためには、市政の現状と問題点、改善の方向についての共通の理解が、市長を初めとする行政側、あるいは議会、市民の皆さんの間にどれだけつくられていくかということが非常に大きな意味を持つものであります。

したがいまして、私はそういうことから、何よりも市民にとってはこの新年度予算などの説明書が本当に市民にもよくわかる、議員にもわかる、そして市当局としましては議会の議決を経て執行するという、議会との関係から見ましても、そういう説明責任が本当に果たされる予算説明書でなければならないというふうに思いますが、確かに法律上の最小限の

必要度は満たしているかもしれませんが、よくわかるという点につきましては、これまでも議論を進め、そして改善を求めてまいりまして、今回の概要説明資料を見せていただきますと、このグラフのあたりまでのところ、前年度の予算、あるいは最終見込みと新年度予算の比較等につきましては、県などのものも参考にされまして、あるいは決算書と同じ立場での新年度予算の集計なども入れまして比較しやすいものになっており、全体の流れを見るということでは従来にないものになっているというふうに、大変喜んでおりますが、問題は、本当に市民の皆さんにわかっていたかどうかということで、この個々の説明に至りますと、けさほどもほかの議員の方の質問の中にもございましたように、やはりまだ皆さんにわかっていたかどうかという点では大変宿題があると思っておりますが、ぜひこの配付されております厚い方の説明書の中にもたくさん余白がありますので、ここを使うか、ないしは県の、前にも紹介させていただきましたが、県と似たような方法をとって、各項目ごとに前年度予算と新年度予算の比較だとか、新規事業についての説明だとか、あるいは各事業ごとの対象数量だとか、そういうことがわかる。見ていただいて、私のところは今度はこういうことが対象になっておるといことがわかるようなものに変えるための努力をしっかりとさせていただきたいと思っておりますが、市長または担当の方の御答弁をいただきたいと思っております。

議長（黒宮喜四美君） 総務課長。

総務課長（佐藤勝義君） 予算説明書及び予算の概要資料の改善をということでございますが、私どものところに県内各市の予算に関する説明書に関していろいろな情報が来る機会が市になりまして結構多うございまして、そういった他市の予算に関する説明書を見ておりますと、事業別予算をとっておるかかっていないかということに関しましては2種類の方法がありまして、いろいろあるわけでございますが、うちみたいな科目別予算、もしくは事業別予算、どちらの方法をとっておるにせよ、予算に関する説明書の説明欄につきましては、何しろ全市を見たわけじゃございませんので、まだ見ていないところで非常にいいものがあるかわかりませんが、少なくとも私が見た範囲内では、今、弥富市が行っている状況とそう大差があるものではないというふうに考えております。

一方、予算の概要資料の方でございますが、これにつきましては、今、議員の方からもおっしゃっていただきましたが、平成20年度において初めて策定したということでございまして、さらにこれも今議員の方からおっしゃっていただきましたが、各項目につきましては、前年度予算額に最終見込み額、比較増減に最終比を加えまして、また新たな表として市税の歳入予算並びに一般会計財源別調、これらを作成するなど、改善をさせていただきました。

しかしながら、まだまだ今が完全な姿と思っているわけじゃございません、この予算概要説明資料につきましては、ですから、今後とも県内各市で作成している予算概要説明資料につきまして、引き続き調査・研究を行うことにより、さらなる改善に努めていきたいと考え

ております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 三宮議員。

12番（三宮十五郎君） 決算につけられます主要施策成果報告書は、非常に具体的でよくわかるものになっておるんですね。ところが、市当局の立場から言いますと、市民や議会の了承、議決を経て予算を執行するわけですから、予算を提案するときに、可能な限りわかりやすい説明をする。そして、ことしは我が町はこういうことをやってもらえるんだということが市民の方にわかる予算書、説明書にするということが、私は市民と議会や市が情報を共有する一番の土台になると思うんですね。したがって、ここはこの主要成果報告書のよな形にして、何年間も比較する必要はないと思いますが、対前年と比較できるようなものにするのか、愛知県のようなものにするのか、そこら辺が皆さんに、ことしの事業について御理解いただく。特に市民の皆さんから見ると、具体的に自分の身の回りのことがどうなるかを知りたいというのが一番予算書、こういう専門的な予算書を見て職員の方はわかるかもしれないが、なかなかきょうの質問を見ている、議員の皆さんもその細かいところまでは読み込めんような中身になっておりますが、やっぱり市民の方に御理解いただくということが一番の大前提だと思いますので、ぜひそういう方向でひとつ改善を進めていくことを求めて、次の質問と一緒にこの御回答をいただきたいと思いますので、まずそのことを最初に。

で、その絡みで、実は先ごろ市の総合計画基本構想と基本計画が決められて、その中で計画段階から市民参加を進めていくということがかなり大きく強調されておりました。そのやり方というのは、当然案の段階でも公表して皆さんの意見を聞く、あるいはその計画策定に当たって、市の予定した委員だけではなくて、そういうそれぞれの問題に深くさまざまな立場で活躍しておられる市民の方もおられるわけでありますから、公募でも参加をしていただくとか、そういうことがずうっと入れられていたというふうに理解をしておるんですが、ところが、今回も新年度予算編成の段階で介護保険の4期計画の策定作業が行われたり、障害者自立支援の障害者福祉計画の策定が行われていたわけですが、特に介護保険などは、この新年度予算の編成の基本になる部分です。ぜひ資料の提供ということをお願いをすると、製本した段階で、皆さんに配る段階でお配りさせていただきますというのが最初の対応なんですね。今、この段階でも、案の段階で市民に公表して意見を求めるなんていうのは、もうかなりのところでやられていることでありまして、だからいろんな意見を聞く、皆さんにも周知をするということを考えたら、あるいは予算そのものが議決によって初めて実行できるものであるということを考えたら、私は市長が市長になられたときに、市民の感覚と職員の感覚の間には随分差があるということで御心配されておったんですが、やっぱりここは本当にそういう市民に広く公開をして、いろんな意見を聞きながら計画そのものも決めていく。計画をつくる段階から市民本位を貫くということをやっていただくということが、市長がお

っしゃってある、本当に市民本位のまちづくり、市役所は市民に役立つところでなければならないという考え方の一番土台になる問題だと思うんですが、なかなか実際に、従来ずっとそういうやり方でやってくる。各審議会でも、その日に膨大な資料を出して、いかがですかとって意見をお伺いするということでは、これはとてもそういうふうにはならないと思いますので、やっぱり市長の施政方針だとか、それから従来市長が述べられてきたまちづくり、あるいは市民とのかかわりの基本になる問題としてきちんと位置づけていただいて、思い切った改善を図っていただきたいと思いますが、これはひとつ市長に御答弁いただくとありがたいです。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 三宮議員にお答え申し上げます。

私どもとしては、市民の皆様にわかりやすい資料というものに対しては、かねがねそういう努力をしているつもりでございます。

今回、平成21年度の予算概要説明等におきましても、議員の皆様にご覧させていただいておるわけですが、そういった形の中においても、各款、各項目におきまして、具体的に詳細にその資料づくりをしているつもりでございます。まだまだわからないというか、精査をしていかなきゃいかんというところは多々ございますので、これにつきましては、さらに努力を重ねていきたいというふうに思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

そのほか、さまざまな策定委員会だとか、あるいは協議会という形の中で、これから総合計画の中でやっていかなきゃいかんわけでございます。こういった形の中において、こういった委員の構成メンバーにしていくか、あるいはこういった形の分野の中でその資料を策定していくかというようなことが非常に重要なわけございまして、それぞれの項目につきまして慎重に委員というものを選んでいかなきゃいかん。そしてまた、広く市民の皆様から声を聞くということも忘れてはいけないというふうに思っておりますので、今後、さまざまな策定委員会、あるいは協議会等のメンバーといたしましては、公募ということも含めて考えてまいりたいというふうに思っております。

それから、具体的な例として三宮議員がおっしゃったわけですが、第3期、第4期、それから第2期の介護保険、あるいは障害者福祉計画を策定して、この4月には皆様の方にお渡ししてまいるわけですが、その資料の請求につきましては、あくまでも素案という段階でございましたので、担当の者が少しそのような説明をしたのではないかなあというふうに思っております。私の考え方と職員の考え方に大きくずれはないと思っておりますので、忌憚のない御意見をお寄せいただければ結構かと思っておりますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

議長（黒宮喜四美君） 三宮議員。

12番（三宮十五郎君） 実は市民と一緒にそういう各分野の計画をつくっていくときに、素案の段階から公表して意見を聞いて直していく。ましてや、新年度予算の介護保険部分の、この素案そのものが本年度と3年間の介護給付の量や保険料を決める土台になっておりますので、議会審議に生かしたいからぜひと言うと、素案だからということでは、これはやっぱりまずいわけでありまして、多くのところで素案の段階で公表してパブリックコメントを求めると、市民の意見を聞くということが当たり前のようにやられている時代でございますので、情報公開ということから言いますと、素案だろうと何だろうと市が公務のためにつくった文書はすべて公開しなきゃいかんことになっていますよね。それを考えたら、議会審議のために使いたいということ、素案だからということちょっとねという考え方自身が、どう考えても今の情報公開と市民と一緒にという市長のお考えから見ると、私はかなりやっぱり、別に悪意があってやっておられるわけではなしに、今までのそういう事務の流れが、なかなか実際の市民と一緒にというふうにならない。やっぱり市長がこうやって市長になられた直後に感じられた、市民と職員の間意識の差があるというふうにお考えになられたことの一つではなかったかと思うんですが、そういうものとして今後は、要するにプライバシーやその他で秘密にしなければならない資料以外はどんどん公開をして、みんなの意見を聞く。とりわけそういう各市民の皆さん、分野の土台になるような計画を決めるときには、素案の段階から公表していくということが今の時代に沿った一番妥当なやり方だと思いますが、いかがでしょうか、市長。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） いろんな策定委員会、あるいはその資料云々ということにつきまして、資料の情報公開というか公開を、私どもとしては原則的には拒むものではございません。しかしながら、例えばその資料の中においてどういうところが必要になるのかということにつきましては、その都度御相談させていただければ、私どもとしては資料を公開するというか、お見せさせていただくことについてはやぶさかではございませんので、言っていただければいいわけでございますが、その素案そのものをという形になりますと、また少し話が違うのではないかなあというふうに思います。

しかし、いずれにいたしましても、必要なことがございましたら、その都度言っていただければ、基本的には情報は公開していきたいと。あるいは、素案の段階であっても、そのところにつきましては、私どもとしても解釈を入れさせていただきながら御提案申し上げていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（黒宮喜四美君） 三宮議員。

12番（三宮十五郎君） くどいようですが、先ほども申し上げましたように、少なくとも今の介護保険の策定計画だとか、そういうものにプライバシーだとか、そういうのは入る余

地は基本的にないわけですからね。公文書公開条例で、作業中だろうと全部公開請求が出れば、これは当然出さなきゃいかんもんだし、出してもいいもんですが、もう一つお考えいただきたいのは、全県的にもその段階で、もう市民に周知をして意見を求めるということをやっているのが当たり前になってきておる中で、情報公開の時代というのはそういうことだと思っんですよね。だから、本当に市民の協力を得る、市民と一緒に考える、一緒に作業を進めていく立場を貫いていただきたいと思っんですし、とりわけ、議会が予算審議との絡みで必要な資料を議会や議員が要請したときには、可能な限り、今、市長も協力するというふうにお話しいただきました。そういうものとして位置づけていただきたいと思っんです。

次に、予算との絡みで弥富市は、愛知県下では平均よりもやや下というぐらいの位置づけの財政力だというふうには私は理解しておるんですが、全国的には恐らく1,800ほどの市町村の中で100番以内の位置にあるまちだというふうには思っんですが、それにしても、さまざまな今の財政状況の中で、市長も行政改革をしなきゃいかんということ強くおっしゃられておるんですが、その中で私は、入札制度の改善というのは一つ大きい、弥富市にとって課題になっているということについて、具体的に事例を挙げながらお尋ねをしたいと思っんです。

平成19年度の1年分の入札執行調書、それから20年度の2月9日現在縦覧されておりました入札執行調書を見ますと、19年度は予定価格が総額で16億4,959万8,000円、落札価格の総額が14億5,954万1,000円、88.5%であります。ずうっと弥富の場合は95%近い状態が続いておりましたので、あれ、私の集計に間違いがあったんかなと思って見たんですが、よく見ますと、結局、同報無線の入札が60%台で落札されたとか、あるいは集落排水の機械設備関係が全部合わせて1億2,100万円ほどあったのが70.9%で落札をされたことが、ほとんどこの二つが大きく影響して88.5%、恐らく年間の落札率が80%台に弥富市がトータルでなったというのはこれが初めてだと思っんです。これはずうっと以前から、こういう電子無線機器類は、実際に市町村が買っている値段というのは市場価格とかなり差があるということで市民からも通報があり、消防自動車やなんかについても弥富町時代からずうっとやってきて、そういう上に立って市長も新しい感覚で加わっていただいたりして、いろいろ御尽力いただいたと思っんですが、そういう長年の積み上げがあってされたことであったり、あるいはケーブルテレビでも、これは直接入札をやったわけありませんが、弥富バージョンで525円で、ケーブルテレビだけを見るならということ、しかも、これは多分時代のせいだと思っんですが、機能が大幅変わっておりまして、以前に敷設されたものに比べると、非常に弥富の場合は解像度もよくなっているということで、専門にこういうことにかかわっておる人から、いい買い物をしたなとって喜んでいただいておりますが、19年度はそういう特別なことがあって、入札の予算の節約も1億9,000万円ほど、過去に比べてできました。

ところが、20年度は18億7,300万円余りの予定価格に対して落札額は17億9,800万円で、

96%であります。予定価格に数字を出されたのは7,400万円でした。ここで私は、これは前から申し上げてきたことでもあります。例えば下水道だとか、集落排水もそうですね。多分会計検査院の検査があるから歩切りはなるべくしないようにという、やっぱり教育委員会だとか、そういう国の補助事業は同じような考え方でやっておると思うんですが、そういうところがほとんど97%だとか98%だとかという落札率なんですよね。歩切りもせずにそういう状態がずうっと続いている。しかも、ほとんど地元の企業が落札してそういう状態なんです。私どもは、なるべく地元の人たちに受注の機会も保障していくということで、恐らくよその業者に比べると随分優遇をして入札の指名をしておるんですが、そこが当たり前のようにこういう状態を続けるというのは、本当に一緒にこのまちをつくっていく、そういう分野の専門職というか、そういう立場の人たちに対してそういう状態が続いている。この状態に対して、競争入札の仕組みをきちんと導入して是正させることができん状態というのは、私は弥富市の行政力が問われている問題だというふうを考えざるを得んと思うんですね。

関東なんかで下水道の特に推進なんかのところでは、85%を超えたらみんな談合だといって大問題になっておる時期に、ここは97%だとかが当たり前という状態というのは異常ではないかというふうに思いますが、もっと実態のある競争入札にするということが一つと、もう一つあわせて質問をしておきますが、例えば今、弥富は5億円を超えると大手ゼネコンとのジョイントベンチャーで、企業体で発注をする仕組みにしておりますが、かつて弥富町時代、昭和31年から36年当時、ほとんど物価変動は、これを見たとなかったように思いますが、弥富町の予算が合併前の昭和29年は5,300万円、30年に合併して相当いろんな事業をやったことから31年は9,700万ですね。年間の歳出総額、32年が1億700万、33年が7,200万でございましたが、このときに弥富中学校の第1期工事が31年に行われておりますが、3780万円で総予算の38.9%ですね。大手ゼネコンなんか一社も入らずにこの入札が行われて、それがこの間壊されたけれども、はりの大きさや、そういうのはいろいろ、当時の規格ですから今はいかなのですが、ほとんど狂いがなかったということで、解体した人たちも感心しておった行為ですね。だから、大手ゼネコンを参入させなければできんというのは、たまたま弥富市が白鳥小学校を建てるときに、あそこは鹿島の土地を分けていただいたことから鹿島建設を入れたのがきっかけになって、いつの間にやら、今ちょっと大きいとゼネコンを入れるのが当たり前というふうになってはいますが、一つは、そんな当時でも町の総予算の、しかも合併して予算規模が大幅に上がったときの38.9%を、この地域のそんなに大きくない、弥富の業者じゃありませんよ、弥富はそんなに大きい業者はありませんでしたからね、などで入札して完成させる。

さらに、昭和45年ですね、弥生小学校の1期工事で、当時の歳出予算が7億7,900万だった。1億1,890万、15.3%ですから、今で言えば相当の額ですね。これは弥富の業者が落

札をして施工しております。

そういうところから考えますと、しかも、このとき本当に驚いたのは、31年の弥中の1期工事は、1平方メートル当たりの単価が落札額で2万1,712円だったんですが、翌32年には1万7,118円、伊勢湾台風を挟んで相当この辺は建設ブームだったと思うんですが、36年には1万2,112円ですね。だから、ほとんど半減して落札をして、あんな立派な工事がされておるわけですね。今と時代が違いますから、同じことができるとは思いませんが、それにしても業者の選定や、そのときの行政の姿勢によってこんなにも差があるかということに改めて感じましたが、一つは実態の競争入札を伴う方法に変えるということと、それから基本的に大手ゼネコンと弥富の業者がジョイントを組むというのは数も限られてきますよね、そういうやり方にすると。だから、力量のある地元の業者なら、何も大手ゼネコンと、1社でだめなら近所の、別に弥富でなくてもいいんですが、そこそこのもっと力のあるところと一緒になるなり、いろんな方法で、やはり大手ゼネコンが入ることが条件みたいな入札は、もうそろそろ改めないで、結局、今いろんな談合問題なんかでひっかかって、入札に参加する業者がないとかということで、一般競争入札をしようとしても数が集まらないような事態もあったように聞いておりますので、その辺もぜひ今後、特にこれから新しい、新桜小学校を含めてかなりの事業が続きますので、思い切った工夫をしていただくことと同時に、地元の業者は、地元をやるときに、それなりの誇りを持ち、この地域と一体になって会社も成長させていくというような気持ちがあられるような落札の仕方もしていただきたいなあということをおもうんですが、ぜひあわせて御答弁いただきたいと思います。

議長（黒宮喜四美君） 副市長。

副市長（加藤恒夫君） 先ほどの質問につきまして、入札制度の関係につきましては、指名審査委員長を務めさせていただいておるという関連がございますので、こちらの方からお答えさせていただきます。

以前から入札制度のあり方と、そういう中で予定価格と落札金額の差がないということの中でいろいろ御意見もいただき、私どももこういったことについて関心といたしますが、強く意識して入札を行っておるわけでございます。そういう中で、最近では相当内容も、若い職員の意見、発想を取り入れまして、この入札制度を相当見直しをしておりますし、それを実施いたしております。

そういうことで行っておるわけなんですけど、結果的になかなか、先回も予定価格を事前公表して電子入札等を行ったりなんかをするわけなんですけれども、結果的なことでございますが、その予定価格と落札金額がなかなか差が出ない。当然、私どもも当初思いましたのは、予定価格を事前公表しないというのは、幾らで私どもが最低金額を持っているかということがわからないもんですから、私どもの金額よりも高い形で札を入れるわけですね。事前公表

であれば、100%がその以下で落とさないと失格でございますので、そういったことからしてみると、最低の金額の業者は相当差がつくという、当初は考え方を持っておったわけですが、結果的に予定価格を公表すると、その周辺でいっぱい数字が出てしまって最低金額者との差がなくなってしまうということ、結果的でございます。非常に私どもも苦しんでおるわけでございます。

そういうことで、これからも今おっしゃったように、地元の企業の育成ということも、当然我々行政としても考えなきゃならないわけでございますけれども、今、県の方も電子入札の関係を強く打ち出してきておりますし、私どもも電子入札を今導入しております。

それから、いろいろ工夫される事業につきましては、それなりのまた入札のあり方を変えて行っておるわけでございます。そういうことで、確かに御指摘のように、今日までの状況からしてみると、90%台、九十五、六%のところの形となっております、予定価格に対して落札が。

私どもも今までの中で、今議員もおっしゃったように、同報無線だとか、そういったものについては、お互い日本の大きなメーカーの戦いという形になるわけですが、そういったことと、それからそれぞれのメーカーも今の時代の中で競争意識が非常に高いということで、こういった差が出たんじゃないかなと思っておるわけでございますが、こういった建設土木につきましても、私どもとしましてはあらゆる入札制度を導入いたしまして、その事業の内容、そういうものをかんがみて、最近行っておりますのは事後の審査方式の一般競争入札を導入してみたり、いろいろ行っておるわけです。それから電子入札等も行っておるわけでございますが、そういったことも幅広く、今後、導入して進めてまいりたいと思っておるわけでございます。これがということはなかなか、100%のものはございませんが、今後、いろいろそういったことの面においては工夫を凝らして、いろんな職員の意見を聞き、そういったものを導入して今後も進めたいと思っておりますので、よろしく願いがしたいと、このように思っております。

議長（黒宮喜四美君） 三宮議員。

12番（三宮十五郎君） ありがとうございます。

議長（黒宮喜四美君） ちょうど再開しまして1時間ちょっとたちました。これより2時15分まで休憩といたします。

~~~~~

午後2時05分 休憩

午後2時15分 再開

~~~~~

議長（黒宮喜四美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

他に質疑の方はありませんか。

〔「なし」の者あり〕

議長（黒宮喜四美君） 以上で質疑を終わります。

本案 8 件は、お手元に配付した議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託します。

~~~~~

- 日程第10 議案第 9 号 弥富市個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第11 議案第10号 弥富市行政財産目的外使用料条例の制定について
- 日程第12 議案第11号 弥富市長の選挙におけるピラの作成の公営に関する条例の制定について
- 日程第13 議案第12号 弥富市公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第13号 弥富市職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 日程第15 議案第14号 愛知県市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 日程第16 議案第15号 弥富市男女共同参画推進条例の制定について
- 日程第17 議案第16号 弥富市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
- 日程第18 議案第17号 弥富市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第18号 弥富市児童厚生施設条例の一部改正について
- 日程第20 議案第19号 弥富市児童クラブ施設条例の一部改正について
- 日程第21 議案第20号 弥富市子育て支援センター条例の一部改正について
- 日程第22 議案第21号 弥富市遺児手当支給条例の一部改正について
- 日程第23 議案第22号 弥富市国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第24 議案第23号 弥富市介護保険条例の一部改正について
- 日程第25 議案第24号 弥富市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について
- 日程第26 議案第25号 弥富市運動広場条例の一部改正について
- 日程第27 議案第26号 弥富市企業立地の促進に関する条例の一部改正について
- 日程第28 議案第27号 弥富市汚水処理施設条例の一部改正について
- 日程第29 議案第28号 弥富市下水道条例の制定について
- 日程第30 議案第29号 海部南部水道企業団規約の変更について
- 日程第31 議案第30号 市道の廃止について
- 日程第32 議案第31号 市道の認定について
- 日程第33 議案第32号 平成20年度弥富市一般会計補正予算（第 7 号）
- 日程第34 議案第33号 平成20年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）

- 日程第35 議案第34号 平成20年度弥富市老人保健特別会計補正予算（第2号）  
日程第36 議案第35号 平成20年度弥富市土地取得特別会計補正予算（第2号）  
日程第37 議案第36号 平成20年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）  
日程第38 議案第37号 平成20年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第4号）  
日程第39 議案第38号 平成20年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）  
日程第40 議案第39号 平成20年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

議長（黒宮喜四美君） この際、日程第10、議案第9号から日程第40、議案第39号まで、以上31件を一括議題とします。

本案31件は既に提案されていますので、これより質疑に入ります。

まず杉浦敏議員、お願いします。

10番（杉浦 敏君） 私は、議案第28号弥富市下水道条例の制定につきまして質問をいたします。

この条例案では、11ページに公共下水道の使用料の設定がされております。私は、主に使用料の問題につきまして質問をいたします。

最近、集落排水を利用し始めた、ある住民の方から聞いたんですが、大変景気の後退といえますか、景気の低迷が影響しまして、下水道料金の負担が本当に大変だというお話を聞いております。それで、今回の料金設定は、今言いました集落排水に比べましてもかなり高いものに設定されているという問題があります。例えば、この表に従いまして計算いたしますと、普通の家庭で大体30立方といたしますと、10立方までが1,575円、それを超えます20立方が3,150円ということで、合計しますと30立方使えば4,725円ということで、先日、一般質問で三宮議員が南部水道の水道料金と合わせると1ヵ月1万円を越しちゃうと、こういう料金になっちゃうわけです。これが例えば集落排水ですと1立方当たり126円ということで、前回の議会のときに下水道課長から聞きましたのは、30立方ですと3,570円ということですから、1ヵ月で約1,155円の利用料の差ができてくるという状態であります。率にして換算いたしますと、集排の約3割増しという状況なんですけれども、まず計算の仕方としてこれでいいでしょうか。

議長（黒宮喜四美君） 下水道課長。

下水道課長（橋村正則君） それでは、杉浦議員の御質問にお答えします。

先ほどの料金につきましては、公共下水道30立方メートルで4,725円、集落排水・コミブラについて30立方で3,570円、それで結構でございます。

議長（黒宮喜四美君） 杉浦議員。

10番（杉浦 敏君） それで、今、課長の方からそういう差ができてくるということなんですけれども、もちろん話としては、今回、この下水道の問題につきましては、前の議会で

「公共下水道の経営管理基本方針について」という書類をいただいております、この中でどうしてこういう経過になったのかという御説明をいただいております。ですから、今申し上げましたように、使用料単価だけに着目しますと、直接の利用料という面ではこれぐらいの差が出てくると。当然、これは公共の方は、かなり負担が重いなという感じがするわけです。

ただ、私どもこの公共下水につきまして、昔の話をちょっとするわけでありませけれども、平成13年10月に公共下水がゴーをかけられる前に議会に提出された資料を見ますと、公共下水では立方メートル当たり125円にすると。そのかわり、受益者負担金というのをいただきますよと、これが1平米当たり350円という資料が出されておりました、これに基づいて公共下水が本当にいいのかどうかということで議論もしたわけがあります。

今回の157円50銭に当たりましては、さっき言いましたように、こちらの市側の説明では、いろいろ考えたけれども、利用を促進するために受益者負担金は取らないという形にするから値段を上げてちょうだいよと、そんなような説明がしてあるわけです。ただ、我々、この下水の問題を過去論議してきた中で、ある程度の受益者負担金は負担していただいても、料金は125円ですよという議論をしてきたわけでありまして、この下水道計画にゴーをかけたときの我々議会も、あるいは市民の判断というの、そのぐらいの負担で済むのかなということで進んできたことですので、ここに至って157円50銭取る、さっきも言いましたように30立方超えますと4,725円、水道料金と合わせると月1万円という大変な負担になってくるということで、果たしてこれは住民の皆さんの理解が得られるのかというところが私非常に心配なんですけれども、その辺の御認識はどうでしょうか。

議長（黒宮喜四美君） 下水道課長。

下水道課長（橋村正則君） 失礼します。それでは、お答えをさせていただきます。

先ほどの料金の違いということでございますが、先の公共下水経営基本方針でも触れさせていただいておりますが、下水道処理につきましては、その経費の負担していただく大原則としまして、雨水公費、汚水私費、これの御説明をさせていただきました。これにつきましては、汚水を出される排出者の方々にそれぞれ応分の負担をしていただくという考え方でございます。これは責任を持って汚水の方も処理していただかなければいけないというようなことがもとになってございます。

当初計画は、議員も先ほど少し触れられましたが、1立方メートル当たり125円、それと受益者負担金350円というようなことで計画の策定はされておりました。しかし、それ以降、いろいろ情勢が変わりまして、市民の皆様にはその整備費に関して御負担をいただかなければならないというような状況に変わってきました。

さらには、農集排・コミプラ等の収支状況も今大変悪く、一般会計から繰り出しを多く必

要とするというような状況になってきます。その関係でいろいろ長期的に、今回、計画を見直しをさせていただいて150円という、これは税抜きでございますが、そのような料金設定をさせていただきましたので、御理解を賜りたいと存じます。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 杉浦議員。

10番（杉浦 敏君） 私、この前の一般質問で、計画自体が非常に長くなると、計画期間が平成50年までということで、それに対しまして市側から、新しいそれに沿った財政収支のシミュレーションといいますが、それは出しますということをお話を伺っていますので、事業の得られた統制といいますが、これならやっていけるなということその資料をもとにまた判断するわけでありまして、今、直接住民が払います料金について着目してお話しているわけでありまして、125円と157円、これはかなりの差があるわけでありまして、この辺の住民への周知といいますが、理解していただくためにも、午前中、大原議員の質問に対しまして、市長も住民への説明をもう一回しっかりとやっていくというお話ですので、従来、この使用料の単価がまだ決まっていなかったということで、そういうお話もきちんと市民に対してできなかったと思うんですけれども、ここで一度、この条例自体も、条例の施行が22年3月31日ということで、まだ1年以上ありますので、一度住民にこの案を提示されまして、市としてはこういうふうにやりたいということで、これは市の方針でしょうけれども、これに対する住民の意見も柔軟に聞いていくということが必要ではないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 杉浦議員にお答え申し上げます。

議員、使用料金のことでお尋ねでございますけれども、その前提といたしまして、農業集落排水事業とコンプラ事業と公共下水道事業は違うということを、しっかりとまず御認識いただきたいなあとこのように思うわけでございます。私どもとしてはそういう観点のもとに、総務省から御指示いただいております財政健全化のための一つの案として、税抜き150円ということを設定させていただいております。そういった形の中で、将来的には財政の収支計画をしっかりとやっていきたいということでございますので、御理解賜りたいと思います。

また、住民の皆様、市民の皆様に対するPRは、今後、この条例を皆さんの方で御承認いただきましたら、その暁にはしっかりとPRをしていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（黒宮喜四美君） 杉浦議員。

10番（杉浦 敏君） では、慎重に検討していただきますよう、要望といたします。

ちょっと関連で一つ質問いたしますけれども、午前中、大原議員からもお話があったんで

すけれども、下水をやりますときに宅内配管は全部自分の費用でやらなきゃいけないということで、ちょっと前にも説明がありましたときにも、例えばこの集排の実績を見ますと、団地なんかでは宅内工事が30万から80万ぐらいと、農家のちょっと広いところだと120万ぐらいかかるということで、もっとかかるのかな、結構大変なお金がかかるということで、集落排水につきましては、宅地内配管及び宅内改造費の融資という制度があるんですけれども、この融資の主な内容及びその利用状況をちょっとお知らせ願います。

議長（黒宮喜四美君） 下水道課長。

下水道課長（橋村正則君） 弥富市におきましては、農集排の関係で、現在、弥富市下水道事業宅内配管整備資金融資あっせん規則を設けさせていただいております。これにつきましては、昨年まで実績としてございました。些少ではございますけれども、償還が終わりまして、今年度実績はゼロでございます。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 杉浦議員。

10番（杉浦 敏君） 農集排の場合、昨日お伺いいたしましたら、1戸当たり70万円を限度額に、5年で返済という制度があるということで、私、ちょっと問題だと思いましたが、こういう非常にいい制度があります。それで、当然この資料にもうたってあるんですけれども、一件でも多くの人につないでほしいという市のお気持ちもあるんですけれども、これにも少しでも多くの方に早く下水道を利用してもらうことが重要であると書いてあります。しかしながら、これから公共下水が始まるわけですけれども、ひとり暮らしの方とか、なかなかこういった費用を捻出できない方も多々あると思うんですね。今のお話ですと、集排の融資あっせん制度というのは、きのう聞きましたら、利用実績は1件しかないと、ことは、今ゼロだよと言われましたけど、制度があってもなかなか使えないといいますが、どこか問題があると思うんですけれども、その辺はどのようにお考えでしょうか。

議長（黒宮喜四美君） 下水道課長。

下水道課長（橋村正則君） 制度の問題点等でございますけれども、実はこの制度、先ほど議員もおっしゃられましたけれども、1件当たり70万円を限度としております。返済期間については5年以内でございます。それで、この制度を利用させていただくに当たりまして、市の方で融資の場合に保証料がかかります。この保証料を補助させていただいております。しかしながら、融資でございますので、御本人さんが借入れをしていただいて、当然利子等も合わせてお返しをしていただかなきゃいけないということでございますので、最終的にその返済をしていただくということになりますので、その辺でなかなか御利用が少ないんじゃないかと思っております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 杉浦議員。

10番（杉浦 敏君） それで、今度公共下水が始まりまして、こういった制度をつくっ

ていかれると思うんですけども、一般市民の方が気楽に使えるといいですか、そういったものを充実させていただきたいと思っておりますけれども、一つの課題として市の方にそれを要望しておきますので、よろしく願いいたします。以上です。

議長（黒宮喜四美君） 次に安井光子議員、お願いします。

11番（安井光子君） 安井でございます。私は、議案第15号弥富市男女共同参画推進条例の制定について質問をさせていただきます。

男女共同参画社会基本法が1999年6月に施行され、10年目を迎えようとしております。基本法で義務づけられている都道府県の参画計画は、すべての都道府県で策定され、市区町村でも計画を策定した自治体は、51%と言われております。基本法は、男女の人権が尊重され、豊かで活力ある社会を実現し、女性も男性もみずからの個性を發揮しながら、生き生きと充実した生活を送ることができることを目指すものとしておりますし、21世紀の日本社会を決定する大きなかぎとなる意義を持つ、これは内閣官房長官の趣旨説明ではこのように言われております。こうして男女共同参画社会基本法がつくられました。

では、今、日本の現状を見てみますと、2007年、男女共同参画白書によりますと、日本の女性の社会参画水準は、西欧諸国のみならず、一部アジア諸国と比較しても決して高いものとは言えない。実効ある改正を求める世論と運動で、女性の募集、採用、昇進、昇格、差別の禁止、育児・介護休業法の改善は図られました。しかし、パートを含む女性の賃金は男性の5割、女性管理職は1割程度、1人目の出産で7割の女性が退職せざるを得ない、これが現状でございます。社会のあらゆる分野の中でも、とりわけ雇用、仕事、家庭生活の両立の分野での男女共同参画が著しいおくれを示していると白書は述べております。

弥富市でも今議会に条例制定の議案が提出され、弥富市の男女共同参画が推進されていくことを期待し、心からうれしく思います。この条例の基本理念に基づいて男女共同参画が、家庭、地域、学校、職場、社会のあらゆる分野で市民の皆さんのお力を大いに發揮していただくなくてはならないと思います。条例や今後策定されるプランを絵にかいたもちにすることなく、命を吹き込み、生きたプランにしていかなければなりません。

まず、1問目の質問でございます。弥富市は、今回、参画プランが市長のお話では平成22年3月までにとっております。津島市では平成14年に、愛西市は平成19年に参画プランが策定されたと聞いております。そして、津島市では15名の参画プラン策定懇話会委員が選ばれ、そのうち7名は公募で選ばれたと聞いております。私も参加させてもらったことがありますが、懇話会や講演会なども行われております。弥富市の今度の条例の第11条で定められている参画審議会委員には10人以内となっておりますが、各種団体の役員さんだけではなく、広く公募をして、よりすぐれた見識豊かな審議会委員を選んでいただきたいと思います。市長の御見解を伺います。

議長（黒宮喜四美君） 企画政策課長。

企画政策課長（伊藤邦夫君） 安井議員の御質問に私の方からお答えさせていただきます。

基本計画であります男女共同参画プランにつきましては、先ほどおっしゃられましたように、平成21年度に策定する予定をしております。審議会の設置につきましては、6月を予定しております。

なお、審議会には、先ほど言われました10名の委員を委嘱させていただく予定をしておりますが、公募委員につきましては、基本計画を策定する上でどうしても委員としてお願いしたい関係団体などの方々もありますので、その人選とあわせて検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

11番（安井光子君） 午前中の市長のお話にもございましたが、審議会とか協議会にできるだけ公募の委員を入れていきたいという御見解も述べておられました。ぜひこの男女共同参画につきましては、単発的なものではなく、ずうっと続けられていく、そしてよりすぐれた社会、男女が生き生きと暮らしていける市にするために女性の参画も進めていくというものでございますので、ぜひ公募の委員を入れていただきたいと思います。これは、ぜひ御検討ください。

二つ目の問題に移ります。市の職員の中での女性の登用率、各種審議会・協議会等の女性の登用率、それとあわせて市の女性管理職の登用率はどうなっていますでしょうか、お答えください。

議長（黒宮喜四美君） 企画政策課長。

企画政策課長（伊藤邦夫君） 私の方からは、各種審議会・協議会の委員への女性の登用状況についてお話をさせていただきますが、平成20年4月1日時点でございますが、各種審議会・協議会委員への女性の登用状況につきましては、合計14機関で17.74%になってございます。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 人事秘書課長。

人事秘書課長（村瀬美樹君） それでは、女性職員の登用率の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、職員の構成から申し上げますと、保育所の職員を除いた場合の女性の割合は31.7%でございます。

女性の登用率につきましては、管理・監督者の職であります主任級以上の職員の割合で申し上げますと、男性が120人、女性が37人でありまして、女性の割合は23.6%でございます。

次に、保育所職員を含めた全体の職員構成から申し上げますと、女性の割合は55.3%になります。女性の登用率につきましては、同様に管理・監督者の職であります主任級以上の職

員の割合で申し上げますと、男性120人、女性83人でありまして、女性の割合は40.9%でございます。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

11番（安井光子君） 弥富市の場合、全国平均から見てみますと、かなり高い数字になっているのではないかと思います。これからも大いに女性の登用を進めていただきたいと思います。

次の問題です。男女共同参画の制定に当たって市長のお考えと御決意を、ぜひお聞かせください。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 安井議員にお答え申し上げます。

大変弥富市としては他の市町村から比べますと遅くなったわけでございますが、そういった形の中で十分皆様の御意見をいただきながら、しっかりとしたプランを作成していきたいというふうに思っております。

先進市町にまさるとも劣らない、そういったようなプランを作成させていただきますので、どうぞ、また議員の皆様も御尽力賜りたいと思います。以上でございます。

11番（安井光子君） ありがとうございました。

議長（黒宮喜四美君） 次に三宮十五郎議員、お願いします。

12番（三宮十五郎君） 補正予算等に関連いたしまして、3点についてお尋ねをしたいと思います。

最初に、必要な人に必要な支援を、時代にふさわしい税・保険料などの減免制度をという問題でお尋ねいたします。

けさほども佐藤議員から滞納がふえているということで御心配がございましたし、弥富市でもこの春、3月をめどにいたしまして、新しい税や保険料等の減免制度についての御検討をいただいてまいりましたが、検討の状況などもお聞きすると、ここはもう一度きちんとお尋ねをしておいた方が、お互いの理解も深め、今の状況に対応できるのではないかとということで、まず最初の質問をさせていただきます。

少子・高齢化時代への対応ということで、消費税が約190億円ほど庶民の懐から納められました。事業所の場合は、これは自分で払わずに、お客さんからもらって払うわけですから、負担をしなくて、基本的に庶民が負担をします。ほぼ同じ時期に、法人3税がバブルの後も、しばらくしてから市場最高のもうけを続けるというような状況も結構長くありましたが、今は大変な時期になっておりますが、この間、合わせて160兆円ほど法人3税が減税に至った。あるいは、銀行なんかはバブル当時のいろんな後始末のために、今も本業のもうけからは一切税金を払っていないところがほとんどという状況の中で、本来の少子・高齢化だとか福祉

に使われない状態の中で今日を迎えているということが一つと、もう一つは、2002年以來の小泉改革によります税制の改悪、あるいは年金や保険医療制度の改悪等によりまして、この間、庶民負担が08年度にはとうとう、この間のいろんな制度を合わせますと、年間12兆円の負担増が発生していると。ここに、今回の異常な雇用問題や景気の悪化という状態に遭遇いたしまして、本当に働いていても生活保護とそんなに変わらない収入しか得られないとか、あるいは預貯金ゼロで、首を切られたその日から住むところもない、再就職の手だてもとれないというような本当に恐ろしい状態が生まれ、また10年連続で年間3万人を超える人たちがみずから命を絶つという悲惨な状態が続いており、さらに深刻な事態ということで、毎月の統計も明らかにして、今後は自殺防止を図らなきゃならんというような深刻な事態を迎えている中での問題としてお考えいただきたいと思います。

税、保険料につきましては、一般質問の安井議員の質問の中で市長が、介護保険制度については減免は、全額免除しないとか、それから一般会計から負担しないとか、3原則という内容の御答弁をされたと思いますが、実際にそれは国会答弁であってはならないと、そんなことはね。だって生活保護の人は、介護保険料や国民健康保険税に相当する分は、全額国が給付をしてもらうという仕組みですから、生活保護の人は負担をしない仕組みなんですよ。それにもかかわらず、生活保護よりも低い状態で生活をしており、同じ状態で生活をしており、人たちが全額免除を受けられないなんていうのは、法のもとでの平等を認めないことになりまして、生活保護法そのものが、ほかの法律によって救済される手だてがあるときは、全部そちらを優先してやりなさいという法律になっておりますから、そんな国の対応というのは許されんことであって、結局、国会答弁を通じて市町村がおやりになれば、それは結構です。国はお金を出しませんと言うんだから無責任な話ですよ。こういうことで、さらに地方税法では、323条と367条の二つの条文によりまして住民税の減額や免除を市町村長が定めることが決められております。

考え方の土台というのは、非常に市の担当者の方も苦労されたようですが、要するに健康で文化的な最低生活の保障というのは、生活保護基準が一つのベースですから、それ以下か、ないしはそういう負担をすれば生活保護と同等かそれに近い状態になる人たちは、基本的に減額や免除がされるということが日本の法制度の建前であって、しかも、それぞれの法律によって市町村長が必要と認めたものは減額、免除することができるというふうに分けられており、市町村が条例や規則をつくってそれを実施するということになっておるわけですが、今回も、例えば税金の問題で、地方税の問題、市民税の問題で言いますと、従来の180万円以下世帯所得ですね、働いているのが1人の場合、180万円以下というのを200万円にして、それが半分以下になった場合と言うんですが、4人家族や5人家族の場合ですと、それが生活保護基準以下なんですよ。これはそういう本来の法律の趣旨に沿っていないわ

けで、生活保護基準を下回る、あるいはそれに負担をすれば下回るか、それに近い状態になる人たちを対象とする制度に改めるということでの合意をつくっていただくことが必要ではないかと思えますし、今回、介護保険の方は、課税世帯についても本来の計算した額の半分にするとということで、従来からは一步踏み出された、あるいは愛知県下の事例で言うと、かなりいい方向の内容が決められたんじゃないかというふうに思いますが、それにしても、やっぱり考え方の土台ですね。国会の答弁でも就学援助なんかは全員が対象ではないけれども、生活保護基準の1.2倍以下というような形で対応されているようなところでは、そういう人は当然市民税の減額や免除の対象になるという国会答弁がされておりますので、そういう事例に基づいた、あるいはその法律の合理的な解釈に基づいた基準をしっかりと決めていただいて実施されるということに改めて、まだどうもそういう状況になっておりませんので、もう少し突っ込んだ御検討をいただきたいということが一つ。

それから、時間の関係がありますのであわせて質問させていただきますが、既に課税された人が、その後、いろんな事情で、もうお年寄りになって仕事がなくなって何年かたってきたとか、あるいはいろんな事情があって仕事ができなくなったとかということで所得がなくなった場合には、京都府などは、前にも申し上げたことがございますが、やはり生活保護基準を一つの目安にした滞納処分の停止をします。要するに、この人には強制取り立てはしませんということを決定すれば、あとは行政の判断ですぐにでも課税がなかったことにすることができるとし、少なくとも法律的には3年たてばその課税、そういう状態が続けばなかったことになるという、そのかわり滞納処分はしませんと、強制執行はしませんという通知を出さなきゃいかんと、この場合はね。そうすると住民の方も安心して、今の状態が続く間は、うちは税金を払わんでもいいんだということが理解できるという法律があって、京都市は府で統一基準を決めて、全府下で同じ方法でやっております。やはり収納対策というのは出せる人に出していただくと同時に、出せない人が肩身の狭い思いをして自殺をしたり、あるいは夜も寝られんというような状態にならないようにすることも納税相談の大事な仕事でありますので、特に今の時期に律儀なお年寄りや、それから中にはそんなにお年じゃなくても律儀な人たちもおりますので、本当に横着じゃなくて困っている人たちに対しては、そういう法律に基づいたきちんとした手だてをとって不良債権として残さない方法、それから払える人たちが残しておるやつについてはきちんと必要な手だてをとっていくということも、あわせてメリ張りのある収納対策をしなければ、私自身が要請したこともありまして、議会の方に回されてきます監査委員の方の月例監査のやつを毎月必ず見させていただいておりますが、特に課税最低限が上がったことや、いろんな条件が変わったことから、特別徴収の市民税なんか、今、多分91%台になる可能性が、ことしなんかの場合はあるぐらい収納率が悪くなってきていますよね。そういう中ですから、本当に対応しなきゃいかんと、それからきちん

と相談に行って納めていただく人を、やっぱり市の担当者がわかって相談に行けるようにすれば、行く人たちも大変ですので、もっと気持ちよく市民と接することができると思いますので、そういう手だてもとっていただきたいという、この二つの問題、税金と料金の問題についてお答えいただきたいと思います。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 三宮議員にお答え申し上げます。

介護保険料の問題につきましても、何とか保険料を据え置きしていきたいという形の中で、基金を取り崩しながら、それに充当するものでございます。

あるいは国民健康保険におきましても、一般会計からの繰り入れを、ことしの場合は2億1,000万ほどさせていただいております。そういった中で、保険料の問題につきましても御負担がかからないようにということで考えております。

また、その中における介護保険料、あるいは国民健康保険税における減免規定も新たに設けさせていただきました。これにつきましては、この後、担当の課長から説明をさせていただきますので、また税の滞納等につきましても、あわせてお答え申し上げていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（黒宮喜四美君） 介護高齢課長。

介護高齢課長（佐野 隆君） それでは、御質問にお答えさせていただきます。

介護保険料の減免につきましては、安井議員さんからの一般質問で答弁をさせていただいておりますので、繰り返しになるかもしれませんが、よろしく願いいたします。

今回、介護保険料の減免の見直しをさせていただきます。その内容につきましては、新たに収入基準を追加制定し、所得基準と収入基準を比較し、減免割合の大きくなる区分を適用することになります。所得基準は、前年所得362万円以下の者、収入基準は前年収入520万円以下の者で、その減少額が2分の1以上減少する場合が対象となります。これは国民健康保険税の減免とよく似ております。詳しいことは厚生文教委員会で報告をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

また、その他特別の理由により市長が認めた場合として、内規により実施しています低所得者に対する減免につきましては、見直しを行い、基準の引き上げ及び対象者の拡大をさせていただいております。よろしく願いいたします。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 保険年金課長。

保険年金課長（佐野 隆君） 失礼いたします。今回の改正につきましては、介護保険と国民健康保険との整合をとるということで、同様の考え方で進んでまいりました。先ほども介護高齢課長の方からお話しさしてもらいましたが、収入基準と所得基準と両方併用することにより、その大なる方を採用していくということで、所得基準としては前年所得を362万円

以下、収入基準としては前年収入520万円以下というようなことで、統一した考え方で進んでまいります。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 税務課長。

総務部次長兼税務課長（若山孝司君） まず、議員の方から先に言われてしまったわけですが、税の方の減免規定につきましては、議員がおっしゃったように、対象となります前年度の総所得金額を180万から200万円に見直しをいたしました。経過年数が相当あるということで、そのように所得金額を改正させていただきました。これにつきましては、また委員会の方で御審議の方を、よろしくお願ひしたいと思います。

それから地方税法の方では、私が申し上げるまでもなく、議員御承知でありましたが、295条の方で住民税の非課税の規定があります。1項において生活保護、生活扶助を受けられる方については課税をしない。2項においては、障害者、未成年者、寡婦の方については、前年度の合計所得金額が125万円以下であれば課税しない。さらに3項におきまして、これは生活保護法の規定による厚生労働大臣が定める保護の基準を参考にして市町村の条例で定めておりますが、前年の合計所得金額が28万円以下は課税しないというような規定がございまして、これらの規定によって救済がされているものと私は考えております。

それから、弥富市におきましては減免規則も整備しておりますし、滞納処分におきましても、それぞれ担税力を見て差し押さえ等を実施しておりますので、法の趣旨に沿った、また配慮をして実施いたしておるといふふうに考えております。

ただ、議員がおっしゃった通知につきましては、私どもなかなかそういう知識がなかったわけですが、20年9月から国税局のOBさんに、臨時職であります来ていただきまして、現在、その方の指導、助言を受けてやっております、今後、よくその辺を、議員御指摘のことについてはその方とも御相談して、通知が必要と考えますので、検討させていただいて実施していきたいと考えます。

それから生活保護の扶助につきましては、保護の基準に基づき、年齢や世帯人員等により扶助されますが、この金額と税法の比較は非常に難しいと考えておりました、なぜかと申しますと、収入から必要経費を差し引いた所得額で税額を算定すると、税法上の所得とこの所得との比較になりますので、本来、税額をお願ひする所得額ではなく、その前の収入額で市税減免の要否を判定することについては、幾つかの所得の種類があるわけでございまして、公平なのかどうかと疑問を感じております。以上です。

議長（黒宮喜四美君） 三宮議員。

12番（三宮十五郎君） 市でやっている制度の中で小・中学生の給食費の助成だとか、一部学用品の助成は就学援助という方法でやっておりますが、これは生活保護基準の実収入で生活保護基準の1.2倍を一つの目安に、当然そこで負担する社会保険料だとか税は除いた後

の手取りの実収入ということになるんですが、やってあって何の混乱もなく、そうめちゃくちゃふえることもなく運用されておりますので、生活保護基準というのは実収入をもとにしておりますのと、もう一つは、今税務課長がおっしゃられたように、所得と収入の間に大きい開きがありますよね。例えば、今28万円以下は税金がかからないから救済されておるだろうというふうに課長は言われたんですが、無年金でひとり暮らしの人で28万と、給料の場合で基礎控除は、パート、アルバイトだと65万ありますので93万円を超えると均等割がかかるんですよ。介護保険料は均等割がかかりますと125%になるということであって、少なくとも3万5,000円ぐらいの家賃のアパートにおれば、年間、生活保護費として受け取る費用は、間違いなく120万超えます。さらに医療費や介護保険料や、そういうのは全部免除されます。健康保険も払わなくてもいいわけですから、実際には1.2倍、1.3倍程度の暮らしは生活保護法の規定によってできる仕組みになっておるわけです。ところが、もう一方で所得ゼロの人でも、例えば65歳を過ぎますと、年金は120万までは所得ゼロですよ。それから、運よく働くところがあって65万まで働くことができれば、所得ゼロでも185万の収入が現実にある人もおるわけです。したがって、所得28万の人は救済されておるなんていうことは絶対あり得んわけですので、ここは介護保険やなんかも実態に見合った減額や免除を、まだいろいろ問題はありますが、始めておりますので、税務課の方も、もっと現実的な対応が、本来は救済されるべき人を、きちんとその全体を見て、本人の申請に基づいて審査できるような仕組みをつくって必要な対応ができるようにしなきゃならんということと、それからもう一つは、さっきの滞納処分の停止ですね。本来、負担能力がなくて払えない人については通知する制度をこれから考えていくということですので、これは不良債権をきちんと減らしていく、それから本当に払えない人たちを救済するいい仕組みだと思いますので、きちんと進めていただくことを要望して、もう一つの最後の質問に移らせていただきます。

今、非常に制度が複雑になって、したがって、その緩和や対策は、市町村長が必要と認めたものはすることができるということなんですが、国に言わせると、これはすることができるんじゃないじゃなくて、しなきゃならんことであって、市町村長の意思でやるとかやらんとかというもんじゃないんだということが行政裁判の実例なんかで、判決で示されておりますので、そういう形で市町村の責任というのは、特に今みたいな経済的に非常に不安定な中では物すごく大変になっていて、皆さんも御苦労されておるわけでございますが、早く終わりたいと思いますので事例一つだけに絞りますが、例えば障害者に対するいろんな支援がありますよね。そうすると、所得の多い人たちは、3ナンバーの自動車の取得税から、一定の条件の障害の人を持っているか、本人が障害者であれば、3ナンバーの車の自動車取得税や自動車税や、そういうのは減免になりますよね。それから、同居特別障害者がある場合は、100万ぐらいの所得控除が認められますよね。税額で大体そういう所得のかなり高い人たちは、最高

税率のところでは所得控除を受けられますので、四、五十万税金の免除が受けられます。そうすると、自動車税とそっちの関係だってすごい支援が受けられる。ところが、実際に鍋田だとか十四山の外れの方だとか、そういうところに住んでいる障害者の方だと、しかも、御本人の事情や家族の事情で車に乗れないとか、あるいは経済的な理由で車が持てない人たちは、今、弥富市から受けられる支援というのは、税金も、もちろんそういう人たちですからないんですが、あとタクシーの利用券、この前、制度が少し変えられまして、寝台のストレッチャーが使えるとか車いすが使えるやつはちょっと高くしていただいたんですが、結局、基本料金と迎え料金だけという仕組みですよ。そうすると、一方の人たちは、その自動車税やそういう関係の免除が受けられ、なおかつ何十万という税金の減額や免除が受けられるんですが、こっちの人はそういうチケットを36枚もらうだけですが、とても鍋田から、あるいは十四山の一番外れの方から海南病院に来るとかということは、本当にちょっとなかなか、よっぽどのことがない限り使えない状態ですよ。

だから、私、前から申し上げているんですが、結局、そういう住宅問題もそうなんです、そういう所得の低い人たちは、国は、都道府県や市町村の施策によって応援しなきゃいかんというふうに決められている。そこがやらなければ、結局支援が受けられない。

今回の景気対策でも、所得が一定ある人たちは、うちを買ったり、そういうことによって最高何百万というような税金の減額や免除が受けられるでしょう。本来は、実は税金を通じてもなるべく格差を少なくして、そういう救済の必要な人を救済するというのが税金の仕組みなんです、日本の場合には税金の仕組み、取った後の方が、かえって今格差が大きくなっているというか、そういうことから今時代に必要な人に対する支援の仕組みですね。差し当たって言えば、本当に車も持てないような一定の障害を持っている人たちに対する支援なんかは、割り増しの制度を設けるとか、そんなに大きい負担にならんけれども、必要な人に必要な支援ができる仕組みに、ぜひ弥富の弱者支援の仕組みを変えるような御検討を進めていただきたいと思いますが、御答弁をお願いいたします。

議長（黒宮喜四美君） 福祉課長。

福祉課長（前野幸代君） 三宮議員の自動車税の関係と、それからタクシー料金の助成との関係につきましてお答えをさせていただきたいと思います。

議員がおっしゃいましたように、自動車税とか軽自動車税の減免と、それから福祉タクシー料金の助成、両方受けてみえる方も確かにございます。これにつきましては、他の市町村を見ても、自動車税の減免を受けてみえる方は、タクシー料金助成の対象から外しておる市町村も確かにございます。今後、私の方は、これにつきましては検討をしていきたいというふうに思っております。

また、枚数というか、初乗り料金等の補助の関係でございますが、今、私も年間36枚の

利用券の交付をしております。それで、市町によっては1回に2枚か3枚までというふうに認めておる市町もあります、確かに。ただ、障害をお持ちの方々に広く外へ出ていただきたいという思いもございまして、私の方は36枚で、1回につき1枚の使用というふうにさせていただいておりますので、御理解いただきたいと思います。

議長（黒宮喜四美君） 三宮議員。

12番（三宮十五郎君） 思いは善意でなるべくということだと思んですが、実際にいろんな御事情があって、なかなか就職も思うようにできないとか、それから車も持つことができない、そういう人たちが障害が重くて海南病院まで出てくるにしても、何かの御事情で役所まで出てくるにしても、初乗り料金でここまで出てこようと思ったら本当に大変ですよ。一方で所得の多い人たちは、何十万という税金の控除も受けられる。それから、3ナンバーの自動車の取得税や自動車税の免除が受けられるということになりますと、そういう極めて限られた条件で厳しい暮らしをしておる人たちが、せめて病院に来るときだとか、何か用があって、今はだって申請制度ですから、役場へ出てこんど、電話やそういうことで済まん用事がいっぱいありますよね。そういうことから考えても、私はもう少しそういう実態に見合った、必要な人に手が届くような支援の仕組みというのをぜひ、きょう即決で御回答いただかなくても結構ですが、やっぱり市の方針として進めていくというか、そういう仕組みというのをお考えいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 三宮議員にお答え申し上げます。

私ども行政といたしましては、介護に携わる、あるいは身体に障害をお持ちの方に対して、さまざまな支援、あるいはサービスをさせていただいておるわけでございます。今日的大変厳しい社会情勢になってまいりました。そういったことを踏まえて、弱者に対するさらなる支援という方向性につきましては、今後とも検討してまいりたいというふうに思っておりますので、御理解賜りたいと思います。よろしく申し上げます。

12番（三宮十五郎君） ありがとうございました。

議長（黒宮喜四美君） 他に質疑の方はありませんか。

〔「なし」の者あり〕

議長（黒宮喜四美君） 以上で質疑を終わります。

本案31件は、お手元に配付した議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託します。

~~~~~

日程第41 議案第41号 平成20年度弥富市一般会計補正予算（第9号）

議長（黒宮喜四美君） 日程第41、議案第41号を議題とします。

服部市長に提案理由の説明を求めます。

服部市長。

市長（服部彰文君） 本日、提案申し上げ、御審議いただきます議案は、予算関係議案1件でございます。その概要につきまして御説明申し上げます。

議案第41号平成20年度弥富市一般会計補正予算（第9号）につきましては、歳出の総務費におきまして定額給付金給付事業に係る事業費6億6,800万円、民生費におきまして子育て応援特別手当に係る事業費2,520万円、教育費におきましては、小・中学校耐震補強工事等請負費及び管理委託料3億9,261万円を増額計上し、これらに対して、まず歳入といたしましては、定額給付金給付事業費補助金6億6,800万円、子育て応援特別手当交付金2,520万円、安全・安心な学校づくり交付金2億1,538万1,000円、合計9億858万1,000円の国庫補助金と学校施設整備事業債1億7,580万円などを増額計上し、また定額給付金給付事業、子育て応援特別手当支給事業、耐震補強整備事業の繰越明許費の補正を計上し、地方債の補正を計上するものであります。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（黒宮喜四美君） 議案は説明を省略させ、これより質疑に入ります。

質疑の方、ありませんか。

〔「なし」の者あり〕

議長（黒宮喜四美君） 質疑なしと認めます。

本案は、お手元に配付した議案付託表のとおり、総務委員会及び厚生文教委員会に付託します。

以上をもちまして、本日の議事日程は全部終了しましたので、本日の会議はこれにて散会します。御苦労さまでした。

~~~~~

午後3時18分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 黒宮喜四美

同 議員 炭竈ふく代

同 議員 山口敏子

平成21年 3月23日

午後 2 時00分開議

於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（18名）

1 番	堀 岡 敏 喜	2 番	炭 竈 ふく代
3 番	山 口 敏 子	4 番	小坂井 実
5 番	佐 藤 高 清	6 番	佐 藤 博
7 番	武 田 正 樹	8 番	立 松 新 治
9 番	山 本 芳 照	10番	杉 浦 敏
11番	安 井 光 子	12番	三 宮 十五郎
13番	渡 邊 昶	14番	伊 藤 正 信
15番	三 浦 義 美	16番	中 山 金 一
17番	黒 宮 喜四美	18番	大 原 功

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

4 番	小坂井 実	5 番	佐 藤 高 清
-----	-------	-----	---------

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（32名）

市 長	服 部 彰 文	副 市 長	加 藤 恒 夫
教 育 長	大 木 博 雄	総 務 部 長	下 里 博 昭
民 生 部 長 兼 福 祉 事 務 所 長	平 野 雄 二	開 発 部 長	早 川 誠
十 四 山 支 所 長	横 井 昌 明	会 計 管 理 者 長 兼 会 計 課 長	村 上 勝 美
総 務 部 次 長 兼 税 務 課 長	若 山 孝 司	民 生 部 次 長 兼 環 境 課 長	久 野 一 美
開 発 部 次 長 兼 都 市 計 画 課 長	伊 藤 敏 之	教 育 部 次 長	高 橋 忠
監 査 委 員 事 務 局 長	加 藤 重 幸	総 務 課 長	佐 藤 勝 義
人 事 秘 書 課 長	村 瀬 美 樹	企 画 政 策 課 長	伊 藤 邦 夫
防 災 安 全 課 長	服 部 正 治	市 民 課 長	山 田 進
保 険 年 金 課 長	佐 野 隆	健 康 推 進 課 長	渡 辺 安 彦
福 祉 課 長	前 野 幸 代	介 護 高 齡 課 長	佐 野 隆
児 童 課 長	山 田 英 夫	総 合 福 祉 セ ン タ ー 所 長	伊 藤 薫
十 四 山 総 合 福 祉 セ ン タ ー 所 長	鯖 戸 善 弘	農 政 課 長	石 川 敏 彦

商工労政課長	服部保巳	土木課長	三輪眞士
下水道課長	橋村正則	教育課長	服部忠昭
社会教育課長	水野進	図書館長	伊藤秀泰

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	佐藤忠	書記	柴田寿文
書記	岩田繁樹		

6. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 海部地区水防事務組合議会議員の選挙について
- 日程第3 海部地区休日診療所組合議会議員の選挙について
- 日程第4 海部南部広域事務組合議会議員の選挙について
- 日程第5 議案第1号 平成21年度弥富市一般会計予算
- 日程第6 議案第2号 平成21年度弥富市国民健康保険特別会計予算
- 日程第7 議案第3号 平成21年度弥富市老人保健特別会計予算
- 日程第8 議案第4号 平成21年度弥富市土地取得特別会計予算
- 日程第9 議案第5号 平成21年度弥富市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第10 議案第6号 平成21年度弥富市介護保険特別会計予算
- 日程第11 議案第7号 平成21年度弥富市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第12 議案第8号 平成21年度弥富市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第13 議案第9号 弥富市個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第14 議案第10号 弥富市行政財産目的外使用料条例の制定について
- 日程第15 議案第11号 弥富市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の制定について
- 日程第16 議案第12号 弥富市公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正について
- 日程第17 議案第13号 弥富市職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 日程第18 議案第14号 愛知県市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 日程第19 議案第15号 弥富市男女共同参画推進条例の制定について
- 日程第20 議案第16号 弥富市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
- 日程第21 議案第17号 弥富市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議案第18号 弥富市児童厚生施設条例の一部改正について
- 日程第23 議案第19号 弥富市児童クラブ施設条例の一部改正について

- 日程第24 議案第20号 弥富市子育て支援センター条例の一部改正について
- 日程第25 議案第21号 弥富市遺児手当支給条例の一部改正について
- 日程第26 議案第22号 弥富市国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第27 議案第23号 弥富市介護保険条例の一部改正について
- 日程第28 議案第24号 弥富市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について
- 日程第29 議案第25号 弥富市運動広場条例の一部改正について
- 日程第30 議案第26号 弥富市企業立地の促進に関する条例の一部改正について
- 日程第31 議案第27号 弥富市汚水処理施設条例の一部改正について
- 日程第32 議案第28号 弥富市下水道条例の制定について
- 日程第33 議案第29号 海部南部水道企業団規約の変更について
- 日程第34 議案第30号 市道の廃止について
- 日程第35 議案第31号 市道の認定について
- 日程第36 議案第32号 平成20年度弥富市一般会計補正予算（第7号）
- 日程第37 議案第33号 平成20年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第38 議案第34号 平成20年度弥富市老人保健特別会計補正予算（第2号）
- 日程第39 議案第35号 平成20年度弥富市土地取得特別会計補正予算（第2号）
- 日程第40 議案第36号 平成20年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第41 議案第37号 平成20年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第42 議案第38号 平成20年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第43 議案第39号 平成20年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第44 議案第41号 平成20年度弥富市一般会計補正予算（第9号）
- 日程第45 同意第1号 副市長の選任について
- 日程第46 同意第2号 教育委員会委員の任命について
- 日程第47 閉会中の継続審査について

~~~~~  
午後2時00分 開議

議長（黒宮喜四美君） ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~  
日程第1 会議録署名議員の指名

議長（黒宮喜四美君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第81条の規定により、小坂井実議員と佐藤高清議員を指名します。

~~~~~  
日程第2 海部地区水防事務組合議会議員の選挙について

議長（黒宮喜四美君） 日程第2、海部地区水防事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（黒宮喜四美君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法は、本席より指名したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（黒宮喜四美君） 異議なしと認めます。

よって、本席より指名します。

海部地区水防事務組合議会議員に、三浦義美議員、小坂井実議員、佐藤清人さんを指名します。

お諮りします。

ただいま指名した諸君を当選人とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（黒宮喜四美君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した諸君が海部地区水防事務組合議会議員に当選されました。

ただいま当選された三浦義美議員、小坂井実議員は議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知します。

また、佐藤清人さんには文書をもって通知します。

~~~~~  
日程第3 海部地区休日診療所組合議会議員の選挙について

議長（黒宮喜四美君） 日程第3、海部地区休日診療所組合議会議員の選挙を行います。  
お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（黒宮喜四美君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法は、本席より指名したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（黒宮喜四美君） 異議なしと認めます。

よって、本席より指名します。

海部地区休日診療所組合議会議員に、安井光子議員、渡邊昶議員を指名します。

お諮りします。

ただいま指名した諸君を当選人とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（黒宮喜四美君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した諸君が海部地区休日診療所組合議会議員に当選されました。

ただいま当選された諸君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知します。

~~~~~

日程第4 海部南部広域事務組合議会議員の選挙について

議長（黒宮喜四美君） 日程第4、海部南部広域事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（黒宮喜四美君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法は、本席より指名したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（黒宮喜四美君） 異議なしと認めます。

よって、本席より指名します。

海部南部広域事務組合議会議員に、安井光子議員、山本芳照議員、武田正樹議員を指名します。

お諮りします。

ただいま指名した諸君を当選人とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（黒宮喜四美君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した諸君が海部南部広域事務組合議会議員に当選されました。

ただいま当選された諸君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知します。

~~~~~

- 日程第5 議案第1号 平成21年度弥富市一般会計予算
- 日程第6 議案第2号 平成21年度弥富市国民健康保険特別会計予算
- 日程第7 議案第3号 平成21年度弥富市老人保健特別会計予算
- 日程第8 議案第4号 平成21年度弥富市土地取得特別会計予算
- 日程第9 議案第5号 平成21年度弥富市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第10 議案第6号 平成21年度弥富市介護保険特別会計予算
- 日程第11 議案第7号 平成21年度弥富市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第12 議案第8号 平成21年度弥富市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第13 議案第9号 弥富市個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第14 議案第10号 弥富市行政財産目的外使用料条例の制定について
- 日程第15 議案第11号 弥富市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の制定について
- 日程第16 議案第12号 弥富市公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正について
- 日程第17 議案第13号 弥富市職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 日程第18 議案第14号 愛知県市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 日程第19 議案第15号 弥富市男女共同参画推進条例の制定について
- 日程第20 議案第16号 弥富市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
- 日程第21 議案第17号 弥富市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議案第18号 弥富市児童厚生施設条例の一部改正について
- 日程第23 議案第19号 弥富市児童クラブ施設条例の一部改正について

- 日程第24 議案第20号 弥富市子育て支援センター条例の一部改正について  
日程第25 議案第21号 弥富市遺児手当支給条例の一部改正について  
日程第26 議案第22号 弥富市国民健康保険条例の一部改正について  
日程第27 議案第23号 弥富市介護保険条例の一部改正について  
日程第28 議案第24号 弥富市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について  
日程第29 議案第25号 弥富市運動広場条例の一部改正について  
日程第30 議案第26号 弥富市企業立地の促進に関する条例の一部改正について  
日程第31 議案第27号 弥富市汚水処理施設条例の一部改正について  
日程第32 議案第28号 弥富市下水道条例の制定について  
日程第33 議案第29号 海部南部水道企業団規約の変更について  
日程第34 議案第30号 市道の廃止について  
日程第35 議案第31号 市道の認定について  
日程第36 議案第32号 平成20年度弥富市一般会計補正予算（第7号）  
日程第37 議案第33号 平成20年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）  
日程第38 議案第34号 平成20年度弥富市老人保健特別会計補正予算（第2号）  
日程第39 議案第35号 平成20年度弥富市土地取得特別会計補正予算（第2号）  
日程第40 議案第36号 平成20年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）  
日程第41 議案第37号 平成20年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第4号）  
日程第42 議案第38号 平成20年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）  
日程第43 議案第39号 平成20年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）  
日程第44 議案第41号 平成20年度弥富市一般会計補正予算（第9号）

議長（黒宮喜四美君） この際、日程第5、議案第1号から日程第44、議案第41号まで、以上40件を一括議題とします。

本案40件に関し、審査経過の報告を、まず総務委員長、お願いします。

総務委員長（立松新治君） 8番 立松新治。総務委員会に付託されました案件は、議案第1号平成21年度弥富市一般会計予算についてほか11件であります。

本委員会は、去る3月18日に開催し、審査を行いましたので、その審査結果を御報告申し上げます。

まず、議案第1号平成21年度弥富市一般会計予算のうち当委員会所管に係る予算及び議案第4号平成21年度弥富市土地取得特別会計予算について、一括で審査をいたしました。

質疑として、巡回バスの見直しに伴う公共交通活性化方策調査業務委託料や、常勤的再雇用、嘱託職員の雇用についてなどの質疑がありました。また、討論としては、防犯灯の維持管理について、各地区の適切な管理の要望とともに賛成討論があり、2件を一括で採決の結

果、全会一致で原案を了承いたしました。

次に、議案第9号弥富市個人情報保護条例の一部改正について、議案第10号弥富市行政財産目的外使用料条例の制定について、議案第11号弥富市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の制定について、議案第12号弥富市公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正について、議案第13号弥富市職員の給与に関する条例等の一部改正について、議案第14号愛知県市町村職員退職手当組合理約の変更について、議案第15号弥富市男女共同参画推進条例の制定について、以上7件を一括審査いたしました。

質疑としては、男女共同参画審議会の委員の委嘱についてなど質疑があり、7件を一括で採決の結果、全会一致で原案を了承しました。

次に、議案第32号平成20年度弥富市一般会計補正予算（第7号）のうち当委員会所管に係る予算及び議案第35号平成20年度弥富市土地取得特別会計補正予算（第2号）、議案第41号平成20年度弥富市一般会計補正予算（第9号）のうち当委員会所管に係る予算について、3件を一括で審査をいたしました。

一般会計補正予算（第7号）は、主に年度末において予算執行後の過不足を調整するものであり、一般会計補正予算（第9号）は、定額給付金の事業費6億6,800万円を補正するもので、質疑もなく、3件を一括採決の結果、全会一致で原案を了承いたしました。

以上、総務委員会より報告を申し上げます。

議長（黒宮喜四美君） 御苦労さまでした。

次に建設経済委員長、お願いします。

建設経済委員長（中山金一君） 中山です。建設経済委員会の結果を御報告いたします。

建設経済委員会に付託されました案件は、議案第1号平成21年度弥富市一般会計予算、議案第5号平成21年度弥富市農業集落排水事業特別会計予算、議案第7号平成21年度弥富市公共下水道事業特別会計予算、議案第26号弥富市企業立地の促進に関する条例の一部改正について、議案第27号弥富市污水处理施設条例の一部改正について、議案第28号弥富市下水道条例の制定について、議案第29号海部南部水道企業団規約の変更について、議案第30号市道の廃止について、議案第31号市道の認定について、議案第32号平成20年度弥富市一般会計補正予算（第7号）、議案第36号平成20年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）、議案第38号平成20年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）、以上12議案でございます。

本委員会は、去る3月13日、市長、副市長を初め関係部課長出席のもと、欠席委員1名、委員外3名の出席のもとに開催し、審査を実施しましたので、その審査結果を御報告申し上げます。

議案第1号平成21年度弥富市一般会計予算の主な事業は、6款農林水産業費のうち農業振

興費では、19節負担金、補助及び交付金 1 億3,825万3,100円のうちその主なものは、米の転作に関連し、市単独助成事業によります生産調整対策事業費補助金1,620万円、生産調整推進対策事業集団化補助金2,380万円でございます。

農地費につきましては、15節工事請負費 1 億2,400万円、排水路改修工事の施工による農業生産基盤の整備を図るものであります。

同じく農地費のうち、19節負担金、補助及び交付金 3 億3,656万1,000円のうち9,700万円ですが、これは愛知県が施工した鍋田 2 期地区及び神場排水機場の建設工事に伴います事業負担金でございます。

また、土地改良補助金といたしまして7,311万円、これは各土地改良区が実施した排水路の整備事業等に関し補助金を交付し、農業者の負担軽減を図るものでございます。

7 款商工費のうち商工振興費では、19節負担金、補助及び交付金 3 億1,876万円のうち主なものは、企業立地指定企業交付奨励金 2 億8,330万9,000円であり、イケヤ、川崎重工等の指定区域内において進出された企業に対する交付奨励金とのことであります。

8 款土木費、道路橋梁費では、道路新設改良費のうち道路改良工事 2 億4,000万円、これは中央幹線 3 号及び芝井30号線等、道路改良工事費であるとともに、土地購入費 2 億390万円、物件移転補償金9,460万円は、中央幹線 3 号を初めとする用地取得費及びそれに伴います物件移転補償金とのことであります。

都市計画費については、1 目都市計画総務費、19節負担金、補助及び交付金1億3,819万円、近鉄弥富駅エレベーター等設置事業負担金、5 目公園費、平島中区画整理区内において防災機能を有したひので公園整備工事費 1 億2,380万円が主なものであります。

議案第 5 号平成21年度弥富市農業集落排水事業特別会計予算につきましては、予算総額 4 億8,900万円であり、十四山東部地区農業集落排水事業実施に伴うものでございます。

2 目建設費のうち工事請負費 2 億2,000万円は、十四山東部地区におけます管渠布設工事であり、3 目施設管理費 1 億2,399万円は、農業集落排水処理場 6 施設等の処理施設等管理委託及び処理施設維持補修工事が主なものであります。

次に、議案第 7 号平成21年度弥富市公共下水道事業特別会計予算でございますが、総額10 億6,700万円であり、1 目総務管理費の19節負担金、補助及び交付金の主なものは、下水道使用料システム導入負担金1,470万円、これは下水道等使用料の徴収事務を海部南部水道企業団の共同処理事務に新たに加えるためのシステム改修を愛西市とともに負担するものであります。

また、2 目建設費におきまして、15節工事請負費 7 億7,000万円は、公共下水道及び特定環境保全公共下水道の管渠の布設工事であります。なお、19節負担金、補助及び交付金 1 億1,636万円は、県が実施します流域下水道事業の建設に伴います本市の建設負担分でありま

す。

以上のように、3議案の説明を受け、審査をしました結果、3議案とも全員一致で原案を了承しました。

次に、議案第26号弥富市企業立地の促進に関する条例の一部改正につきましては、本年9月30日で効力が失効することに伴い、引き続き5年間期間延長することにより優良企業の誘致促進、雇用の促進及び財政の確保を図ることなどの説明があり、審査しました結果、全員一致で原案を了承しました。

議案第27号弥富市污水处理施設条例の一部改正について、この件につきましては、平成20年度をもって工事完了します十四山西部処理場に位置及び污水处理区域を新たに加えるものであり、審査の結果、全員一致で原案を了承しました。

次に、議案第28号弥富市下水道条例の制定につきまして、この条例は平成22年度初頭に供用開始されます公共下水道の使用に当たり、使用者の接続経費負担の軽減及び早期接続推進のため、負担金徴収をしないことを前提としまして、また総務省通達による下水道事業の健全運営を図るため、使用料を1立方メートル当たり157.5円とすることなどの説明があり、審査の結果、全員一致で原案を了承しました。

次に、議案第29号海部南部水道企業団規約の変更についての件でございます。海部南部水道企業団の共同処理する事務に新たに公共下水道等の使用料計算及び徴収に関する事務を加えるものであり、弥富市分の対応につきましては、公共下水道事業区域、農業集落排水事業区域、コミュニティ・プラント整備事業区域について、使用料徴収事務を実施していただくことに関し、企業団規約の一部を改正する説明があり、審査の結果、全員一致で原案を了承しました。

次に、議案第30号市道廃止の件、議案第31号市道認定の件についての2件を一括審査いたしました。その件につきましては、平島中区画整理事業に伴う市道の起終点の変更と開発事業に伴う市道認定等であることの説明を受け、審査の結果、全員一致で原案を了承しました。

議案第32号平成20年度弥富市一般会計補正予算（第7号）、議案第36号平成20年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）、議案第38号平成20年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の3件を一括審査しました。この3件につきましては、いずれも平成20年度予算の執行に関し、最終精査による補正であるとの説明を受け、審査の結果、全員一致で原案を了承しました。

以上で、建設経済委員会におきます審査結果報告とさせていただきます。

議長（黒宮喜四美君） 御苦労さまでした。

次に厚生文教委員長、お願いします。

厚生文教委員長（山本芳照君） 厚生文教委員会に付託されました案件は、議案第1号平成

21年度弥富市一般会計予算を初め21議案であります。

本委員会は、去る3月16日午前10時より開催し、審査を行いましたので、その審査結果を御報告申し上げます。

厚生文教委員会の中の教育部に関することにつきまして、初めに御報告をさせていただきます。

学校教育関係での主なものは、平成21年度より新規事業として、心理的、環境的、その他の要因により登校したくてもできない状態にある児童・生徒に対し、集団生活への適応能力の向上を図り、学校復帰へ向けた支援をするため、学校生活適応指導支援室、(仮称)アクティブの開設に必要な経費として285万を、また6小学校の学校給食調理業務委託料5,240万円、3中学校の学校給食調理業務委託料3,120万円の、全体で九つの小・中学校の学校給食調理業務委託料8,360万円の予算計上を、社会教育関係での主なものは、南部コミュニティセンター屋根防水改修工事、白鳥コミュニティセンター施設整備等工事として900万円を、歴史民俗資料館では13節委託料で、映像制作委託料450万円と森津の藤等管理委託料315万円及び鍋田招魂社、忠魂社跡灯笼囲い工事費120万円を、社会教育関係での主なものは、社会教育施設整備等改修工事費3,276万円を計上されたことの説明がありました。

意見・質疑等は、学校調理業務委託について、食育問題、地産地消問題を今後どのように推進していただくのか、また2中学校での図書購入費の中で、国の基準以下とのことですが、本年度の予算にどのように反映されていますか等、市民サービスの土台であります図書館に司書免許のある職員の配置を考えていただきたい旨の意見等あり、質疑があり、審査の結果、全会一致をもって原案のとおり了承いたしました。

条例議案第25号弥富市運動広場条例の一部改正の件1件を審査した結果、全会一致をもって原案のとおり了承しました。

議案第32号平成20年度弥富市一般会計補正予算(第7号)のうち教育関係に関する付託事項につきましては、小・中学校の耐震補強工事関連などであり、審査した結果、全会一致をもって原案のとおり了承しました。以上が教育関係です。

厚生に係る関係であります。

まず、議案第1号平成21年度弥富市一般会計予算から議案第8号平成21年度弥富市後期高齢者医療特別会計予算まで5議案について、それぞれ審査をいたしました。

議案第1号平成21年度弥富市一般会計予算の主なものは、弥富市福祉協議会への管理を委託しております福祉授産所指定管理料2,245万5,000円、週1回から週2回実施する移動入浴事業委託料281万円、法定外による国民健康保険特別会計繰出金2億1,000万、平成22年度から26年度の5年間の次世代育成支援地域行動計画策定業務委託料200万、市外の保育所に通所している保育所運営費委託料1億1,000万、弥生保育所用地購入4,179平米、9,200万円、

中学3年生までの医療費助成の子供医療助成費2億3,000万、週5回までの給食サービス事業委託料1,000万、シルバー人材センター運営費補助金1,250万円、6児童館、8児童クラブ、2子育て支援センターの運営管理費1億6,081万6,000円、いこいの里老人福祉センター、十四山福祉センターの運営管理費1億438万2,000円、5回から14回に拡大による妊婦健康診査委託料と県内の医療機関利用の方の妊婦健康診査費補助金、合わせて3,930万円など。議案第2号平成21年度弥富市国民健康保険特別会計予算は、歳入歳出それぞれ39億1,900万。議案第3号平成21年度弥富市老人保健特別会計予算は、平成20年度から後期高齢者医療制度に移行したため、移行前の請求漏れの医療費を支払うための費用5,600万。議案第6号平成21年度弥富市介護保険特別会計予算は、保険事業勘定18億7,050万円、弥富市直営のデーサービス事業費等の3,387万円、合計19億437万円。議案第8号平成21年度弥富市後期高齢者医療特別会計予算は、平成20年度から特別会計を創設したものであり、歳出の主なものは、広域連合納付金3億1,166万円、以上5議案をそれぞれ採決の結果、全会一致で原案を了承いたしました。

次に、議案第16号弥富市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正は、地方自治法の一部改正に伴い、条例整備をするものであります。議案第17号弥富市福祉事務所設置条例の一部改正は、社会福祉法第16条の規定により、福祉事務所の所員の定員を定めるものであります。議案第18号弥富市児童厚生施設条例の一部改正は、東部児童館を設置するものであります。議案第19号弥富市児童クラブ施設条例の一部改正は、桜西児童クラブを設置するものであります。議案第20号弥富市子育て支援センター条例の一部改正は、東部子育て支援センターを設置するものであります。議案第21号弥富市遺児手当支給条例の一部改正は、児童福祉法の一部改正に伴い、条文整備をするものであります。議案第22号弥富市国民健康保険条例の一部改正は、児童福祉法の一部改正に伴い、被保険者としなない者を定めるものであります。以上7議案を一括採決の結果、全会一致で原案を了承いたしました。

次に、議案第23号弥富市介護保険条例の一部改正は、平成21年度から平成23年度までの介護保険料基準額1ヵ月当たり3,450円(年額4万1,000円)に定めるものであります。議案第24号弥富市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定は、国庫負担による介護従事者処遇改善臨時特例交付金を平成20年度に基金として造成するため、必要な条例を制定するものであります。議案第25号弥富市運動広場条例の一部改正は、上野グラウンド及び境港多目的グラウンドを設置するものであります。以上3議案をそれぞれ採決の結果、全会一致で原案を了承いたしました。

次に、議案第32号平成20年度弥富市一般会計補正予算(第7号)、議案第33号平成20年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)、議案第34号平成20年度弥富市老人保健特別会計補正予算(第2号)、議案第37号平成20年度弥富市介護保険特別会計補正予算(第4

号)、議案第39号平成20年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)、議案第41号平成20年度弥富市一般会計補正予算(第9号)は、主に不用額の調整と子育て応援特別手当等であります。以上6議案を一括採決の結果、全会一致で原案を了承いたしました。

以上、御報告を申し上げます。

議長(黒宮喜四美君) 御苦労さまでした。

これより質疑に入ります。

質疑の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長(黒宮喜四美君) 質疑なしと認め、討論に入ります。

討論の方、ありませんか。

まず杉浦敏議員、お願いします。

10番(杉浦 敏君) 反対討論をいたします。

議案第26号弥富市企業立地の促進に関する条例の一部改正について、この条例の指定を受ける企業の条件として、一団となる土地の面積が3,000平方メートル以上というものがあります。この条件からしても、一定規模以上の大企業しか進出ができず、またそもそも進出してくる企業は港湾地域という立地条件からここを選択しているわけであり、5年間にわたる固定資産税の減免は、行き過ぎた大企業優遇措置ではないかと考えます。一般の中小企業では、全くこういった恩恵が受けられません。中小企業施策とのバランスを考えた上でも、市の行う事業として今以上の延長はすべきでないと判断をし、反対いたします。

次に、議案第28号弥富市下水道条例の制定について、反対討論をいたします。

今回の弥富市下水道条例は、平成22年4月より第1期供用開始となる公共下水道について、実際の運用、とりわけ住民が負担する下水道使用料について定めるものであります。この下水道事業そのものについて、私どもは自治体が行う事業としての妥当性、とりわけ長期にわたり市民生活に、そして市の財政運営に大きくかかわるものとしてさまざまな問題があると指摘をさせていただきましたが、いまだその問題点は払拭されるには至っておりません。

今回、市側から下水道計画の計画期間の見直し、平成50年までの延長、財政計画の大幅な見直し等が発表されたわけであり、その中身は、例えば下水道施設の減価償却の問題でも、単純に耐用年数を50年として計算しても年間5億7,000万円近くの費用の発生が予想されますが、こういった下水道の維持管理に関する問題が考慮されておらず、事業としての持続可能性に疑問を残すものとなっております。

今回の条例での最大の問題は、下水道使用料の設定であります。これも既に指摘をさせていただきましたとおり、都市計画決定されました平成14年10月には1立方当たり125円とされ、これで計画がスタートしたわけであり、今回、1立方メートル157円50銭というこ

とで、30立方使う普通の一般的な家庭の負担は月に4,725円となり、海部南部水道の水道料金と合わせますと1万円を超える毎月の負担となってまいります。市側の説明では、受益者負担は徴収しないからと言ってみえますが、使用料は永年にわたって支払うものであり、個々の市民の家計に対する影響は大変に大きなものがあると考えます。

また、以前から市民の皆さんの間では、宅内配管は自分のお金でやらなきゃならない。その上高い使用料ではとてもやっていけない、そんな声も上げられております。この使用料の問題一つとっても、まだまだ市民の合意を得るためのしっかりとした議論が尽くされているとはとても思えません。市民の声をよく聞いて行政を進めていくという立場に立つのであれば、もっと時間をかけ、市民にしっかりと説明をし、市民の疑問にしっかりと答え、その上で市としての方向を決めていく、そういうやり方が求められてくると思います。

したがって、今回、そういった市民の合意という点で必要な手だてがとられていないと判断し、この条例には反対をするものであります。

議長（黒宮喜四美君） 次に、三宮十五郎議員、お願いします。

12番（三宮十五郎君） 私は、日本共産党弥富市議団を代表いたしまして、平成21年度弥富市一般会計予算及び特別会計予算について、賛成討論を行うものでございます。

先週木曜日に市内の各小学校の卒業式が一斉に行われました。私は、地元の弥生小学校の卒業式に参加をさせていただきましたが、先生と児童、保護者の思いがしっかりと溶け合った大変温かく、素晴らしい式に参加をさせていただきました。こんな市民の皆さんと一緒にまちづくりを進めることができることを大変誇りに思い、この子供たちが安心して勉学に励み成長し、温かく受け入れられる社会をつくるために一層力を尽くさなければと、決意を新たにしていまいりました。

少子化・核家族化が進行する中で、子育て支援、保育、学校教育の充実は、早くからこの地域の皆さんの共通の願いであり、その時々市長や議会も一番力を入れてきたことですが、新年度予算では、防災対策などとあわせて、桜小のマンモス化解消のための分離校建設への準備、弥生保育所の全面改築とあわせて、すべての中学校区に子育て支援センターを設けることが明らかにされるなど、際立った取り組みとなりまして、市民の皆さんから大変歓迎をされております。

また、この議会審議を通じまして、税以外の市民に対する徴収も統括しております税務課長から、地方税法に基づく滞納処分の停止の決定を行い、市民に通知していくということの表明がございました。これは、最低生活費非課税、健康で文化的な最低生活の保障という憲法や地方税法の定めに基づいた市民の権利を具体的に保障する方向に一步踏み出したものでございます。行政が定めて徴収する下水道料も含めまして各料金等の徴収は、地方税法との定めに基づくものでございまして、今回改正されました市税、国保税、介護保険料などにつ

いても、さらに合理的な改善を進める大きな物差しの一つとなるものと確信をいたしております。

小泉改革と言われるようになってから、大企業や大資産家には年間7兆円もの新たな減税を行う一方で、税や社会保険料、医療費、教育費などの改悪で、庶民には年間12兆7,000億円もの負担増を押しつけ、国民の暮らしの安全装置が次々と壊されているときだけに、市民の暮らしと一番近い政治の場でございます市でこうした改善が行われることが、今、何よりも強く求められております。

新年度に予定されております男女共同参画推進のための基本計画策定に当たっては、市として初めての公募委員の募集についても触れられましたが、「市民とともに、市民のための市政を」という立場を一層強められるためにも、市の各種基本計画の策定段階から広く市民参加と公開を貫き、市民の皆さんの意見に一層耳を傾けてつくっていく、そういう市政運営をさらに強められることを強く期待するものでございます。

市民本位の市政運営を進める上で、財政問題についても述べさせていただきます。

旧弥富町は、平成10年前後には市の長期債務よりも積立金の方が多く、事実上債務ゼロの状態もございましたが、本年度末には一般会計と農業集落排水、公共下水道の二つの特別会計を合わせた長期債務は144億8,000万円となる見通しでございます。そのうち一般会計の52億8,000万円は、臨時財政対策債を初めとする交付税の附属分などとして借りたものであり、また下水や教育費などの債務の中にも交付税で補てんされていく仕組みがあったものがあり、全体の60%近くは交付税で補てんされる性質を持ったものでございました。その後、国の制度改正によりまして弥富市は財政力が上がり、交付税をもらえない不交付団体となったからとしまして、当面、全債務を市民の皆さんの税金で返済することになっております。

市町村の実際の財政力は、財政力指数と標準財政規模という、そのときの事業や借金などにあまり影響を受けにくい税収と、国からの交付金などの基本的な収入であらわされますが、財政力指数0.81でございました平成12年度の弥富町と財政力指数1.09の19年度弥富市の人口1人当たりの標準財政規模を比べますと、国からの補助負担金などの影響も含めて考えますと、事実上の費用はほとんど変わらないものでございます。弥富市の財政力が上がったというのは、地方に対する財政支援の基準を国が一方的に切り下げたためです。もともと、税収は国が60%、地方が40%、仕事は国が40%、地方が60%という関係にふさわしい税と財源の確保のために、地方の各団体と力を合わせ、こうした不合理の是正と、とりわけ今不況のもとで苦しんでおります地方と市民の暮らしを守るために、こうした不合理を改め、合理的なものに改めるための市長のイニシアチブの発揮を強く求めるものでございます。

次に、介護保険特別会計の問題で、一言申し上げたいと思います。

今回、私どもが介護保険制度や特別会計の問題をしつこく取り上げた最大の理由は、市町

村が、あるいは県が予算を編成して印刷をした後に国が大幅な制度の改正を行いまして、都道府県を通じて市町村に通知をしてきたことがございました。とりわけ介護認定の基準の大きな改正は、予算と市民の介護を受ける条件を大きく変更するものであります。

例えば、従来「座れる」というのは車いすに10分以上座ることができる人を「座れる」としておりましたが、今回は1分以上座っておれば「座れる」ということで、どんどん介護の必要性がないという方向にする仕組みがしっかりと導入されております。しかも、こうした決定を地方や介護を受ける人たちの代表の意見をほとんど聞かず、大きな銀行やそういうところの代表によって決められたということは、私は大変残念なことであると同時に、予算を決めて執行する、とりわけ市民と直接かかわっている地方自治体の予算編成権や、こうした事務事業に対する市民との関係を大きく損なうものでございます。

もともと3期の介護保険料も、私たちはこの3期の予算を決める直前の10月に決めたものでございますが、この計画が進められれば、従来に比べて介護の給付はかなり引き下げられるであろうという懸念をしておりました。そのことを何遍も申し上げたわけではありますが、当時、弥富町は、私たちの申し入れに対して、積立金を2,000万円取り崩して、なるべく介護保険を上げないようにするということを表明されて3年間の計画を決定されましたが、実際には2,000万円取り崩さなかったばかりか、恐らく6,000万円を超える新たな皆さんの保険料を使い残しておりまして、これが今期の介護保険事業を決めるために1億100万円を取り崩して、今回は保険料の値上げをしない、一部引き下げるということを決められました。しかし、今、国が言っているような方向でもし進められれば、一層私はこの予算や事業に大きな狂いが出、市民の皆さんと行政の信頼関係はまたまた損なわれる懸念がございます。

したがって、繰り返し申し上げてまいりましたが、ぜひこうしたやり方を根本から改めて、本当に行政と市民が力を合わせてまちづくりを進められるようにしていくためにも、こうした予算編成の後に制度の大幅な改変をするようなやり方を二度と行わないように、ぜひ市や市長から関係団体と一緒に国に申し出ていただきたい。こんなことがされるなら、統治能力そのものが喪失していると言われても仕方がない状態でありますので、何としても今後こういう事態にならないような手だてをとっていただきたいということを強くお願いをしておきたいと思っております。

次に、下水道の特別会計のことで、一言申し上げておきたいと思っております。

先日、これは建設経済委員会の審査の中で見直しの財政計画が示されましたが、従来、私どもが申し上げております、実際に水道や下水道などのこういう事業に対しては当然施設の改修というんですか、改築の費用、減価償却費という形で賄われていく、あるいは料金にそういうものも含めて算入していく仕組みになっておりますが、どういうわけか、一向にこの問題が計画時から明らかにされませんし、今回もまた明らかにされておらず、市の計画の中

では、平成65年、事業着手から52年目にその年間の収支はとんとんになり、その後は料金を引き下げることにも可能であるようなグラフも示されました。

ここで、この全体事業の収支について簡単に見てみますと、収入につきましては、国・県の補助金が106億円余り、起債が164億円余り、下水道使用料が36億9,000万円余り、一般会計の補てんが136億円余り。これに対して建設費が286億円余り、起債償還費が256億円余り、維持管理費が189億円余りとなっておりますが、考えられる設備投資に対して、最低の2%という形で減価償却費を設定しますと、何と建設費を上回る288億円もの減価償却費が考えられます。この収支を合わせますと、最終年度の平成65年にはまだ240億円余りの累積欠損があるという状態でありまして、行政としてこういう事業を行う場合は、実際の収支の状況をきちんと議会や市民に説明をしていく、粛々と進めるということを市長はおっしゃられましたが、それでは済まない問題が、予測とあまり変わらない状況であればそれはそうだと思いますが、本当に子や孫の世代に重大な負担を残す、あるいは将来財政破綻が生じるような問題がもしあるとすれば、私は英断を持って必要な見直しをしなければならぬと思いますが、いずれにいたしましても、市自身の手によりまして、将来見通しについて具体的に明らかにしていただくことは避けて通れない問題であると思います。

今回の予算には賛成をする立場でございますが、こうした問題についてきちんと解明することは、私は仮に前政権から受け継いだ問題でありまして、これは市長と議会を含めて市民に対する責務を果たすことであると思いますので、ぜひ市の責任で実際の将来負担がどうなるかということ具体的に明らかにし、そんなに問題がないことであれば、まさに市長がおっしゃられたように粛々と進めていただければいいことでございますし、大きな問題があれば、財政破綻をもし招くような懸念があるようなことでしたら、やはり市民と相談をしていただくということが避けて通れない問題であると思いますので、こうした立場を表明いたしまして、本年度につきましては全予算に賛成しているということを表明して、討論を終わらせていただきます。

議長（黒宮喜四美君） ほかに討論の方はありませんか。

小坂井議員。

4番（小坂井 実君） 小坂井でございます。

議案第26号弥富市企業立地の促進に関する条例の一部改正について、賛成討論をいたします。

現在、世界を覆う大不況に当たり、日本じゅうの自治体は税収の落ち込みにあえぐ中、自主財源確保のため、弥富市といたしまして数少ない元気のある企業をよその市町村に取られることなく、この条例改正を推進したいと思っております。企業立地の促進のため、条例の有効期限を延長する等のためであり、企業誘致により得られる効果としては、関連産業の集

積などによる地域経済の活性化、雇用機会の確保と拡大、税収の増加などがあり、安定した市税の収入確保のために極めて重要であり、必要であるため、賛成をいたします。終わります。

議長（黒宮喜四美君） ほかに討論の方はありますか。

佐藤高清議員。

5番（佐藤高清君） 5番 佐藤高清です。

議案第28号について、賛成の討論をさせていただきます。

議案第28号弥富市下水道条例の制定について、賛成討論をいたします。

この条例は、海部地域3市5町を一体として推進されております日光川下流流域下水道の一員として、弥富市において公共下水道を供用開始させるには必要な条例であります。

下水道事業は、私たちの地域の水路や河川といったような身近な生活環境や衛生環境を向上させるものであり、伊勢湾で問題となっております赤潮発生に対する水質浄化対策としても大きく貢献する重要な事業であります。また、弥富市総合計画においても、下水道整備に対する市民の方々の期待度は非常に高いものであると感じております。財政状況など大変厳しい折ではありますが、ぜひこの下水道の整備を推進していただくことを要望いたしまして、この条例制定の賛成討論とさせていただきます。

議長（黒宮喜四美君） 他に討論の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（黒宮喜四美君） これをもって討論を終結します。

これより採決に入ります。

まず、議案第1号から議案第25号までの25件を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（黒宮喜四美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号から議案第25号までの25件は原案どおり可決することに決定しました。

次に、議案第26号は原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（黒宮喜四美君） 賛成起立多数と認めます。

よって、議案第26号は原案どおり可決決定しました。

次に、議案第27号は原案どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（黒宮喜四美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第27号は原案どおり可決することに決定しました。

次に、議案第28号は原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（黒宮喜四美君） 賛成起立多数と認めます。

よって、議案第28号は原案どおり可決決定しました。

次に、議案第29号から議案第41号までの12件は原案どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（黒宮喜四美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第29号から議案第41号までの12件は原案どおり可決することに決定しました。

~~~~~

日程第45 同意第1号 副市長の選任について

議長（黒宮喜四美君） 日程第45、同意第1号を一括議題とします。

大木博雄君の退場を求めます。

〔大木博雄君 退場〕

議長（黒宮喜四美君） 服部市長に提案理由の説明を求めます。

服部市長。

市長（服部彰文君） 本日、提案を申し上げ、御審議いただきます議案は同意案件でございます。その概要につきまして御説明申し上げます。

同意第1号副市長の選任につきましては、加藤恒夫氏が平成21年4月10日任期満了のため、その後任者として、弥富市平島町東勘助36番地1、大木博雄氏を選任したいので、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求めるものでございます。

よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

議長（黒宮喜四美君） これより質疑に入ります。

質疑の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（黒宮喜四美君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

討論の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（黒宮喜四美君） 討論なしと認め、採決に入ります。

本案は同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（黒宮喜四美君） 異議なしと認めます。

よって、本案は同意することに決定しました。

大木博雄君の入場を求めます。

〔大木博雄君 入場〕

議長（黒宮喜四美君） 大木教育長から発言を求められておりますので、これより発言を許します。

大木教育長。

教育長（大木博雄君） ただいまは、御同意をいただきまして、本当にありがとうございました。

副市長という職責に、大変身の引き締まる思いがいたします。微力ではありますが、弥富市行政のために一生懸命努めさせていただきますので、どうぞ御指導のほどよろしくお願いをいたします。ありがとうございました。

~~~~~

日程第46 教育委員会委員の任命について

議長（黒宮喜四美君） 日程第46、同意第2号を議題といたします。

下里博昭君の退場を求めます。

〔下里博昭君 退場〕

議長（黒宮喜四美君） 服部市長に提案理由の説明を求めます。

服部市長。

市長（服部彰文君） 次に、同意第2号教育委員会委員の任命につきましては、弥富市鎌島六丁目23番地、下里博昭氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

議長（黒宮喜四美君） これより質疑に入ります。

質疑の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（黒宮喜四美君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

討論の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（黒宮喜四美君） 討論なしと認め、採決に入ります。

本案は同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（黒宮喜四美君） 異議なしと認めます。

よって、本案は同意することに決定しました。

下里博昭君の入場を求めます。

〔下里博昭君 入場〕

議長（黒宮喜四美君） 下里総務部長から発言を求められておりますので、これより発言を許します。

下里部長。

総務部長（下里博昭君） ただいまは、教育委員に御同意をいただきまして、まことにありがとうございました。

身に余る光栄であり、心から感謝を申し上げます。弥富市教育の発展のために、将来を担う子供たちのために、微力ではございますが、誠心誠意努める所存でございます。どうか今後とも一層の御指導・御鞭撻を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。ありがとうございました。

~~~~~

日程第47 閉会中の継続審査について

議長（黒宮喜四美君） 日程第47、閉会中の継続審査についてを議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第104条の規定により閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りします。

議会運営委員長の申し出どおり決定するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（黒宮喜四美君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長の申し出どおり決定しました。

以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了しました。

これをもって、平成21年第1回弥富市議会定例会を閉会します。大変御苦労さまでした。

~~~~~

午後3時10分 閉会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 黒宮喜四美

同 議員 小坂井 実

同 議員 佐藤 高 清